

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の 取引に係るご注意

- 本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

- 弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〕

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

早期償還条項付 他社株式株価連動 円貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面は、早期償還条項付 他社株式株価連動 円貨建て債券(以下「本債券」といいます。)のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- **本債券は、早期償還された場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象株式の終値が所定のノックイン判定水準以下となり、かつ、最終価格が行使価格未満となった場合には、満期償還金額は対象株式の株価に連動するため、損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。**
- **本債券は、対象株式の株価、対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）、金利水準の変化や本債券の発行体等または対象株式の発行会社の格付（信用状況）に対応して価格が変動すること等により、償還日前に途中売却する場合には、損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。**
- **本債券の活発な流通市場は確立されておらず、一般の債券に比べて流動性が劣ります。当社では、原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりませんので、本債券を償還日前のお客様が希望する時期に売却することが困難となる可能性及び購入時の価格を大きく下回る価格での売却となる可能性があります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。**
- **本債券を購入する場合は、取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、お客様の投資に関する知識・経験、金融資産、投資目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、ご自身のご判断と責任においてお取引を行って下さい。**

手数料など諸費用について

本債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。

金融商品市場における相場その他の指標の変動などにより損失が生じるおそれがあります。

(価格変動リスク)

- 本債券は、早期償還された場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象株式の終値が所定のノックイン判定水準以下となり、かつ、最終価格が行使価格未満となった場合には、満期償還金額は対象株式の株価に連動するため、損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。
- 本債券は、対象株式の株価、対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）、金利水準の変化や本債券の発行体等または対象株式の発行会社の格付（信用状況）に対応して価格が変動すること等により、償還日前に途中売却する場合には、損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。

【本債券の償還前の価格に影響する要因】

本債券の償還前の価格は、様々な要因に影響されます。また、これらの要因が相互に作用し、それぞれの要因を打ち消す可能性があります。

《対象株式の株価》

対象株式の株価の下落：本債券の価格は下落

対象株式の株価の上昇：本債券の価格は上昇

《対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）》

対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）の上昇：本債券の価格は下落

対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）の低下：本債券の価格は上昇

《金利》

円金利の上昇：本債券の価格は下落

円金利の低下：本債券の価格は上昇

《本債券の発行体等または対象株式の発行会社の格付》

格付の低下：本債券の価格は下落

格付の上昇：本債券の価格は上昇

債券の発行体又は元利金の支払いの保証者の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります。

(信用リスク)

本債券の発行体や、本債券の元利金の支払いを保証している者の業務、財産又は信用状況に変化が生じた場合、例えば、本債券の元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減などの悪影響を生じ、あるいは本債券の価格が下落するなどの可能性があり、その結果、お客様に損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行体の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

(流動性リスク)

本債券の活発な流通市場は確立されておらず、一般の債券に比べて流動性が劣ります。当社では、原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりませんので、本債券を償還日前のお客様が希望する時期に売却することが困難となる可能性及び購入時の価格を大きく下回る価格での売却となる可能性があります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。

(早期償還リスク)

本債券は、一定の条件が満たされた場合、その直後の利払日に早期償還される仕組みであり、それ以降は、早期償還がなされなければ受領するはずであった利金を受領することができなくなります。この場合、その償還金額をもって別の商品に投資した際に、同等の利回りを得られない可能性があります。

(その他のご留意いただきたい事項)

- 本債券は、主に対象株式にかかわるオプションを内包している商品であり、将来の対象株式の株価の水準によっては、満期償還額が対象株式の株価に連動します。ただし、満期償還額が額面金額を上回ることはないため、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。また、本債券所有期間中に、対象株式の配当金等を得ることもできません。
- 本債券にかかわる発行条件（行使価格、早期償還判定水準、ロックイン判定水準）は、本債券の国内受渡日における対象株式の終値によって決定します。このため、発行条件決定時の対象株式の株価は、お客様が本債券にかかわる投資判断を行った時の水準から、大きく乖離する可能性があります。

本債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。

本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

本債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における本債券のお取引については、以下によります。

- ・ 本債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 本債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

本債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。

- ・ 本債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 本債券の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 本債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。

- ・ 本債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 本債券の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

国外で発行される円貨建て債券については、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において有価証券(本債券を含みます。)のお取引や保護預けを行われる場合は、以下の方法によります。

- ・ 国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、確認書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行体が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

当社の概要について

商 号 等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本 店 所 在 地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
資 本 金	48,323,132,501 円(平成 29 年 9 月 30 日現在)
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和 19 年 3 月
連 絡 先	株式会社 SBI 証券カスタマーサービスセンターにご連絡ください。

固定電話 : 0120-104-214 (フリーダイヤル)

携帯電話・PTS : 0570-550-104 (有料)

※平日 8 時 00 分～18 時 00 分 (年末年始を除く)

※SBI 証券の取扱い商品・サービスの詳細・お問い合わせは、上記カスタマーサービスセンターで承ります。

SBI 証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所：〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

電話番号：株式会社 SBI 証券 カスタマーサービスセンター

固定電話：0120-104-214（フリーダイヤル）

携帯電話・PTS：0570-550-104（有料）

受付時間：平日 8 時 00 分～18 時 00 分（年末年始を除く）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

以上

2018年4月

発行登録追補目論見書
（「償還について」および「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面を含む。）



BNP PARIBAS

ビー・エヌ・ピー・パリバ
（BNPパリバ銀行）

ビー・エヌ・ピー・パリバ 2018年10月26日満期
早期償還条項付／他社株式株価連動 円建社債
（日本電産株式会社）

－ 売 出 人 －

株式会社SBI証券

ビー・エヌ・ピー・パリバ 2018年10月26日満期 早期償還条項付／他社株式株
価連動 円建社債（日本電産株式会社）（以下「本社債」といいます。）の満期償還
金額および償還時期は、本社債の要項に従い、参照株式の相場の変動により影響を受
けることがあります。詳細につきましては、「第一部 証券情報、第2 売出要項、3 売
出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」をご参照
下さい。投資家の皆様におかれましては、株式相場の変動によって本社債の償還金額
に差異が生じることを理解され、かかるリスクに耐えうる場合に限り、本社債への投
資を行われるべきです（リスク要因については「第一部 証券情報、第2 売出要項、3
売出社債に関するその他の条件等、売出社債に関するリスク要因」をご参照下さい。）。
なお、参照株式の発行会社につきましては、「第四部 保証会社等の情報」をご参照下
さい。

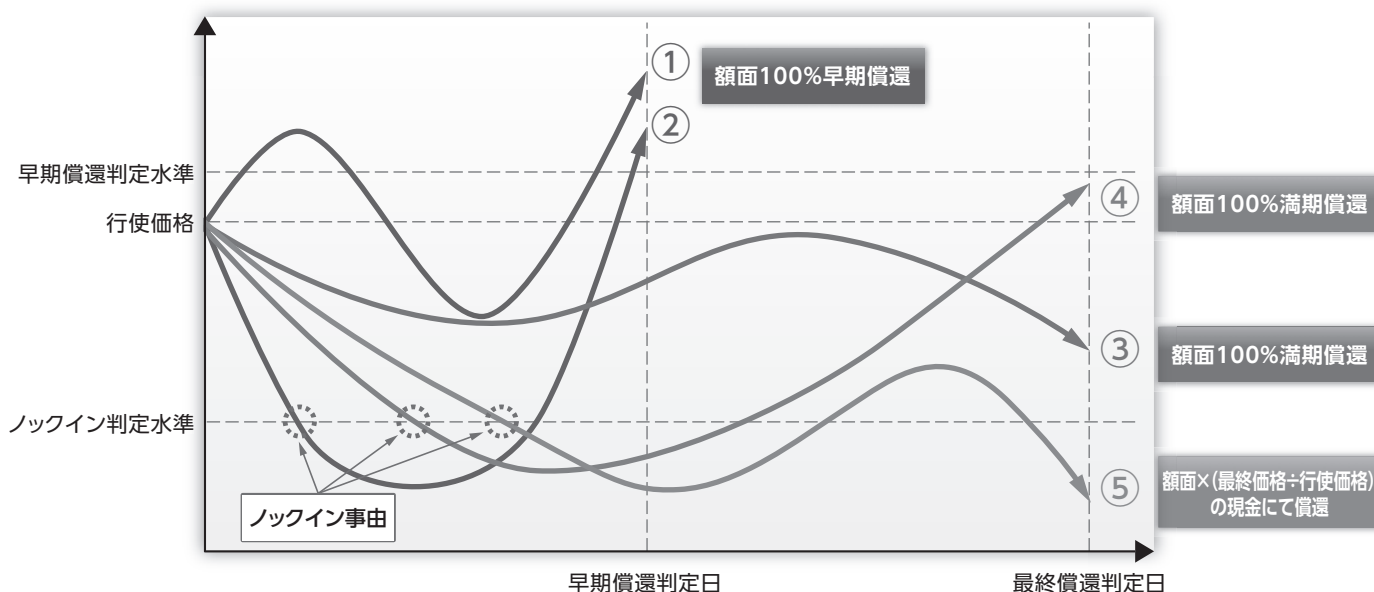
(注) 発行会社は、他の社債の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出するこ
とがありますが、かかる他の社債の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作
成および交付されますので、本目論見書には本社債の内容のみ記載しております。

この書面は、目論見書の一部を構成するものではなく、発行会社であるビー・エヌ・ピー・パリバは、この書面の正確性および完全性について、いかなる責任も負いません。

償還について

以下の記載は、本債券の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したものです。あくまで参考資料としてお読みください。

償還決定方法



①、② 額面100%で早期償還

ノックイン事由の発生の有無にかかわらず、早期償還判定日において、「対象株式終値 \geq 早期償還判定水準」の場合、額面100%で早期償還となります。

③ ノックイン事由が発生せず、満期償還を迎える

期中に一度も、対象株式終値がノックイン判定水準以下にならなければ額面100%で満期償還となります。

④ ノックイン事由が発生したが、額面100%で満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 \geq 行使価格」の場合、額面100%で満期償還となります。

⑤ ノックイン事由が発生し、額面割れで満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 $<$ 行使価格」の場合、額面金額 \times (最終価格 \div 行使価格)の現金にて満期償還となります。

※詳細については、目論見書の「社債の要項の概要」の「(2) 償還および買入れ」をご確認ください。

この書面は、目論見書の一部を構成するものではなく、発行会社であるビー・エヌ・ピー・パリバは、この書面の正確性および完全性について、いかなる責任も負いません。

最悪シナリオを想定した想定損失額

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標の変化によって生じる、本債券の想定される損失額（以下「想定損失額」といいます。）のシミュレーションです。将来における実際の損失額を示すものではありません。

1. ヒストリカルデータ

2000年1月（または対象株式の取引所上場日）以降の各日を起算日とした約半年の期間での、最大の下落率及び最大の上昇幅は以下のとおりです。

	起算日		起算日より約半年後		期中価格に悪影響を与える下落率又は上昇幅	
					下落率	上昇幅
対象株式の株価	3,900円	2008/6/20	1,670円	2008/12/19	▲57.18%	
対象株式の株価の変動率	42.80%	2008/10/1	64.24%	2009/3/31		21.44%
円金利	0.69%	2007/2/23	1.14%	2007/8/22		0.45%

出所：BloombergのデータよりSBI証券作成（2018年3月29日現在）

■対象株式の株価の変動率（ヒストリカル・ボラティリティ）：対象株式の株価の過去の変動から算出した変動率です。期間は、260日間としています。

■円金利：期間6カ月の円金利（6カ月LIBOR）を記載しております。

■対象株式の株価は下落率を、対象株式の株価の変動率（ヒストリカル・ボラティリティ）及び円金利は上昇幅を記載しております。

2. 満期償還時の想定損失額

本債券は、早期償還された場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象株式の終値が所定のノックイン判定水準以下となり、かつ、最終価格が行使価格未満となった場合には、満期償還金額は対象株式の株価に連動するため、対象株式の株価水準によっては損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、投資元本の全額が毀損するおそれがあります。

1.で示した過去の市場データにおける対象株式の株価の下落率は▲57.18%でした。最終償還判定日における、対象株式の株価の下落率を同率と想定した場合、下表に示す損失がお客様に発生します。なお、最終償還判定日に対象株式の株価が▲57.18%を超えて下落した場合、あるいは、本債券の発行体等の信用リスク要因やその他の要因により、お客様の損失がさらに拡大する可能性があります。

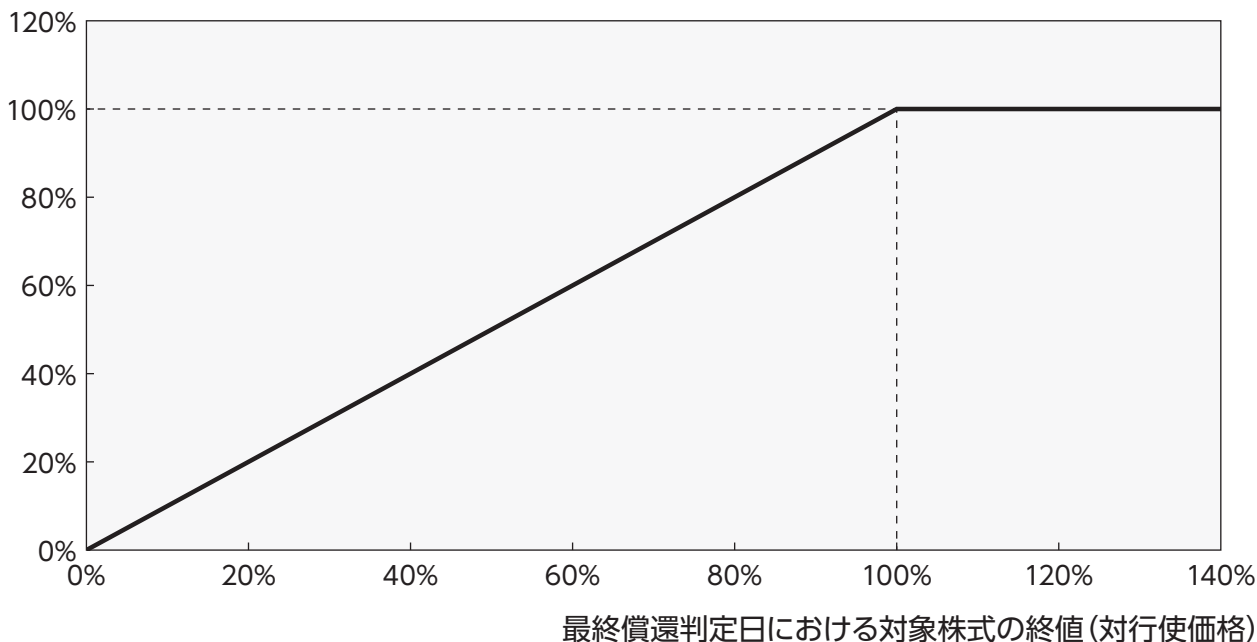
対象株式の株価の行使価格からの下落率	想定損失額(円)	実質償還金額(円)
0.00%	0	500,000
▲10.00%	▲50,000	450,000
▲20.00%	▲100,000	400,000
▲30.00%	▲150,000	350,000
▲40.00%	▲200,000	300,000
▲50.00%	▲250,000	250,000
▲57.18%	▲285,900	214,100
▲60.00%	▲300,000	200,000
▲70.00%	▲350,000	150,000
▲80.00%	▲400,000	100,000
▲90.00%	▲450,000	50,000
▲100.00%	▲500,000	0

※上記の満期償還時の想定損失額については、受取利息、税金及びその他の諸費用等は考慮しておりません。

3. 満期償還時のイメージ図(ノックイン発生時)

観察期間中に対象株式の後場終値が一度でもノックイン水準以下となった場合、満期償還額が額面金額を割り込み、損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。また、本債券の満期償還額は、額面金額の100%を超えることはありませんので、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。

満期償還額(対額面金額)



4. 流動性リスクについて

本債券の活発な流通市場は確立されておらず、一般の債券に比べて流動性が劣ります。当社では、原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりませんので、本債券を償還日前のお客様が希望する時期に売却することが困難となる可能性及び購入時の価格を大きく下回る価格での売却となる可能性があります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。

5. 中途売却時の想定損失額

下表は、1.に記載の過去の市場データを用いて、各金融指標が本債券の期中価格に悪影響を与える方向に同時に変動した場合を想定した、中途売却時の想定損失額を試算日の市場環境に基づいて試算したものです。ただし、発行体等の信用リスクや債券の流動性等を考慮し算出したものではなく、実際の売却価格とは異なります。

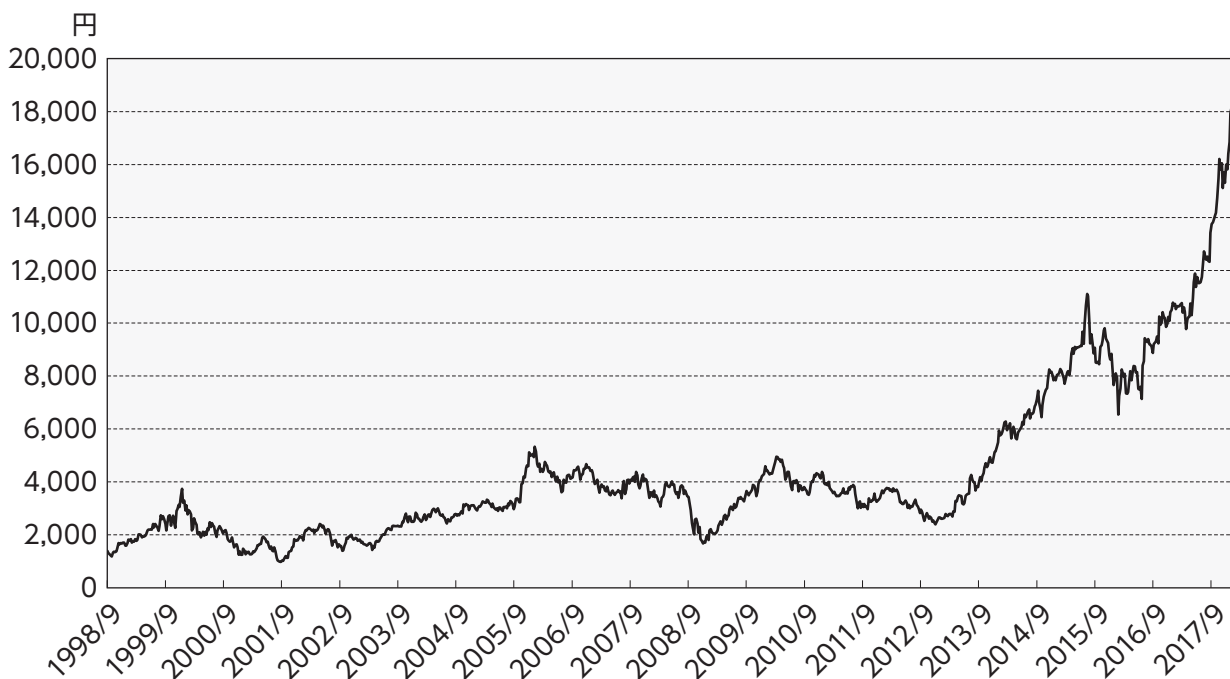
また、実際の中途売却に際し、各金融指標がより大きく変動した場合、お客様の損失はさらに拡大する可能性があります。下表の想定損失額(試算額)を上回る(額面に対して10%相当以上)可能性があります。

金融指標	金融指標の動き	下落率又は上昇幅	想定売却価格	想定損失率	想定損失額(試算額)
対象株式の株価	下落	▲57.18%	224,950円	▲55.01%	▲275,050円
対象株式の株価の予想変動率	上昇	+21.44%			
円金利	上昇	+0.45%			

- 本シミュレーションは、簡易な手法により行われたものです。前提条件の異なるもの、より精緻な手法によるものとは結果が異なる場合があります。
- 本シミュレーションは、2018年4月2日の市場環境にて計算しております。
- 試算日における想定損失であり、市場環境が変化した場合や、時間が経過して償還日までの期間が短くなった場合の想定損失額(試算額)とは異なります。
- 各金融指標の状況により、期中価格に悪影響を与える度合いや方向性が変化することがあるため、一般的に悪影響を与えるとされる方向と異なる場合があります。

6. 対象株式の株価推移

期間:1998/9/18~2018/3/29(週足)



出所: BloombergのデータよりSBI証券作成

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 30-外 2-3

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 30 年 4 月 5 日

【会社名】 ビー・エヌ・ピー・パリバ
(BNP PARIBAS)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者
(Chief Financial Officer)
ラルス・マシュニル
(Lars Machenil)

投資家向け広報および財務情報の責任者
(Head of Investor Relations and Financial Information)
ステファン・ドウ・マルニャック
(Stéphane de Marnhac)

【本店の所在の場所】 フランス国パリ市 9 区イタリア通り 16 番地
(16, boulevard des Italiens, 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴田 弘典

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1182

【事務連絡者氏名】 弁護士 船越 輝

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1197

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 3 億円

【発行登録書の内容】

提出日	平成 30 年 3 月 14 日
効力発生日	平成 30 年 3 月 22 日
有効期限	平成 32 年 3 月 21 日
発行登録番号	30-外 2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000 億円

【これまでの売出実績】
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
30-外2-1	平成30年3月28日	300,000,000円	該当事項なし	
30-外2-2	平成30年4月3日	2,195,000,000円	該当事項なし	
実績合計額		2,495,000,000円	減額総額	0円

【残額】 497,505,000,000円
 (発行予定額-実績合計額-減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】 該当事項なし。
 (発行残高の上限-実績合計額+償還総額-減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】 ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店
 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
 グラントウキョウ ノースタワー

目 次

	頁
第一部【証券情報】	1
第1【募集要項】	1
第2【売出要項】	1
1【売出有価証券】	1
2【売出しの条件】	2
3【売出社債に関するその他の条件等】	3
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	29
第3【第三者割当の場合の特記事項】	33
第二部【公開買付けに関する情報】	33
第三部【参照情報】	34
第1【参照書類】	34
第2【参照書類の補完情報】	34
第3【参照書類を縦覧に供している場所】	34
第四部【保証会社等の情報】	35
 発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項	
各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	37
 有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類	38
 事業内容の概要および主要な経営指標等の推移	216

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

(1)【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	ビー・エヌ・ピー・パリバ 2018年10月26日満期 早期償還条項付／他社株式株価連動 円建社債 (日本電産株式会社) (以下「本社債」という。)(注1)		
売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	3億円(注2)	売出価額の総額	3億円(注2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	50万円
償還期限	2018年10月26日(ロンドン時間)(注3)		
利 率	額面金額に対して 年5.00%		
売出しに係る社債 の所有者の住所および 氏名または名称	株式会社SBI証券 (以下「売出人」という。)	東京都港区六本木一丁目6番1号	
摘 要	ビー・エヌ・ピー・パリバ(以下「発行会社」という。)により発行される非劣後長期社債について下記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクより「Aa3」、S&Pグローバル・レーティングより「A」の格付がそれぞれ付与されている。本社債に関するその他の条件等については下記「3 売出社債に関するその他の条件等」を参照のこと。		

(注1) 本社債は、発行会社により、発行会社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムおよび下記注4に記載の代理人契約に基づき、2018年4月25日に発行される予定である。本社債は、ユーロ市場において募集される。本社債が金融商品取引所に上場される予定はない。

(注2) ユーロ市場で募集される本社債の券面総額は、3億円である。

(注3) 本社債は、株価終値が一定の水準を満たした場合、早期償還される。すなわち、下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ、(a)参照株式の株価の水準による期限前償還」に記載のとおり、早期償還判定日における株価終値が早期償還判定価格と同額かそれを上回った場合、額面金額で早期償還日に自動的に早期償還されることになる。

本社債が早期償還されない場合、本社債の償還は、計算代理人が、観測期間中、常に株価終値がノックイン価格を上回っていたと決定した場合は額面金額により、観測期間中のいずれかの日に株価終値がノックイン価格以下となったと決定した場合は以下の計算式に従って計算代理人により決定される金額(ただし、0円以上50万円以下の金額とし、1円未満を四捨五入する。)により、それぞれなされる。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{最終価格}}{\text{行使価格}}$$

なお、早期償還および期限前償還については下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」を参照のこと。本注記に使用されている用語は、「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要」に定義されている。

本社債の満期償還金額および早期償還の有無は、参照株式の相場(かかる相場には上下動がある。)の変動によって左右される。申込人は、株式相場の変動によるリスクおよび株式相場の変動によって本社債の償還の時期および償還額に差異が生じることを理解し、かかるリスクに耐えうる場合に限り、本社債への投資を行うべきである。

なお、リスクの詳細については、下記「3 売出社債に関するその他の条件等、売出社債に関するリスク要因」を参照のこと。また、参照株式の発行会社については下記「第四部 保証会社等の情報」を参照のこと。

(注4) 本社債は、発行会社としてのビー・エヌ・ピー・パリバ、ルクセンブルクの上場代理人、主支払代理人および名義書換代理人としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店（以下「主支払代理人」および「名義書換代理人」という。これらの用語には、主支払代理人または名義書換代理人としての承継人を含むものとする。）、登録機関としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店（以下「登録機関」という。この用語には、登録機関の承継人を含むものとする。）ならびに契約において指名されるその他の支払代理人および名義書換代理人（主支払代理人とともに、以下「支払代理人」および「名義書換代理人」という。これらの用語には、追加のまたはその承継人である支払代理人または名義書換代理人を含むものとする。）の間で2017年8月2日頃に締結された改訂書換代理人契約（以下「代理人契約」という。この用語には、随時更新または補足される代理人契約を含むものとする。）に従い、代理人契約の利益を享受して発行会社により発行される社債券（以下「本社債券」といい、この用語は、(i)包括形式により表章される本社債券（以下「包括社債券」という。）に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位（適用ある最終条件書に規定する。）、(ii)包括社債券との交換（または一部交換）により発行される確定社債券、および(iii)包括社債券を意味する。）のシリーズの1つである。主支払代理人、登録機関および名義書換代理人を総称して「代理人」という。

本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）および利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、代理人契約および適用ある最終条件書の諸条項のすべてについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要」における記載の一部は、代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。代理人契約、英文目論見書（これには最終条件書の様式を含む。）および本社債の最終条件書の写しは、当該「社債の要項の概要、3. 支払」に所定の主支払代理人の本店および支払代理人において入手することができる。

本社債権者および利札所持人は、2017年8月2日頃に発行会社により発行された改訂書換約款(Deed of Covenant)を享受する権利を有する。約款の原本は、ユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ（以下「ユーロクリア」という。）およびルクセンブルクのクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）を代表して共通預託機関により保管されている。

(注5) 本社債につき、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。

発行会社により発行される非劣後長期社債について上記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）より「Aa3」、S&P グローバル・レーティング（以下「S&P」という。）より「A」の格付がそれぞれ付与されている。これらの格付は直ちに上記に記載のプログラムに基づき発行される個別の社債に適用されるものではない。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第2号)およびS&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第5号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」のページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびS&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered)に掲載されている「格付の前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.fitchratings.com/site/japan/>)の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」セクションにある「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の100%	申込期間	2018年4月5日から 2018年4月25日まで
申込単位	50万円	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店 および各支店(注1)	受渡期日	2018年4月26日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	該当事項なし	売出しの委託契約の内容	該当事項なし

(注1) 本社債の申込および払込は、売出人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込む旨記載した申込書を

提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注2) 本社債は、欧州経済領域（以下「EEA」という。）におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。ここに「リテール投資家」とは、(i)指令2014/65/EU（以下「第2次金融商品市場指令」という。）第4(1)条第11号において定義されるリテール顧客、(ii)指令2002/92/ECにいう顧客であって、第2次金融商品市場指令第4(1)条第10号において定義される専門家顧客の資格を有していないものまたは(iii)指令2003/71/EC（その後の改正を含む。）において定義される適格投資家ではない者のいずれか（またはこれらの複数）に該当する者をいう。そのため、EEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに関して、規則(EU)1286/2014（以下「PRIIPs規則」という。）によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがってEEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。

3【売出社債に関するその他の条件等】

売出社債に関するリスク要因

本社債への投資のリターンは、参照株式の相場の動向等により影響を受ける。かかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価しうる経験豊富な投資家のみが、本社債の投資に適している。本社債への投資を予定する投資家は、本社債へ投資することが適当か否か判断する際に、主に以下のリスク要因を検討すべきである。ただし、以下の記載は本社債に含まれるすべてのリスクを網羅した完全な記載を意図したものではないことに注意を要する。

価格変動リスク

ノックイン事由が生じた場合、本社債の（満期）償還価格は、一定の算式に従って決定される。参照株式の相場の変動によっては投資元本を大きく割り込むことがある。本社債の途中売却価格は、金利動向や参照株式の相場の動向、その他の市場環境などの影響を受けて上下する。これにより投資元本を大きく割り込むことがある。

投資利回りリスク

本社債の満期償還金額が額面金額を下回る場合には、本社債の投資利回りがマイナスになる（すなわち、投資家が損失を被る）可能性がある。また、市場状況の変化により、将来、本社債よりも有利な条件の類似する社債が同一の発行会社から発行される可能性もある。

信用リスク

本社債には発行会社の信用状況の変化によるリスクがある。信用状況の変化は発行会社の経営状況もしくは財務状況の変化によって、またはこれに対する外部評価の変化によって、生じる。これにより、利払いまたは償還が当初の約束どおり行われず、当初の投資元本に欠損が生じるおそれがある。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（購入）しようとするとき、需要（供給）がないため、有価証券を希望する時期または価格で売却（購入）することが困難となるリスクである。そのため、本社債も売却希望時に直ちに売却換金することが困難な場合がある。万一途中売却される場合、発行会社の信用力または知名度や市場環境等によって売却価格が投資元本を下回ることがある。

途中売却価格に影響する要因

償還される日より前の本社債の価値および売却価格は、償還される日より前の本社債の価値および売却価格に複雑な影響を与える様々な要因に影響される。かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を有効に打ち消す可能性がある。償還される日より前の本社債の価値および売却価格は、最も有利な状況においても各本社債の当初の投資金額である額面金額を大きく上回らない可能性があることに注意する必要がある。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本社債の価値への影響を例示する。

① 参照株式の株価

一般的に、参照株式の株価の下落は本社債の価値に悪影響を及ぼすと予想され、また、参照株式の株価の上昇は、本社債の価値に良い影響を及ぼすと予想される。しかし、本社債の価値および売却価格は、参照株式の株価が行使価格を大きく上回る場合においても、各本社債につき額面金額を大きく超えない可能性がある。本社債の満期償還日が近づくにつれ、本社債の価値は参照株式の株価の変動に非常に敏感に影響される可能性がある。

② 参照株式の株価の予想変動率

参照株式の株価の予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅および頻度の基準を表す。一般的に、参照株式の株価の予想変動率の上昇は本社債の価値に悪影響を与える。参照株式の株価の予想変動率の減少は本社債の価値に良い影響を与える。しかし、かかる影響の度合いは参照株式の株価や本社債の満期償還金額または早期償還の有無が決定される早期償還判定日までの期間等によって変動する。

③ 早期償還判定日または満期償還日までの残存期間

本社債の価格は早期償還判定日の前後で変動する 경우가多く、早期償還判定日に早期償還されないことが決定した場合は本社債の価格が下落する傾向がある。

④ 配当利回りと保有コスト

一般的に、参照株式の配当利回りの上昇または参照株式の保有コストの減少は、本社債の価値に悪影響を及ぼす。逆に、参照株式の配当利回りの下落または参照株式の保有コストの増加は、本社債の価値に良い影響を与える。

⑤ 発行会社の格付

本社債の価値は、投資家による発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。通常、かかる評価は、標準的な格付機関から付与された格付により影響を受ける。発行会社に付与された格付が下落すると、本社債の価値の減少を招く可能性がある。

本社債に影響を与える市場活動

発行会社、BNPパリバ証券株式会社その他発行会社の関連会社は、通常業務の一環として、自己勘定または顧客勘定で株式現物、先物およびオプションの取引を定期的に行うことができる。発行会社、BNPパリバ証券株式会社その他発行会社の関連会社は、一般に、多数の株式現物、先物またはオプションの売買によりトレーディング・ブック上のエクスポージャーおよびオフ・バランス・ポジションをヘッジし、また、エクスポージャーの存続期間中の市況の変化に伴いヘッジを調整（増減）することがある。かかる取引、ヘッジ活動およびヘッジ活動の中止は、市場における価格、したがって、本社債の価値に影響を与える可能性がある。

税務上の取扱い

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。下記「課税上の取扱い、(2)日本国の租税」を参照のこと。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計顧問または税務顧問に相談する必要がある。

潜在的利益相反

計算代理人であるビー・エヌ・ピー・パリバ・アービトラージ・エヌエヌシーは、発行会社の関連会社である。場合によっては、発行会社の関連会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。例えば、混乱事由発生日の有無に関する計算代理人の決定やその他の計算代理人の判断に関して、そのような場合が起こりうる。ビー・エヌ・ピー・パリバ・アービトラージ・エヌエヌシーは、計算代理人としての職務を忠実に遂行し、合理的な判断を下す義務を負っているが、このような潜在的な利益相反が起こりうることに留意する必要がある。

社債の要項の概要

1. 利息

(a) 各本社債は、2018年4月26日（同日を含む。）から2018年10月26日（同日を含まない。）までの期間につきその額面金額に対し年5.00パーセントの利率による利息が発生し、額面金額50万円の各本

社債につき、2018年7月26日および2018年10月26日（以下「利払期日」という。）にそれぞれ6,250円が支払われる。

なお、利払期日が営業日でない場合には、当該利払期日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。なお、いかなる場合にも当該利払期日に支払われるべき利息の額について調整は行われない。

「営業日」とは、ロンドンおよび東京において、商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）のため開業しており、かつ欧州自動即時グロス決済システム（Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer (TARGET2) System）（以下「TARGET2システム」という。）が稼働している日をいう。

(b) 利息は、毎月30日の12ヶ月で構成される1年360日を基準として計算されるものとし、1ヶ月に満たない期間は、同基準によって計算される実際に経過した日数によるものとする。ただし、1円未満は四捨五入する。

(c) 利息は本要項第3項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。ただし、元本の支払が不当に留保または拒否された場合はこの限りでないものとし、かかる場合には、(i)当該本社債に対して支払われるべき全額および／または交付されるべき資産が当該本社債の所持人またはその代理人により受領された日、ならびに(ii)主支払代理人または当該資産を本社債権者に対し交付するために発行会社により任命された代理人が当該本社債の所持人に対し（本要項第10項に従い、または個別に）当該本社債に関して支払われるべき全額および／もしくは交付されるべき資産の受領を通知した日のいずれか早く到来した日まで（判決の前後を問わず）償還時に適用される利率による利息が引き続き発生する。

2. 償還および買入れ

(a) 参照株式の株価の水準による期限前償還

計算代理人がその単独の裁量により早期償還判定日における株価終値が早期償還判定価格以上であると決定した場合（以下「早期償還事由」という。）、各本社債は、2018年7月26日（以下「早期償還日」という。）において、額面金額に早期償還日までの利息を付して早期償還される。

「参照株式」とは、日本電産株式会社の普通株式（証券コード：6594）をいう。

「早期償還判定日」とは、早期償還日の5予定取引日前の日をいう。ただし、当該日が混乱事由発生日である場合には、下記「(b)最終償還、(E)混乱事由発生による調整」に記載の調整を受ける。

「株価終値」とは、計算代理人が決定する予定取引日における参照株式の公式な終値をいう。ただし、当該予定取引日が潜在的調整事由発生日または特別事由発生日である場合には、下記「(b)最終償還、(B)潜在的調整事由および特別事由」に記載の調整を受ける。

「早期償還判定価格」とは、参照株式につき、当初価格の105パーセントに相当する金額（小数第3位を四捨五入する。）をいう。

「当初価格」とは、当初価格決定日における株価終値をいう。

「当初価格決定日」とは、2018年4月26日をいう。ただし、当該日が混乱事由発生日である場合には、下記「(b)最終償還、(E)混乱事由発生による調整」に記載の調整を受ける。

「混乱事由発生日」とは、予定取引日のうち、本取引所が通常取引時間内に取引のため開設されなかった日または市場混乱事由が発生した日をいう。

「市場混乱事由」とは、参照株式に関して、本取引所の予定取引終了時までの1時間以内に、(i)計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により重大なものであると判断する取引混乱事由、(ii)計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により重大なものであると判断する取引所混乱事由、または(iii)取引早期終了事由が発生しまたは存在することをいう。

計算代理人は、ある特定の日が混乱事由発生日に該当した場合は、本要項第10項に基づき実行可能な限り速やかに本社債権者に対してその発生を通知するものとする。

「取引混乱事由」とは、本取引所の値幅制限を超えて価格が変動したことまたはその他の理由により、本取引所における参照株式の取引につき、本取引所その他により取引が停止されまたは取引に制限が課されることをいう。

「取引所混乱事由」とは、市場参加者による本取引所における参照株式の取引または市場価値の把握の一般的な障害となると計算代理人が判断する事由（取引早期終了事由を除く。）をいう。

「取引早期終了事由」とは、取引所営業日において、本取引所における取引が予定取引終了時よりも前に終了することをいう。ただし、(i)当該取引所営業日における本取引所の通常取引が実際に終了した時点または(ii)当該取引所営業日の予定取引終了時における執行のための本取引所のシステムにおける注文の最終受付時点のいずれか早い方の1時間以上前に、本取引所によりかかる早期終了が発表された場合には、この限りでない。

「予定取引終了時」とは、本取引所および予定取引日に関しては、かかる予定取引日における本取引所の平日の取引終了予定時刻（取引時間終了後の取引または通常取引時間外に行われるその他の取引を考慮しない。）をいう。

「計算代理人」とは、ビー・エヌ・ピー・パリバ・アービトラージ・エヌシーをいう。

「本取引所」とは、東京証券取引所、その承継の取引所もしくは取引システムまたは参照株式の取引を暫定的に取り扱う代替の取引所もしくは取引システム（ただし、かかる暫定的な代替の取引所または取引システムが、当該参照株式について、本取引所と同程度の流動性を備えていると計算代理人が判断する場合に限る。）をいう。

「取引所営業日」とは、本取引所における取引がその予定取引終了時より前に終了するか否かにかかわらず、本取引所が、通常取引のため開設する予定取引日をいう。

「予定取引日」とは、本取引所が、通常取引のため開設する予定の日をいう。

(b) 最終償還

(A) 満期における償還

本書に記載の条件により満期償還日前に償還または買入消却されない限り、本社債は、以下の規定に従い、計算代理人により決定された金額（以下「満期償還金額」という。）で満期償還日に償還される。

- (i) ノックイン事由が発生しなかった場合、本社債は、額面金額で償還されるものとする。
- (ii) ノックイン事由が発生した場合には、本社債は、以下の計算式に従って決定された金額（1円未満を四捨五入する。）で償還されるものとする。ただし、かかる満期償還金額は、0円以上50万円以下の金額とする。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{最終価格}}{\text{行使価格}}$$

「満期償還日」とは、2018年10月26日をいい、当該日が営業日でない場合には、当該満期償還日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。

「ノックイン事由」とは、観測期間中のいずれかの日（混乱事由発生日を除く。）に、株価終値が、一度でもノックイン価格以下となったと計算代理人が決定した場合をいう。

「ノックイン価格」とは、当初価格の80パーセントに相当する金額（小数第3位を四捨五入する。）をいう。

（注）売出人は、当初価格の確定後速やかに、本社債の申込みを行った投資家に対して、当初価格およびノックイン価格を通知する。

「観測期間」とは、2018年4月26日から満期償還日の5予定取引日前の日までの期間における各予定取引日をいう。

「最終価格」とは、最終評価日における株価終値をいう。

「最終評価日」とは、満期償還日の5予定取引日前の日をいう。ただし、当該日が混乱事由発生日である場合には、下記「(c)調整事由、(E)混乱事由発生による調整」に記載の調整を受ける。

「行使価格」とは、当初価格の100パーセントに相当する金額をいう。

(B) 潜在的調整事由および特別事由

(i) 潜在的調整事由

「潜在的調整事由」とは、以下のいずれかの事由をいう。

- (1) 参照株式の分割、併合もしくは種類変更（合併事由による場合を除く。）、または特別配当、資本組入れもしくは類似の発行による既存株主に対する参照株式の無償交付または株式配当。
- (2) ①参照株式、または②配当もしくは参照株式の発行会社の清算代り金につき当該参照株式の株主に対する支払と等価もしくはこれに比例して支払を受ける権利を付与するその他の株式資本もしくは有価証券、または③スピンオフもしくはその他類似の取引の結果、参照株式の発行会社が

取得もしくは(直接的もしくは間接的に)保有する他の会社の株式資本もしくはその他の有価証券、または④その他の種類の有価証券、権利もしくはワラントもしくはその他の資産の参照株式の既存株主に対する分配、発行または配当。いずれの(現金またはその他の対価による)支払の場合も、支払は計算代理人により決定される市場価格を下回る場合とする。

- (3) 計算代理人により決定される特別配当。
- (4) 全額払込済でない参照株式に関する参照株式の発行会社による払込請求。
- (5) 参照株式の発行会社またはその子会社による参照株式の買戻し(利益または資本のいずれを原資とするか、およびその買戻しの対価が現金、有価証券その他であるかを問わない。)
- (6) 参照株式の発行会社に関して、一定の事由が発生した場合に、計算代理人が決定する市場価値を下回る価格により優先株式、証書、債務証券または新株予約権を発行することを定める敵対的買収防衛策としての株主ライツプランまたはその他の取決めに従い、参照株式の発行会社の普通株式またはその他の株式資本から株主権が分配または分離される結果となる事由。
- (7) 計算代理人の判断により、参照株式の理論的価値を希釈化または増大化する効果のあるその他の事由。

「潜在的調整事由発生日」とは、計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により決定する潜在的調整事由が参照株式の発行会社により発表された日をいう。

参照株式の発行会社により潜在的調整事由の条件が発表された後、計算代理人は、誠実かつ商業的に合理的な方法により参照株式の理論的価値を希釈化または増大化する効果とその潜在的調整事由にあるかどうかを判断する。その場合、計算代理人は(i)希釈化または増大化する効果を反映させるために適切であると誠実かつ商業的に合理的な方法により判断する参照株式および/もしくはその計算に関連するその他の変数ならびに/または本要項のその他の条件に対してなすべき相応の調整(もしあれば)を計算する(ただし、参照株式に関するボラティリティ、予想配当率、貸株料率または流動性の変更に対応するためだけの調整は行われぬ。)ものとし、かつ(ii)その調整の発効日を決定するものとする。計算代理人は、オプションの取引所において参照株式に関して取引されるオプションについて当該取引所が行う当該潜在的調整事由に関する調整を参照して、適切な調整を決定することができる(ただし、義務ではない。)

計算代理人がこれらの調整を行う際、計算代理人は、本要項第10項に従い本社債権者に対し、参照株式および/もしくはその計算に関連するその他の変数ならびに/または本要項のその他の条件に対する調整を記載し、潜在的調整事由の概要および潜在的調整事由発生日を説明した通知を、実行可能な限り速やかに行うものとする。

(ii) 特別事由

- (ア) 上場廃止、破産、合併事由または国有化の発生は特別事由とみなされ、下記(イ)に記載の手続が実施される。

「上場廃止」とは、参照株式に関し、本取引所の規則に従い、かかる参照株式の本取引所における上場、取引または相場形成が何らかの理由（合併事由を除く。）で停止された（または停止される）ことおよびその後本取引所の管轄区域にある他の類似のいかなる証券取引所または取引システムにおいても上場、取引または相場形成が行われないことを本取引所が発表することをいう。

「破産」とは、参照株式の発行会社の自主的もしくは強制的な清算、倒産、破産、解散もしくは閉鎖、または参照株式の発行会社に影響する類似の手続により、（1）当該参照株式の発行会社のすべての株式を管財人、清算人またはその他の類似の公職者に対して譲渡することを要求される場合、または（2）参照株式の株主が法律上その保有する株式の譲渡を禁止される場合をいう。

「合併事由」とは、参照株式に関し、（1）すべての発行済の参照株式の他の法人もしくは個人への譲渡もしくは取消不能の譲渡約定を伴う参照株式の種類変更もしくは変更、（2）参照株式の発行会社と他の法人もしくは個人との新設合併、吸収合併もしくは拘束力のある株式交換（参照株式の発行会社が存続会社であり、参照株式の発行会社のすべての発行済株式の種類変更または変更を生じない新設合併、吸収合併もしくは拘束力のある株式交換の場合を除く。）、（3）参照株式の発行会社の株式（他の法人もしくは個人により所有もしくは支配されている株式を除く。）の譲渡もしくは取消不能の譲渡約定を伴う他の法人もしくは個人による買入れもしくはその他の方法による参照株式の発行会社の発行済株式の 100 パーセントを取得するための買収の申し出、公開買付、エクステンジ・オファー、勧誘、提案もしくはその他の事由、または（4）参照株式の発行会社もしくはその子会社と他の法人との新設合併、吸収合併または拘束力のある株式交換で、参照株式の発行会社が存続会社であり、参照株式の発行会社のすべての発行済株式の種類変更または変更を生じず、かかる事由の直前の発行済株式（当該他の法人により所有または支配されている株式を除く。）の数が、かかる事由の直後の発行済株式の数の 50 パーセント未満となる新設合併、吸収合併または拘束力のある株式交換を意味し、いずれの場合も関連する特別事由発生日が満期償還日以前となる場合に限るものとする。

「特別事由発生日」とは、特別事由が発生したと計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により決定した日をいう。

「国有化」とは、参照株式の発行会社のすべての株式または参照株式の発行会社のすべての資産もしくは実質的にすべての資産を、国有化、収用またはその他の方法で政府関係機関、政府当局、政府関係法人もしくはその補助機関に譲渡することをいう。

（イ）特別事由発生時の手続

参照株式に関して、特別事由が生じた場合は、発行会社は、以下の（1）、（2）または（3）に記載する手続を行うことができる。

- （1）関連する特別事由を反映させるために適切であると判断する参照株式および／もしくはその計算に関連するその他の変数ならびに／または本要項のその他の条件に対してなすべき適切な調整

(もしあれば)を、計算代理人に誠実かつ商業的に合理的な方法により決定させ、かつ、その調整の発効日を決定させる。適切な調整には、参照株式または本社債に関するボラティリティ、予想配当率、貸株料率もしくは流動性の変更に対応するための調整が含まれることがあるが、これらに限られない。計算代理人は、オプションの取引所において参照株式に関して取引されるオプションについて当該取引所が行う関連する特別事由に関する調整を参照して、適切な調整を決定することができる(ただし、義務ではない。)

(2) 本要項第 10 項に従い本社債権者に対する通知を行ったうえ、本社債の全部(一部のみは不可。)を、関連する特別事由を考慮した各本社債の公正市場価格から、関連の原資となるヘッジ取引の解消のため発行会社またはその関連会社に生じた費用を差し引いた額(これらはすべて計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により決定するものとする。)に相当する金額で償還する。かかる償還金額の支払は、本要項第 10 項に従って本社債権者に対して通知された方法によるものとする。

(3) 発行会社が単独の裁量により選択する取引所または取引システム(以下「オプション取引所」という。)において取引される参照株式に関するオプションの決済条件の調整後、参照株式および/もしくはその計算に関連するその他の変数ならびに/または本要項のその他の条件に対してなすべき相応の調整を計算代理人に行わせる(かかる調整は、オプション取引所による相応の調整の発効日として計算代理人が決定する日において、効力が発生するものとする。)。オプション取引所において参照株式に関するオプションが取引されない場合には、オプションがオプション取引所において取引された場合にオプション取引所による調整が行われると計算代理人が判断する関連する特別事由を考慮するために、計算代理人は、誠実かつ商業的に合理的な方法により、オプション取引所が設定する規則および先例(もしあれば)を参照して、参照株式および/もしくはその計算に関連するその他の変数ならびに/または本要項のその他の条件に対してなすべき適切な調整(もしあれば)を行うものとする。

「関連会社」とは、ある法人(以下「当該法人」という。)により直接的もしくは間接的に支配されている法人、当該法人を直接的もしくは間接的に支配している法人または当該法人と直接的もしくは間接的に共通の支配下にある法人をいう。「支配」とは、ある法人の議決権の過半数を保有することをいう。

(iii) 株式の発行会社に関して、関連性がなく、本(イ)に従うと異なる結果が導かれる複数の特別事由が生じた場合と計算代理人が決定した場合は、計算代理人は、かかる特別事由および手続のいずれが適用されるかを、誠実かつ商業的に合理的な方法により決定するものとする。

(iv) 特別事由が生じ、上記の規定に基づく調整が必要と計算代理人が判断した場合、計算代理人は、発行会社に対して、実行可能な限り速やかにこれを通知し、また、本要項第 10 項に従って、それぞ

れの場合に応じ、特別事由の発生およびその詳細ならびにかかる特別事由の発生に伴いとるべき行動を本社債権者に対して実行可能な限り速やかに通知するものとする。

(C) 株価の訂正

満期償還日の3営業日前の日より後に訂正が公表された場合を除き、ある特定の日に公表され、最終償還額を決定するために計算代理人が使用する株価が同日より後に訂正され、株価が当初公表された日から参照株式の株価の訂正期間に相当する日数以内にかかる訂正が本取引所により公表された場合、訂正された当該株価を計算代理人が使用する株価とする。満期償還日の3営業日前の日より後に公表された訂正については、最終償還額の決定において、計算代理人によりなかったものとしてみなされる。

「参照株式の株価の訂正期間」とは、1決済周期をいう。

「決済周期」とは、参照株式に関して、本取引所において、かかる本取引所の規則に従った決済に通常要する決済機関営業日の日数をいう。

「決済機関」とは、参照株式の取引の決済に通常使用される主要な国内の決済機関をいう。

「決済機関営業日」とは、決済機関が決済指示の受領および実行のために開業している日（または決済機関が参照株式の譲渡の決済を行うことができない結果を招く事象がなければ開業していたであろう日）をいう。

(D) 追加混乱事由

(i) 追加混乱事由が発生した場合、発行会社は、下記(1)または(2)の行為を行うことができる。

(1) 計算代理人に対して、誠実かつ商業的に合理的な方法により、追加混乱事由の発生に対応するための参照株式および／もしくはその計算に関連するその他の変数ならびに／または本要項のその他の条件の適切な調整ならびにかかる調整の発効日の決定を行うように要求する。

(2) 本要項第10項に従って本社債権者に対する通知を行うことにより、本社債を償還する。本社債が償還された場合、発行会社は、各本社債権者に対して、追加混乱事由を考慮した本社債の公正市場価格から発行会社または発行会社の関連会社が負担するヘッジ取引に係る費用を差し引いた金額（計算代理人により誠実かつ商業的に合理的な方法により決定される。）を支払うものとする。かかる支払は、本要項第10項に従って本社債権者に対して通知された方法によるものとする。

(ii) 追加混乱事由が発生し、上記の規定に基づく調整が必要と計算代理人が判断した場合、計算代理人は、発行会社に対して、実行可能な限り速やかにこれを通知し、また、本要項第10項に従って、追加混乱事由の発生およびその詳細ならびにかかる追加混乱事由の発生に伴いとるべき行動を本社債権者に対して実行可能な限り速やかに通知するものとする。

「追加混乱事由」とは、法令変更およびヘッジ混乱事由をいう。

「法令変更」とは、発行日以後に、(A)適用ある法令の採択もしくは変更（税法、支払能力もしくは資本の要件を含むが、これらに限られない。）により、または(B)適用ある法令の公布もしくは

は管轄権を有する裁判所、裁決機関もしくは規制当局による適用ある法令の解釈の変更（税務当局または金融当局による措置を含む。）により、もしくは複数回発生する場合はこれらの相乗効果により、発行会社が誠実かつ商業的に合理的な方法により以下のとおり決定することをいう。

(a) 発行会社またはその関連会社による参照株式に関連するヘッジポジションの保有、取得または処分が違法となったこと。

(b) 発行会社またはその関連会社が、発行済みの本社債についてまたは参照株式に関連するヘッジポジションの保有、取得もしくは処分において、費用の著しい増加（租税、支払能力、規制または資本の要件に関連する費用を含むが、これらに限られない。）を被ることとなること。

「ヘッジ混乱事由」とは、発行会社および／またはその関連会社が、商業的に合理的な努力を行ったにもかかわらず、(A)発行会社が本社債を発行し本社債に関する義務を履行するにあたっての株価リスクもしくはその他の価格リスク（通貨リスクを含むが、これに限られない。）をヘッジするために必要とみなす取引、資産もしくは先物取引もしくはオプション取引の取得、設定、再設定、代替、維持、解消もしくは処分を行うことができないこと、または(B)かかる取引、資産もしくは先物取引もしくはオプション取引による収益もしくは参照株式に関連するヘッジポジションによる収益の自由な実現、回収、送金、受領、本国送金もしくは移転を行うことができないことをいう。

(E) 混乱事由発生による調整

評価日が混乱事由発生日に該当した場合には、混乱事由発生日でなければ評価日となるはずであった日の直後の2連続予定取引日の各日が混乱事由発生日である場合を除き、混乱事由発生日に該当した日の直後に最初に到来する混乱事由発生日に該当しない予定取引日が評価日になるものとする。混乱事由発生日でなければ評価日となるはずであった日の直後の2連続予定取引日の各日が混乱事由発生日である場合、(i)連続する予定取引日の最終日が混乱事由発生日であるにもかかわらず、かかる最終日が評価日であるとみなされ、また、(ii)計算代理人は、かかる連続する予定取引日の最終日の評価時刻における誠実に推定される株価終値を用いて、株価終値を決定するものとする。

「評価日」とは、当初価格決定日、早期償還判定日および最終評価日をいう。

「評価時刻」とは、予定取引終了時をいう。

(c) 税務上の理由による償還

(A) 発行会社がフランスまたはその当局もしくはその領域内の法律もしくは規則の変更または公的解釈もしくは適用の変更の結果、本要項第5項に定める追加額を支払うことを要求される場合は、発行会社は、その選択により、（本要項第10項に従い）本社債権者に対し30日以上45日前までに通知することにより（ただし、この通知は取消不能とする。）、期限前償還金額（以下に定義される。）に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部（一部のみは不可。）を償還することができる。ただし、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が当該税金を源泉徴収することなく支払を行うことのできる直近の日よりも前であってはならない。

(B) 本要項第 5 項に定める発行会社による追加額支払の約束にかかわらず、本社債に関する支払期日において、フランス法により発行会社がかかる支払を行うことが許容されない場合には、発行会社は、主支払代理人に事前に通知し、また、（本要項第 10 項に従い）本社債権者に対し 7 日以上 45 日前までに通知することにより、期限前償還金額に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部（一部のみは不可。）を償還することができる。ただし、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が本社債に関して支払われるべき額の全額を支払うことができる直近の日よりも前であってはならず、また、かかる直近の日が既に経過している場合には、その日より後のできる限り早い日でなければならない。

(d) 期限前償還

上記(c)および本要項第 6 項において、各本社債は、計算代理人が本社債の公正市場価格から関連費用を控除して決定する金額（以下「期限前償還金額」という。）に償還の日として定められた日または（場合により）本社債が支払われるべきものとなった日（いずれも同日を含まない。）までの利息を付して償還されるものとする。

1 年未満の期間につきこのような計算が行われる場合には、毎月 30 日の 12 ヶ月で構成される 1 年 360 日を基準として計算されるものとし、1 ヶ月に満たない期間は、実際に経過した日数によるものとする。

(e) 買入れ

発行会社は、いつでも、公開市場またはその他においていかなる価格にても本社債（ならびにそれに付された期日未到来の利札）を買入れることができる。

発行会社は、買入れた本社債を、適用ある法律および規則に従い保有および再販売するか、または消却することができる。

(f) 消却

償還されたすべての本社債または消却することを前提に発行会社により買入れられたすべての本社債（および確定社債券の場合は、それとともに呈示されたすべての期日未到来の利札）は直ちに消却されるものとし、その後は再発行または再販売されないものとする。

3. 支払

確定社債券に関する元本および（もしあれば）利息の支払は（以下の規定に従い）当該本社債券または（場合により）利札の支払代理人の所定の事務所への呈示または提出に対して行われるものとする。本社債に関するすべての利息および元本の支払は、米国（本要項において、この用語はアメリカ合衆国（州およびコロンビア地区およびその領地）を意味する。）外における当該本社債または利札の呈示または提出に対してのみ行われる。本社債に関する支払は、米国内の住所への郵便または米国内の所持人の維持する口座への送金の方法では行われない。

確定社債券に関する支払は（以下の規定に従い）所持人を受取人とする指定通貨の小切手、または所持人の選択により、および主支払代理人への 15 日前の通知により、支払受領者が指定通貨の国の主要金融センターにおける銀行に保有する指定通貨の口座への送金により行われる。

元本、利息等の支払をなすべき日の 2 営業日前に、当該日における指定通貨での支払を違法または不可能とする事由が生じていると計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により決定した場合には、発行会社は、本社債権者に対し可能な限り速やかに通知した上で、指定通貨による支払の延期または米ドルでの支払を行う。

包括社債券により表章される本社債に関する元本および（もしあれば）利息の支払は、上記に特定した方法、およびその他当該包括社債券に特定される方法にて、当該包括社債券の米国外の支払代理人の所定の事務所への呈示または（場合により）提出に対して行われる。当該包括社債券に対してなされた各支払の元本の支払と利息の支払を区別した記録は、支払のために当該包括社債券の呈示を受けた支払代理人により、当該包括社債券に対して記録され、その記録は当該支払がなされたことの一応の証拠となるものとする。

該当する包括社債券の所持人は、その包括社債券により表章される本社債に関して支払を受領する権利を有する唯一の者であり、発行会社は、当該包括社債券の所持人またはその指定する者への支払により、支払われた各金額につき支払義務を免れる。本社債の特定の額面金額の所持人として、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿に記載されている者は、それぞれの場合に応じ、発行会社から当該包括社債券の所持人またはその指定する者に対し支払われた各支払の各自の割当分について、専らユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ請求しなければならない。当該包括社債券の所持人以外のいかなる者も、その包括社債券に対して行われるべき支払に関して発行会社に対しいかなる請求権も有しないものとする。

本社債券の償還される日において、これらの本社債券に関連するすべての期日未到来の利札は（添付の有無を問わず）無効となり、これらに関して支払はなされない。本社債券がそれらに付されたすべての期日未到来の利札を添えることなく償還のため呈示された場合は、これらの本社債券に関連して支払われるすべての金員の支払は、発行会社の補償の提供と引換えにのみ行われるものとする。

いずれかの本社債券または利札に関する金員の支払期日が、支払日でない場合は、これらの所持人はその直後の支払日まで、支払われるべき金員の支払を受ける権利を有しないものとし、その遅延に関してはいかなる利息その他の金員の支払を受ける権利も有しないものとする。

本要項において、「支払日」とは、該当する呈示の場所ならびにロンドンおよび東京において、（本要項第 7 項に従うことを条件として）商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）のため開業しており、かつ TARGET2 システムが稼働している日を意味する。

利払期日、早期償還日または満期償還日（以下「支払予定日」という。）において本社債に関して支払われるべき金額（元本、利息その他）が、ある参照指標の評価数値を参照して算出することにより決定される場合で、かつ、かかる評価を行う日が支払予定日の2営業日前の日より後の日（以下「延期日」という。）に延期された場合には、利払期日、早期償還日または満期償還日は、延期日の2営業日後の日に延期されるものとし、かかる延期に関してはいかなる利息その他の金員も支払われないものとする。

当初の主支払代理人およびその他の当初の支払代理人の名称およびこれらの所定事務所は以下に記載するとおりである。

主支払代理人

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店

(BNP Paribas Securities Services, Luxembourg Branch)

ルクセンブルク、ルクセンブルク市 1855、J・F・ケネディ通り 60

(60, avenue J.F. Kennedy, 1855 Luxembourg, Luxembourg)

その他の支払代理人

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ

(BNP Paribas Securities Services)

フランス、パンタン 93500、デバルカデール通り 9 番地、レ・グラン・ムーラン・ド・パンタン

(Les Grands Moulins de Pantin, 9, rue du Débarcadère, 93500 Pantin, France)

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、香港支店

(BNP Paribas Securities Services, Hong Kong Branch)

香港、クォーリー・ベイ、キングス・ロード 979、タイクー・ブレイス、PCCW タワー 21 階

(21/F, PCCW Tower, Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong)

発行会社は、支払代理人のいずれも随時変更または解任し、追加のまたは別の支払代理人を任命し、および／またはいずれかの支払代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有するものとするが、以下を条件とする。

- (i) 常に主支払代理人および登録機関が存在すること。
- (ii) 発行会社の属する法域以外のヨーロッパ大陸内の法域に常に支払代理人が存在すること。

いかなる変更、解任、任命または所定の事務所の変更も 30 日以上 45 日以内の事前通知が本要項第 10 項に従い本社債権者に対して行われた後にのみ効力を生ずるものとする（ただし、支払不能の場合を除くものとし、その場合は直ちに効力を生ずる。）。

本社債に関する支払は、常に(i)支払場所において適用される（本要項第 5 項の規定に影響しない）財務またはその他の法律および規則、(ii)1986 年米国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第 871 条(m)に従い要求される源泉徴収または控除ならびに(iii)内国歳入法第 1471 条(b)に記載の契約に従い要求されるか、または内国歳入法第 1471 条から第 1474 条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する（本要項第 5 項の規定に影響しない）法律に従って課される源泉徴収または控除に従うものとする。

さらに、発行会社は、本社債に関して支払われる金額に関して内国歳入法第 871 条(m)に従い要求される源泉徴収または控除の金額を決定する際に、「配当同等物」（内国歳入法第 871 条(m)において定義される。）の支払金額の 30 パーセントに相当する金額を源泉徴収することができるものとする。

4. 本社債の地位

本社債は上位優先債務であり、本社債および（該当する場合は）関連する利札は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ上位の債務であり、現在および将来も常に以下の優先順位となる。

- (a) 相互間で、また他の上位優先債務との間において、同順位である。
- (b) 非上位優先債務に優先する。
- (c) 他の例外的に優先権を与えられる現在および将来の請求権に係る債務に劣後する。

適用ある法律に従い、発行会社の任意清算もしくは裁判上の清算 (*liquidation amiable ou liquidation judiciaire*)、破産手続または発行会社に影響を及ぼすその他の類似の手続が行われた場合、本社債に基づく本社債権者の支払を受ける権利に係る債務は、(i)他の例外的に優先権を与えられる現在および将来の請求権に係る債務に劣後し、また、(ii)非上位優先債務に優先する。

「上位優先債務」とは、フランス通貨金融法典の L. 613-30-3-I-3 条に記載される債務の範囲に含まれるかまたは含まれるものと表示される発行会社のすべての優先債務（本社債を含む。）または発行会社により発行されるその他の証券をいう。

「非上位優先債務」とは、フランス通貨金融法典の L. 613-30-3-I-4 条に記載される債務の範囲に含まれるかまたは含まれるものと表示される発行会社のすべての優先 (*chirographaires*) 債務（非上位優先社債を含む。）または発行会社により発行されるその他の証券をいう。

5. 課税

(a) 源泉徴収税

発行会社またはその代理人により行われる本社債または利札に関する元本、利息およびその他の収益の支払は、フランスもしくは課税権限を有するその行政区域もしくは当局によりまたはこれらのために課され、徴収され、回収され、源泉徴収されまたは請求されることのある一切の租税、賦課金または公

租公課を控除または源泉徴収することなく行われるものとする。ただし、かかる控除または源泉徴収が法律上必要とされる場合はこの限りではない。

(b) 追加額

課税管轄によりまたは課税管轄のために何らかの控除または源泉徴収を行うことが要求される場合、発行会社は、法律により許容される限りにおいて、かかる源泉徴収または控除が要求されなかったならば本来本社債権者または（場合により）利札所持人が受領したであろう金額を受領することができるよう必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は、以下の支払に関して呈示された本社債または（場合により）利札に関しては支払われないものとする。

(i) その他の関連性がある場合

本社債または利札を所持しているという理由のみ以外に、課税管轄と何らかの関連があるとの理由で当該本社債または利札に関して公租公課を支払うべきである本社債権者もしくは（場合により）利札所持人またはその代理人により呈示された場合。

(ii) 関連日から 30 日を経過した日より後に呈示された場合

関連日から 30 日を経過した日より後に呈示された場合。ただし、本社債権者または（場合により）利札所持人が関連日から 30 日目の日（かかる 30 日目の日が支払日であった場合）に本社債または利札を呈示すれば追加額の支払を受ける権利を有していたであろう場合は、この限りではない。

本項において、「課税管轄」とは、フランスまたは課税権限を有するその行政区域もしくは当局をいう。

本項において、本社債または利札に関する「関連日」とは、当該本社債または利札に関して、最初に支払期日の到来した日もしくは（支払われるべき金員が不当に留保もしくは拒否された場合）未払金額の全額が支払われた日、または社債券の発行された本社債の場合（他の日より早く到来する場合には）本社債権者に対し、本要項に従い本社債または利札が支払のためにさらに呈示された場合にはかかる支払がなされる旨（ただし、かかる支払が実際に行われた場合に限る。）が正式に通知された日から 7 日を経過した日をいう。

本要項における元本および／または利息への言及は、本項に基づき支払われる追加額への言及を含むとみなされる。

(c) フランスの非居住者である証明書

各本社債権者は、適用あるフランス税法の規定に従って、（支払代理人の所定の事務所で入手可能な様式によるまたはフランスの税務当局が随時指定するその他の様式による）フランスの非居住者である旨の証明書を提出するものとする。

6. 債務不履行事由

本社債権者は、以下の事由が生じた場合（以下「債務不履行事由」という。）には、発行会社および主支払代理人に対し、本社債は、その期限前償還金額にて直ちに支払われるべき旨書面にて通知することができる。

- (a) 発行会社が、本社債またはその一部に関して支払うべき金員を支払期日に支払わず、当該支払期日から 30 日を経過してもなおその支払が行われない場合。
- (b) 発行会社が、本社債に基づくその他の義務を履行または遵守せず、本社債権者がかかる不履行につき主支払代理人に対して通知した後 45 日経過してもなおかかる不履行が治癒されない場合。
- (c) 発行会社が、支払を停止し、もしくは発行会社の裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) もしくはその事業の全部の譲渡 (*cession totale de l'entreprise*) を命じる判決が下された場合、もしくは発行会社が同様の手続の対象となった場合、法的手続をとることなく発行会社はその債権者のための移転、譲渡もしくはその他の取決めを行ったり、債権者との和議手続を行った場合、または発行会社により清算もしくは解散の決議がなされた場合。ただし、かかる手続が合併その他の組織再編成に関連して行われ、これにより発行会社のすべての資産が発行会社の活動を承継する別の法人に譲渡され、発行会社のすべての債務および負債（本社債を含む。）が当該法人によって引受けられる場合を除く。

7. 時効

本社債に関する元本の支払に係る請求は、その支払期日より 10 年を経過した時に時効により無効となり、（もしあれば）本社債に関する利息の支払に係る請求は、その支払期日より 5 年を経過した時に時効により無効となるものとする。

8. 本社債券および利札の代り券の発行

本社債券（包括社債券を含む。）または利札が毀損、摩損、盗難、破損もしくは紛失した場合、代り券の発行に関連して発生する費用をその請求者が支払ったときは、発行会社が要求する証拠および補償の条件に従い、主支払代理人の所定の事務所にて代り券を発行することができる。毀損または摩損した本社債券または利札については代り券が発行される前に提出することを要する。本社債券または利札の消却および代り券の発行は、適用ある法律により要求される手続を遵守して行われるものとする。

9. 追加発行

発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、随時、本社債と同一の条件を有するか、または発行日、発行価格、最初の利息の金額および支払日ならびに／もしくは利息が発生する日を除くすべての点において同一の条件を有し、本社債と統合されて単一のシリーズを構成する社債を追加して発行することができるものとする。フランス法の下で、これらの追加社債は、その追加社債の条件として定められた場合、本社債と統合 (*assimilables*) されるものとする。

10. 公告

- (a) 本社債に関するすべての公告は、(i)ヨーロッパにて一般に発行されている主要な英字の日刊新聞(ファイナンシャル・タイムズであることが予定されている。)において一度掲載された場合に、または(ii)金融市場機関の一般規則第 221-3 条および第 221-4 条に従って掲載された場合に、有効となる。当該公告は、その掲載日に行われたものとみなされ、または複数回もしくは異なる期日に掲載された場合は、その最初の掲載日に行われたものとみなされる。利札所持人は、すべての目的で、本要項に従い本シリーズの本社債権者に対して行われた公告の内容を通知されたものとみなされる。
- (b) 確定社債券が発行される時までは、本シリーズのすべての包括社債券(上場の有無を問わない。)の全部がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管されている限り、当該シリーズに関してのみ、上記(a)に記載する公告に代えて、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対し、これらが本社債権者に対して連絡するよう通知を交付することができる。これらの通知は、当該通知がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付された日の2日後に本社債権者に対して行われたものとみなされる。
- (c) いずれの本社債権者による通知も、関連する本社債券とともに、書面による通知を主支払代理人に預託することにより行われるものとする。本社債が包括社債券により表章されている間は、本社債権者による通知は、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて主支払代理人に対し、主支払代理人およびユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクが承認する方法によって行われるものとする。
- (d) (通知の方法を問わず)本社債権者に対するすべての通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対しても書面にて交付されるものとする。

11. 社債権者集会、変更および放棄

代理人契約には、本社債、利札または代理人契約の条項を変更する特別決議による承認を含めて、本社債権者の利益に影響する事項を考慮するための社債権者集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者集会は、発行会社または本社債の未償還額面総額の5パーセント以上を保有する本社債権者により招集することができる。社債権者集会において特別決議を可決するための定足数は、本社債の未償還額面総額の50パーセント以上を所持または代表する1名以上の者、またはその延会においては額面総額の割合を問わずそのように所持または代表する1名以上の者であるものとする。ただし、本社債または利札の条項の変更(本社債の満期償還日もしくは利払期日、本社債に関して支払われるべき元本額もしくは利息の利率の引下げもしくは消却、または本社債もしくは利札の支払通貨の変更を含む。)がその議題に含まれる会議においては、特別決議の可決に必要な定足数は、本社債の未償還額面総額の3分の2、またはその延会においては3分の1を所持または代表する1名以上の者であるものとする。代理人契約には、(i)代理人契約に従い適式に招集され開催された社債権者集会において、4分の3以上の多数により可決された決議、(ii)本社債のその時点での未償還額面総額の90パーセント以上を保有する者によりもしくはかかる者の

ために署名された書面による決議、または(iii)本社債のその時点での未償還額面総額の4分の3以上を保有する者によりもしくはかかる者のために決済システムを通じて付与される電子的承認(主支払代理人の満足する様式による。)の方法による承認は、いずれの場合も本社債権者による特別決議として効力を有すると規定されている。本社債権者によって可決された特別決議は、社債権者集会に出席したかどうかまたは議決権を行使したかどうかを問わず、すべての本社債権者および利札所持人を拘束するものとする。また、特別決議は、本社債の額面総額の90パーセント以上を保有する本社債権者により署名された場合には、書面により可決することができるものとする。

主支払代理人および発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、以下の事項につき合意することができる。

(a) 本社債権者の利益を著しく侵害しないものである本社債、利札または代理人契約の変更。

(b) 形式的、軽微もしくは技術的性格であるか、瑕疵のある規定を是正、訂正もしくは補足するか、明白な誤謬もしくは疑う余地のない誤謬を是正、訂正もしくは補足するために行う、または発行会社が設立された法域における法律の強行規定を遵守するための本社債、利札または代理人契約の変更。

これらの変更は、本社債権者および利札所持人に対し拘束力を有するものであり、これらの変更は、その後実施可能な限り速やかに、本要項第10項に従って本社債権者に対して通知されるものとする。

12. 代理人

代理人契約に基づく行為において、代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者または利札所持人に対しいかなる義務をも負わず、またはこれらとの代理もしくは信託関係も引き受けるものではない。ただし、(発行会社が本社債権者および利札所持人に対して本社債またはそれに対する利息の支払を行う義務に影響することなく)本要項第7項に基づく時効の期間の満了まで、主支払代理人により本社債の元本もしくはそれに対する利息の支払のために受領された資金を主支払代理人が本社債権者および/または利札所持人のために信託として保管することを除く。発行会社は、代理人契約に基づき発行会社に対して課される義務を履行し遵守することに合意する。代理人契約には、支払代理人の補償および一定の状況における責任の免除に関する条項が含まれ、これらのいずれも、発行会社およびその子会社と取引を行う権利を有し、本社債権者または利札所持人に対してかかる取引の結果生ずる利益につき説明する責任を負うものではない。

13. 1999年契約(第三者の権利)法

本社債は、本社債の条項を執行するための1999年契約(第三者の権利)法に基づくいかなる権利も付与するものではないが、これは同法とは別に存在しまたは行使可能な第三者の権利または救済には影響するものではない。

14. 準拠法および管轄裁判所

(a) 準拠法

代理人契約、約款、本社債および利札ならびに代理人契約、約款、本社債よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(b) 管轄裁判所

本社債および／もしくは利札よりまたはこれらに関連して（直接的または間接的に）生じるすべての紛争（本社債および／もしくは利札よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務に関する紛争を含む。）（以下「紛争」という。）の解決には英国の裁判所が専属的管轄権を有し、発行会社は英国の裁判所の専属的管轄権を受け入れるものとし、各本社債権者は（本社債の取得により）英国の裁判所の専属的管轄権を受け入れたものとみなされる。本項において、発行会社は、紛争が不都合または不適切な裁判所に提起されたとの英国の裁判所に対する主張を放棄し、各本社債権者は（本社債の取得により）かかる主張を放棄したものとみなされる。

(c) 送達代理人の任命

発行会社は、送達代理人として、現在ロンドン市 NW1 6AA、ヘアウッド・アヴェニュー10 (10 Harewood Avenue, London NW1 6AA) に所在するビー・エヌ・ピー・パリバ、ロンドン支店 (BNP Paribas, London branch) (Loan Administration Department 気付) を任命し、またビー・エヌ・ピー・パリバ、ロンドン支店が代理人でなくなった場合、または英国における登録を喪失した場合には、いかなる訴訟手続に関しても英国における送達代理人として別の者を任命し、本要項第 10 項に従い直ちに本社債権者に対して通知することを約束する。本項の内容は、法律により許容される他のいかなる方法による送達手続の権利にも影響を及ぼさないものとする。

15. 包括社債券

本社債は、無記名式恒久包括社債券（以下「無記名式恒久包括社債券」という。）の様式にて発行される。

無記名式恒久包括社債券に対する元本、（もしあれば）利息またはその他の金員の支払は、何ら証明書の必要なく無記名式恒久包括社債券の（それぞれの場合に応じ）呈示または提出に対してユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて行われる。

無記名式恒久包括社債券は、交換事由が発生した場合に、（無償にて）全部（一部は不可。）につき、相当する場合は利札を付して、無記名式確定社債券に交換される。ここにおいて、「交換事由」とは(i)債務不履行事由（本要項第 6 項に定義される。）が発生し継続した場合、(ii)ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの双方が連続する 14 日間以上営業を行っていない（法定またはその他の休日による場合を除く。）、または事業を永久に停止する意図を発表しもしくは実際に事業を停止し、かつ、承継する決済制度が利用可能でないとの通知を発行会社が受けた場合、または(iii)無記名式恒久包括社債券により表章される本社債券が確定様式であれば生じなかったような税務上の悪影響を受けた場合を意味

する。発行会社は、交換事由が発生した場合は本要項第 10 項に従い速やかに本社債権者に対して通知するものとする。交換事由が発生した場合、（当該無記名式恒久包括社債券における利益の所持人の指示により行為する）ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクは、主支払代理人に対して通知して交換を要求することができ、上記(iii)に記載する交換事由の発生の場合は、発行会社もまた、主支払代理人に対して通知して交換を要求することができる。これらの交換は、主支払代理人が最初の適切な通知を受領した日から 45 日以内に行われるものとする。

無記名式恒久包括社債券が無記名式確定社債券に交換される場合、かかる無記名式確定社債券は、最低指定券面額でのみ発行されるものとする。決済制度に基づき、指定券面額の整数倍でない金額の本社債を保有する本社債権者は、かかる交換の日までに、保有する本社債が指定券面額の整数倍となるよう、本社債を購入または売却する必要性が生じる可能性がある。

本社債券のいずれかがユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管される無記名式の包括社債券により表章される限り、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿において、当該本社債券の特定の額面金額の所有者として（この点に関し、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクにより発行される、いずれかの者の口座に保有される当該本社債券の額面金額に関する証明書またはその他の文書は、重大な誤謬がない限り、すべての目的のために最終的かつ拘束力を有するものとする。）記帳されている者（ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを除く。）はそれぞれ、発行会社および代理人により、当該本社債券の額面金額に対する元本または利息の支払に関するものを除くすべての目的で当該本社債券のその額面金額の所有者として取り扱われるものとする。元本または利息の支払に関しては、当該包括社債券の所持人が、発行会社およびいずれの代理人によっても、当該包括社債券の条件に従って、当該本社債券の額面金額の所有者として取り扱われるものとする。

包括社債券により表章される本社債は、ユーロクリアおよび／もしくはクリアストリーム・ルクセンブルクまたは発行会社もしくは主支払代理人により承認されたその他の決済制度の規則および手続に従ってのみ移転することができる。

16. 様式、券面額、権原および移転

本社債は、各本社債の額面 50 万円の無記名式で発行され、確定社債券が発行される場合には、連続番号が付される。かかる確定社債券は、利札が付されて発行される。ただし、確定社債券は、本要項第 15 項に記載のとおり一定の場合を除き発行されない。

以下に定める条件に従い、本社債および利札の権原は引渡しにより移転する。各利札の所持人は、その利札が本社債券に添付されているかどうかを問わず、その所持人の権能として、当該本社債券に含まれるすべての条項に従うものとし、それらに拘束されるものとする。発行会社および代理人は、適用ある法律により許容される限りにおいて、いかなる本社債券または利札の所持人をも（それらの本社債券または利札の支払期限が過ぎたか否かに関わらず、また本社債券面上への所有権等に関する記載、以前の本社債券

の損失または盗難の通知に関わらず) すべての目的のためにその最終的所有者として取り扱うことができる。

17. ベイルインおよび損失吸収の認識

(a) 承認

本社債を取得することにより、本社債権者（本項において、現在または将来における本社債の実質的保有者を含む。）は、以下の事項について承認、受諾、承諾および合意するものとする。

(A) 関連破綻処理当局（以下に定義される。）によるベイルイン・損失吸収権限（以下に定義される。）

の行使による影響に拘束されること。それにより、以下のうち1つまたは複合的な影響または結果が生じることがある。

(i) 支払額（以下に定義される。）の全部または一部の減額。

(ii) 本社債の条件の修正、改正または変更を含む、支払額の全部または一部の発行会社またはその他の者の株式、その他の有価証券または債務への転換（およびかかる株式、有価証券または債務の本社債権者に対する発行）。この場合において、本社債権者は、本社債に基づく権利に代えて、かかる発行会社またはその他の者の株式、その他の有価証券または債務を受け入れることに合意する。

(iii) 本社債の消却。

(iv) 本社債の償還期限の修正もしくは変更または本社債に関して支払われる利息の金額もしくは支払日の修正（支払を一定期間停止することを含む。）。

(B) 本社債の条件は、関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限の行使の対象であり、その効力を生じさせるために必要な場合には変更される可能性がある。

本要項において、「支払額」とは、その時点までに消却その他により支払義務が消滅していない本社債の償還時に支払われる金額および発生したが未払の利息をいう。

(b) ベイルイン・損失吸収権限

本要項において、「ベイルイン・損失吸収権限」とは、金融機関および投資会社の再生および破綻処理制度に関する枠組を設定する2014年5月15日付の欧州議会および欧州連合理事会の指令2014/59/EU（以下「銀行再生および破綻処理指令」または「BRRD」といい、随時改定される。）の置き換えに関するフランスにおいて有効な法律、規制、規則もしくは要件（2015年8月20日付政令2015-1024 (*Ordonnance portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière*)（その後の改正を含み、以下「2015年8月20日付政令」という。）、単一破綻処理メカニズムおよび単一破綻処理基金の枠組において金融機関および投資会社の破綻処理制度に関する統一的な規則および手続を定めるとともに規則(EU)1093/2010を改正する、2014年7月15日付の欧州議会および欧州連合理事会の規則(EU)806/2014（その後の改正を含み、以下「単一破綻処理メカニズム規則」という。）を含む。）またはその他のフランス法（それぞれ、それらに基づく指示、規則および基準を含む。）に基づき随時存在する権限であって、破綻処理後のベイルイン・ツールの実

行に関連するか否かを問わず、これに従い規制対象企業（またはかかる規制対象企業の関連会社）の債務が減額（一部または全部）、消却、停止、譲渡、変更もしくはその他何らの方法によって修正されるか、または規制対象企業（またはかかる規制対象企業の関連会社）の有価証券がかかる規制対象企業もしくはその他の者の株式、その他の有価証券もしくは債務に転換されるものをいう。

「規制対象企業」とは、2015年8月20日付政令により改正されたフランス通貨金融法典L.613-34条の第1項に規定される企業をいい、金融機関、投資会社およびフランスにおいて設立されたそれらの親会社または持株会社の一部を含むものとする。

「関連破綻処理当局」とは、金融健全性監督・破綻処理機構（*Autorité de contrôle prudentiel et de résolution*）、単一破綻処理メカニズム規則に基づき設立された単一破綻処理委員会、または随時ペイルイン・損失吸収権限を行使することができるかもしくはかかる行使に参加することができるその他の当局（単一破綻処理メカニズム規則第18条に基づく活動をする欧州連合理事会および欧州委員会を含む。）をいう。

(c) 利息およびその他の支払額の支払

発行会社に関して関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限が行使された後は、支払額の支払または返済は、当該支払または返済が予定された日において発行会社またはそのグループ内の他の構成員に適用あるフランスおよび欧州連合において効力を有する法令に基づきかかる支払または返済が行われることが許されない限り、支払額の支払期限は到来せず、支払または返済はなされないものとする。

(d) 債務不履行事由の不存在

発行会社に関する関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の行使に伴う本社債の消却、支払額の減額（一部または全部）、発行会社もしくはその他の者の有価証券もしくは債務への転換、または本社債に関する関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の行使のいずれも、債務不履行事由またはその他の契約上の義務の不履行とはならず、本社債権者に救済（衡平法上の救済を含む。）を受ける権利を与えるものではなく、かかる救済はここに明示的に放棄されるものとする。

(e) 本社債権者への通知

本社債に関して関連破綻処理当局によりペイルイン・損失吸収権限が行使されたときは、発行会社は、可能な限り速やかに、本要項第10項に従って、本社債権者に対し、かかるペイルイン・損失吸収権限の行使について通知するものとする。発行会社は、さらに、情報提供を目的として、かかる通知の写しを主支払代理人に対して交付するものとするが、主支払代理人はかかる通知を本社債権者に送付する義務を負わない。発行会社によるかかる通知の遅延または不履行は、ペイルイン・損失吸収権限の有効性または執行可能性に影響を及ぼすものではなく、本項に記載された本社債への効果に影響を及ぼすものではない。

(f) 主支払代理人の職務

関連破綻処理当局によりベイルイン・損失吸収権限が行使された場合、発行会社および本社債権者（本社債の実質的保有者を含むものとする。）は、関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限の行使に関して、(ア)主支払代理人は本社債権者からいかなる指示を受ける必要もなく、(イ)代理人契約は主支払代理人に対していかなる職務を課すものでもないことに、ここに合意する。

上記にかかわらず、関連破綻処理当局によるベイルイン権限の行使の完了後に本社債が残存する場合（例えば、ベイルイン権限の行使の結果が本社債の元本の部分的な減額に留まった場合）、代理人契約に基づく主支払代理人の職務は、発行会社および主支払代理人が代理人契約の修正に従い合意する範囲において、かかる完了後にも本社債に関して引き続き適用されるものとする。

(g) 比例按分

支払額の合計額を下回る金額について関連破綻処理当局がベイルイン・損失吸収権限を行使した場合、発行会社または関連破綻処理当局により主支払代理人が別途指示された場合を除き、ベイルイン・損失吸収権限に従い本社債に関して行われる消却、減額または転換は、按分計算で行われるものとする。

(h) 完全条項

本項に記載される事項は、上記の事項に関する完全な合意であり、発行会社および本社債権者との間の他の契約、取決めまたは合意を排除するものである。

課税上の取扱い

(1) フランスの租税

以下は、本社債の保有に関する一定のフランス税効果の概要である。

この概要は、本社債を取得、保有または処分することに関連する可能性のあるフランス税務上の留意事項のすべてを網羅的に記載したものではない。この概要は、本発行登録追補書類の提出日（平成 30 年 4 月 5 日）現在において有効な法令に基づいており、したがって、当該日以降に効力を生じる法令の変更により影響を受ける可能性がある。

源泉徴収税

以下は、発行会社の株式を現在保有していないか、または発行会社とのその他の関係を有しない本社債権者に関連する可能性のある一定の源泉徴収税の留意事項についての概要である。

フランス共和国の 2009 年第 3 号改正金融法 (*loi de finances rectificative pour 2009 no.3*) (2009 年 12 月 30 日付 2009-1674 法) (以下「本法」という。) の導入後、2010 年 3 月 1 日以後に発行された社債について発行会社によってなされる利息およびその他の収入の支払には、当該支払がフランス国外における、フランス一般租税法第 238-0 条 A に定められた意味における非協調的な国または属領 (*Etat ou territoire non coopératif*) (以下「非協調国」という。) においてなされた場合を除き、フランス一般租税法第 125 条 AIII に定められる源泉徴収税は課されない。当該社

債の当該支払がフランス国外における非協調国においてなされる場合、フランス一般租税法第 125 条 AIII に基づいて 75 パーセントの源泉徴収税が適用される（ただし、一定の例外および適用される二重課税防止条約のより有利な条項の対象となる。）。

さらに、フランス一般租税法第 238 条 A に基づき、当該社債の利息およびその他の収入は、それらが非協調国において設立されもしくは住所を有している者に対して支払われもしくは生じた場合または非協調国に設立された金融機関に開設された口座へ支払われた場合、発行会社の課税所得の控除対象とはならない。一定の条件の下では、かかる控除対象とならない利息およびその他の収入は、フランス一般租税法第 109 条に基づいてみなし配当とみなされる場合がある。その場合、かかる控除対象とならない利息およびその他の収入には、フランス一般租税法第 119 条第 2 項に基づき、(i) 税務上のフランス居住者ではない個人の利益となる支払の場合は 12.8 パーセント、(ii) 税務上のフランス居住者ではない法人の利益となる支払の場合は 30 パーセント（2020 年 1 月 1 日に開始する会計年度から適用されるフランス一般租税法第 219-I 条に記載される一般法人所得税率に合わせて調整される。）または (iii) フランス国外における非協調国においてなされる支払の場合は 75 パーセント（ただし、一定の例外および適用される二重課税防止条約のより有利な条項の対象となる。）の源泉徴収税が課される場合がある。

上記にかかわらず、ある社債の発行の主要な目的および効果が、非協調国における利息またはその他の収入の支払を認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、かかる発行にはフランス一般租税法第 125 条 AIII に定められる 75 パーセントの源泉徴収税の規定およびフランス一般租税法第 238 条 A に定められる不控除に関する規定のいずれもが適用されないと規定されている（以下「本例外」という。）。フランスの税務公報（*Bulletin Officiel des Finances Publiques-Impôts*）（BOI-INT-DG-20-50-20140211 no. 550 および 990、BOI-RPPM-RCM-30-10-20-40-20140211 no. 70 および 80 ならびに BOI-IR-DOMIC-10-20-20-60-20150320 no. 10）に基づき、社債が下記のいずれかに該当する場合、発行会社はかかる社債の発行の目的および効果に係る証拠を提示することなく、かかる社債の発行について本例外が適用される。

- (i) フランス通貨金融法典 L. 411-1 条に定められた意味における公募によって勧誘される場合または非協調国以外の国において募集に相当するものによって勧誘される場合。「募集に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への募集書類の登録または提出が必要となる勧誘を意味する。
- (ii) 規制市場またはフランス共和国もしくは外国の多国間証券取引システムにおける取引が承認されている場合（ただし、かかる市場またはシステムが非協調国に所在しておらず、かかる市場の運営が取引業者もしくは投資サービス業者またはその他類似の外国エンティティによって実行されている場合に限る。（ただし、かかる取引業者、投資サービス業者またはエンティティが非協調国に所在しない場合に限る。））。

(iii) その発行時において、フランス通貨金融法典 L. 561-2 条に定められた意味における中央預託機関もしくは証券の受渡しのためのシステムの運用機関または 1 以上の類似の外国預託機関もしくは運用機関の提供する業務における取扱いが認められている場合（ただし、かかる預託機関または運用機関が非協調国に所在しない場合に限る。）。

本社債は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて決済されるため、適用ある規則に基づく本免除を受けることができ、適用ある規則が将来変更される場合を除き、フランスにおける源泉徴収税および控除に関する規定のいずれも本社債には適用されない。

一定の例外を除き、フランス一般租税法第 125 条 A I に従い、税務上のフランスの居住者 (*domiciliés fiscalement*) である個人が受け取る利息および類似の収入には 12.8 パーセントの源泉徴収税が課され、これはかかる支払がなされた年度に係る個人の所得税額から控除される。社会税（一般社会拠出金、社会保障債務返済拠出金およびその他関連する拠出金）もまた、税務上のフランスの居住者である個人が受け取る利息および類似の収入に対し、一律 17.2 パーセントの源泉徴収税として課される。

(2) 日本国の租税

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務または税務顧問に相談する必要がある。日本国の税法上、本社債のような社債についての課税上の取扱いは必ずしも明確とはいえず、また日本国の税務当局もその取扱いを明確にしていない点注意を要する。

日本国の税法上、本社債のようにデリバティブ取引と社債を組み合わせた複合的金融商品に関して、一部の法人税法の通達を除き、その取扱いを明確に規定したものはない。

さらに、日本国の税法上、本社債のように、特定の株価に連動して満期償還金額が変動する社債に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本国の税務当局が満期償還金額が変動する社債に関する取扱いを新たに決めたり、または日本国の税務当局が日本国の税法について新たな解釈を示し、その結果本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

本社債の利息は、日本国の税法の定めるところにより、一般的に利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上 20 パーセント（15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税）（2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント（15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税））の源泉所得税を課される（租税特別措置法第 3 条の 3、地方税法第 71 条の 5 および 6）。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20 パーセント（15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税）（2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント（15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税））の税率が適用される（租税特別措置法第 8 条

の4、地方税法第71条の5および6)。内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上15パーセント（2037年12月31日までは15.315パーセント）の源泉所得税を課される。当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本社債の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、20パーセント（15パーセントの国税と5パーセントの地方税）（2037年12月31日までは20.315パーセント（15.315パーセントの国税と5パーセントの地方税））の税率による申告分離課税の対象となる（租税特別措置法第37条の11第1項、第2項）。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は、当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

日本国の居住者は、本社債の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。

本社債に係る利息および償還差益ならびに本社債の譲渡により生ずる所得で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

発行会社の発行する社債に関するリスク要因

2014年7月2日に、BRRDが施行された。

フランスにおけるBRRDの施行は、2つの主な法律において行われた。まず、銀行業務の分離および規制に関する2013年7月26日付銀行法（*Loi de séparation et de régulation des activités bancaires*）（2014年2月20日付政令（*Ordonnance portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière*）による改正を含む。）（以下「銀行法」という。）がBRRDの施行を前提として制定された。次に、金融関連の事項についてフランス法をEU法に合致させるため、2015年8月20日付政令により、銀行法を改正および補完する個々の規定が導入された。BRRDに含まれる規定の多くは、銀行法に含まれる規定と既に実質的に同じであった。フランスにおいてBRRDの大部分を施行するため、(i)再生計画、(ii)破綻処理計画および(iii)金融機関またはグループの破綻処理の実現可能性の評価基準に関する2015年8月20日付政令の規定を施行するための2015年9月17日付法令2015-1160および2015年9月11日付の3つの指令（*décret et arrêtés*）が、2015年9月20日付で公表された。

BRRD およびそれを施行する規定が金融機関（発行会社を含む。）に与える影響は現時点では明らかではないが、その現在および将来における施行および発行会社への適用、またはそれに基づく措置は、発行会社の事業活動および財政状態ならびに本社債の価値に重大な影響を及ぼす可能性がある。

BRRD の目的は、金融危機に早期に対処するための一般的な手法および権限を破綻当局に付与することにより、財務の安定を確保し、（最終手段として利用されるべき）銀行のペイルアウトに際して納税者が負うことになる負担または損失を最小限にとどめることである。BRRD において当局（フランスにおいては、金融健全性監督・破綻処理機構（*Autorité de contrôle prudentiel et de résolution*）（以下「ACPR」という。）または単一破綻処理委員会（以下「SRB」という。）のいずれかとなる。）に付与される権限は、以下の 3 つのカテゴリー、すなわち(i)潜在的な問題のリスクを最小限にとどめるための準備段階および計画（準備および回避）、(ii)初期段階の問題の場合における、破綻を回避するために早い段階で会社の状況悪化を阻止する権限（早期介入）ならびに(iii)会社の破綻による公益に関する懸念が示された場合における、会社の重要な機能を維持し、納税者の損失を可能な限り抑えながら、秩序立ててその会社を再編または解散するための明確な手法、に分類される。

さらに、単一破綻処理メカニズム規則により、破綻処理の集権化が確立され、SRB および各国の破綻処理当局に権限が委託された。

BRRD に基づき、破綻処理当局は、金融機関が実質的な破綻状態に陥ったとみなされる場合において、以下のすべてに該当するときは、当該金融機関に対し、破綻処理手続を開始し、破綻処理の手法および権限を行使することができる。

(a) 金融機関が破綻に陥っているかまたは陥る可能性がある場合（詳細については、下記(w)ないし(z)を参照のこと。）。

(b) 私的な措置により破綻を回避できる合理的な見込みがない場合。

(c) 資本性証券に関連する場合を除き、破綻処理措置が必要かつ公益に適う場合。

「実質的な破綻状態」とは、以下のいずれかの状況をいう。

(i) 破綻処理措置が取られる前に破綻処理の条件が満たされているものと決定されたとき。

(ii) 資本性証券に関して破綻処理権限が行使されない限り、金融機関またはグループが破綻すると関係当局が決定したとき。

(iii) 金融機関が臨時の公的な資金援助を必要としているとき。

金融機関は、(w)継続的な許認可の要件に違反しているかもしくは近い将来に違反する可能性がある場合、(x)資産が負債を下回っているかもしくは近い将来に下回る可能性がある場合、(y)期限が到来した債務の支払ができないかもしくは近い将来に支払ができなくなる可能性がある場合、または(z)一定の限定的な状況を除き、臨時の公的な資金援助を必要としている場合において、破綻に陥っているかまたは陥る可能性があるるとみなされる。

現在、BRRD には、以下に記載する 4 つの破綻処理手法および権限が規定されている。

- (i) 事業の売却 — 破綻処理当局は、株主の同意またはその他適用される手続的要件に従うことなしに、企業の売却またはその事業の全部もしくは一部の売却を商業的条件で行うことを命じることができる。
- (ii) 承継金融機関 — 破綻処理当局は、企業の事業の全部または一部を「承継銀行」（かかる事業の全部または一部を転売目的で保有する公の支配下にある企業）に譲渡することができる。
- (iii) 資産分離 — 破綻処理当局は、減損資産または問題のある資産を長期的に管理および処理させるために、かかる資産を資産運用会社に譲渡することができる。
- (iv) ベイルイン — 破綻処理当局に、破綻金融機関の無担保債権者の債権額を減額する権限および破綻金融機関の無担保債務（本社債を含む。）を株式（かかる株式は、本号に定める手法（以下「一般的ベイルイン・ツール」という。）の適用による将来的な消却、移転または希釈化の対象となり得る。）に転換する権限を付与する。

また、2015年8月20日付政令により改正されたフランス通貨金融法典は、一般的ベイルイン・ツールが適用される例外的な状況であっても、(a)合理的な期間内に債務のベイルインを行うことができない場合、(b)破綻処理中の金融機関の重要な機能および主要な業務を継続するために、一般的ベイルイン・ツールを適用しないことが不可欠かつ相当である場合、(c)欧州連合の加盟国（以下「加盟国」という。）の経済に深刻な混乱を引き起こし得る金融市場インフラを含む金融市場の深刻な機能不全につながる悪影響の拡大を防ぐために、一般的ベイルイン・ツールを適用しないことが不可欠かつ相当である場合、または(d)一般的ベイルイン・ツールを適用することによって価値の破壊が起り、一般的ベイルイン・ツールを適用しない場合よりも他の債権者の負担する損失が増大する場合には、関連破綻処理当局が、減額または株式転換に関する権限の適用から一定の債務を除外または一部除外することができる旨を規定している。したがって、関連破綻処理当局が一定の適格債務の除外または一部除外を決定した場合、かかる除外がなされなかった場合に他の適格債務（場合により本社債権者に支払われるべき債務を含む。）に適用される減額または株式転換の水準が、かかる除外を考慮して引き上げられる可能性がある。その結果、かかる債務により吸収されるはずだった損失が他の債権者に完全に移転されない場合、フランスの預金保証・破綻処理基金 (*Fonds de garantie des dépôts et de résolution*) または加盟国によるその他の類似の機関は、(i)適格債務により吸収されなかった損失を補填し、破綻処理中の金融機関の純資産価値をゼロまで回復するため、または(ii)破綻処理中の金融機関の株式もしくはその他の持分証券または資本性証券を購入することで資本の再構成を行うため、出資額が当該金融機関の総負債の5パーセントを超えないという要件を含む一定の制限の下で、破綻処理中の金融機関に出資することができる。損失が残った場合は、最後の手段として、追加的金融安定手法を通じた特別の公的な資金援助を行う。かかる特別の資金援助は、加盟国援助の枠組に従って提供されなければならない。

BRRDに規定された権限は、発行会社を含む金融機関および投資会社の運営方法のみならず、一定の状況においては、債権者の権利にも影響を及ぼす。とりわけ、本社債は、一般的ベイルイン・ツールの適用（償還期限の変更といった本社債の条件の修正を含む。）を受けて減額（ゼロとなる場合を含む。）または株式転

換の対象となることがあり、本社債権者はその投資の一部または全額を失う結果となる可能性がある。したがって、発行会社に適用される BRRD またはその行使の示唆は、本社債権者の権利、本社債への投資の価格もしくは価値または本社債に基づく義務を履行する発行会社の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

現在 BRRD に規定されている権限およびフランス通貨金融法典におけるその実施は、発行会社を含む金融機関および大規模な投資会社（資本要求指令 4 により 730,000 ユーロの当初資本金を有することを義務づけられているもの。）の運営方法のみならず、一定の状況においては、債権者の権利にも影響を及ぼすことが見込まれる。銀行同盟に参加する加盟国（フランスを含む。）にとって、単一破綻処理メカニズム（以下「SRM」という。）は、利用可能な措置の範囲を完全に一致させているが、加盟国は、BRRD に規定される破綻処理の目的および原則に準拠する限りにおいて、国家レベルで危機に対応するための追加的措置を導入する権限が認められている。

SRB は、ACPR との間で特に破綻処理計画の詳細化について緊密に連携しており、単一破綻処理基金への国からの出資の抛出の条件が 2016 年 1 月 1 日までに満たされたため、同日から全面的な破綻処理権限を承継した。BRRD および BRRD を施行するフランス法の規定の発行会社への全般的な影響を評価することはまだ不可能であり、その施行または現在企図されている措置が本社債権者の権利、本社債への投資の価格もしくは価値または本社債に基づく義務を履行する発行会社の能力に悪影響を及ぼさない保証はない。

2014 年 11 月以降、欧州中央銀行（以下「ECB」という。）は、単一監督メカニズム（以下「SSM」という。）に基づき、ユーロ圏加盟国の重要な金融機関の健全性の監督を引き受けてきた。さらに、ユーロ圏内の銀行の破綻処理を確実に一致されたものとするため、SRM が導入された。上記のとおり、SRM は SRB により運営される。単一破綻処理メカニズム規則の第 5(1)条に基づき、SRM は、ECB による直接の監督対象である銀行に対する、BRRD に基づき加盟国の破綻処理当局に与えられた責任および権限を付与されている。かかる権限を行使する SRB の能力は、2016 年初めから有効となった。

発行会社は、SSM 規則の第 49(1)条の目的において重要監督対象法人に指定されており、これにより、SSM の関連では ECB の直接の監督下にある。これは、発行会社が、2015 年に施行された SRM の対象でもあることを意味している。単一破綻処理メカニズム規則は、BRRD と同内容であり、SRB に各国の関連破綻処理当局が利用可能なものと同等の権限が認められるよう、その大部分において BRRD を参照している。

さらに、破綻処理の枠組の導入により、破綻処理の枠組の対象となる金融商品の流動性は、金融市場におけるストレスの状態または状況に対して脆弱となる可能性がある。投資家は、発行会社の有価証券に投資を行うことによる集中リスクについて、金融部門レベルでも評価されるべきことに留意すべきである。すなわち、投資家は、保有する発行会社の有価証券についてのみ考慮するのではなく、当該投資家が保有するベイルインの枠組の対象となる金融機関により発行されたすべての有価証券についても考慮すべきである。

参照株式の株価の過去の推移

下記のグラフは、2017年4月3日から2018年4月3日までの東京証券取引所における株価終値の推移を表したものである。これは、様々な経済状況の下で参照株式の株価がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、この参照株式の株価の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、また本社債の時価を示すものでもない。過去の下記の期間において参照株式の株価が下記のように変動したことによって、参照株式の株価が本社債の償還までに同様に推移することも示唆するものではない。



(注) 2018年4月3日の東京証券取引所における参照株式の終値は、16,300円であった。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2016年度）（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

平成29年6月9日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書及びその添付書類

事業年度（2017年度中）（自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日）

平成29年9月29日関東財務局長に提出

3【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成29年8月23日および平成29年8月30日にそれぞれ関東財務局長に提出

訂正報告書（上記2の半期報告書の訂正報告書）を平成29年10月30日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（それぞれの訂正報告書を含む。）（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成30年4月5日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に重大な変更はない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

グラントウキョウ ノースタワー

第四部【保証会社等の情報】

第1 保証会社情報

該当事項なし。

第2 保証会社以外の会社の情報

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

日本電産株式会社 京都市南区久世殿城町 338 番地

(2) 理由

本社債の満期償還金額および早期償還の有無は、上記「第一部 証券情報、第2 売出要項 3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」に記載の条件に従い、当該株式の相場の変動によって左右される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

	種 類	発行済株式数	上場金融商品取引所または 登録認可金融商品取引業協会名	内容
		(平成30年2月13日現在)		
発行済株式	普通株式	298,142,234株	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第44期）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

平成29年6月19日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書

四半期報告書

四半期会計期間（第45期第3四半期）（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日）

平成30年2月13日関東財務局長に提出

③ 臨時報告書

①の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成30年4月5日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を平成29年6月19日に、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき臨時報告書を平成29年10月2日に、および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき臨時報告書を平成30年2月20日に、関東財務局長に提出

④ 訂正報告書

訂正報告書（上記①の有価証券報告書の訂正報告書）を平成29年6月21日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

第3 指数等の情報

該当事項なし。

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

関東財務局長 殿

平成30年3月14日

会社名 ビー・エヌ・ピー・パリバ

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
代理人 弁護士 柴田 弘典

署名 柴田 弘典

1. 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
2. 当社が本邦において発行登録書の提出日（平成30年3月14日）以前5年間にその募集または売出しに係る有価証券届出書または発行登録追補書類を提出することにより発行し、または交付された社債券の券面総額または振替社債の総額は100億円以上であります。
（平成29年2月23日の募集）
券面総額または振替社債の総額：506億円

有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類

下記は、2018年3月6日にフランス金融市場機関（AMF）に提出されたビー・エヌ・ピー・パリバの2017年度登録書類兼年次財務報告書に記載された連結財務諸表である。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー

連結財務書類に関する法定監査人の監査報告書（訳文）

（2017年12月31日終了事業年度）

デロイト&アソシエ
185, avenue Charles de Gaulle
92524 Neuilly-sur-Seine
Cedex,
France

プライスウォーターハウス
クーパーズ オーディット
63, rue de Villiers
92208 Neuilly-sur-Seine,
France

マザー
61, rue Henri Regnault
92400 Courbevoie,
France

連結財務書類に関する法定監査人の監査報告書

(2017年12月31日終了事業年度)

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー
フランス国パリ市9区
イタリア通り16番地

ビー・エヌ・ピー・パリバ株主各位：

意見

会社の年次株主総会により依頼された業務内容に従い、我々は、添付の2017年12月31日終了事業年度のビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエーの連結財務書類の監査を行った。

我々の意見では、本連結財務書類は、欧州連合が採択した国際財務報告基準に準拠して、2017年12月31日現在の当グループの資産、負債および財政状態、ならびに同日に終了した事業年度のグループの経営成績を、適正かつ公正に表示している。

上述の監査意見は、財務書類委員会に対する我々の報告と一致している。

意見の根拠

監査の枠組み

我々は、フランスにおいて適用される職業的専門家の基準に準拠して監査を行った。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の根拠として十分かつ適切であると確信している。

これらの基準に基づく我々の責任は、本報告書の「連結財務書類監査に対する法定監査人の責任」の中に詳述されている。

独立性

我々は、2017年1月1日から我々の報告書の日付までの期間にわたり、我々に適用される独立性規則に準拠して監査業務を実施したほか、EU規則 No. 537/2014 の第5条第1項または法定監査人に対するフランスの倫理規範(*Code de déontologie*)により禁止されている非監査業務は一切行っていない。

評価の正当性 - 監査上の主要な事項

評価の正当性に係るフランス商法(*Code de commerce*) L. 823-9条および R. 823-7条の要件に従い、我々の職業的専門家としての判断において、当事業年度の連結財務書類監査で最も重要であった重要な虚偽表示リスクに関する監査上の主要な事項、およびそれらのリスクについて我々がどのように対応したかについて報告する。

これらの事項は、連結財務書類全体に対する我々の監査の一環として対応され、そのため上述の監査意見の形成に寄与している。我々は、連結財務書類の中の特定の事項に対する個別の意見は表明しない。

信用リスクの特定および評価 (連結財務書類の注 1. c. 1、1. c. 5、2. g、4. f、4. g、4. h および 4. q 参照)	
リスクの内容	監査上の対応
<p>銀行仲介業務の一環として、ビー・エヌ・ピー・パリバは信用リスクにさらされている。</p> <p>ビー・エヌ・ピー・パリバは、その業務に固有の既知の信用リスクをカバーするために減損損失を認識している。</p> <p>減損損失は、関連するオンバランスまたはオフバランスのコミットメントに係る個別の減損損失または、個別には減損していない類似のリスクを有する貸出ポートフォリオに対する集合的な減損損失のいずれかの形で現れる。集合的引当金は、類似の特徴を持つポートフォリオの構築や該当するリスクに対するインプットや引当金計上の要因事象の決定をはじめとした、算定の各段階において判断を必要とする統計的モデルを用いて決定される。</p> <p>特定の状況において、ビー・エヌ・ピー・パリバが識別したものであって、上述の個別引当金または集合的引当金ではカバーされないリスクを考慮するために、業態特有または地域特有の集合的引当金が追加で認識されている。</p> <p>2017年12月31日現在、信用リスクにさらされている、顧客貸出金の貸借対照表残高合計額は7,524億ユーロであり、減損損失合計額は247億ユーロであった。</p> <p>法人取引先に対する貸付残高が多額にのぼる可能性を踏まえると、特に法人向け与信に関する信用リスクの評価に経営者による判断と見積りが必要とされることから、我々は信用リスクの特定および評価を監査上の主要な事項であると考えた。</p>	<p>我々は、ビー・エヌ・ピー・パリバの統制システムの目的適合性を評価し、減損を特定し測定するための、手作業統制および自動化統制を評価した。</p> <p>我々は、報告日現在、最も与信残高が大きい貸付先やポートフォリオのほか、不安定な経済部門や地域で事業を行う企業向けの与信に関しても検討を行った。</p> <p>より具体的には、我々の作業は以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 法人取引先の格付：我々は2017年12月31日時点でビー・エヌ・ピー・パリバによる定期的な格付の見直しが行われなかった重要な取引先のリスクや、経営者が行った貸付残高のサンプルのリスク水準を評価した。 - 個別引当金の測定：我々は、ビー・エヌ・ピー・パリバが、監視下にある取引先の定期的な見直しを行っていたことを確かめたほか、サンプルベースで、減損の見積りに経営者が用いた仮定とデータを評価した。 - 集合的引当金の測定：内部の信用リスクの専門家の支援を受け、我々は多岐の範囲にわたりビー・エヌ・ピー・パリバが使用した手法や、データ品質の統制の有効性を評価した。 <p>また、我々は、信用リスクに関する連結財務書類の注記の開示を検討した。</p>

IFRS 第9号-金融商品の初度適用による影響の評価 (連結財務書類の注1.a.2参照)	
リスクの内容	監査上の対応
<p>2018年1月1日からのIFRS第9号-金融商品の適用開始は、金融資産の分類・評価・減損に関する規則に抜本的な変化をもたらした。予想信用損失の算定は、特に以下のために経営者による判断を必要としている：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 信用リスクの重大な増加を特定するための基準の決定 - 予想信用損失の測定 - これらに対し、マクロ経済の将来予測情報がどのような影響を及ぼすかに関する決定 <p>2017年12月31日に、ビー・エヌ・ピー・パリバは、2018年1月1日からのIFRS第9号適用に伴う資本への影響の見積りを公表した(注1.a.2参照)。この見積りは、さまざまな仮定と判断に基づき、新しい内部統制システム(ITシステム、データ、ガバナンス、報告、会計上の統制)を用いて作成された。</p> <p>IFRS第9号適用の複雑さに加え、公表される情報の重要性を鑑みて、我々はIFRS第9号-金融商品の初度適用による影響の評価を監査上の主要な事項と考えた。</p>	<p>我々は、新基準導入に当たってビー・エヌ・ピー・パリバが採用した手続の評価を行った。我々は、IFRS第9号による新たな会計原則を適用するためにビー・エヌ・ピー・パリバが行った分析と使用したモデルの評価を行うよう、専門家に要請した。</p> <p>分類と評価に関する我々の作業は以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> - グループが実施した分析、グループが決定した会計原則、および主な事業部門における当該会計原則の導入を検証した。 - 契約のサンプルベースで、分析の見積りがビー・エヌ・ピー・パリバによって正確に作成されていることを確かめた。 - 分類変更された資産に用いられた評価モデルを評価した。 <p>減損に関する我々の作業は以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> - ビー・エヌ・ピー・パリバの会計原則のIFRS第9号への準拠性を評価したほか、事業部門内部で実施された独立的検証を調べることにより、事業部門が導入した評価手法について検証した。 - モデルのサンプルベースで、ITシステムおよび財務報告システムにおける当該モデルの実装状況を評価した。 <p>また、我々は、各事業部門/事業体が公表した個別データと、連結財務書類の注記の開示との整合性も確かめた。</p>

金融商品の評価 (連結財務書類の注 1. c. 10、4. a、4. b および 4. d 参照)	
リスクの内容	監査上の対応
<p>トレーディング業務の一環として、ビー・エヌ・ピー・パリバは、金融商品（資産および負債）を保有しており、それらは貸借対照表上時価で認識されている。</p> <p>時価は、当該金融商品の種類や複雑性に応じて異なる手法で決定されている。すなわち、(i)直接観察可能な相場価格を利用する場合（公正価値ヒエラルキーのレベル 1 に分類される商品）、(ii)重要なインプットが観察可能な評価モデルを使用する場合（公正価値ヒエラルキーのレベル 2 に分類される商品）および、(iii)重要なインプットが観察不能な評価モデルを使用する場合（公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に分類される商品）の 3 種類である。</p> <p>算定された評価額は、特定の固有のトレーディングリスク、流動性リスク、取引先リスクを考慮するために、追加の評価調整の対象となる可能性がある。</p> <p>したがって、当該金融商品の評価に経営者が採用する手法は、モデルと使用データに関して重要な判断を伴う可能性がある。</p> <p>2017年12月31日現在、資産計上されている金融商品は、8,360億ユーロ（うち154億ユーロは公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される金融商品）であり、負債計上されている金融商品は、5,390億ユーロ（うち235億ユーロは公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される金融商品）であった。</p> <p>残高の重要性および時価の決定に用いられる判断の重要性を鑑みて、我々は、特に観察不能なインプットが用いられるレベル3の金融商品をはじめとする、金融商品の評価を監査上の主要な事項であると考えた。</p>	<p>我々は、内部の金融商品評価専門家の手を借りて、金融商品の評価に当たってグループが適用した主要な統制が、以下の点をはじめとして適切に機能していることを確かめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 評価モデルのリスクに関する経営者による承認および定期的な検証 - 評価インプットに関する独立的検証 - 評価調整の決定 <p>サンプルベースで、内部の金融商品評価専門家は以下の手続を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 使用された仮定とインプットの目的適合性を分析した。 - ビー・エヌ・ピー・パリバによるインプットの独立的検証結果を分析した。 - 我々独自のモデルを使用して独立的評価を実施した。 <p>我々は、サンプルベースで、算定された評価額と取引先との担保コールの差異についても分析を行った。</p> <p>また、我々は、金融商品の評価に関する連結財務書類の注記の開示を検討した。</p>

のれんの減損 (連結財務書類の注 1. b. 4 および 4. o 参照)	
リスクの内容	監査上の対応
<p>買収を認識するに当たって、ビー・エヌ・ピー・パリバは、株式の取得原価のうち、グループの持分を上回る分に相当する金額を資産の中でのれんとして計上している。2017年12月31日現在、のれんの金額は96億ユーロであった。</p> <p>減損の兆候がある場合には、一年に一度以上の頻度でのれんの減損テストが行われる。のれんが配分される資金生成単位の帳簿価額をその回収可能価額と比較することは、減損損失を計上すべきかどうかを判定するプロセスの重要なステップである。</p> <p>資金生成単位の回収可能価額を測定するためには、被取得企業の将来利益や将来キャッシュ・フローに適用する割引率に関する仮定が伴い、経営者の判断が必要とされることから、我々はこのれんの減損を監査上の主要な事項であると考えた。</p>	<p>我々は、のれんに関する減損テストを行うためにビー・エヌ・ピー・パリバが適用した手続きに加え、のれんの減損の兆候を把握するために整備された統制を評価することにより、監査を行った。</p> <p>内部の評価専門家の支援を受けて、2017年12月31日現在ののれんの残高に対し我々が行った作業は、主に以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - ビー・エヌ・ピー・パリバが採用した手法を分析した。 - 事業計画に定められている将来キャッシュ・フローの見積りの妥当性を確かめるために、経営上層部が承認した暫定的な事業計画を批判的にレビューした（特に、将来予測が過去の実績と見合わない場合）。 - 主要な仮定と使用されたインプット（成長率、資本コスト、割引率）について、入手可能な外部情報と比較し批判的に分析した。 - 主要なインプットに対する見積りの感応度分析について評価した（特に回収可能価額が帳簿価額に近似している場合）。 <p>最後に、我々は減損と感応度テストの結果に関する連結財務書類の注記の開示の適切性を確かめた。</p>

規制および行政上の調査ならびに集団訴訟に関する法的リスクの分析
 (連結財務書類の注 2. g、4. q および 7. b 参照)

リスクの内容	監査上の対応
<p>事業展開を行っている各国において、ビー・エヌ・ピー・パリバは、その業態に適用される規制を受けている。グループが適用法令を遵守しなかった場合には、多額の罰金が課されたり、行政処分や刑事処分が下されたりする可能性がある。また、これらの処分に関連した民事訴訟や無関係な民事訴訟の結果、損失が発生する可能性もある。</p> <p>特定の規制の不遵守に関する調査結果に対応する引当金の認識には、規制上の手続の結末を見積ることが難しいため、判断が必要とされる。</p> <p>集団訴訟やそれ以外の民事訴訟に関連する引当金の計上にも経営者による判断の行使が求められる。</p> <p>近年、金融機関に対する規制上や行政上の捜査や集団訴訟が増加していることや、引当金額の決定に際して経営者が行使する判断の重要性を鑑みて、我々はこのリスクを監査上の主要な事項であると考えた。</p>	<p>ビー・エヌ・ピー・パリバの法務部門との四半期ごとの面談をはじめとして、我々は、規制および行政上の捜査ならびに集団訴訟に関連する法的リスクを特定し評価するための手続に関する情報を得た。</p> <p>我々の主な作業は以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 各四半期末現在に財務部門および法務部門が作成した分析内容を把握した。 - 法的紛争の対象となった場合には、ビー・エヌ・ピー・パリバが利用している専門の法律事務所と面会した。

繰越欠損金に係る繰延税金資産 (連結財務書類の注 1. k、2. h および 4. k 参照)	
リスクの内容	監査上の対応
<p>繰延税金資産は、当該企業が税務上の欠損金と相殺可能な将来の課税所得を生み出す可能性が高い限りにおいて、繰越欠損金に対し認識される。</p> <p>2017年12月31日現在、連結貸借対照表上50億ユーロの繰延税金資産が計上され、そのうちの16億ユーロは繰越欠損金に係るものであった。同日現在、繰越欠損金に関する未認識の繰延税金資産は12億ユーロであった。</p> <p>繰越欠損金に対する繰延税金資産を認識するかどうかを決定する際や、繰延税金資産の回収可能性を評価する際には経営者による判断が必要となることから、我々は、この点を監査上の主要な事項であると考えた。</p>	<p>我々の監査では、税務専門家の支援を受けて、使用された予測とそれに基づきビー・エヌ・ピー・パリバ・グループが将来にその繰越欠損金を利用できる可能性との関連性を評価した。</p> <p>特に我々は、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 適切な税率が考慮されていることを確かめ（特にベルギー、フランスおよび米国）、繰越欠損金の繰越期間を評価した。 - 収益予測とその裏付けとなる仮定について検証した。

<i>IT 全般統制</i>	
リスクの内容	監査上の対応
<p>IT システムの信頼性と安全性は、ビー・エヌ・ピー・パリバの連結財務書類の作成において重要な役割を担っている。</p> <p>従って、我々は財務会計情報の作成に寄与する一連の情報処理に特有の IT 全般統制とアプリケーション統制の評価を監査上の主要な事項であると考えた。</p> <p>中でも、IT システムへのアクセス権と従業員のプロフィールに基づいた承認権限を管理するシステムは、アプリケーションの設定や基礎データへの不適切な変更リスクを低減するための統制上のポイントである。</p>	<p>財務会計情報の作成に用いられる主要システムに関して、IT 専門家の支援を受けて我々が行った主な作業は以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 財務会計データの裏付けとなるシステム、プロセス、統制を理解した。 - 重要なシステム（特に、会計、連結、および自動照合アプリケーション）に係る IT 全般統制（アプリケーションやデータへのアクセス管理、アプリケーションの変更／開発の管理、IT オペレーションの管理）を評価した。 - 手入力の会計仕訳の承認に関する統制を検証した。

保険会社の責任準備金 (連結財務書類の注 4. p 参照)	
リスクの内容	監査上の対応
<p>事業年度末現在で、ビー・エヌ・ピー・パリバの保険事業に関する負債十分性テストが行われている。</p> <p>このテストは、貸借対照表に認識されている保険負債（または責任準備金）と、予定正味将来キャッシュ・フローとの比較で構成されている。万一、保険負債の帳簿価額が十分ではなかった場合、追加で負債を認識しなければならない。</p> <p>2017年12月31日現在、保険事業に関する責任準備金の総額は、2,030億ユーロであった。</p> <p>2017事業年度末のテストでは、当該準備金の帳簿価額は十分であることが確認されている。</p> <p>貯蓄事業に係る負債十分性テストの実施は、ビー・エヌ・ピー・パリバに特有のオプションや保証のモデル計算のみならず、保険数理モデルを使用することに加え、特定の主要な仮定（総資産利益率、解約返戻率、手数料など）の決定にあたり経営者による判断が必要とされることから、監査上の主要な事項であると考えた。</p>	<p>サンプルベースで、我々は計算に用いられた正味将来キャッシュ・フローの金額を以下の方法により評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - モデル計算の出発点として用いられている、資産ポートフォリオおよび契約に関するデータの有効性を評価した。 - 保険数理モデルに対して行われた主な変更を特定し、当該変更の目的適合性を評価し、そして当該変更がテスト結果に及ぼした影響を把握した。 - ビー・エヌ・ピー・パリバが作成した分析を用いた、2016年と2017年のモデル結果の相違を評価した。我々は、最も重要な相違は、ポートフォリオ、仮定またはモデルの変更により正当化されていることを確かめた。 <p>我々は、保険負債に関する連結財務書類の中の開示についても検討した。</p>

マネジメントレポートに含まれる当グループに関する情報の確認

我々は、法令に基づき、またフランスにおいて適用される職業的専門家の基準に準拠して、取締役会のマネジメントレポートで開示されている当グループの情報についても確かめた。

当該情報の開示の公正性および連結財務書類との整合性について、我々が報告すべき事項はない。

その他の法的および規制上の要件に関する報告

法定監査人の指名

デロイト&アソシエについては2006年5月23日に行われた年次株主総会、プライスウォーターハウスクーパース オーディットについては1994年5月26日に行われた年次株主総会、マザーについては2000年5月23日に行われた年次株主総会において、それぞれビー・エヌ・ピー・パリバ・エヌエーの法定監査人に指名された。

2017年12月31日現在、デロイト&アソシエ、プライスウォーターハウスクーパース オーディット、マザーの継続関与年数はそれぞれ、12年目、24年目、18年目である。

連結財務書類に対する経営者およびガバナンス責任者の責任

経営者は、欧州連合が採択した国際財務報告基準に従い連結財務書類を作成し、適正かつ公正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類の作成に必要と考えた内部統制の構築に責任を負っている。

連結財務書類を作成するに当たり、経営者は会社の継続企業として存続する能力を評価すること、該当する場合には継続企業に関する事項を開示することに責任を負っているほか、会社の清算もしくは営業を停止する見込みがある場合を除き、継続企業を前提として会計処理を行う責任を負っている。

財務書類委員会は、財務報告プロセス、内部統制とリスク管理体制の有効性に加え、必要に応じて、会計・財務報告手続に関する内部監査体制を監視する責任を負っている。

本連結財務書類は、ビー・エヌ・ピー・パリバ・エヌエーの取締役会によって承認された。

連結財務書類監査に対する法定監査人の責任

目的および監査アプローチ

我々の役割は、連結財務書類に関する報告書を発行することである。我々の目的は、連結財務書類に、全体として重要な虚偽表示がないかどうかについて、合理的な保証を得ることである。合理的な保証とは、高い程度の心証であるが、職業的専門家の基準に従って行われる監査が、重要な虚偽表示が存在する場合にそれを常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から生じる可能性があり、個別にまたは合計して、当該連結財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすと合理的に見込まれる場合に、重要性があ

るとみなされる。

フランス商法 L. 823-10-1 条に定められるとおり、我々の監査は企業の経営の存続性または品質に関する保証は含まない。

フランスにおいて適用される職業的専門家の基準に準拠して行った監査の一環として、法定監査人は監査期間中、職業的専門家としての判断を行使した。

我々は以下の手続も行った。

- 不正または誤謬のいずれによるかを問わず、連結財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別し評価すること、それらのリスクに対応するための監査手続を立案し実施すること、および意見表明のための合理的な基礎を提供するために十分かつ適切な監査証拠を入手すること。不正には共謀、偽造、意図的な脱漏、虚偽の表明または内部統制の無効化が伴うため、不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高い。
- 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解すること。ただし、これは内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- 使用された会計方針の適切性、ならびに経営者によって行われた会計上の見積りおよび関連する連結財務書類注記の開示の妥当性を評価すること。
- 経営者が継続企業を前提とした会計を使用したことの適切性について、および入手した監査証拠に基づいて、会社の継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連して、重要な不確実性が存在するか否かについて評価すること。この評価は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいて行われる。しかしながら、将来の事象または条件は、会社が継続企業として存続することを止める原因となるかもしれない。法定監査人は、重要な不確実性が存在するという結論を下した場合、監査報告書において、連結財務書類の関連する開示に注意を向けさせること、または、当該開示が行われていないまたは不適切である場合には、限定付意見を表明または意見を表明しないことが要求される。
- 連結財務書類全体としての表示を評価し、財務書類が基礎となる取引や事象を適正に表示しているかどうかを評価すること。
- 連結財務書類に関する意見を表明するために、グループ内の事業体または事業活動に関する財務情報について、十分かつ適切な監査証拠を入手すること。法定監査人は、連結財務書類監査の指示、監督および実施に加え、その上で表明する監査意見に対して責任を負う。

財務書類委員会への報告

我々は財務書類委員会へ報告書を提出する。この報告書には、計画した監査の範囲、実施した監査計画のほか、我々の監査結果に関する記述が含まれている。我々は、財務会計報告の過程で検出した内部統制の重要な不備についても報告を行う。

財務書類委員会に対する我々の報告には、我々の職業的専門家としての判断において、連結財務書類監査の中で最も重要な虚偽表示リスクが含まれており、それらは本報告書の中で記載が求められている監査上の主要な事項を構成している。

また我々は、財務書類委員会に対し、フランス商法 L. 822-10 条から L. 822-14 条の特定の条項および法定監査人に対するフランスの倫理規範に規定されている、フランスで適用されている規則に則った我々の独立性を確認したうえで、EU 規則 No. 537/2014 第 6 条で定められている宣言書を提出する。我々は、独立性に影響を及ぼすリスクやそれに関連するセーフガードについて、必要に応じ財務書類委員会と協議を行う。

2018年3月6日、ノイ・スル・セーヌおよびクルブボワール

法定監査人

デロイト&アソシエ

プライスウォーターハウス
クーパーズ オーディット

マザー

ダミアン ローレン

エティエンヌ ボリス

ハーヴェー ヘリアス

1 【財務書類】

連結財務諸表

BNPパリバ・グループの連結財務諸表は、2017年12月31日および2016年12月31日終了事業年度について表示されている。欧州委員会(以下「EC」という。)規則809/2004の付属書類 I 第20.1条に従い、2015年度の連結財務諸表は、2017年3月7日にフランス証券規制当局(Autorité des marchés financiers)に提出された登録書類D.17-0132号に記載されている。

損益計算書

	注記	2017年12月31日	2016年12月31日
		終了事業年度	終了事業年度
		百万ユーロ	百万ユーロ
受取利息	2.a	40,785	40,894
支払利息	2.a	(19,011)	(18,518)
受取手数料	2.b	13,231	12,765
支払手数料	2.b	(5,777)	(5,563)
純損益を通じて公正価値で測定する 金融商品に係る純利益	2.c	5,733	6,189
売却可能金融資産および公正価値で測定 しないその他の金融資産に係る純利益	2.d	2,338	2,211
その他の業務収益	2.e	42,041	36,532
その他の業務費用	2.e	(36,179)	(31,099)
営業収益		43,161	43,411
給与および従業員給付費用	6.a	(16,496)	(16,402)
その他の営業費用	2.f	(11,729)	(11,279)
有形・無形固定資産に係る減価償却費、 償却費および減損	4.n	(1,719)	(1,697)
営業総利益		13,217	14,033
リスク費用	2.g	(2,907)	(3,262)
営業利益		10,310	10,771
持分法適用会社投資損益	4.m	713	633
長期性資産に係る純利益		488	(12)
のれん	4.o	(201)	(182)
税引前当期純利益		11,310	11,210
法人税	2.h	(3,103)	(3,095)
当期純利益		8,207	8,115
少数株主帰属当期純利益		448	413
親会社株主帰属当期純利益		7,759	7,702
基本的1株当たり当期純利益	7.a	6.05ユーロ	6.00ユーロ
希薄化後1株当たり当期純利益	7.a	6.05ユーロ	6.00ユーロ

当期純利益および資本に直接認識される資産および負債の変動計算書

	2017年12月31日	2016年12月31日
	終了事業年度	終了事業年度
	百万ユーロ	百万ユーロ
当期純利益	8,207	8,115
資本に直接認識される資産および負債の変動	(3,019)	(805)
純損益へ再分類されるか、される可能性のある項目	(3,171)	(589)
為替レートの変動	(2,589)	332
売却可能金融資産(貸出金および債権として再分類されたものを含む)の公正価値の変動	436	493
当期純利益に報告される売却可能金融資産(貸出金および債権として再分類されたものを含む)の公正価値の変動	(862)	(1,366)
ヘッジ手段の公正価値の変動	(237)	(405)
当期純利益に報告されるヘッジ手段の公正価値の変動	4	(1)
法人税	426	441
持分法投資の変動	(349)	(83)
純損益へ再分類されない項目	152	(216)
退職後給付制度に関連する利益(損失)の再測定	177	(302)
法人税	(25)	100
持分法投資の変動		(14)
合計	5,188	7,310
親会社株主帰属	4,956	6,925
少数株主帰属	232	385

貸借対照表

	注記	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
		百万ユーロ	百万ユーロ
資産			
現金および中央銀行預け金		178,446	160,400
純損益を通じて公正価値で測定する 金融商品			
トレーディング目的の有価証券	4.a	119,452	123,679
貸出金および売戻契約	4.a	143,558	152,242
純損益を通じて公正価値で測定するもの として指定した金融商品	4.a	96,932	87,644
デリバティブ金融商品	4.a	230,230	328,162
ヘッジ目的デリバティブ	4.b	13,756	18,133
売却可能金融資産	4.c	231,975	267,559
金融機関貸出金および債権	4.f	45,670	47,411
顧客貸出金および債権	4.g	727,675	712,233
金利リスクヘッジポートフォリオの再測定 による調整		3,064	4,664
満期保有目的金融資産	4.j	4,792	6,100
当期および繰延税金資産	4.k	6,568	7,966
未収収益およびその他の資産	4.l	107,211	115,967
持分法投資	4.m	6,812	6,910
投資不動産	4.n	7,065	1,911
有形固定資産	4.n	24,148	22,523
無形固定資産	4.n	3,327	3,239
のれん	4.o	9,571	10,216
資産合計		1,960,252	2,076,959

	注記	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
		百万ユーロ	百万ユーロ
負債			
中央銀行預金		1,471	233
純損益を通じて公正価値で測定する 金融商品			
トレーディング目的有価証券	4.a	69,313	70,326
借入金および買戻契約	4.a	172,147	183,206
純損益を通じて公正価値で測定するもの として指定した金融商品	4.a	53,441	54,076
デリバティブ金融商品	4.a	228,019	318,740
ヘッジ目的デリバティブ	4.b	15,682	19,626
金融機関預金	4.f	76,503	75,660
顧客預金	4.g	766,890	765,953
負債証券	4.i	148,156	153,422
金利リスクヘッジポートフォリオの再測定 による調整		2,372	4,202
当期および繰延税金負債	4.k	2,466	3,087
未払費用およびその他の負債	4.l	86,135	99,407
保険会社の責任準備金	4.p	203,436	193,626
偶発債務等引当金	4.q	11,061	11,801
劣後債	4.i	15,951	18,374
負債合計		1,853,043	1,971,739
連結資本			
資本金、払込剰余金、および利益剰余金		91,094	86,794
親会社株主帰属当期純利益		7,759	7,702
資本金、利益剰余金、および親会社株主帰属 当期純利益合計		98,853	94,496
資本に直接認識される資産および負債の変動		3,130	6,169
親会社株主資本		101,983	100,665
少数株主帰属利益剰余金および当期純利益		5,352	4,460
資本に直接認識される資産および負債の変動		(126)	95
少数株主持分合計		5,226	4,555
連結資本合計		107,209	105,220
負債および資本合計		1,960,252	2,076,959

キャッシュ・フロー計算書

注記	2017年12月31日	2016年12月31日
	終了事業年度	終了事業年度
	百万ユーロ	百万ユーロ
税引前当期純利益	11,310	11,210
税引前当期純利益およびその他の調整に含まれる非貨幣性項目	19,811	12,474
有形・無形固定資産に係る減価償却費および償却費(純額)	4,550	4,444
のれんおよびその他の長期性資産の減損	190	155
引当金繰入額(純額)	10,021	10,241
持分法適用会社投資損益	(713)	(633)
投資活動からの純費用(利益)	(453)	56
財務活動からの純費用	355	1,232
その他の変動	5,861	(3,021)
営業活動から生じた資産および負債関連の現金正味増加(減少)	(2,154)	1,977
金融機関との取引関連の現金正味増加(減少)	5,771	(19,515)
顧客との取引関連の現金正味増加(減少)	(16,024)	25,749
その他の金融資産および負債を伴う取引関連の現金正味増加	16,079	3,045
非金融資産および負債を伴う取引関連の現金正味減少	(6,107)	(5,163)
法人税支払額	(1,873)	(2,139)
営業活動から生じた現金および現金同等物の正味増加	28,967	25,661
連結事業体の取得および売却関連の現金正味増加	527	468
有形・無形固定資産関連の正味減少	(1,347)	(1,485)
投資活動関連の現金および現金同等物の正味減少	(820)	(1,017)
株主との取引関連の現金および現金同等物の減少	(3,457)	(1,834)
その他の財務活動から生じた現金および現金同等物の増加(減少)	308	(2,608)
財務活動関連の現金および現金同等物の正味減少	(3,149)	(4,442)
現金および現金同等物に対する為替レートの変動による影響額	(5,900)	2,587
現金および現金同等物の正味増加	19,098	22,789
現金および現金同等物一期首	155,963	133,174
現金および中央銀行預け金	160,400	134,547
中央銀行預金	(233)	(2,385)
金融機関への要求払預金	4. f 6,513	9,346
金融機関からの要求払預金	4. f (10,775)	(8,527)
債権ならびに現金および現金同等物に係る未収利息の減少	58	193
現金および現金同等物一期末	175,061	155,963
現金および中央銀行預け金	178,446	160,400
中央銀行預金	(1,471)	(233)
金融機関への要求払預金	4. f 8,063	6,513
金融機関からの要求払預金	4. f (9,906)	(10,775)
債権ならびに現金および現金同等物に係る未収利息の減少	(71)	58
現金および現金同等物の正味増加	19,098	22,789

株主資本変動計算書—2016年1月1日から2017年12月31日まで

	資本金および利益剰余金						
	親会社株主帰属				少数株主持分		
	資本金 および 払込剰余金	永久 最劣後債	未処分の 準備金	合計	資本金 および 利益剰余金	Tier 1 資本 として 適格な 優先株式	合計
百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	
2015年12月31日現在の 資本金および利益剰余金	26,897	7,855	54,781	89,533	3,618	73	3,691
2015年度利益処分			(2,877)	(2,877)	(112)		(112)
増資および株式発行	29	2,035	(5)	2,059			-
減資または資本償還	(3)	(1,437)	125	(1,315)			-
自己株式の変動	25	(23)	3	5			-
株式報酬制度			1	1			-
優先株式および永久最劣後 債に係る配当			(365)	(365)	(2)		(2)
少数株主持分に係る内部取 引の影響額(注7.d)			4	4	(4)		(4)
少数株主持分に影響を及ぼ す連結範囲の変更				-	3		3
追加持分の取得または持分 の一部売却(注7.d)			(32)	(32)	494		494
少数株主持分の買戻に対す る債務額の変動			(2)	(2)	(7)		(7)
その他の変動			(7)	(7)	(10)		(10)
資本に直接認識される資産 および負債の変動			(210)	(210)	(6)		(6)
2016年度当期純利益			7,702	7,702	413		413
2016年12月31日現在の 資本金および利益剰余金	26,948	8,430	59,118	94,496	4,387	73	4,460
2016年度利益処分			(3,369)	(3,369)	(131)		(131)
増資および株式発行	88	636	(2)	722			-
減資または資本償還		(927)	64	(863)			-
自己株式の変動	15	33	(10)	38			-
株式報酬制度			3	3	2		2
優先株式および永久最劣後 債に係る配当			(311)	(311)	(2)		(2)
少数株主持分に係る内部取 引の影響額(注7.d)			1	1	(1)		(1)
少数株主持分に影響を及ぼ す連結範囲の変更				-	493		493
追加持分の取得または持分 の一部売却(注7.d)			253	253	115		115
少数株主持分の買戻に対す る債務額の変動				-	(8)		(8)
その他の変動			(34)	(34)	23		23
資本に直接認識される資産 および負債の変動			158	158	(6)		(6)
2017年度当期純利益			7,759	7,759	448		448
中間配当金支払額				-	(41)		(41)
2017年12月31日現在の 資本金および利益剰余金	27,051	8,172	63,630	98,853	5,279	73	5,352

株主資本変動計算書(続き)－2016年1月1日から2017年12月31日まで

	資本金に直接認識される資産および負債の変動					少数株主 持分	資本 合計
	親会社株主帰属				合計		
	為替 レート	売却可能金融資産な らびに貸出金および 債権として再分類さ れた金融資産	ヘッジ 目的デリバ ティブ				
百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ		
2015年12月31日現在の 資本金および利益剰余金	325	5,066	1,345	6,736	117	100,077	
2015年度利益処分				-		(2,989)	
増資および株式発行				-		2,059	
減資または資本償還				-		(1,315)	
自己株式の変動				-		5	
株式報酬制度				-		1	
優先株式および永久最劣後 債に係る配当				-		(367)	
少数株主持分に係る内部取 引の影響額(注7.d)				-		-	
少数株主持分に影響を及ぼ す連結範囲の変更				-		3	
追加持分の取得または持分 の一部売却(注7.d)				-		462	
少数株主持分の買戻に対す る債務額の変動				-		(9)	
その他の変動				-		(17)	
資本金に直接認識される資産 および負債の変動	320	(694)	(193)	(567)	(22)	(805)	
2016年度当期純利益				-		8,115	
2016年12月31日現在の 資本金および利益剰余金	645	4,372	1,152	6,169	95	105,220	
2016年度利益処分				-		(3,500)	
増資および株式発行				-		722	
減資または資本償還				-		(863)	
自己株式の変動				-		38	
株式報酬制度				-		5	
優先株式および永久最劣後 債に係る配当				-		(313)	
少数株主持分に係る内部取 引の影響額(注7.d)				-		-	
少数株主持分に影響を及ぼ す連結範囲の変更				-		493	
追加持分の取得または持分 の一部売却(注7.d)	(89)	10	1	(78)	(11)	279	
少数株主持分の買戻に対す る債務額の変動				-		(8)	
その他の変動				-		(11)	
資本金に直接認識される資産 および負債の変動	(2,748)	(198)	(15)	(2,961)	(210)	(3,019)	
2017年度当期純利益				-		8,207	
中間配当金支払額				-		(41)	
2017年12月31日現在の 資本金および利益剰余金	(2,192)	4,184	1,138	3,130	(126)	107,209	

欧州連合が採択した国際財務報告基準に準拠して作成された財務諸表に対する注記

注 1. 当社グループが適用している重要な会計方針の要約

注 1. a 会計基準

注 1. a. 1 適用される会計基準

BNPパリバ・グループの連結財務諸表は、欧州連合における適用を目的に採択された国際会計基準(国際財務報告基準、以下「IFRS」という。)⁽¹⁾に準拠して作成されている。従って、IAS第39号のヘッジ会計に関する一部規定は適用されておらず、最近公表されたいくつかの基準等は、承認プロセスが未了である。

2017年1月1日付で義務付けられている基準の適用および改訂は、2017年度の財務諸表に影響を及ぼしていない。

当社グループは、欧州連合により採択された新基準、改訂、および解釈指針で、2017年度における適用が任意のものについては早期適用をしていない。

IFRS第7号「金融商品：開示」が要求している金融商品に伴うリスクの内容および範囲に関する情報と、IFRS第4号「保険契約」が要求している保険契約に伴うリスクの内容および範囲に関する情報は、IAS第1号「財務諸表の表示」が要求している規制資本に関する情報とともに、登録書類第5章に表示されている。BNPパリバ・グループの連結財務諸表に対する注記に不可欠なこの情報は、連結財務諸表に関する法定監査人の意見の対象となっており、「監査済」としてアニュアル・レポートに記載されている。

⁽¹⁾欧州連合で適用するにあたって採択されたすべての基準は、欧州委員会のウェブサイト

http://ec.europa.eu/internal_market/accounting/ias_en.htm#adopted-commissionで閲覧することができる。

注 1. a. 2 公表済み未適用の主な新会計基準

IFRS第9号「金融商品」

2014年7月にIASBが公表した、金融商品の分類および測定に関するIFRS第9号「金融商品」が、IAS第39号「金融商品の認識および測定」に置き換わることになっている。IFRS第9号は、金融商品の分類および測定、償却原価または株主資本を通じて公正価値で測定される負債性金融商品、供与したローン・コミットメント、金融保証、リース債権および契約資産に係る信用リスクの減損、ならびに一般ヘッジ会計(すなわち、マイクロ・ヘッジ)に関する新基準を定めている。

2016年11月22日に欧州連合が採択したIFRS第9号は、2018年1月1日以降に開始する年次報告期間より強制適用される。

保険業務へのIFRS第9号の適用

2016年9月12日に、IASBは、IFRS第4号「保険契約」の改訂である「IFRS第9号『金融商品』のIFRS第4号『保険契約』との適用」を公表した。これらの改訂は、2018年1月1日以降に始まる年次報告期間より適用される。

今回のIFRS第4号の改訂により、保険業務が主たる業務である企業は、IFRS第9号の適用を2021年1月1日まで延期することを選択できるようになる。当該延期の効果として、該当企業は、現行基準であるIAS第39号に基づく財務諸表の報告を継続できる。

この一時的なIFRS第9号の適用免除は、IASBの改訂に従い主に保険業務を手掛けているグループに限り利用できるものであったが、2017年11月3日には、欧州連合により、金融コングロマリットの保険部門が利用可能主体として追加された。この免除には、特に純損益を通じて公正価値で測定する金融商品以外の金融商品を金融コングロマリットの保険会社と他の会社の間で内部移転することが一時的に禁じられるという条件が適用される。

BNPパリバ・グループは、欧州連合が採択した今回の改訂を、保険業務と関係のあるファンドを含むグループ内のすべての保険会社に適用する予定のため、当該会社は、2020年12月31日まではIAS第39号「金融商品の認識および測定」を適用する予定である。

IFRS第9号の改訂

2017年10月12日に、IASBは、IFRS第9号の改訂である「負の補償を伴う期限前償還要素」を公表した。この改訂は、借手の判断で行使可能な期限前償還オプションであって、借手が、未払いの元本および利息より少ない額で金融商品を期限前償還することを可能にするオプションが付帯している金融資産の正確な分類を目的とするものである。

これらの改訂は、2019年1月1日以降に始まる年次報告期間より強制適用される。早期適用は、欧州連合による採択後に可能となる。その場合、BNPパリバ・グループは、2018年1月1日にこれらの改訂を適用する予定である。

分類および測定

IFRS第9号に基づく金融資産の分類および測定は、事業モデル要件と、該当金融商品に関する契約(から生じるキャッシュ・フロー)の特性要件に従い行う必要がある。当初認識時には、この2要件に従い、金融資産は、償却原価で測定する区分、株主資本(の独立勘定)を通じて公正価値で測定する区分または純損益を通じて公正価値で測定する区分のいずれかに分類される。

本基準を適用すると、金融資産に組み込まれているデリバティブを主契約とは別に認識(区分処理)することができなくなる。

金融資産を管理するための事業モデルと、当該資産に係る契約(から生じるキャッシュ・フロー)の特性に関する要件の適用結果によっては、金融資産の分類および測定が、IAS第39号に基づき選択されるものとは異なるものとなる。

負債性金融商品(貸出金、債権または負債証券)は、償却原価で測定する区分、株主資本(の独立勘定)を通じて公正価値で測定する区分または純損益を通じて公正価値で測定する区分のいずれかに分類される。

- 事業モデルの目的が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために当該金融資産を保有することであり、当該キャッシュ・フローが、元本と付帯利息に関する支払いのみで構成されている場合、償却原価で測定する区分に分類される。
- 事業モデルの目的が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために当該金融資産を保有することと、当該資産を売却することの両方であり、かつ当該キャッシュ・フローが、元本と付帯利息に関する支払いのみで構成されている場合、株主資本(の独立勘定)を通じて公正価値で測定する区分に分類される。売却時には、それまで株主資本に認識された額が純損益に振り替えられる。

- － 償却原価で測定する区分または株主資本を通じて公正価値で測定する区分のいずれにも分類できない負債性金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に表示される。

負債性金融商品については、公正価値オプションを用い純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類することで、事業体が、純損益における会計上のミスマッチを解消または大幅に軽減できる場合のみ、この区分への分類を選択できる。

株式に代表される資本性金融商品に対する投資は、原則として、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品区分に分類されるが、選択により、株主資本(の独立勘定)を通じて公正価値で測定する金融商品区分に分類される場合もある。ただし後者を選択し、株主資本を通じて公正価値で測定する区分に分類した資本性金融商品をその後売却する場合、それまで株主資本に認識した額を純損益に振り替えることは認められない。純損益には、配当金のみ認識される。

金融負債に関してIFRS第9号に伴い生じる主な変更は、(公正価値オプションにより)純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債に関連する信用リスクの変動に起因する公正価値の変動の認識に関する変更のみであり、当該公正価値の変動は、純損益ではなく株主資本(の独立勘定)に認識されることとなる。

金融資産および金融負債の認識中止に関するIAS第39号の規定は、IFRS第9号においても変更なく踏襲されている。さらに、IFRS第9号は会計処理が変更された資産について、当該資産の認識を中止したか否か次第で詳細な会計処理を示している。

当社グループの事業モデルおよび当社グループが保有している金融資産(から生じるキャッシュ・フロー)の特性に係る分析に基づき、2018年1月1日現在での主な分類は以下のようになる見込みである。

- － IAS第39号に基づき「貸出金および債権」に認識される金融機関および顧客貸出金および債権、ならびに売戻(リバース・レポ)契約の大部分は、契約(から生じるキャッシュ・フロー)の特性要件を充足しないものや、処分が想定されているものを除き、IFRS第9号の下では償却原価で測定する区分に分類できる。
- － 非保険会社が保有している、IAS第39号に基づき「売却可能金融資産」に分類される資産については下記のようなものがある。
 - － 財務省短期証券、国債およびその他の固定利付証券は、事業モデルに基づき、540億ユーロは償却原価で測定する区分に認識され、残りは株主資本を通じて公正価値で測定する区分に認識される予定である。ただし例外として、契約(から生じるキャッシュ・フロー)の特性要件を充足しないものは、純損益を通じて公正価値で測定される予定である。
 - － 50億ユーロの資本性金融商品に対する投資は、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品として再分類される予定である。
- － IAS第39号に基づき「純損益を通じて公正価値」で測定する金融資産は、IFRS第9号の下でも引き続きこの区分に分類される予定である。

減損

IFRS第9号では、予想信用損失モデルという新たな減損モデルを定めている。

このモデルは、償却原価で測定するか、株主資本(の独立勘定)を通じて公正価値で測定する貸出金および負債性金融商品、公正価値で認識されないローン・コミットメントおよび金融保証、ならびにリース債権に適用される。

IAS第39号の発生損失に基づく減損モデルの下では、価値の低下を示唆する客観的な証拠がある場合に減損損失が認識されている。個別評価で減損が認識されなかった取引相手については、類似の特徴を持つ取引相手で構成したポートフォリオの単位でリスクを評価し、貸出実行日以降に、この一連の取引相手について、減損を示唆する客観的な証拠が得られた場合には、ポートフォリオ単位で減損を認識する必要がある。また当社グループは、例外的な経済事象の影響を受ける一定の経済部門または地域について、包括的な減損を追加認識しなければならない場合もある。

IFRS第9号に基づく新しい減損モデルの下では、発行または取得した金融商品について、貸借対照表上の当初認識日における12ヶ月分の予想信用損失(以後12ヶ月以内に生じ得る債務不履行リスク)を計上する必要がある。

信用リスクが、当初認識時と比べ著しく増大している場合には、満期における予想信用損失(該当金融商品の残存期間における債務不履行リスクに基づく予想損失)を認識する。

12ヶ月分の予想信用損失が認識される金融資産は、「ステージ1」に含まれる。受取利息は、金融資産の(減損控除前)総額を用い実効金利法で測定される。

信用リスクが、当初認識時と比べ著しく増大している金融資産は、「ステージ2」に含まれる。受取利息は、金融資産の(減損控除前)総額を用い実効金利法で測定される。

信用リスクが著しく増大しているかどうかについては、合理的かつ裏付け可能なあらゆる情報を考慮し、報告日における金融商品のデフォルト・リスクを、当初認識時のデフォルト・リスクと比較するという方法で、個別に、または(共通の信用リスク特性を有する金融商品のグループ単位で)一括して評価される。

信用が低下しているかどうかは、当初認識日におけるデフォルト確率/格付を、報告日におけるデフォルト確率/格付と比較する方法で測定される。

この基準の下では、契約上の支払いの延滞期間が30日を超えている場合、該当金融資産に伴う信用リスクは当初認識時と比べ著しく増大しているものと推定されるという、反駁可能な推定も存在する。

また、この基準では、ある金融商品の信用リスクは、報告日現在において当該リスクが低いと判定できる場合(当該金融商品の格付が「投資適格」である場合等)、当初認識時と比べ著しく増大していないものと想定し得るとも定めている。この規定は、負債証券に適用される可能性がある。

貸付実行後または資産取得後に発生した事象により価値が減少したとの客観的な証拠がある金融資産は、減損しているとみなされ、「ステージ3」に認識される。減損している資産の特定に関する基準は、IAS第39号に基づく基準と同様である。受取利息は、金融資産の(減損控除後)純額を用い実効金利法で測定される。

予想信用損失の測定は、分割償還の内容を踏まえた、主に、デフォルト確率(以下「PD」という。)、デフォルト時損失率(以下「LGD」という。)、デフォルト時エクスポージャー(以下「EAD」という。)、という3つのパラメーターに基づくものである。予想信用損失は、 $PD \times LGD \times EAD$ の結果となる。

IFRS第9号を適用するために当社グループが開発した手法は、信用リスクに対する所要自己資本が内部格付手法(IRBA)により測定されるエクスポージャーに関する既存の概念や手法(特にバーゼル銀行監督委員会の枠組みに含まれるもの)に基づいている。この手法は、信用リスクに対する所要自己資本が標準的手法により測定されるポートフォリオにも適用される。加えて、バーゼル銀行監督委員会の枠組みも、IFRS第9号に固有の規定(特に、将来予測的な情報の使用に関する規定)をもって補完される必要がある。

予想信用損失の額は、過去の事象、現状および合理的かつ裏付け可能な経済予測を考慮して算定される、発生確率で加重平均されたシナリオをもとに測定される。

新たな減損モデルの下では、いずれの金融資産についても、12ヶ月分の予想信用損失を測定する必要があり、当該損失の測定には、予想されるシナリオの影響が含まれるため、信用リスクに係る減損が増加することとなる。また、信用リスクが著しく増大している資産の範囲も、IAS第39号に基づく、ポートフォリオ・ベースで減損が認識される資産の範囲とは異なることとなる。

借手が財政難に陥っている債権のリストラクチャリングの取扱いも、IAS第39号に基づく当該取扱いと同様となる見込みである。

2018年1月1日現在の、IFRS第9号に基づく信用リスクに係る減損の見積額は293億ユーロで、2017年12月31日現在の、IAS第39号に基づく額は260億ユーロであった。

ヘッジ会計

当社グループは、該当基準が認めている選択に従い、新しいマクロ・ヘッジ会計基準が施行されるまではIAS第39号に基づく従来のヘッジ会計基準を適用する予定である。IFRS第9号により改訂されたIFRS第7号が求めている、リスク管理およびヘッジ会計が財務諸表に及ぼす影響に関する追加情報は、財務諸表の注記に開示されることとなる。加えて、IFRS第9号では、金融資産または負債のポートフォリオに伴う金利リスクの公正価値ヘッジについて明示していないため、当該ポートフォリオのヘッジについては、欧州連合が採択しているIAS第39号が引き続き適用される。

移行措置

IFRS第9号の分類および測定に関する規定と新たな減損モデルは、2018年1月1日から遡及適用されるが、同基準は、過年度の比較数値を修正再表示しない選択肢を設けている。BNPパリバ・グループは、この選択を行う予定である。

IFRS第9号では、(公正価値オプションにより)純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債に関連する信用リスクの変動に起因する損益の表示に関する要件の早期適用を認めているが、当社グループは、2018年1月1日より前にはこの要件を適用しないことを決めた。

IFRS第9号の初度適用がもたらす見込みのグローバルな影響

実施中の統制および検証作業次第ではあるが、2018年1月1日におけるIFRS第9号の適用は、正味の見積額で-(マイナス)25億ユーロの影響を株主資本にもたらす見込みである。

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

2014年5月に公表されたIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の基準および解釈が、収益認識に関する既存の基準および解釈(特に、IAS第18号「収益」およびIAS第11号「工事契約」の基準および解釈)に置き換わることになっている。リース契約、保険契約および金融商品から生じる収益は、この基準の適用対象から除かれている。

2016年9月22日に欧州連合が採択したIFRS第15号は、2018年1月1日以降に開始する年度より強制適用される。

IFRS第15号では、5ステップの原則に基づき収益を認識する単一のモデルを定めている。この5ステップの下では、顧客との契約に基づく別個の履行義務を識別し、取引価格をそれらに配分することが可能となる。異なる履行義務に配分された取引価格は、履行義務が満たされた時、すなわち契約した財またはサービスの支配が移転した時に収益として認識される。

適用対象に含まれる銀行業務収益には、特に、銀行業務や提供した類似サービスの対価として受け取った手数料(実効金利に起因するものは除く)、不動産開発からの収益、またリース契約に関連して提供したサービスからの収益に関するものがある。

移行措置

IFRS第15号は、2018年1月1日に遡及適用されるが、過年度の比較数値を修正再表示しない選択肢を設けている。BNPパリバ・グループは、この選択を行う予定である。

2018年1月1日現在の株主資本に及ぼすIFRS第15号適用による税引後の影響額は、-(マイナス)24百万ユーロと見積もられている。

この影響は下記により生じる。

- オペレーティング・リース会社が提供するメンテナンス・サービスから生じる収益の認識時期の変更。
- 不動産プログラムから生じる収益の認識時期の変更。

IFRS第16号「リース」

2016年1月に公表されたIFRS第16号「リース」は、IAS第17号「リース」およびリース契約の会計処理に関する解釈指針に置き換わることになっている。リースの新たな定義には、リース対象資産(原資産)の識別という概念と、借手が識別された原資産を支配する権利という概念の両方が盛り込まれている。

貸手に関しては、IFRS第16号においても、現行のIAS第17号に基づく処理と概ね同じ会計処理を求めているため、見込まれる影響は限定的である。

借手に関しては、IFRS第16号では、すべてのリースについて、使用权(固定資産に表示されている原資産に係る使用权)資産と、リース負債(リース期間中に支払うことになっているリース料およびその他金銭の総額)を貸借対照表に認識することが求められている。使用权資産は定額法で償却され、リース負債は数理計算によりリース期間にわたって償却される。当該新基準によって生じる主な変更は、IAS第17号においてオペレーティング・リースの定義を満たし、そのため貸借対照表上のリース資産としての認識が不要とされていた契約に関するものである。

2017年10月31日に欧州連合における適用が採択されたIFRS第16号は、2019年1月1日以降に始まる年次報告期間より強制適用される。当社グループでは、同基準の公表後に、同基準の分析と、その潜在的な影響を明確にするための作業を開始した。

IFRS第17号「保険契約」

2017年5月に公表されたIFRS第17号「保険契約」は、IFRS第4号「保険契約」に置き換わる基準で、欧州での適用に向けた欧州連合による採択後、2021年1月1日以降に始まる年次報告期間より強制適用される。

注1.b 連結

注1.b.1 連結の範囲

BNPパリバの連結財務諸表には、当社グループが単独および共同で支配している企業や重要な影響力を行使している企業が含まれるが、連結に含めることが当社グループにとって重要でないと考えられる企業は除外される。連結子会社の株式を保有する企業も連結に含まれる。

子会社は、当社グループが有効な支配権を獲得した日より連結される。一時的に支配下にあった企業は、売却日まで連結財務諸表に含まれる。

注1.b.2 連結の方法

支配下企業は全部連結されている。当社グループは、特定子会社への関与により得られる変動リターンにさらされているか、変動リターンに対する権利を持っており、当該子会社に対する法的権限の行使を通じて当該リターンに影響を及ぼすことができる場合、当該子会社を支配しているものとみなされる。

また当社グループが、議決権が支配の有無の決定要因となる企業について、当該議決権の過半数を直接または間接的に保有しており、当該議決権に伴う法的権限が変化する根拠となるような他の契約を交わしていない場合、通常、当該企業を支配しているものとみなされる。

ストラクチャード・エンティティとは、議決権が支配の有無の決定要因とならないような方法(議決権は管理業務に関する決議においてのみ行使できるようにするという方法や、関連業務は契約上の取決めに沿って指図されるようにするという方法など)で組成された企業をいい、一般的には、制限された活動、狭く十分に明確化された目的、劣後的な財務的支援なしに活動資金を賄うには不十分な資本といった特徴または属性を有している。

ストラクチャード・エンティティの支配について分析する際には、当該企業の設立目的や構造、当該企業が負うこととなるであろうリスク、また当社グループが関連する変動性を吸収できる程度を検討する必要がある。支配の有無を評価する際には、当社グループが、実質的に、そのリターンに重大な影響を及ぼす可能性のある決定(不確実な将来の事象または状況に基づく決定であってもよい)を下せるかどうかについて判定できるような、あらゆる事実や状況を検討する必要がある。

当社グループが支配権の有無を評価する際に検討すべき点は、当社グループまたは第三者のいずれが実質的な権利を保有しているのかという点のみである。被支配企業が実施すべき関連業務に関する決定の際に実質的に行使できる権利を保有している者が実質的な権利の保有者としてみなされる。

支配の有無を左右する1つ以上の要素が変化したことを示唆する事実や状況がある場合、支配権の有無を再評価する必要がある。

当社グループが、契約に基づき、意思決定に関する法的権限を保有している場合(当社グループがファンド・マネージャーとして活動している場合など)には、当社グループが、他人勘定または自己勘定のいずれを用いて活動するかを判定する必要がある。実務では、変動リターンに一定程度さらされている場合、当該権限は、当社グループが自己の利益のために行動していることを示唆する要素となるため、当社グループは、該当企業を支配しているものとみなされる。

当社グループは、(被支配企業のリターンに重大な影響を及ぼす)関連業務について全会一致で合意することを求めている契約に基づき当該業務を1社以上の提携会社と共同で支配している場合、当該業務を共同支配しているものとみなされる。前述の共同支配業務が別の事業体(この事業体の純資産について前述の提携会社が各種権利を有している事業体)を通じて行われる場合、この共同支配企業は、持分法を用いて会計処理される。前述の共同支配業務が別の事業体を通じて行われない場合、または前述の提携会社が、当該業務に伴う資産について何らかの権利を有しているか、当該業務に伴う負債について何らかの義務を負っている場合、当社グループは、当該業務に伴う資産、負債、収益および費用を、適用可能なIFRSに従って会計処理する。

当社グループが重要な影響力を行使する企業(関連会社)は、持分法によって会計処理される。重要な影響力とは、支配権を行使することなく、当該企業の財務上・業務上の方針に関する決定に参加する力である。当社グループが当該企業の議決権の20%以上を直接的または間接的に保有する場合には、重要な影響力があるものとみなされる。20%未満の持分は連結対象から除外されるが、持分が戦略的投資であったり、また、当社グループが重要な影響力を行使している場合は例外となる。他のグループとの提携で設立された会社であって、BNPパリバ・グループが、取締役会またはこれに相当する統治機関の代表を通して、当該企業の戦略決定に参加する場合、あるいは経営システムを提供するかシニア・マネージャーを派遣することにより会社の運営管理に影響力を行使する場合、また、会社の発展を支援する技術的支援を行う場合などがこれに該当する。

関連会社(持分法適用会社)の純資産の変動は、貸借対照表の資産側の「持分法投資」および株主資本の関連する勘定で認識される。関連会社ののれんも「持分法投資」に含まれる。

減損の兆候がある場合には、持分法で連結されている投資(のれんを含む)の帳簿価額について、回収可能価額(使用価値と正味売却可能価額のいずれか高い方の価額)と帳簿価額を比較する方法で減損テストが実施される。該当する場合、連結損益計算書の「持分法適用会社投資損益」に減損が認識される。なおこの減損は、状況により、後日戻入される場合がある。

持分法適用会社の損失に対する当社グループの持分が、当該持分法適用会社に対する投資の帳簿価額以上に達した場合、当社グループは、それ以上の損失を含めることを停止し、そのような投資の価値はゼロとして計上される。当社グループが法的債務か推定的債務を負う範囲内、または持分法適用会社に代わって支払いを行った範囲内でのみ、当社グループは持分法適用会社の損失を追加計上する。

少数株主持分は、連結企業内の連結損益計算書および貸借対照表に単独の勘定科目として計上される。少数株主持分の計算では、子会社が発行した資本性金融商品に分類される優先株式が当社グループ外で保有されている場合、当該優先株式の累積残高を考慮する。

全部連結されているファンドについては、第三者投資家が有する持分は、当該投資家が償還を求めた場合には市場価格で償還されるため、純損益を通じて公正価値で測定する負債として認識される。

支配権を喪失した取引については、当社グループが引き続き保有する資本持分が、純損益を通じて公正価値で再測定される。

連結対象企業に対する投資に係る実現損益は、損益計算書の「長期性資産に係る純利益」に認識される。

注 1. b. 3 連結手続

連結財務諸表を作成する際、類似の環境における同種の取引およびその他の事象に関して統一された会計方針を用いて作成される。

- ・ グループ会社間の残高と取引の相殺消去

連結企業間の取引に起因するグループ会社間残高および取引そのもの(収益、費用および配当を含む)は相殺消去される。グループ会社間の資産の売買に起因する損益は相殺消去される。ただし、売買された資産の価値が減損している兆候がある場合は例外となる。売却可能資産の価額に含まれる未実現損益は、連結財務諸表に引き続き計上される。

- ・ 外貨で表示された財務諸表の通貨換算

BNPパリバの連結財務諸表はユーロ建てで作成されている。

機能通貨がユーロでない企業の財務諸表は、決算日レート法により換算される。この方法によれば、すべての資産・負債は(貨幣性、非貨幣性を問わず)、決算日の直物為替レートによって換算される。収益・費用の項目は、会計期間の平均レートで換算される。

同じ方法が、超インフレ経済下にある企業の財務諸表に対しても適用されるが、その際、一般物価指数を適用することでインフレの影響を調整する。

貸借対照表項目および損益計算書項目の外貨換算差額のうち、親会社株主帰属部分は親会社株主資本の「資本に直接認識される資産および負債の変動 - 為替レート」に計上され、外部投資家帰属部分は「少数株主持分」に計上される。IFRS第1号によって認められている任意の会計処理に基づき、当社グループは2004年1月1日現在の期首貸借対照表において親会社株主および少数株主持分に帰属するすべての累積為替換算差額を利益剰余金に振り替え、すべての換算差額をゼロとした。

投資の種類が変化する(支配権もしくは重要な影響力を喪失するか、重要な影響力を維持することなく共同支配権を喪失する)こととなるような、ユーロ圏外に拠点を置いている外国企業に対する持分の一部または全部の清算または売却の際には、当該清算または売却日現在で資本の累積為替換算調整勘定に計上されている額(段階法で算出された額)が損益計算書に認識される。

投資の種類は変化しないものの、持分割合は変化する場合、投資先企業が全部連結されていれば、為替換算調整勘定の残高が、親会社株主帰属部分と少数株主帰属部分の間で再配分される。持分法により連結されている企業については、持分と関係のある部分の売却は、損益計算書に認識される。

注 1 . b . 4 企業結合とのれんの測定

・ 企業結合

企業結合はパーチェス法を用いて会計処理される。

パーチェス法では、被取得企業の識別可能な資産および引受けた負債は、買収日の公正価値で測定される。ただし、売却目的で保有する資産に分類される長期性資産は、売却費用控除後の公正価値で計上される。

被取得企業の偶発債務は、当該債務が取得日における現在の債務を表しており、当該債務の公正価値が信頼性をもって見積り可能な場合を除き、連結貸借対照表に認識されない。

企業結合の取得原価とは、交換日現在の取得資産、引受債務、および被取得企業の支配を獲得するために発行された資本性金融商品の公正価値である。企業結合に直接帰属する費用は個別取引に伴う費用として取り扱われ、損益計算書を通じて認識される。

条件付対価は、支配権を得た時点で、支配権を取得した日の公正価値で取得原価に含まれる。金融負債として認識済みの条件付対価のその後の価額変動は、損益計算書を通じて認識される。

当社グループは、暫定的な会計処理について取得日から12ヶ月以内に調整額を認識することがありうる。

のれんとは、企業結合の取得原価と、被取得企業の識別可能な資産および負債の取得日現在の公正価値純額に対する取得会社の持分との差額である。正ののれんは取得会社の貸借対照表で認識され、負ののれんは取得日に即時に損益計算書で認識される。少数株主持分は、被取得企業の識別可能な資産および負債の公正価値に対する持分で測定される。ただし当社グループは、各企業結合に係る少数株主持分を公正価値で測定することを選択でき、その場合にはのれんの一定割合が少数株主持分へ配賦される。当社グループがこれまでに後者の選択を行ったことはない。

のれんは被取得企業の機能通貨で認識され、決算日レートで換算される。

取得以前より保有していた被取得企業に対する株式持分は、当該取得日に、損益計算書を通じて公正価値で再測定される。このため段階取得の場合、のれんは、当該取得日現在の公正価値を参照して算定される。

IFRS第3号(改訂)の適用は非遡及適用のため、2010年1月1日以前に完了した企業結合については、IFRS第3号の変更による影響を反映するための修正再表示を行っていない。

IFRS第1号により認められている通り、2004年1月1日より前に行われ、以前適用されていた会計基準(フランスGAAP)に準拠して計上された企業結合については、IFRS第3号の原則に準拠した修正再表示は行われていない。

・ のれんの測定

BNPパリバ・グループは、のれんの価値の減損について定期的にテストしている。

ー 資金生成単位

BNPパリバ・グループは、すべての活動を主要な業務部門を表す資金生成単位⁽²⁾に分けている。この分類は、当社グループの組織構造および管理方法に合致するものであるとともに、業績および管理のアプローチの観点から見た各単位の独立性を反映したものとなっている。分類は、企業買収、

売却、大規模な組織変更など、資金生成単位の構成に影響を与える可能性の高い事象を考慮するため定期的に見直される。

(2) IAS第36号による定義。

一 資金生成単位の減損テスト

資金生成単位の割り当てられたのれんに対し、年に一度、さらに減損の兆候があれば随時、当該単位の帳簿価額と回収可能価額との比較により減損テストが行われる。回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、戻入不能な減損損失が認識され、当該単位の帳簿価額のうち回収可能価額を上回る部分についてののれんの価額を切り下げる。

一 資金生成単位の回収可能価額

資金生成単位の回収可能価額は、資金生成単位の売却費用控除後の公正価値と当該資金生成単位の使用価値の内、いずれか高い方となる。

公正価値とは、測定日現在の市場実勢で資金生成単位を売却した場合に得られるであろう価格をいう。この価格は主に、類似企業の最近の取引実勢価格を参照して、あるいは比較対象企業の株価値倍率を基に算出される。

使用価値は、資金生成単位によって生み出される将来のキャッシュ・フローの見積りに基づいており、当該単位の管理職が作成し当社グループの経営上層部が承認した年間見通しおよび市場における資金生成単位の活動のポジショニングの変更に関する分析から算出される。これらのキャッシュ・フローは、資金生成単位が属する事業分野および関連地域への投資に対して投資家が求める期待収益率で割引かれる。

注 1.c 金融資産および金融負債

注 1.c.1 貸出金および債権

貸出金および債権は、トレーディング目的保有以外で、当社グループが行った融資、シンジケート・ローンの当社グループの引受分、および活発な市場における公表価格のない購入貸付債権を含む。活発な市場で公表価格のある貸出金は「売却可能金融資産」に分類され、当該分類に適用可能な方法を用いて測定される。

貸出金および債権は、当初公正価値またはそれに相当する価額に基づいて測定される。その際の公正価値とは通常、当初に支払われた金額で、貸出金の実効金利の調整となる取得に直接起因するオリジネーション・コストおよび特定の種類の手数料(シンジケーション・コミッション、コミットメント・フィーおよび取扱手数料)を除いた純額である。

その後、貸出金および債権は償却原価で測定される。利息および取引費用に加えて貸出金の当初の価値に含まれる手数料類から構成される貸出金に係る収益は、実効金利法で計算され、貸出金の期間にわたって損益計算書に計上される。

貸付が実行される以前に融資コミットメントについて稼得した手数料は繰り延べられ、貸付が実行された時点で貸出金の価値に含まれる。

貸付実行の可能性が低い場合、あるいは貸付実行のタイミングや金額が不確実な場合、融資コミットメントについて稼得した手数料はコミットメント期間にわたって定額法で認識される。

注 1.c.2 規制貯蓄預金と貸付契約

住宅財形貯蓄口座(Comptes Épargne-Logement、以下「CEL」という。)および住宅財形貯蓄制度(Plans d'Épargne Logement、以下「PEL」という。)は、フランスで販売されている公的規制リテール商品である。これは預金・貸出金一体型商品であり、預金が貸付の条件になっている。

これらの商品に関してBNPパリバは2種類の義務を負っている。つまり、契約時に政府が設定した金利で(PEL商品の場合)、または法が定める物価スライド方式に従い半年ごとに見直す金利で(CEL商品の場合)無期限に預金金利を支払う義務、および貯蓄期間に取得した権利に応じた金額を契約時に設定した金利で(PEL商品の場合)、または貯蓄期間に応じた金利で(CEL商品の場合)顧客に対して貸し付ける(顧客の選択による)義務である。

各ジェネレーション(PEL商品の場合、一つのジェネレーションはすべて同じ当初金利の商品から成り、CEL商品の場合、全CEL商品が一つのジェネレーションを構成する)に関連する当社グループの将来債務は、当該ジェネレーションのリスクにさらされている残高から将来生じる可能性のある利益を割引くことにより測定する。

リスクにさらされている残高は顧客行動の実績分析を基に推定され、次の金額と等しくなる。

- 貸付面では、統計的に蓋然性の高い貸付残高および実際の貸付残高。
- 貯蓄面では、統計的に蓋然性の高い残高と最低予想残高との差。条件付きでない定期預金残高を最低予想残高とみなす。

貯蓄面では、再投資金利と、再投資期間中のリスクにさらされている預金残高に対する固定預金金利との差が将来生じる利益とみなされ、貸付面では、再調達金利と、再調達期間中のリスクにさらされている貸出金残高に対する固定貸出金利との差が将来生じる利益とみなされる。

貯蓄面での再投資金利および貸付面での再調達金利は、スワップ取引のイールド・カーブ、ならびに種類および満期日が類似している金融商品の期待スプレッドから算出する。スプレッドは、貸付面の場合は固定金利住宅ローン、貯蓄面の場合はリテール商品の実勢スプレッドを基に算出する。将来の金利動向の不確実性、さらには当該金利動向が顧客行動モデルおよびリスクにさらされている残高へ及ぼす影響を反映させるため、債務の推定にはモンテカルロ法を用いている。

契約のジェネレーションごとの貯蓄・貸付に関し、当社グループの将来の想定債務合計が当社グループにとって好ましくない可能性がある場合、引当金を貸借対照表の「偶発債務等引当金」勘定で(ジェネレーション間で相殺せず)認識する。この引当金の増減は、損益計算書の受取利息として認識する。

注 1.c.3 有価証券

- ・ 有価証券の分類

当社グループが保有する有価証券は、次の4つのいずれかに分類される。

- 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(デリバティブ商品は除く)は、次のものから成る。

- ー トレーディング目的で保有する金融資産
- ー 当社グループが当初の認識の際に、IAS第39号に基づく公正価値オプションを用い、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融資産。公正価値オプション適用の条件は、注1.c.11に記載されている。

このカテゴリーの有価証券は、決算日の公正価値で測定される。取引費用は、損益計算書に直接計上される。公正価値の変動(固定利付証券の未収利息を除く)は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益／損失」に、変動利付証券の配当や実現処分損益とともに計上される。

このカテゴリーに分類される固定利付証券の収益は、損益計算書の「受取利息」に計上される。

- ー 貸出金および債権

活発な市場で取引されていない、固定または決定可能な受領額を有する有価証券は、所有者が信用低下以外の理由で初期投資のほぼ全額を回収できない可能性のある有価証券を除き、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類するための基準を満たしていない場合、「貸出金および債権」に分類される。これらの有価証券は、注1.c.1に記載の方法で測定および認識される。

- ー 満期保有目的金融資産

満期保有目的金融資産とは、固定または決定可能な受領額と固定の満期を有する投資であり、当社グループが満期まで保有する意思と能力を持つものである。このカテゴリーの資産の金利リスクをカバーする目的で契約したヘッジ取引は、IAS第39号で定義されたヘッジ会計として適格ではない。

このカテゴリーの資産は、実効金利法により償却原価で計上されるが、この償却原価にはプレミアムとディスカウント(資産の購入価格と償還価値の差額に該当する)、また(重要な場合には)取得付随費用の償却額が組み込まれる。このカテゴリーの資産より稼得した収益は、損益計算書の「受取利息」に含まれる。

- ー 売却可能金融資産

売却可能金融資産とは、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」、「満期保有目的金融資産」、または「貸出金および債権」のいずれかに分類されるもの以外の固定利付証券および変動利付証券である。

売却可能のカテゴリーに含まれる資産は当初は公正価値で計上され、取引費用は金額的重要性のある場合に加算される。これらは決算日に公正価値で再測定され、(未収利息を除く)公正価値の変動は、株主資本の独立勘定に表示される。売却時に、それら未実現損益は株主資本から損益計算書に振り替えられ、「売却可能金融資産に係る純利益／損失」勘定に計上される。減損が生じている場合にも、同じ原則が適用される。

実効金利法によって認識された売却可能固定利付証券の収益は、損益計算書の「受取利息」に計上される。変動利付証券からの配当収入は、当社グループの支払いを受ける権利が確定した時点で「売却可能金融資産に係る純利益／損失」に認識される。

- ・ 有価証券売戻(リバース・レポ)／買戻(レポ)契約取引と有価証券貸付／借入取引

買戻(レポ)契約の下で一時的に売却された有価証券は、当社グループの貸借対照表のそれまでと同じ有価証券のカテゴリーに計上される。それに対応する負債は貸借対照表の適切なカテゴリーで認識するが、トレーディング目的で契約したレポ契約の場合は例外であり、対応する負債は「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に分類される。

売戻(リバース・レポ)契約の下で一時的に取得した有価証券は、当社グループの貸借対照表には計上されない。これに対応する債権が「貸出金および債権」に計上されるが、トレーディング目的で契約したリバース・レポ契約の場合は例外であり、対応する債権は「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類される。

有価証券貸付取引によって、貸し付けられた有価証券の計上が取り消されることはなく、有価証券借入取引によって、借り入れられた有価証券が貸借対照表に計上されることもないが、当社グループが借入後に借入有価証券を売却した場合、借入有価証券を満期日に引き渡す債務は、貸借対照表の「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に計上される。

- ・ 有価証券取引に関する認識日

純損益を通じて公正価値で測定する、満期保有目的、または売却可能金融資産として分類された有価証券は取引日に認識される。

どの分類であっても(純損益を通じて公正価値で測定する、貸出金および債権または債務)、一時的な有価証券の売却および借入有価証券の売却は決済日に当初認識される。売戻(リバース・レポ)／買戻(レポ)契約に基づく債券の貸借と引き換えに融資コミットメントに基づき授受される貸付／借入金は、取引実行日から取引決済日までの間の取引認識日に、それぞれ「貸出金および債権」ならびに「負債」として認識される。売戻(リバース・レポ)／買戻(レポ)契約が、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」および「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」にそれぞれ分類される場合、当該契約は、デリバティブ金融商品として認識される。

有価証券取引は、当社グループが関連するキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅するまで、または当社グループが有価証券の所有に関連するすべてのリスクおよび便益を実質的に移転するまで、貸借対照表に計上される。

注 1.c.4 外貨取引

当社グループが行う外貨取引に関連する資産および負債の会計処理方法、ならびに当該取引により生じる為替リスクの測定方法は、当該資産または負債が貨幣性項目または非貨幣性項目のいずれに該当するかにより異なる。

一 外貨表示の貨幣性資産・負債⁽³⁾

外貨表示の貨幣性資産・負債は決算日レートで当社グループの関連事業体の機能通貨に換算する。換算差額は、キャッシュ・フロー・ヘッジまたは外貨純投資ヘッジ手段に指定される金融商品から生じるものを除き、損益計算書で認識する。キャッシュ・フロー・ヘッジまたは外貨純投資ヘッジ手段に指定される金融商品から生じる換算差額は、株主資本勘定で認識する。

⁽³⁾ 貨幣性資産・負債とは、固定または決定可能な金額で受領または支払うことになる資産および負債である。

一 外貨表示の非貨幣性資産・負債

非貨幣性資産は、取得原価または公正価値のいずれかで測定する。外貨表示の非貨幣性資産は、取得原価で測定する場合には取引日の為替レートを用いて、公正価値で測定する場合には決算日レートで換算する。

公正価値で測定する外貨表示の非貨幣性資産(変動利付証券)の換算差額は、当該資産が「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類される場合には損益計算書で認識し、「売却可能金融資産」に分類される場合には、当該金融資産が公正価値ヘッジ関係で為替リスクのヘッジ対象に指定されていない限り株主資本勘定で認識するが、指定されている場合には損益計算書で認識する。

注 1.c.5 金融資産の減損およびリストラクチャリング

・ 不良資産

不良資産は、借手が債務の一部またはすべてを履行しないリスクがあると当行が考慮する貸出金として定義される。

・ 「貸出金および債権」および「満期保有目的金融資産」の減損、「融資および保証のコミットメント」に対する引当金

貸付実行後または資産取得後に発生した事象により価値が減少したとの客観的証拠がある場合、当該事象が将来のキャッシュ・フローの金額またはタイミングに影響を与える場合、また当該事象による結果が信頼性をもって測定できる場合、当該貸出金および満期保有目的金融資産について減損損失を認識する。貸出金の減損に関する証拠の評価は、個別の金融資産に実施した後、ポートフォリオ・ベースで実施する。当社グループが供与した融資および保証のコミットメントについても同様の原則を適用しており、融資コミットメントの評価においては実行の可能性が考慮される。

個別では、金融資産の減損の客観的証拠は以下の事象に関する観察可能なデータを含む。

一 期日を3ヶ月経過した勘定の存在

一 借手の支払いが滞ったことがあるか否かにかかわらず、リスクが発生していると考えられる程の重大な財政難に借手が陥っているという認識または兆候

一 借手が財政難に陥っていなければ検討されなかった、貸手による借手の支払い条件に関する譲歩(詳しくは、「『貸出金および債権』に分類される資産のリストラクチャリング」と題されたセクションを参照)。

当該資産の回収可能とみなされる構成要素(元本、金利、担保など)を当初実効金利で割引いて求めた現在価値と減損前の帳簿価額との差額が減損の金額となる。減損損失額の変動は、損益計算書の「リスク費用」に認識される。減損損失認識後に発生した事象と客観的に関連する、減損損失の減少は、損益計算書の「リスク費用」勘定に貸方計上する。資産が減損処理された場合、当該資産の帳簿価額に基づき稼得される理論上の利息(回収可能キャッシュ・フロー見積額を割引く際に用いる当初実効金利を使い算出される)を損益計算書の「受取利息」で認識する。

貸出金および債権の減損損失は、当該貸出金および債権が最初に資産計上された時の金額を減少させる個別引当金勘定に通常は計上される。オフバランスシートの金融商品、融資および保証のコミットメントまたは紛争に関連した引当金は、負債に認識される。当行が債権または保証を回収するためのすべての手段に失敗した場合、または債権のすべてまたは一部が放棄された場合、減損した債権はすべてまたは一部償却され、対応する引当金は損失分が戻し入れられる。

個別で減損していない相手先については、類似の特徴を持つポートフォリオ・ベースでリスク評価する。このリスク評価では過去の実績に基づく内部格付制度を利用し、必要に応じて決算日現在の実勢を反映するよう調整が行われる。これにより当社グループは、個別相手先に減損を配賦できる段階でなくとも貸付実行後に発生した事象のため返済期日に債務不履行となるおそれがある多くの貸付先を発見することが可能になる。債務不履行の可能性はポートフォリオ全体の減損の客観的証拠となる。この評価はまた、評価期間中の景気動向を勘案しながら、疑念のあるポートフォリオの損失額も推計する。ポートフォリオの減損の増減額は、損益計算書の「リスク費用」に認識する。

経験豊富な当行の事業部門またはリスク管理部門の判断に基づき、当社グループは例外的な経済事象によって影響を受ける経済領域または地域について追加的に集会的引当金を認識することがある。これは、これらの事象の結果が、これらの事象の影響を受ける類似の特徴をもつ貸出金のポートフォリオに対して、集会的引当金を決定するために用いられるパラメーターを調整するのに十分な正確性をもって測定することができない場合に該当し得る。

・ 売却可能金融資産の減損

売却可能金融資産(主として有価証券)については、取得後に一つまたは複数の事象により減損が発生したとの客観的証拠がある場合には、個別に減損を認識する。

活発な市場に公表価格がある変動利付証券の場合、公表価格の取得価格に対する著しい下落または長期にわたる下落といった基準に基づき、長期的な減損が生じている可能性のある有価証券を管理システムにより特定し、その結果に基づき、当社グループは個別に定性的分析を追加実施する。これにより公表価格に基づき算出された減損損失が認識される場合がある。

当社グループは、上記基準とは別に、3つの減損の兆候を定めており、1つ目が価格の著しい下落(取得価格から50%超下落)、2つ目が価格の長期にわたる下落(2年以上連続)、3つ目が年度中の観察期間にわたり、平均下落額が少なくとも30%に達するというものである。この2年という期間は、取得価格を下回る価格の緩やかな下落を、単なる株式市場に固有のランダムなボラティリティまたは数年間にわたる周期的な変動の影響によるものではなく、減損の正当な根拠となる持続的現象として捉えるのに必要と当社グループが考えている期間である。

同様の方法が、活発な市場における公表価格のない変動利付証券にも適用される。その後のあらゆる減損額は、評価モデルを用いて算定される。

固定利付証券の場合、個別的に減損した貸出金および債権に適用されたものと同じ基準に基づき減損が判定される。活発な市場における公表価格のある固定利付証券の減損額は、当該公表価格をもとに算定される。上記以外のあらゆる固定利付証券の減損額は、評価モデルを用いて算定される。

変動利付証券の減損損失は、営業収益勘定の「売却可能金融資産に係る純利益／損失」において認識し、当該有価証券の売却まで損益計算書を通して戻し入れることはできない。その後の公正価値の下落は追加の減損損失となり、損益計算書で認識される。

固定利付証券の減損損失は「リスク費用」で認識し、直近の減損認識後に発生した事象に関連して公正価値が上昇したと客観的に見られる場合には、損益計算書を通して戻し入れることができる。

- ・ 「貸出金および債権」に分類される資産のリストラクチャリング

貸出金および債権に分類される資産のリストラクチャリングは、不良債権のリストラクチャリングとしてみなされる手続で、この手続を行う当行は、借手の財政難と関係のある経済的なまたは法的な理由により、原貸出取引の条件を、借手が契約に基づき当行に対して履行すべき債務(現在価値で測定される)が減少するような内容へ修正(この修正は、前述の理由がなければ検討しなかったであろう修正である)することに同意することとなる。

このリストラクチャリングにおいては、該当する債権の帳簿価額が、原取引の実効金利を用いて、リストラクチャリング後の予想将来キャッシュ・フローの現在価値まで割り引かれる。

これに伴う資産価額の減少分は、損益計算書の「リスク費用」に認識される。

またこのリストラクチャリングが、借手が明らかに異なる他の資産をもって原債務の一部分またはすべてを清算するという形で行われる場合、借手の原債務(注1.c.14を参照)と当行が受け取る資産は、清算日に公正価値で認識される。これに伴う価額の差額も、損益計算書の「リスク費用」に認識される。

注1.c.6 金融資産の再分類

認められている金融資産の再分類は以下に限られている。

- － 短期売却目的で保有しない非デリバティブ金融資産の、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」から以下への再分類。
 - － 「貸出金および債権」(当該資産がこのカテゴリーの定義を満たしており、当社グループが、予測可能な将来または満期まで当該資産を保有する意思と能力を持っている場合)。または、
 - － その他のカテゴリー(再分類対象資産が再分類後のポートフォリオに適用される条件を満たしていることにより正当とされる極めて稀な場合のみ)。
- － 「売却可能金融資産」から以下への再分類。
 - － 「貸出金および債権」(「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」からの再分類に係る上記の条件と同じ)。
 - － 「満期保有目的金融資産」(満期のある資産の場合)、または「取得原価で測定する金融資産」(非上場変動利付資産の場合)。

金融資産は、再分類日現在における、公正価値か特定のモデルを用いて計算された価額で再分類される。再分類対象金融資産に組み込まれているあらゆるデリバティブは個別に認識され、損益計算書を通じて公正価値の変動が認識される。

再分類後、資産は、再分類後のポートフォリオに適用される規定に従って認識される。再分類日現在の振替価格は、減損判定時には、当該資産の取得原価とみなされる。

「売却可能金融資産」から別のカテゴリーへの再分類時には、資本を通じて過去に認識済の利益または損失は、損益計算書を通じ、対象資産の残存期間にわたり実効金利法で償却される。

見積回収可能価額の上修正は、見積修正日現在の実効金利に対する調整を通じて認識される。また下方修正は、金融資産の帳簿価額に対する調整を通じて認識される。

注 1.c.7 負債証券の発行

当社グループが発行した金融商品は、当該商品が発行したグループ会社が商品の保有者に対して現金または他の金融資産を引き渡す契約上の義務を負う場合に、負債商品とみなされる。当社グループが、他の企業との間で当社グループにとって潜在的に不利な条件で金融資産または金融負債を交換する、あるいは可変数量の当社グループの自己株式を引き渡す必要がある場合も同様である。

負債証券の発行は、最初取引費用を含む発行価格で認識され、その後実効金利法を用いて償却原価で測定される。

注 1.c.8 自己株式と自己株式デリバティブ

「自己株式」という言葉は、親会社(BNPパリバSA)およびその全部連結子会社が発行した株式を意味する。新株発行に直接帰属する外部費用は、すべての関連する税金控除後に資本から控除される。

当社グループが保有する自己株式は、金庫株としても知られているが、保有の目的に関わらず、連結株主資本の部から控除される。また、そのような金融商品から発生する損益は、連結損益計算書から消去される。

当社グループがBNPパリバの独占的支配を受ける子会社発行の資本性金融商品を取得する場合、取得価格と取得した純資産に対する持分との差額をBNPパリバの親会社株主帰属利益剰余金に計上する。同様に、そのような子会社の少数株主に付与されたプット・オプションに対応する負債およびその価値の増減は、まず少数株主持分で相殺し、余剰があればBNPパリバの親会社株主帰属利益剰余金で相殺する。これらのオプションが行使されない限り、少数株主帰属純利益の一部は損益計算書の少数株主損益に配賦される。全部連結子会社に対する当社グループの持分の減少は、株主資本の変動として当社グループの財務諸表に認識される。

自己株式デリバティブは、決済方法により次のように会計処理する。

- 一定額の現金その他金融資産と交換に、自己株式の一定数を現物として引き渡すことにより決済される場合には、資本性金融商品として会計処理する。この場合、そのような資本性金融商品の再評価は行わない。
- 現金決済の場合、または、自己株式を現物として引き渡すことにより決済するか、現金で決済するかを選択により決済する場合には、デリバティブとして会計処理する。そのようなデリバティブの価値の増減は損益計算書に計上する。

契約により当行が自己株式を買い戻す義務(偶発債務であるか否かを問わない)を負う場合、当行は、当該債務を現在価値で認識し、資本にて相殺仕訳を行わなければならない。

注1.c.9 デリバティブおよびヘッジ会計

すべてのデリバティブは、取引日に取引価格で貸借対照表に認識され、決算日に公正価値で再測定される。

- ・ トレーディング目的で保有するデリバティブ

トレーディング目的で保有するデリバティブは、公正価値がプラスの時には貸借対照表の「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に、また公正価値がマイナスの時には貸借対照表の「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」にそれぞれ計上される。実現損益ならびに未実現損益は損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益/損失」に認識される。

- ・ デリバティブおよびヘッジ会計

ヘッジ関係の一部として契約されるデリバティブは、ヘッジの目的に合わせて指定される。

公正価値ヘッジは、特に、固定金利の資産および負債に伴う金利リスクをヘッジするため、特定された金融商品(有価証券、発行債券、貸出金および借入金)および金融商品のポートフォリオ(特に、要求払預金および固定金利貸出金)の両方に対して利用される。

キャッシュ・フロー・ヘッジは、特に、変動金利の資産および負債に伴う金利リスクをヘッジするために利用されるが、その中には借換えや可能性が非常に高い予定外貨収入の為替リスクヘッジが含まれる。

当社グループは、ヘッジの開始時に公式文書を作成している。その文書には、ヘッジ関係を特定するヘッジ対象、またはヘッジ対象の一部、あるいはヘッジ対象のリスク部分、ヘッジ戦略およびヘッジされるリスクのタイプ、ヘッジ手段、およびヘッジ関係の有効性を評価する方法を詳述している。

当社グループは、取引の開始時およびその後少なくとも四半期ごとに、当初の文書と整合性を取りながらヘッジ関係の実際(遡及的)の有効性と予想される(将来の)有効性を評価する。遡及的な有効性のテストは、ヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローに対する、ヘッジ手段の公正価値またはキャッシュ・フローの実際の変動率が80%から125%の範囲内にあるかどうかを評価するよう設定されている。将来の有効性のテストは、デリバティブの公正価値またはキャッシュ・フローの予想される変動が、ヘッジの残存期間において、ヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動を十分に相殺することが確認できるよう設定されている。可能性が非常に高い予定取引の場合、その有効性は概して類似取引の実績データに基づいて評価される。

欧州連合が採択するIAS第39号(ポートフォリオ・ヘッジに関する特定の規定を除く)に基づき、資産または負債のポートフォリオに基づく金利リスクのヘッジ関係は、下記の通り公正価値ヘッジ会計適用対象として適格である。

- ー ヘッジ対象として指定したリスクは、商業銀行取引(顧客への貸出金、貯蓄預金、要求払預金)に係る金利のうち銀行間取引の金利部分に関連する金利リスクである。

- ー ヘッジ対象として指定した金融商品は、各マチュリティ・バンド(満期帯)において、ヘッジ対象資産に係る金利ギャップの一部に対応している。
- ー 利用されるヘッジ手段は「プレーン・バニラ」スワップのみである。
- ー 将来のヘッジの有効性は、すべてのデリバティブが開始時にヘッジ対象のポートフォリオに伴う金利リスクを軽減する効果を持つという事実に基づき確立されている。遡及的には、(貸出金の期限前償還または預金の引出しによって)その後、特に各マチュリティ・バンド(満期帯)においてヘッジ対象に不足が生じた場合、ヘッジはヘッジ会計上適格でなくなる。

デリバティブとヘッジ対象の会計処理はヘッジ戦略により異なる。

公正価値ヘッジ関係におけるデリバティブは、貸借対照表において公正価値で再測定され、公正価値の変動は損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益／損失」に認識され、その対となる会計処理としてヘッジ対象がヘッジリスクを反映するよう再測定される。ヘッジされた構成要素の公正価値の再測定は貸借対照表において認識されるが、特定された資産と負債のヘッジの場合にはヘッジされた項目の分類に従って認識され、ポートフォリオのヘッジ関係の場合には「金利リスクヘッジポートフォリオの再測定による調整」として認識される。

ヘッジ関係が終了する、あるいは有効性の基準をほぼ満たさない場合は、ヘッジ手段はトレーディング勘定へ振り替えられ、そのカテゴリーに適用される会計処理に従って計上される。特定の固定利付証券の場合、貸借対照表で認識された再測定による調整額は当該証券の残存期間にわたって実効金利で償却される。金利リスクヘッジ対象固定利付証券ポートフォリオの場合、調整額はヘッジの当初期間の残存期間にわたって定額法で償却される。ヘッジ対象が、特に期限前償還などによって貸借対照表に表示されない場合、調整額は即時に損益計算書に計上される。

キャッシュ・フロー・ヘッジ関係の場合、デリバティブは貸借対照表にて公正価値で測定され、公正価値の変動額は株主資本の「未実現または繰延利益／損失」に独立して計上される。ヘッジ期間を通じて株主資本に計上される金額は、ヘッジ対象からのキャッシュ・フローが損益に影響を与える時点で損益計算書の「正味受取利息」に振り替られる。ヘッジ対象は、その項目が属するカテゴリーにおいて個別の会計処理に基づき、引き続き計上される。

ヘッジ関係が終了した場合、あるいは有効性の基準をほぼ満たさなくなった場合、ヘッジ手段の再測定の結果として株主資本で認識された累積額は、ヘッジ取引そのものが損益に影響を与えるまで、あるいは、取引が今後発生しないことが明らかになるまで、資本に留保され、その後、損益計算書で処理される。

ヘッジ対象が存在しなくなった場合、株主資本勘定で認識した累積額を即座に損益計算書へと振り替える。

使用されるヘッジ戦略がどのようなものであっても、ヘッジの非有効部分は損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益／損失」に認識される。

子会社や支店に対する外貨建て純投資のヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジと同じ方法で会計処理される。ヘッジ手段は、通貨デリバティブまたはその他の非デリバティブ金融商品である。

- ・ 組込デリバティブ

複合金融商品に組み込まれたデリバティブは、複合金融商品が純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または負債として計上されていない場合や、組み込まれたデリバティブの経済特性およびリスクが主契約の経済特性およびリスクと緊密に関連していない場合は、主契約の価値から分離され、デリバティブとして個別に会計処理される。

注 1.c.10 公正価値の決定

公正価値とは、測定日において、市場参加者間で、主要な市場または最も有利な市場における秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格または負債の移転のために支払うであろう価格をいう。

当社グループでは、金融商品の公正価値を、外部の情報源から直接取得した価格情報または評価技法のいずれかを用いて算定している。前述の技法には、主に、一般に認められたモデル(割引キャッシュ・フロー・モデル、ブラック・ショールズ・モデル、補間法)を含むマーケット・アプローチとインカム・アプローチがある。前述の技法は、観察可能なインプットを最大限活用し、観察不能なインプットの活用を最低限に抑える技法である。前述の技法には、現在の市場の状況を反映するための調整が加えられる。また、各種評価モデルまたは当該モデルにて用いられるインプットを用いた評価では、モデル、流動性および信用リスクといったいくつかの要素が考慮されないにもかかわらず、市場参加者が、出口価格を定める際に当該要素を考慮している場合、評価調整が適宜実施される。

測定は、通常、各金融資産または金融負債単位で行うが、一定の条件を満たす場合には、ポートフォリオ・ベースでの測定も選択できる。このため当社グループでは、公正価値の算定にあたり、金融資産および金融負債、ならびに金融商品に関する会計基準の対象に含まれ、実質的に市場リスクまたは信用リスクがこれらと類似し相殺し合っている他の契約から成るグループが、文書化されているリスク管理戦略に従いネット・エクスポージャー・ベースで管理されている場合には、前述の例外的なポートフォリオ・ベースでの評価を行っている。

公正価値で測定または開示される資産および負債は、下記のような、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルのいずれかに分類される。

- ー レベル1：公正価値が、該当資産および負債の活発な市場における相場価格を用いて算定されるレベル。活発な市場の特徴には、十分な量の取引が十分な頻度で行われていることや、取引価格情報が容易に得られることなどが含まれる。
- ー レベル2：公正価値が、重要なインプットが直接または間接的に観察可能な市場データであるような評価技法を用いて算定されるレベル。前述の技法は定期的に調整され、インプットは、活発な市場から得られる情報を用いて裏付けられる。
- ー レベル3：該当金融商品の流動性が不足しているといった理由や、重要なモデル・リスクが存在するといった理由により、重要なインプットが観察不能か市場ベースの観察によって裏付けることができない評価技法を用いて公正価値が算定されるレベル。観察不能なインプットは、入手できる市場データが存在しないため、他の市場参加者が公正価値を測定する際に検討する独自の仮定に由来するパラメーターである。商品の流動性が不足しているかどうか、または重要なモデル・リスクの影響を受けるかどうかに関する評価は、当事者の判断事項となる。

該当資産または負債が公正価値ヒエラルキーのどのレベルに分類されるかについては、公正価値全体にとって重要なインプットが属する最低レベルをもとに決定される。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される金融商品については、当初の認識の際に、取引価格と公正価値の間に差異が生じる場合がある。この「デイ・ワン・プロフィット」は繰り延べられ、評価のパラメーターが依然として観察不能であると予想される期間にわたって損益計算書に計上される。当初観察不能であったパラメーターが観察可能になった場合、または評価が活発な市場での直近の類似取引との比較によって具体化された場合、デイ・ワン・プロフィットの未認識部分はその時点で損益計算書に計上される。

注1.c.11 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融資産および負債(公正価値オプション)

金融資産または金融負債は、次の場合、当初の認識時に純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定することができる。

- － 他の状況では個別に会計処理されていた組込デリバティブを一つ以上含む複合金融商品の場合
- － 公正価値オプションを使うことにより、別の勘定科目に分類した場合に発生する資産・負債の測定結果と会計処理との間の不整合を解消または大幅に軽減できる場合
- － 金融資産および／または金融負債のグループが公正価値ベースで管理および測定されており、リスク管理および投資戦略が適切に文書化されている場合

注1.c.12 金融資産および金融負債から発生する収益および費用

償却原価で測定する金融商品および「売却可能金融資産」に分類される固定利付証券から発生する収益および費用は、実効金利法を用いて損益計算書で認識する。

実効金利とは、当該金融商品の予想残存期間(それが適切な場合は、それより短い期間)における予想将来キャッシュ・フローを、貸借対照表上の正味帳簿価格まで正確に割り引く利率をいう。実効金利の算出の際には、実効金利の不可分な要素を構成する契約当事者間で授受されるすべての手数料、取引費用、ならびにプレミアムおよびディスカウントを考慮する。

当社グループでは、サービス関連の手数料収益・費用の認識方法はサービス内容により異なる。利息の追加分として処理する手数料は実効金利に含め、損益計算書の「正味受取利息」に認識する。重要な取引の実行に伴う未払および未収手数料は全額、取引実行時に「受取手数料および支払手数料」勘定で損益として認識する。反復して提供するサービスに対する未払および未収手数料もまた、サービス提供期間にわたって「受取手数料および支払手数料」で認識する。

融資保証コミットメントに関して受け取った手数料は、当該コミットメントの公正価値を表すものとみなされる。その結果生じた負債は、その後、営業収益の手数料収益において、当該コミットメントの期間にわたって償却される。

注 1. c. 13 リスク費用

リスク費用には、固定利付証券や顧客および金融機関に対する貸出金および債権の減損引当金の変動、供与した融資および保証のコミットメントに対する引当金の変動、回収不能貸出金に係る損失、また償却済貸出金の回収金額が含まれる。この科目には、店頭取引(OTC)の金融商品の相手方に発生したデフォルト・リスクに関連して計上された減損損失や、ファイナンス事業に伴う不正および紛争に関連した費用も含まれる。

注 1. c. 14 金融資産・金融負債の認識中止

当社グループは、当該資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または当社グループが当該金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利および当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転している場合、金融資産の全部または一部の認識を中止する。こうした条件が満たされない限り、当社グループは当該資産を貸借対照表上に残し、当該資産の移転により生じる債務について負債を認識する。

当社グループは、金融負債の全額または一部が消滅する場合、当該金融負債の全部または一部の認識を中止する。

注 1. c. 15 金融資産および金融負債の相殺

当社グループが認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を有しており、かつ、純額で決済するか、資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合にのみ、金融資産および金融負債は相殺され、純額で貸借対照表に表示される。

清算機関経由で取引される買戻／売戻契約およびデリバティブのうち、会計基準に規定されている2つの要件を満たすものは貸借対照表上で相殺される。

注 1. d 保険事業に特有の会計基準

全部連結子会社たる保険会社が締結した裁量権のある有配当性を有する保険契約および金融取引契約から発生する資産および負債に関連する特定の会計方針が、連結財務諸表の目的で適用されている。これらの方針はIFRS第4号に準拠している。

その他すべての保険会社の資産および負債は、当社グループの資産および負債に一般的に適用される方針に従って処理され、連結財務諸表において該当する貸借対照表の勘定および損益計算書の勘定に含まれる。

注 1. d. 1 資産

金融資産と不動産は、この注記に記載されている方針に従って会計処理される。その際、ユニットリンク型保険契約のポートフォリオで保有する民間不動産会社に対する持分(SCI)だけは例外であり、決算日の公正価値で測定され、公正価値の変動は損益計算書に計上される。

ユニットリンク型事業に関する責任準備金を表す金融資産および不動産は、それぞれ「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」および「投資不動産」とされ、決算日に原資産の実現可能価額で計上される。

注1.d.2 負債

保険契約者および受益者に対する当社グループの債務は「保険会社の責任準備金」に計上され、重要な保険リスク(例えば、死亡リスクあるいは障害リスク)のある保険契約に関連する負債、および裁量権のある有配当性を有する金融契約に関連する負債で、IFRS第4号の対象となるもので構成される。裁量権のある有配当性を有するとは、保証された給付金の補完として、実際の利益から分配を受ける権利を生命保険契約者に提供するものである。

IAS第39号の対象であるその他の金融契約に関連する負債は「顧客預金」に計上される。

ユニットリンク型契約の債務は、決算日現在の原資産の公正価値を参照して測定される。

支払われる生命保険給付金は、主に死亡リスク(定期生命保険、年金保険、ローンの返済、ユニットリンク型契約の最低保証額)に関連するものであり、また借入人保険においては障害、就労不能や失業リスクに関連するものである。このような種類のリスクは、適切な生命表(年金保険契約者の場合は資格表)、支払われる給付金の水準に適切な医療審査、保険契約者の母集団の統計的モニタリング、再保険制度を使って管理される。

生命保険の責任準備金は、主に数理的準備金(少なくとも、保険契約の解約返戻金に相当する準備金)から成る。

損害保険の責任準備金は、未経過保険料準備金(将来の期間に関連する約定保険料の一部)および保険金請求諸手数料を含む未払保険金支払いのための準備金から成る。

責任準備金(未償却新契約費控除後)の妥当性は、確率論分析で導き出された将来のキャッシュ・フローの平均値と比較することによって、決算日にテストされる。責任準備金に対する調整はすべて、当該期間の損益計算書に計上される。

資本組入準備金は、正味実現利益の一部を繰り延べる(すなわち、適格資産のポートフォリオの最終利回りを維持する)目的で償却可能証券の売却時点で在フランス生命保険会社の個別の法定勘定において設定される。連結財務諸表において、この準備金は、使用する(取り崩す)可能性が非常に高い範囲内で、「保険契約者剰余金」として、連結貸借対照表の負債側へと再分類されている。

保険契約者剰余金には、シャドウ・アカウンティングの適用によるものも含まれており、これは、主に在フランス生命保険子会社において、保険契約に基づく給付金が資産の利回りと連動している場合に、当該資産の未実現損益に対する保険契約者の持分を表すものである。この持分は、保険契約者に帰属する未実現損益の様々なシナリオによる確率論分析で算定された平均値である。

シャドウ・アカウンティングで処理される資産について未実現損失が生じた場合、将来の利益に対する保険契約者の持分から控除される可能性のある額と同額の、保険契約者損失引当金が、連結貸借対照表の資産の部に認識される。保険契約者損失引当金の回復可能性は、別途認識されている保険契約者剰余金、会計処理方法の選択によりシャドウ・アカウンティングで処理されない金融資産(取得原価で測定される満期保有目的金融資産および不動産投資)に伴うキャピタル・ゲイン、および未実現損失を含んでいる資産を会社が保有する能力および意図を考慮して、将来に向かって評価される。保険契約者損失引当金は、貸借対照表の資産の部の「未収収益およびその他の資産」の対照勘定として計上される。

注 1. d. 3 損益勘定

当社グループが締結した保険契約から発生する収益と費用は、損益計算書の「その他の業務収益」および「その他の業務費用」に計上される。

その他の保険会社の収益と費用は、関連する損益勘定に計上される。その結果、保険契約者剰余金の増減は、その増減をもたらした資産による損益と同じ勘定科目に表示される。

注 1. e 有形固定資産および無形固定資産

連結貸借対照表に計上される有形固定資産および無形固定資産は、事業用資産と投資不動産で構成される。

事業用資産には、サービスの提供に用いられるもの、あるいは管理目的で使用するものがあり、その中には当社グループがオペレーティング・リースの貸手としてリースする非財産的資産も含まれる。

投資不動産とは、賃貸料およびキャピタル・ゲインを目的として保有する不動産である。

有形固定資産および無形固定資産は、当初、購入価格に直接付随費用を加えた額で認識されるが、建設または改装に長い期間を要する場合には、資産が利用可能になるまでの間の借入金利息も取得原価に算入される。

BNPパリバ・グループが内部で開発したソフトウェアのうち、資産計上の基準を満たすものについては、プロジェクトに直接起因する外部費用や従業員の人件費を含む直接的な開発費が資産計上される。

当初の認識後、有形固定資産および無形固定資産は、取得原価から減価償却または償却累計額および減損額を差し引いた金額で測定される。その際、ユニットリンク型保険契約のポートフォリオで保有する民間不動産会社に対する持分(SCI)だけは例外であり、決算日の公正価値で測定され、公正価値の変動は損益計算書に計上される。

有形固定資産および無形固定資産の価値のうち、償却可能額は資産の残存価額控除後の金額で計算される。当社グループが貸手としてリースするオペレーティング・リースの資産だけは、残存価額があるとの前提に基づく。これは、事業で使用される有形固定資産および無形固定資産の耐用年数は通常、それらの経済的耐用年数と同じであるためである。

有形固定資産および無形固定資産は、その耐用年数にわたって定額法で減価償却または償却される。減価償却費または償却費は、損益計算書の「有形・無形固定資産に係る減価償却費、償却費および減損」に認識される。

資産が、一定期間ごとの入れ替えを必要とする場合がある多くの構成要素で構成されている場合、またはその用途や生み出される経済的便益率が異なる多くの構成要素で構成されている場合、各構成要素はそれぞれに適切な方法により単独で認識され、減価償却される。BNPパリバ・グループは、事業で使用される不動産および投資不動産に対し、構成要素に基づくアプローチを採用してきた。

オフィス不動産の減価償却期間は次の通りである。(主要な不動産およびその他の不動産それぞれにおける)外郭構造は80年または60年、建物の壁面は30年、一般のおよび技術的設置物は20年、備品および付属品は10年。

ソフトウェアの償却期間は種類によって異なり、インフラ開発の場合は8年まで、顧客へのサービスの提供を主な目的として開発されたものでは3年または5年となっている。

ソフトウェアの維持費用は、発生時に費用計上される。しかし、ソフトウェアの性能向上または耐用年数の延長のための費用は、取得／開発の初期コストに含まれる。

償却可能な有形固定資産および無形固定資産については、決算日時点で潜在的な減損の兆候がないかどうかを確認するため、減損テストを行う。非償却資産も、資金生成単位に対して割り当てられたのれんの場合と同じ方法により、少なくとも年に一度減損テストが行われる。

減損の兆候がある場合には、該当資産の新たな回収可能価額と帳簿価額を比較する。資産の減損が発見された場合、減損損失が損益計算書で認識される。この損失は、見積回収可能価額に変更があった場合、あるいは減損の兆候がなくなった場合に戻し入れが行われる。減損損失は、損益計算書の「有形・無形固定資産に係る減価償却費、償却費および減損」に計上される。

事業に使用される有形固定資産および無形固定資産の処分損益は損益計算書の「長期性資産に係る純利益」で認識される。

投資不動産の処分損益は、損益計算書の「その他の業務収益」または「その他の業務費用」で認識される。

注 1. f リース

グループ会社は、リース契約において借手または貸手になることがある。

注 1. f. 1 賃貸人としての会計処理

当社グループが貸手の立場で契約するリース取引は、ファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースに分類される。

・ ファイナンス・リース

ファイナンス・リースの場合、貸手は、資産の所有に伴うリスクと経済価値を実質的にすべて借手に移転する。ファイナンス・リースは、借手が資産を購入するために行った貸出金として会計処理される。

リース料の現在価値に残存価額を加えたものが、未収金として認識される。リースによって貸手が稼得する純利益は貸出金の利息と同じであり、損益計算書の「受取利息」に計上される。リース料はリース期間にわたって分割して支払われるが、その純利益は正味リース投資未回収額に対して一定の収益率を反映したものとなるよう元本の減額部分と金利部分に配分される。使用される利率はリース上の計算利子率である。

個別の未収ファイナンス・リース料および未収ファイナンス・リース料のポートフォリオの減損は、その他の貸出金および債権に適用されるものと同じ原則に基づいて判断される。

・ オペレーティング・リース

オペレーティング・リースとは、資産の所有に伴うリスクと経済価値を実質的にすべて借手に移転しないリースである。

リース資産は、貸手の貸借対照表の有形固定資産に計上され、耐用年数にわたって定額法で減価償却される。償却可能額は、リース資産の残存価額を控除している。リース料は、リース期間にわたって定額法に基づき全額損益計算書に計上される。リース料と減価償却費は、損益計算書の「その他の業務収益」および「その他の業務費用」に計上される。

注 1.f.2 借手の会計処理

当社グループが借手の立場で契約するリースは、ファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースに分類される。

- ・ ファイナンス・リース

ファイナンス・リースは、借手が融資を受け、その資金で資産を取得したのと同じ扱いとなる。リース資産は借手の貸借対照表に、その公正価値またはリースの計算利率で計算された最低リース料総額の現在価値のうち、いずれか低い金額で計上される。資産に対応する負債もまた、リース資産の公正価値または最低リース料総額の現在価値と同額で借手の貸借対照表に計上される。資産は、当初の認識された金額から残存価額を控除した後、資産の耐用年数にわたって、自己所有の資産に適用されるのと同じ方法によって減価償却される。リース期間の満了までに借手がリース資産の所有権を取得するという合理的確証がない場合、当該資産は、リース期間か当該資産の耐用年数のどちらか短い方の期間にわたり完全に減価償却される。リース負債の金額は償却原価で会計処理される。

- ・ オペレーティング・リース

資産は、借手の貸借対照表には計上されない。オペレーティング・リースのリース料は、リース期間にわたって定額法により、借手の損益計算書に計上される。

注 1.g 売却目的で保有する長期性資産と非継続事業

当社グループが長期性資産を売却することを決定し、その売却が12ヶ月以内に行われる可能性が非常に高い場合、そのような資産は貸借対照表の「売却目的で保有する長期性資産」勘定に個別に表示される。それらの資産に関連する負債もまた、貸借対照表の「売却目的で保有する長期性資産関連の負債」勘定にて個別に表示される。

一旦この勘定科目に分類された後は、長期性資産および資産と負債のグループは、帳簿価額または売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で評価される。

そのような資産については減価償却を行わない。長期性資産および資産と負債のグループに減損が生じた場合、減損損失が損益計算書に計上される。減損損失は戻し入れられる可能性がある。

売却目的で保有する資産と負債のグループが資金生成単位の場合は、「非継続事業」に分類される。非継続事業には、売却対象業務、活動を停止した業務、転売の意図を持ってのみ取得した子会社が含まれる。

非継続事業に関連するすべての利益と損失は、損益計算書の「非継続事業および売却目的で保有する資産に対する税引後利益または損失」勘定に個別に表示される。この勘定には、非継続事業の税引後損益、売却費用控除後の公正価値で再測定することから生じた税引後利益または損失、および事業の売却による税引後利益または損失が含まれる。

注1.h 従業員給付

従業員給付は、次の4つのカテゴリーのいずれか1つに分類される。

- － 給与、年次休暇、インセンティブ制度、利益配分と追加支払金といった短期給付
- － 有給休暇、永年勤続報奨金、その他の形態による現金ベースの繰延報酬を含むその他の長期給付
- － 解雇給付
- － フランスの追加型銀行業界年金および退職ボーナスならびに他国の各種年金制度(これらの一部は年金ファンドが運用している)を含む退職後給付

・ 短期給付

当社グループは、従業員給付の見返りとして従業員が役務を提供した時、その給付を費用として認識する。

・ 長期給付

長期給付とは、短期給付、退職後給付および解雇給付以外の給付を意味する。これは特に、BNPパリバの株価と連動せず、報酬が稼得された期間の財務諸表に未払い計上される、12ヶ月を超える期間にわたって繰り延べられる報酬に関連するものである。

ここで用いられる数理計算手法は、確定給付型退職後給付制度で用いられるものと類似のものであるが、再評価項目は、資本ではなく損益計算書に認識される。

・ 解雇給付

解雇給付は、雇用契約の終了と引き換えに行われる従業員給付で、当社グループが法定退職年齢に達する前に雇用契約を終了させることを決定した場合、あるいは従業員が解雇給付を条件として自主退職を決意した場合に行われる従業員給付である。決算日から12ヶ月より後に支払期日が来る解雇給付は割引かれる。

・ 退職後給付

BNPパリバ・グループは、IFRSに基づき、確定拠出型年金制度と確定給付型年金制度を区別している。

確定拠出型年金制度は当社グループにとっての給付債務を生むものではないので、引当金を積み立てる必要はない。会計期間ごとに支払われる雇用者拠出金は費用として認識される。

確定給付型のスキームのみが当社グループにとっての給付債務を生み出す。この給付債務は引当金の形で負債として測定され、認識される。

この2つのカテゴリーへの制度の分類は制度の経済的実態に基づいて行われ、当社グループが合意した給付金を従業員に支払う法的または推定的債務を負っているかどうかを判断するための見直しが行われる。

確定給付型年金制度の下での退職後給付債務は、人口統計学のおよび財務上の仮定を考慮した年金数理計算手法を用いて算定される。

退職後給付制度について認識される負債純額は、確定給付債務の現在価値と制度資産の公正価値の差額である。

確定給付債務の現在価値は、予測単位積増方式を用い、当社グループが採用する年金数理計算上の仮定に基づいて測定される。この方式では、各国または当社グループの各社に固有の、人口統計学的推計、従業員の定年前退職の確率、昇給率、割引率、全般的な物価上昇率といった様々なパラメーターを勘案している。

制度資産の価値が給付債務額を超える場合、将来における拠出額の減少または制度に対する拠出額の将来における一部払戻の形で当社グループに将来の経済的利益をもたらすものならば、資産として認識される。

損益計算書の「給与および従業員給付」に認識されている確定給付制度に関する年間費用には、当期勤務費用(提供した役務と引き換えに当期中に確定した各従業員の権利)、確定給付負債(資産)の純額の割引による影響額と連動する正味利息、制度の変更または縮小に起因する過去勤務費用、および制度清算の影響額が含まれる。

確定給付負債(資産)の純額の再測定結果は、株主資本に認識され、損益へ再分類されることはない。これらには、年金数理計算上の差異、制度資産に係る収益および資産上限額の影響の変動(確定給付負債/資産に係る利息純額に含まれる額は除く)が含まれる。

注 1. i 株式報酬

株式報酬取引とは、当社グループが発行した株式に基づく報酬であり、株式またはBNPパリバの株価に連動した現金支払いを受け取る形で決済される。

IFRS第2号は、2002年11月7日より後に付与された株式報酬を費用として認識するよう求めている。認識された金額は、従業員へ付与される株式報酬の価額である。

当社グループは、株式予約権方式による従業員ストック・オプション制度および繰延株式または株価連動型現金決済の報酬制度を提供している。また従業員は、株式を特定期間売却しないことを条件にBNPパリバが特別に発行する株式を割引価格で購入することもできる。

- ・ ストック・オプションおよび株式報酬制度

ストック・オプションおよび株式報酬制度に関連する費用は、給付が被付与者の継続的雇用を条件とする場合には権利確定期間にわたって認識される。

ストック・オプションおよび株式報酬費用は、給与および従業員給付費用に計上され、対応する調整が株主資本に対して行われる。この費用は、付与日に取締役会が決定する、制度の全体的な価値に基づいて計算される。

制度に係る金融商品の市場価格が入手できない場合には、BNPパリバの株価に関連する業績条件を考慮する財務評価モデルが使用される。制度に係る報酬費用総額は、付与するオプションまたは株式報酬の単価に、権利確定期間の最終時点で権利が確定したオプションまたは株式報酬の見積数量を掛けることで計算されるが、その際には、被付与者の継続的雇用という条件が考慮される。

権利確定期間に前提条件が変更され、その結果、費用の再測定が必要となる場合があるが、これらの前提条件とは、従業員が当社グループを退職する可能性に関連するものと、BNPパリバの株価に連動しない業績条件に関連するもののみに限られる。

- ・ 株価連動型現金決済繰延報酬制度

この制度に関連する費用は、従業員が対応する役務を提供した年度において認識される。

株式に基づく変動報酬の支払いが、権利確定日現在で対象従業員の雇用が続いていることを明示的な条件としている場合、役務は、権利確定期間中に提供されたものとみなされ、対応する報酬費用は、当該期間にわたって比例配分で認識される。当該費用は給与および従業員給付費用に認識され、対応する負債が貸借対照表に認識される。この額は、雇用継続条件または業績条件の充足状況や、BNPパリバの株価の変動を考慮して見直される。

雇用継続条件がない場合、費用は繰り延べられずに即時に認識され、対応する負債が貸借対照表に認識される。この額は、業績条件やBNPパリバの株価の変動を考慮して、決済までの各報告日において見直される。

- ・ 社内貯蓄制度の下で従業員に提供される新株予約権または株式購入権

社内貯蓄制度(Plan d'Épargne Entreprise)の下で特定期間にわたり市場より低い利率で従業員に提供される株式の予約権または購入権は、権利確定期間を含まない。しかしながら、従業員は法律により、取得した株式の売却を5年間禁じられている。この制限は従業員に対する給付が測定される場合に考慮され、その分給付は減額される。そのため給付額は、制度が従業員に発表された日現在の株式の公正価値(売却制限考慮後)と従業員が払い込む取得価格の差額に取得株式数を掛けることで計算される。

5年間の強制保有期間のコストは、従業員向けの増資時に引き受けた株式の先渡売却に係る戦略的コストと、5年後に当該先渡売却取引から受領する売却代金で返済する借入金による資金調達で、市場で同数のBNPパリバ株式を現金で取得した場合の戦略的コストと同等のものである。当該借入金の金利は、平均的なリスク構造を持つ5年の個人向け一般ローンに付される金利である。当該株式の先渡売却価格は、市場パラメーターに基づいて算定される。

注1.j 負債として計上される引当金

負債として計上される引当金(金融商品、従業員給付、保険契約に係るものを除く)は、主に事業再編、請求と訴訟、罰金、税務リスクに関連するものである。

引当金は、過去の事象に起因する債務を決済するために経済的便益を持つ資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識される。そのような債務額は、割引の影響が重要な場合には、引当金の額の決定時に割引かれる。

注1.k 当期および繰延税金

当期法人税の課税額は、利益が生み出された会計期間に当社グループが業務を展開した各国において有効な税法と税率に基づいて決定される。

繰延税金は、資産または負債の貸借対照表上の帳簿価額と税務基準額との間に一時差異が発生した場合に認識される。

繰延税金負債は、すべての将来加算一時差異について認識されるが、以下のものはその例外となる。

- のれんの当初の認識額に関する一時差異
- 当社グループが一時差異を解消する時期をコントロールでき、一時差異が予測可能な期間内には解消しない可能性が高い場合で、当社グループが単独でまたは第三者と共同で支配している企業に対する投資において発生した一時差異

繰延税金資産は、対象会社が、将来、一時差異および税務上の欠損金と相殺可能な課税所得を生み出す可能性が高い場合にのみ、すべての将来減算一時差異と未使用の繰越欠損金について認識される。

繰延税金資産と負債は、負債法を用い、繰延税金資産が実現するか繰延税金負債が解消される期間に適用されることが予想される税率を用い、当該会計期間の決算日までに制定された(または制定される予定の)税率および税法に基づいて測定される。これらは割引かれない。

繰延税金資産と負債は、同じ納税グループ内で発生する場合、単独の税務当局の管轄下の場合、および相殺できる法的権利が存在する場合に互いに相殺される。

当期および繰延税金は、損益計算書で税金収益または税金費用として認識されるが、株主資本に直接認識される取引または事象と関係のある当該税金は、株主資本に認識される。

債権および有価証券からの収益に係る税額控除が当期の未払法人税の決済に利用された場合、当該税額控除はそれらが関連する収益と同じ項目で認識される。対応する税金費用は損益計算書の「法人税」に引き続き計上される。

注1.l キャッシュ・フロー計算書

現金および現金同等物の残高は、現金および中央銀行預金正味残高、また銀行間コールローンおよび要求払預金の正味残高で構成される。

営業活動に関連する現金および現金同等物の増減は、投資不動産、満期保有目的金融資産および譲渡性預金に関連するキャッシュ・フローを含む、当社グループの業務により生じたキャッシュ・フローを反映している。

投資活動に関連する現金および現金同等物の増減は、連結グループに含まれている子会社、関連会社または共同支配企業の買収および処分、ならびに有形固定資産(投資不動産およびオペレーティング・リースとして保有されている不動産を除く)の取得および売却により生じたキャッシュ・フローを反映している。

財務活動に関連する現金および現金同等物の増減は、株主との取引、債券および劣後債に関連するキャッシュ・フロー、および負債証券(譲渡性預金を除く)により生じたキャッシュ・インフローおよびアウトフローを反映している。

注1.m 財務諸表作成における見積りの利用

財務諸表を作成する際に、中核事業や本社機能の管理者は、損益計算書の損益勘定および貸借対照表の資産・負債勘定の測定、ならびに財務諸表に対する注記で開示される情報に反映される仮定や見積りを行うことが要求されている。担当管理者は、判断および見積りに当たり、財務諸表の作成日現在入手可能な情報を利用することを要求される。また、管理者が見積りを行った場合、将来の実績は、主に市況などにより、見積りと大幅に異なることがある。これにより財務諸表に重要な影響が及ぶ可能性がある。

これは、特に次の点について当てはまる。

- － 銀行仲介業務に内在する信用リスクについて認識する減損損失
- － 内部で開発したモデルを用いた、活発な市場において公表価格のない金融商品のポジションの測定
- － 「売却可能金融資産」、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」あるいは「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に分類される公表価格のない金融商品の公正価値の計算、および（より一般的には）公正価値による開示要件の対象となる金融商品の公正価値の計算
- － 評価技法を用いる際に必要となる、市場が活発か不活発かの判断
- － 「売却可能」に分類される変動利付金融資産の減損損失
- － 無形固定資産に対し行われる減損テスト
- － 特定のデリバティブをキャッシュ・フロー・ヘッジ手段として指定したことの適切性およびヘッジの有効性の測定
- － ファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースとしてリースされた資産および（より一般的には）見積り残存価値控除後の減価償却が計上される資産の残存価値の見積り
- － 偶発債務などに対する引当金の測定。特に、様々な調査や訴訟が進行している現状では、その結果や潜在的な影響を予測するのが難しい。引当金の見積りは、財務諸表作成日の時点で入手可能なあらゆる情報を考慮して策定しており、この情報には、特に、争いの性質、根底にある事実、進行中の法的手続、類似事例に関する決定を含む裁判所の決定が含まれている。当社グループは、専門家や独立顧問弁護士の意見も踏まえて判断を下している。

各種市場リスクの感応度および観察不能なパラメーターに対する評価の感応度を査定するために適用された仮定についても該当する。

注2. 2017年12月31日終了事業年度における損益計算書に対する注記

注2.a 正味受取利息

BNPパリバ・グループは、償却原価で測定する金融商品、および公正価値で測定する金融商品のうちデリバティブの定義に該当しない商品に係るすべての収益および費用(利息、手数料、取引費用)を「受取利息」および「支払利息」に含めている。これらの金額は実効金利法を使用して計算されている。純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の公正価値の変動(未収/未払利息を除く)は、「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益/損失」に認識されている。

公正価値ヘッジとして会計処理されているデリバティブに係る受取利息および支払利息は、ヘッジ対象から生じた収益に含まれている。同様に、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した取引のヘッジに使用されるデリバティブから生じる受取利息および支払利息は、原取引に関連する受取利息および支払利息と同じ勘定に配賦される。

(単位: 百万ユーロ)	2017年12月31日 終了事業年度			2016年12月31日 終了事業年度		
	収益	費用	純額	収益	費用	純額
顧客関連項目	24,405	(7,380)	17,025	24,635	(7,082)	17,553
預金、貸出金および借入金	23,199	(7,289)	15,910	23,412	(6,969)	16,443
買戻/売戻契約	49	(29)	20	29	(58)	(29)
ファイナンス・リース	1,157	(62)	1,095	1,194	(55)	1,139
銀行間項目	2,572	(2,241)	331	1,483	(1,716)	(233)
預金、貸出金および借入金	2,469	(2,209)	260	1,459	(1,548)	(89)
買戻/売戻契約	103	(32)	71	24	(168)	(144)
発行済負債証券		(1,872)	(1,872)		(1,662)	(1,662)
キャッシュ・フロー・ヘッジ手段	3,499	(2,004)	1,495	3,893	(2,567)	1,326
金利ポートフォリオ・ヘッジ商品	1,748	(1,556)	192	3,468	(3,356)	112
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品	3,908	(3,958)	(50)	2,289	(2,135)	154
固定利付証券	736		736	858		858
貸付/借入	238	(482)	(244)	57	(418)	(361)
買戻/売戻契約	2,934	(3,251)	(317)	1,374	(1,513)	(139)
負債証券		(225)	(225)		(204)	(204)
売却可能金融資産	4,378		4,378	4,789		4,789
満期保有目的金融資産	275		275	337		337
受取(支払)利息合計	40,785	(19,011)	21,774	40,894	(18,518)	22,376

欧州中央銀行が実施している貸出条件付き流動性供給オペの第二弾(TLTRO II)に適用されている実効金利は、インセンティブとして受け取る40 bpの金利を考慮した値である。実際に、一般世帯や非金融会社への適格貸出しの残高の増加見通しは、この利息優遇を受けるのに必要な水準を上回っている。

個別に減損が認識された貸出金に係る受取利息は、2017年12月31日終了事業年度は547百万ユーロで、2016年12月31日終了事業年度は600百万ユーロであった。

注2.b 受取手数料および支払手数料

純損益を通じて公正価値で測定しない金融商品に係る受取手数料および支払手数料は、2017年度は受取手数料2,670百万ユーロおよび支払手数料343百万ユーロ(2016年度はそれぞれ2,592百万ユーロおよび282百万ユーロ)であった。

当社グループが、クライアント、信託、年金、および個人向けリスク保険ファンドまたはその他の機関に代わり資産を保有または投資する際の媒体となる、信託および類似活動に関連した正味受取手数料は、2017年度には2,540百万ユーロ(2016年度は2,482百万ユーロ)であった。

注2.c 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益には、トレーディング勘定において管理されている金融商品および当社グループが公正価値オプションにより、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品として指定した金融商品に関連するすべての損益項目(配当金を含む)が含まれている。ただし、「正味受取利息」(注2.a参照)に認識される受取利息および支払利息を除く。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融商品に係る損益は、主に、その価値の増減が、トレーディング勘定の経済的ヘッジ手段の価値の増減により相殺されうる金融商品に関連するものである。

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日 終了事業年度	2016年12月31日 終了事業年度
トレーディング勘定	6,626	6,406
金利および信用商品	493	1,186
資本性金融商品	4,789	1,096
外国為替金融商品	663	3,166
その他のデリバティブ	658	991
買戻/売戻契約	23	(33)
純損益を通じて公正価値で測定するものとして 指定した金融商品	(975)	(177)
内、BNPパリバ・グループの発行体リスクに起因する 負債再測定の影響額(注4.d)	(61)	25
ヘッジ会計の影響	82	(40)
公正価値ヘッジ手段たるデリバティブ	62	(319)
公正価値ヘッジのヘッジ対象	20	279
合計	5,733	6,189

2017年度および2016年度のトレーディング勘定に係る純利益には、キャッシュ・フロー・ヘッジの非有効部分に関連した重要性のない金額が含まれている。

注 2. d 売却可能金融資産および公正価値で測定しないその他の金融資産に係る純利益

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日 終了事業年度		2016年12月31日 終了事業年度	
	貸出金および債権、固定利付証券 ⁽¹⁾	406		843
処分益(純額)	406		843	
株式およびその他の変動利付証券	1,932		1,368	
受取配当金	666		611	
減損計上額	(320)		(376)	
処分益純額	1,586		1,133	
合計	2,338		2,211	

(1) 固定利付金融商品からの受取利息は「正味受取利息」(注 2. a)に含まれ、発行体の債務不履行の可能性に関連する減損損失は「リスク費用」(注 2. g)に含まれている。

過年度には「資本に直接認識される資産および負債の変動」に計上されていた未実現損益は、税引前当期純利益に含まれ、2017年12月31日終了事業年度は908百万ユーロの利益(保険契約者剰余金の影響額考慮後)で、2016年12月31日終了事業年度は1,373百万ユーロの純利益であった。

当期においては、自動的に減損が認識される基準の適用と定性的分析の結果により、変動利付証券について以下に掲げる額の減損が初めて認識された。

- ・ 取得価格から50%を超える価格の低下に関連した25百万ユーロ(2016年度は106百万ユーロ)。
- ・ 2年連続して未実現損失が観測されたことに関連した9百万ユーロ(2016年度は45百万ユーロ)。
- ・ 1年の間に少なくとも平均30%の未実現損失が観測されたことに関連した2百万ユーロ(2016年度は減損なし)。
- ・ 追加の定性的分析の結果に関連した29百万ユーロ(2016年度は85百万ユーロ)。

注 2. e その他の業務収益(純額)

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日 終了事業年度			2016年12月31日 終了事業年度		
	収益	費用	純額	収益	費用	純額
保険業務収益(純額)	30,168	(26,080)	4,088	26,545	(22,782)	3,763
投資不動産収益(純額)	318	(98)	220	97	(47)	50
オペレーティング・リースの下で保有される リース資産収益(純額)	8,823	(7,472)	1,351	7,564	(6,207)	1,357
不動産開発業務収益(純額)	976	(827)	149	806	(632)	174
その他の収益(純額)	1,756	(1,702)	54	1,520	(1,431)	89
その他の業務収益(純額)合計	42,041	(36,179)	5,862	36,532	(31,099)	5,433

・ 保険業務収益(純額)

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日 終了事業年度	2016年12月31日 終了事業年度
約定保険料総額	24,952	22,599
保険金給付費用	(16,789)	(14,738)
責任準備金の変動	(7,253)	(4,828)
ユニットリンク型保険適格投資の価値の変動	3,310	979
出再保険	(253)	(335)
その他の収益(純額)	121	86
保険業務収益(純額)合計	4,088	3,763

「保険金給付費用」には、保険契約に係る解約、満期、および保険金請求から生じる費用が含まれている。「責任準備金の変動」は、金融契約(特にユニットリンク型保険契約)の価値の変動を反映している。そのような契約に対して支払った利息は、顧客関連項目に関する「支払利息」に認識されている。

注2.f その他の営業費用

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日 終了事業年度	2016年12月31日 終了事業年度
外部サービスおよびその他の営業費用	(10,017)	(9,581)
税金および拠出額 ⁽¹⁾	(1,712)	(1,698)
その他の営業費用合計	(11,729)	(11,279)

⁽¹⁾ 欧州破綻処理基金への拠出額であり、2017年度には502百万ユーロの例外的な拠出額が含まれている。

注2.g リスク費用

「リスク費用」は、当社グループの銀行仲介業務に特有の信用リスクに関して認識された減損損失に加えて、店頭取引の金融商品について生じた取引先リスクに関する減損損失を表示している。

・ 当期リスク費用

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日 終了事業年度	2016年12月31日 終了事業年度
減損引当金計上額(純額)	(2,852)	(3,304)
償却債権取立益	537	545
減損引当金でカバーされない回収不能貸出金 および債権	(592)	(503)
当期リスク費用合計	(2,907)	(3,262)

資産種類別当期リスク費用

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日 終了事業年度	2016年12月31日 終了事業年度
金融機関貸出金および債権	14	44
顧客貸出金および債権	(2,806)	(3,199)
売却可能金融資産	(101)	(8)
トレーディング業務に係る金融商品	13	(3)
その他の資産	(9)	(5)
供与したコミットメントおよびその他の項目	(18)	(91)
当期リスク費用合計	(2,907)	(3,262)
個別評価対象に係るリスク費用	(3,089)	(3,682)
一括評価対象に係るリスク費用	182	420

- ・ 信用リスクに係る減損
当期中の減損引当金の変動

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日 終了事業年度	2016年12月31日 終了事業年度
減損引当金合計－期首現在	28,475	27,676
減損引当金計上額(純額)	2,852	3,304
減損引当金戻入額	(5,321)	(2,648)
為替レートの変動およびその他の事項の影響額	(7)	143
減損引当金合計－期末現在	25,999	28,475

資産種類別減損

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日 現在	2016年12月31日 現在
資産の減損		
金融機関貸出金および債権(注4.f)	109	188
顧客貸出金および債権(注4.g)	24,686	27,045
トレーディング業務に係る金融商品	89	112
売却可能金融資産(注4.c)	146	78
その他の資産	63	54
金融資産の減損合計	25,093	27,477
内、個別的減損	21,771	24,335
内、集会的引当金	3,322	3,142
負債として認識される引当金		
供与したコミットメントに対する引当金		
－金融機関向け	5	7
－顧客向け	388	477
その他の個別的引当金	513	514
クレジットライン/コミットメントラインに対する引当金合計(注4.q)	906	998
内、供与したコミットメントに対する個別的減損	293	378
内、集会的引当金	99	106
減損および引当金合計	25,999	28,475

注 2. h 法人税

フランスでの標準税率で計算した理論上の法人税から実効の法人税への調整	2017年12月31日 終了事業年度		2016年12月31日 終了事業年度	
	(百万ユーロ)	税率	(百万ユーロ)	税率
フランスでの標準税率で計算される法人税 ⁽¹⁾	(3,718)	34.4%	(3,704)	34.4%
課税内容が異なる国外での利益の影響	333	-3.1%	232	-2.2%
税率変動の影響	(486)	4.5%	(25)	0.2%
軽減税率で課税される配当および有価証券処分の影響	427	-4.0%	278	-2.5%
英国銀行税の損金不算入が及ぼす影響 ⁽²⁾	(196)	1.8%	(187)	1.7%
過去に認識していなかった繰延税金(繰越欠損金および一時差異)が及ぼす影響	449	-4.2%	268	-2.4%
過去に繰延税金資産を認識していなかった繰越欠損金の使用が及ぼす影響	6	-	9	-0.1%
その他の項目	82	-0.7%	34	-0.3%
法人税費用	(3,103)	28.7%	(3,095)	28.8%
12月31日終了事業年度の当期税金費用	(1,989)		(2,366)	
12月31日終了事業年度の繰延税金費用(注 4. k)	(1,114)		(729)	

⁽¹⁾ 持分法適用会社の利益に対する持分およびのれんの償却額を反映するため、修正再表示されている。

⁽²⁾ 単一破綻処理基金への抛出分や、損金に算入できないシステムミック・リスク税である銀行税に関するものである。

注3. セグメント情報

当社グループは、2つの事業部門から構成されている。

- ー リテール・バンキング事業およびサービス事業。この事業は、国内市場部門および国際金融サービス部門から成る。国内市場部門には、フランス(FRB)、イタリア(BNLバンカ・コメルシアレ)、ベルギー(BRB)、およびルクセンブルク(LRB)の各国内でのリテール・バンキング業務、ならびにリテール・バンキング業務専業の特別部門(パーソナル・インベスターズ、リーシング・ソリューション、アルバルおよびニュー・デジタル・ビジネス)が含まれる。また国際金融サービス部門は、BNPパリバ・グループがユーロ圏以外の地域(欧州・地中海沿岸諸国および米国(バンクウェスト)に区分される)で展開しているすべてのリテール・バンキング事業と、パーソナル・ファイナンス、保険、ウェルス&アセット・マネジメント業務(ウェルス・マネジメント、アセット・マネジメントおよび不動産管理)から成る。
- ー ホールセールバンキング事業(CIB)。この事業は、コーポレート・バンキング(欧州諸国、中東諸国、アフリカ諸国、アジア諸国、アメリカ諸国での法人業務およびコーポレート・ファイナンス業務)、グローバル・マーケット(フィクスト・インカム業務、為替およびコモディティ業務ならびに株式およびプライム・サービス業務)、ならびに資産管理会社、金融機関および他の法人を顧客とする証券管理事業を含む。

その他の主な業務としては、プリンシパル・インベストメンツ、当社グループの本部資金部門に関連する業務、クロスボーダービジネスプロジェクト関連費用、パーソナル・ファイナンスの住宅ローン業務(業務の大部分はラン・オフで管理されている)、およびいくつかの投資業務がある。

これらは、企業結合に関する規則の適用により生じた非経常項目も含んでいる。各コア事業について一貫性があり実用的な関連情報を提供するため、取得した各事業体の純資産に認識される公正価値調整額の償却による影響額と、各事業体の統合に関連して生じた事業再編費用が「その他の事業」セグメントへ配賦されている。当社グループのクロスボーダービジネス省力化プログラム関連の転換費用についても同様である。

セグメント間取引は通常取引条件で行われる。表示されているセグメント情報は、合意されたセグメント間の移転価格で構成されている。

資本は、リスク・エクスポージャーを基に、主に資本要件に関連する様々な慣例を考慮に入れ配賦される。こうした仮定は、自己資本規制により求められるリスク加重資産の算出により導き出されるものである。セグメント別の正常化された持分利益は、配賦した持分の利益を各セグメントに帰属させて算定している。各セグメントへの資本配賦率は、リスク加重資産の11%である。コア事業別の貸借対照表の内訳は、コア事業別の損益計算書の内訳と同じ規則に従っている。

・ 事業セグメント別業務収益

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日終了事業年度					
	営業収益	営業費用	リスク費用	営業利益	その他の 営業外項目	税引前 当期純利益
リテール・バンキング事業 およびサービス事業						
国内市場部門						
フランス国内リテール・バンキング ⁽¹⁾	6,071	(4,510)	(331)	1,231		1,231
BNLバンカ・コメルシアーレ ⁽¹⁾	2,822	(1,761)	(870)	191	1	192
ベルギー国内リテール・バンキング ⁽¹⁾	3,499	(2,451)	(64)	985	28	1,013
その他の国内市場部門 ⁽¹⁾	2,772	(1,601)	(89)	1,082	42	1,124
国際金融サービス部門						
パーソナル・ファイナンス	4,923	(2,427)	(1,009)	1,487	120	1,607
海外リテール・バンキング部門						
欧州・地中海沿岸諸国部門 ⁽¹⁾	2,329	(1,656)	(259)	414	202	616
バンクウェスト ⁽¹⁾	2,939	(2,001)	(111)	827	3	830
保険部門	2,514	(1,251)	4	1,267	600	1,867
ウェルス&アセット・マネジメント	3,193	(2,387)	24	831	68	899
ホールセールバンキング事業						
コーポレート・バンキング部門	4,165	(2,430)	(70)	1,665	37	1,703
グローバル・マーケット部門	5,584	(4,255)	(15)	1,315	6	1,321
証券管理部門	1,955	(1,588)	3	369	1	371
その他の事業	394	(1,627)	(121)	(1,355)	(110)	(1,464)
グループ合計	43,161	(29,944)	(2,907)	10,310	1,000	11,310

(単位：百万ユーロ)	2016年12月31日終了事業年度					
	営業収益	営業費用	リスク費用	営業利益	その他の 営業外項目	税引前 当期純利益
リテール・バンキング事業 およびサービス事業						
国内市場部門						
フランス国内リテール・バンキング ⁽¹⁾	6,113	(4,525)	(341)	1,247	2	1,249
BNLバンカ・コメルシアレ ⁽¹⁾	2,895	(1,846)	(959)	90		90
ベルギー国内リテール・バンキング ⁽¹⁾	3,490	(2,484)	(95)	912	6	918
その他の国内市場部門 ⁽¹⁾	2,671	(1,481)	(115)	1,076	47	1,123
国際金融サービス部門						
パーソナル・ファイナンス	4,679	(2,298)	(979)	1,401	40	1,442
海外リテール・バンキング部門						
欧州・地中海沿岸諸国部門 ⁽¹⁾	2,505	(1,699)	(437)	369	197	566
バンクウエスト ⁽¹⁾	2,937	(2,006)	(85)	846	16	862
保険部門	2,382	(1,201)	2	1,183	186	1,369
ウェルス&アセット・マネジメント	2,977	(2,341)	3	639	46	685
ホールセールバンキング事業						
コーポレート・バンキング部門	3,994	(2,451)	(292)	1,251	13	1,265
グローバル・マーケット部門	5,650	(4,355)	72	1,367	5	1,372
証券管理部門	1,824	(1,503)	3	324	1	325
その他の事業	1,294	(1,189)	(39)	66	(121)	(55)
グループ合計	43,411	(29,378)	(3,262)	10,771	439	11,210

⁽¹⁾ フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルク、トルコおよび米国のウェルス・マネジメントの業務の3分の1をウェルス&アセット・マネジメントに再配分した後のフランス国内リテール・バンキング、BNLバンカ・コメルシアレ、ベルギー国内リテール・バンキング、ルクセンブルク国内リテール・バンキング、欧州・地中海沿岸諸国部門およびバンクウエスト。

・ 事業セグメント別資産・負債

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在		2016年12月31日現在	
	資産	負債	資産	負債
リテール・バンキング事業 およびサービス事業				
国内市場部門	444,928	466,930	428,209	450,921
フランス国内リテール・バンキング	186,717	190,306	174,374	183,049
BNLバンカ・コメルシアール	75,759	67,794	75,694	67,122
ベルギー国内リテール・バンキング	130,723	156,754	129,417	152,880
その他の国内市場部門	51,729	52,076	48,724	47,870
国際金融サービス部門	470,639	416,503	449,480	413,948
パーソナル・ファイナンス	78,569	21,667	65,128	14,542
海外リテール・バンキング部門	138,017	124,789	145,026	133,420
欧州・地中海沿岸諸国部門	50,836	46,020	52,166	47,172
バンクウエスト	87,181	78,769	92,860	86,248
保険部門	233,950	226,850	222,742	216,029
ウェルス&アセット・マネジメント	20,103	43,197	16,584	49,957
ホールセールバンキング事業	994,985	933,866	1,121,096	1,068,811
その他の事業	49,700	142,953	78,174	143,279
グループ合計	1,960,252	1,960,252	2,076,959	2,076,959

のれんに関する事業セグメント別情報は、注4.の「のれん」に表示されている。

・ 地域別情報

地域別のセグメントの業績、資産および負債は、会計処理上の各地域における当該業績、資産および負債を、経営上重要な事業活動の源泉地域かどうかに応じて調整した数値に基づいており、取引相手の国籍や業務の所在地を必ずしも反映するものではない。

一 地域別営業収益

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日 終了事業年度	2016年12月31日 終了事業年度
ヨーロッパ	31,659	31,712
北米	5,041	5,167
アジア太平洋	3,203	3,075
その他	3,258	3,457
グループ合計	43,161	43,411

一 地域別資産および負債(連結財務諸表への貢献額)

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日 現在	2016年12月31日 現在
ヨーロッパ	1,564,895	1,676,686
北米	221,884	189,186
アジア太平洋	121,690	155,342
その他	51,783	55,745
グループ合計	1,960,252	2,076,959

注4. 2017年12月31日現在の貸借対照表に対する注記

注4.a 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、金融負債およびデリバティブ

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債には、トレーディング勘定の取引(デリバティブを含む)、および取得または発行時に当社グループが純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した特定の資産および負債がある。

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在		2016年12月31日現在	
	トレーディング勘定	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融商品	トレーディング勘定	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融商品
有価証券ポートフォリオ	119,452	96,708	123,679	87,583
貸出金および売戻契約	143,558	224	152,242	61
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	263,010	96,932	275,921	87,644
有価証券ポートフォリオ	69,313		70,326	
借入金および買戻契約	172,147	2,498	183,206	3,017
負債証券(注4.i)		47,487		47,710
劣後債(注4.i)		836		1,012
第三者が管理している連結ファンドの持分を表す債券		2,620		2,337
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	241,460	53,441	253,532	54,076

これらの資産および負債の詳細は注4.dに記載されている。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融商品

- 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融資産

当社グループが純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資産には、主に、ユニットリンク型保険契約および損害保険ファンドに関連した投資、ならびに当該投資よりは規模が小さい、主契約と分離していない組込デリバティブが付いた資産がある。

ユニットリンク型保険契約関連の適格投資には、当社グループの連結対象事業体が発行する有価証券の内、当該ユニットリンク保険契約に基づき投資される資産に関する額を、対応する保険契約者への保険金支払債務に備えるための責任準備金の額と同額で計上しておくため連結時に消去されないものが含まれる。連結時に消去されない固定利付証券(関連証券およびユーロ中期債)は、2017年12月31日現在で693百万ユーロ(2016年12月31日現在は785百万ユーロ)であり、変動利付証券(主にBNPパリバ発行の株式)は、2017年12月31日現在で59百万ユーロ(2016年12月31日現在は62百万ユーロ)であった。これらの有価証券の消去は、当期の財務諸表に重要な影響を及ぼさないものである。

- ・ 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債には主として、顧客に代わり発行および組成する負債証券などがある。この場合、リスク・エクスポージャーをヘッジ戦略と組み合わせて管理する。この種類の負債証券には、その価値の増減が、経済的ヘッジ手段の価値の増減により相殺される可能性のある大量の組込デリバティブが含まれている。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した発行済債券の償還価値は、2017年12月31日現在で50,375百万ユーロ(2016年12月31日現在は52,358百万ユーロ)であった。

デリバティブ金融商品

トレーディング目的で保有するデリバティブ金融商品の大部分はトレーディング目的で開始された取引に関連するものである。それらは、マーケット・メイキングまたは裁定取引から生じうる。BNPパリバは積極的にデリバティブ取引を行っている。取引としては、顧客ニーズに応えるために行っている、クレジット・デフォルト・スワップのような「一般的な」商品の売買や、複合的なリスク構成にした仕組型取引などがある。ネットポジションはいずれにしても限度額内でなければならない。

デリバティブ商品の中には、金融資産や金融負債のヘッジ目的で契約しているデリバティブもあるが、そうしたデリバティブについては、当社グループはヘッジ関係を文書化しておらず、IFRSに基づくヘッジ会計にも適格ではない。主として当社グループの貸出金勘定をヘッジするために契約するクレジット・デリバティブが好例である。

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在		2016年12月31日現在	
	プラスの 市場価格	マイナスの 市場価格	プラスの 市場価格	マイナスの 市場価格
金利デリバティブ	122,389	111,149	165,979	153,811
為替デリバティブ	66,580	65,292	112,761	109,490
クレジット・デリバティブ	7,553	8,221	10,754	9,886
株式デリバティブ	28,822	39,156	33,146	40,702
その他のデリバティブ	4,886	4,201	5,522	4,851
デリバティブ金融商品	230,230	228,019	328,162	318,740

下記の表は、トレーディング勘定のデリバティブの想定元本の合計を示している。デリバティブ商品の想定元本は、金融商品市場での当社グループの活動量を表しているに過ぎず、当該商品に関連する市場リスクを示すものではない。

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在			
	市場取引	中央清算機関経由で 清算される店頭取引	店頭取引	合計
金利デリバティブ	1,398,333	9,348,490	4,913,274	15,660,097
為替デリバティブ	1,809	48,028	4,631,422	4,681,259
クレジット・デリバティブ		288,459	557,572	846,031
株式デリバティブ	856,023	940	590,722	1,447,685
その他のデリバティブ	86,262	26,470	78,134	190,866
デリバティブ金融商品	2,342,427	9,712,387	10,771,124	22,825,938

(単位：百万ユーロ)	2016年12月31日現在			
	市場取引	中央清算機関経由で 清算される店頭取引	店頭取引	合計
金利デリバティブ	891,549	10,106,567	5,565,534	16,563,650
為替デリバティブ	1,024	43,241	4,995,579	5,039,844
クレジット・デリバティブ		249,262	727,007	976,269
株式デリバティブ	955,415	5,707	664,689	1,625,811
その他のデリバティブ	95,365	33,769	57,128	186,262
デリバティブ金融商品	1,943,353	10,438,546	12,009,937	24,391,836

注4.b ヘッジ目的デリバティブ

下記の表は、ヘッジ目的デリバティブの公正価値を示している。

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在		2016年12月31日現在	
	プラスの 公正価値	マイナスの 公正価値	プラスの 公正価値	マイナスの 公正価値
公正価値ヘッジ	11,632	14,542	15,301	18,405
金利デリバティブ	11,454	14,311	14,819	18,192
為替デリバティブ	178	231	482	213
キャッシュ・フロー・ヘッジ	2,116	1,101	2,789	1,220
金利デリバティブ	1,553	449	2,402	729
為替デリバティブ	505	646	313	491
その他のデリバティブ	58	6	74	
在外事業に対する純投資の ヘッジ	8	39	43	1
為替デリバティブ	8	39	43	1
ヘッジ目的デリバティブ	13,756	15,682	18,133	19,626

ヘッジ目的デリバティブの想定元本の合計額は、2017年12月31日現在では936,323百万ユーロ(2016年12月31日現在は949,767百万ユーロ)であった。

注4.c 売却可能金融資産

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在			2016年12月31日現在		
	純額	内、減損	内、資本に直接認識される評価額の変動	純額	内、減損	内、資本に直接認識される評価額の変動
固定利付証券	217,700	(146)	12,517	248,072	(78)	13,784
財務省短期証券および国債	121,907	(1)	7,923	138,298	(1)	8,561
その他の固定利付証券	95,793	(145)	4,594	109,774	(77)	5,223
株式およびその他の変動利付証券	14,275	(2,606)	3,177	19,487	(3,192)	4,216
上場有価証券	4,982	(440)	1,337	5,950	(823)	1,591
非上場有価証券	9,293	(2,166)	1,840	13,537	(2,369)	2,625
売却可能金融資産合計	231,975	(2,752)	15,694	267,559	(3,270)	18,000

固定利付証券の減損総額は、2017年12月31日現在では264百万ユーロ（2016年12月31日現在は99百万ユーロ）であった。

資本に直接認識される評価額の変動の内訳は以下の通りである。

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在			2016年12月31日現在		
	固定利付証券	株式およびその他の変動利付証券	合計	固定利付証券	株式およびその他の変動利付証券	合計
「売却可能金融資産」に認識されている、ヘッジされていない有価証券の価額変動	12,517	3,177	15,694	13,784	4,216	18,000
この価額変動と関係のある繰延税金	(3,360)	(526)	(3,886)	(4,504)	(948)	(5,452)
各保険子会社の保険契約者剰余金（繰延税金控除後）	(7,443)	(1,005)	(8,448)	(7,587)	(1,315)	(8,902)
持分法適用会社が保有している売却可能有価証券の価額変動に対する当社グループの持分（繰延税金および保険契約者剰余金控除後）	779	130	909	807	99	906
貸出金および債権として再分類された売却可能有価証券の価額変動（未償却分）	(9)		(9)	(16)		(16)
その他の変動	(7)	(1)	(8)	(53)	(2)	(55)
資本の部の「売却可能金融資産ならびに貸出金および債権として再分類された金融資産」へ直接認識される資産の価額変動	2,477	1,775	4,252	2,431	2,050	4,481
親会社株主帰属	2,427	1,757	4,184	2,339	2,033	4,372
少数株主帰属	50	18	68	92	17	109

売却可能固定利付証券の契約期日別満期予定表：

		2017年12月31日現在					
(単位：百万ユーロ)		1ヶ月以下	1ヶ月超 3ヶ月以下	3ヶ月超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	合計
固定利付証券		4,833	8,028	11,829	67,101	125,909	217,700

		2016年12月31日現在					
(単位：百万ユーロ)		1ヶ月以下	1ヶ月超 3ヶ月以下	3ヶ月超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	合計
固定利付証券		6,936	8,020	19,056	77,884	136,176	248,072

注4.d 金融商品の公正価値測定

評価プロセス

BNPパリバでは、日々のリスク管理や財務報告に用いられる、金融商品の公正価値を測定および統制するための独自かつ統合的なプロセスを設ける必要があるという基本原則を設けている。前述のプロセスは、いずれも、業務上の決定やリスク管理戦略の中核をなす要素である、一般的な経済的評価を基本とするプロセスである。

経済価値は、仲値に評価調整を加えた値となる。

仲値は、外部のデータ、または観察可能な市場ベースのデータを最大限活用する評価技法を用いて測定される。仲値は、i)取引の方向またはポートフォリオに内包されている既存のリスクへの影響、ii)取引相手の種類、およびiii)市場参加者の、金融商品、当該商品が取引されている市場、またはリスク管理戦略に固有の特定のリスクに対する嫌悪感が考慮されていない、追加的な調整が必要な理論値である。

評価調整では、公正価値測定に伴う不確実性や、主要な市場における取引解消に伴い生じる可能性のある費用を反映するための市場リスク・プレミアムおよび信用リスク・プレミアムを含めるかどうかを考慮する。公正価値測定に評価技法を用いる場合には、特に適切な割引率を用いて仲値を測定する作業において、予想将来キャッシュ・フローと関係のあるファンディングに関する仮定が不可欠な要素となる。これらの仮定には、当行が見込んでいる条件(市場参加者が検討するであろう、該当商品によるファンディングが効果的なものとなるような条件)が反映される。この作業では、特に、担保契約の存在および条項が考慮される。特に、無担保または担保が不十分なデリバティブ商品については、銀行間取引金利を反映するための調整(資金調達評価調整 - FVA)が含まれる。

公正価値は、通常、自己の信用リスクに係る評価調整に代表される、IFRSの各基準が明示的に求めている限られた調整を実施した後の経済価値と同じになる。

以下のセクションでは、主な評価調整について説明する。

評価調整

BNPパリバでは、公正価値測定の際に、以下のような評価調整を行っている。

ビッド価格とアスク(オファー)価格が存在する場合に必要な調整：ビッド/オファー・スプレッドの範囲内の価格は、価格受容者にとっては、付加的な取引解消価格を表す価格であるが、ディーラーにとっては、ポジションの保有に伴うリスクまたは価格受容者が他のディーラーの価格を受容することによりポジションを手仕舞うリスクを負担する見返りに求める対価を表す価格である。

BNPパリバでは、ビッド/オファー・スプレッドの範囲内で取引解消価格(公正価値)を最もよく表している別の価格が存在しない限り、ビッド価格またはオファー価格を取引解消価格の最良の見積額とすることを前提としている。

インプットに不確実性が伴う場合に必要な調整：評価技法に必要な価格情報もしくはインプットの観察が困難な場合、または当該観察の結果が一様でない場合、取引解消価格には不確実性が伴うこととなる。取引解消価格に伴う不確実性の程度を測定する方法には、入手可能な価格情報の分散度を測定するという方法、または評価技法に用いることができるインプットの範囲を見積るという方法に代表されるいくつかの方法がある。

評価モデルが原因で不確実性が生じる場合に必要な調整：この調整は、用いる観察可能なインプットは入手できるものの、用いる評価技法が原因で公正価値測定結果に不確実性が生じるといった状況で必要となる。この状況は、金融商品に固有のリスクが、観察可能なデータに固有のリスクと異なるため、評価技法による公正価値測定の際に、容易に裏付けの取れない仮定を用いる必要がある場合に生じる。

信用評価調整(CVA)：CVAは、公正価値測定結果または市場における相場価格に取引相手の信用力が反映されていない場合に、当該測定結果または価格に対して行う調整で、取引相手が債務を履行できず、BNPパリバが取引の公正価値に相当する全額を受け取れない可能性を考慮することを目的とする調整である。

取引先リスクに対するエクスポージャーの終了または移転に伴う費用の算定時には、インター・ディーラー市場が適切であるものとみなされる。しかし、CVAの決定については、i)インター・ディーラー市場にて入手できる価格情報が存在しないか不足している可能性がある場合、ii)取引先リスクに関する規制の内容が、市場参加者の価格決定行動に影響を及ぼす場合、また、iii)取引先リスクを管理するための主要なビジネス・モデルが存在しない場合、当社グループは一定の判断を行う必要がある。

CVAモデルでは、規制に従うために用いるのと同じエクスポージャーに基づき調整が行われる。CVAモデルでは、i)施行中の規制やその改訂に固有の黙示的な誘因や制約、ii)市場参加者によるデフォルト確率の認識度、およびiii)規制に従うために用いるデフォルト・パラメータに基づく最適ナリスク管理戦略にかかる費用を見積る。

当社グループ自身の信用リスクを反映するために行う債務を対象とする調整(OCA)やデリバティブを対象とする当該調整(債務評価調整 - DVA)：OCAやDVAは、BNPパリバの信用力(信用リスク)が、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した負債証券や他のデリバティブの評価に及ぼす影響を反映するための調整である。OCAやDVAは、いずれも、前述の金融商品において、将来生じる見込みの債務の内容に基づき行われる。当社グループの信用力は、関連債券の発行水準を市場にて観察するという方法で推測される。DVAの調整は、資金調達評価調整(FVA)を踏まえて算定される。

このため、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した負債証券の帳簿価額は、2017年12月31日現在では452百万ユーロ(2016年12月31日現在では391百万ユーロ)増加した(すなわち、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益に-61百万ユーロの差額(評価益)が認識された)(注2.c)。

金融商品の分類ならびに公正価値で測定される資産および負債が分類される公正価値ヒエラルキー内のレベル

重要な会計方針の要約(注1.c.10)にて説明した通り、公正価値で測定される金融商品は、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルのいずれかに分類される。

金融資産および負債を、下記のように、ヘッジするリスクの種類に応じて細分化すると、当該金融商品の本質をより正確に理解できる。

- － 証券化エクスポージャーは、担保の種類に応じて細分化される。
- － デリバティブについては、主要なリスク要因(すなわち、金利変動、為替相場変動、信用リスク要因および保有株式の価格変動)に応じて公正価値が細分化される。ヘッジ目的デリバティブは金利デリバティブが主である。

2017年12月31日現在

(単位：百万ユーロ)

	トレーディング勘定				純損益を通じて公正価値で 測定するものとして指定した金融商品			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券ポートフォリオ	94,789	24,246	417	119,452	79,652	12,366	4,690	96,708
財務省短期証券および国債	40,570	7,831		48,401	652	1		653
資産担保証券 (ABS) ⁽¹⁾	-	7,924	97	8,021	-	7	-	7
CDO/CLO ⁽²⁾		496	26	522		7		7
その他の資産担保証券		7,428	71	7,499				-
その他の固定利付証券	10,307	7,290	134	17,731	1,684	4,895	94	6,673
株式およびその他の変動利付証券	43,912	1,201	186	45,299	77,316	7,463	4,596	89,375
貸出金および売戻契約	-	143,295	263	143,558	-	18	206	224
貸出金		1,840		1,840		18		18
売戻契約		141,455	263	141,718			206	206
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産および売却可能金融資産	94,789	167,541	680	263,010	79,652	12,384	4,896	96,932
有価証券ポートフォリオ	66,733	2,496	84	69,313	-	-	-	-
財務省短期証券および国債	49,046	253		49,299				-
その他の固定利付証券	6,182	2,185	82	8,449				-
株式およびその他の変動利付証券	11,505	58	2	11,565				-
借入金および買戻契約	-	171,132	1,015	172,147	-	2,026	472	2,498
借入金		4,499		4,499		2,026	472	2,498
買戻契約		166,633	1,015	167,648				-
負債証券 (注4.i)	-	-	-	-	-	34,497	12,990	47,487
劣後債 (注4.i)	-	-	-	-	-	836	-	836
第三者が管理している連結ファンドの 持分を表す債券	-	-	-	-	1,916	704	-	2,620
純損益を通じて公正価値で測定する 金融負債	66,733	173,628	1,099	241,460	1,916	38,063	13,462	53,441

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在			
	売却可能金融資産			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券ポートフォリオ	188,092	37,320	6,563	231,975
財務省短期証券および国債	115,257	6,650		121,907
資産担保証券 (ABS) ⁽¹⁾	-	4,067	2	4,069
<i>CDO/CLO</i> ⁽²⁾		24	2	26
その他の資産担保証券		4,043		4,043
その他の固定利付証券	66,015	24,983	726	91,724
株式およびその他の変動利付証券	6,820	1,620	5,835	14,275
貸出金および売戻契約				
貸出金				
売戻契約				
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産および売却可能金融資産	188,092	37,320	6,563	231,975

2016年12月31日現在

(単位：百万ユーロ)

	トレーディング勘定				純損益を通じて公正価値で 測定するものとして指定した金融商品			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券ポートフォリオ	101,261	21,251	1,167	123,679	69,800	13,849	3,934	87,583
財務省短期証券および国債	45,488	4,283		49,771	867			867
資産担保証券 (ABS) ⁽¹⁾	-	8,748	618	9,366	-	7	-	7
CDO/CLO ⁽²⁾		1,391	613	2,004		7		7
その他の資産担保証券		7,357	5	7,362				-
その他の固定利付証券	9,695	7,702	169	17,566	1,392	5,809	110	7,311
株式およびその他の変動利付証券	46,078	518	380	46,976	67,541	8,033	3,824	79,398
貸出金および売戻契約	-	151,511	731	152,242	-	61	-	61
貸出金		525		525		61		61
売戻契約		150,986	731	151,717				-
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産および売却可能金融資産	101,261	172,762	1,898	275,921	69,800	13,910	3,934	87,644
有価証券ポートフォリオ	67,167	2,862	297	70,326	-	-	-	-
財務省短期証券および国債	50,320	383		50,703				-
その他の固定利付証券	6,752	2,457	297	9,506				-
株式およびその他の変動利付証券	10,095	22		10,117				-
借入金および買戻契約	-	181,808	1,398	183,206	-	2,557	460	3,017
借入金		4,190		4,190		2,557	460	3,017
買戻契約		177,618	1,398	179,016				-
負債証券 (注4.i)	-	-	-	-	-	34,964	12,746	47,710
劣後債 (注4.i)	-	-	-	-	-	1,012	-	1,012
第三者が管理している連結ファンドの 持分を表す債券	-	-	-	-	1,719	618	-	2,337
純損益を通じて公正価値で測定する 金融負債	67,167	184,670	1,695	253,532	1,719	39,151	13,206	54,076

(単位：百万ユーロ)	2016年12月31日現在			
	売却可能金融資産			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券ポートフォリオ	214,489	44,790	8,280	267,559
財務省短期証券および国債	130,806	7,492		138,298
資産担保証券 (ABS) ⁽¹⁾	-	4,588	72	4,660
CDO/CLO ⁽²⁾		56		56
その他の資産担保証券		4,532	72	4,604
その他の固定利付証券	75,420	28,783	911	105,114
株式およびその他の変動利付証券	8,263	3,927	7,297	19,487
貸出金および売戻契約				
貸出金				
売戻契約				
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産および売却可能金融資産	214,489	44,790	8,280	267,559

(1) これらの額は、BNPパリバが保有している証券化資産(特に、当初は「貸出金および債権」に分類され、注4.eに記載の方法で再分類されるもの)の合計額を表す額ではない。

(2) 債務担保証券/ローン担保証券

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在							
	プラスの市場価格				マイナスの市場価格			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金利デリバティブ	282	120,461	1,646	122,389	357	109,381	1,411	111,149
為替デリバティブ	1	66,348	231	66,580		64,961	331	65,292
クレジット・デリバティブ		7,349	204	7,553		7,621	600	8,221
株式デリバティブ	7,780	19,967	1,075	28,822	5,517	27,104	6,535	39,156
その他のデリバティブ	1,046	3,788	52	4,886	673	3,435	93	4,201
ヘッジ目的で使われていない デリバティブ金融商品	9,109	217,913	3,208	230,230	6,547	212,502	8,970	228,019
ヘッジ目的で使われている デリバティブ金融商品	-	13,756	-	13,756	-	15,682	-	15,682

(単位：百万ユーロ)	2016年12月31日現在							
	プラスの市場価格				マイナスの市場価格			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金利デリバティブ	482	162,034	3,463	165,979	613	150,733	2,465	153,811
為替デリバティブ	13	112,129	619	112,761	12	108,957	521	109,490
クレジット・デリバティブ		10,079	675	10,754		8,693	1,193	9,886
株式デリバティブ	8,597	22,811	1,738	33,146	6,584	28,193	5,925	40,702
その他のデリバティブ	749	4,724	49	5,522	889	3,856	106	4,851
ヘッジ目的で使われていない デリバティブ金融商品	9,841	311,777	6,544	328,162	8,098	300,432	10,210	318,740
ヘッジ目的で使われている デリバティブ金融商品	-	18,133	-	18,133	-	19,626	-	19,626

他のレベルへの振替は、該当商品が既定の基準(一般的には市場や商品により異なる基準)を満たした場合に行うことができる。振替に影響を及ぼす主要な要素には、観察可能性の変化、時間の経過および取引終了までの期間中における事象がある。振替の認識時期は、報告期間の期首に決定される。

2017年度中には、レベル1とレベル2の間での重要な振替は行われなかった。

各レベルに分類される主な金融商品の説明

以下のセクションでは、公正価値ヒエラルキーの各レベルに分類される金融商品について説明する。また、レベル3に分類される金融商品と関連評価技法については特に詳しく説明する。

さらに、レベル3に分類される主なトレーディング勘定の金融商品およびデリバティブについては、公正価値測定に用いられるインプットに関する定量的な情報について説明する。

レベル1

このレベルには、証券取引所へ上場しているか、他の活発な市場における相場価格を継続的に入手できるようなあらゆるデリバティブおよび有価証券が分類される。

レベル1には、特に、株式や流動性のある債券、当該証券の空売り、確立された市場で取引されているデリバティブ(先物やオプションなど)が含まれる他、日次で純資産価値が計算されるファンドおよびUCITSの持分や、第三者が管理している連結ファンドの持分を表す債券も含まれる。

レベル2

レベル2に分類される有価証券は、レベル1へ分類される債券よりは流動性の低い有価証券である。分類される有価証券には、主に、国債、社債、モーゲージ担保証券、ファンド持分および譲渡性預金などの短期証券がある。特に、有価証券のうち、その外部価格情報は当該証券のマーケット・メイカーとして活動している合理的な数の業者から定期的に入手できるものの、当該価格情報が(マーケット・メイカーを介さない)直接取引の価格を表していないような有価証券は、レベル2に分類される。この価格情報には、特に、該当証券のマーケット・メイカーとして活動しており、ブローカーおよび/またはディーラーとして活動している業者から得た気配値情報をもとに価格情報を提供している合理的な数の業者のコンセンサス価格情報提供サービスを利用することで得られる情報が含まれる。また関連する場合には、一次/発行市場、担保評価および取引相手の担保評価との照合といった他の情報源も用いることができる。

買戻/売戻契約は、主にレベル2へ分類されるが、分類されるかどうかは、関連する担保に応じ、主にレポ市場での観察可能性や流動性にに基づき決定される。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した発行済債券は、個別に会計処理される組込デリバティブが分類されるのと同じレベルに分類される。発行スプレッドは、観察可能なインプットである。

レベル2に分類される主なデリバティブには、下記のような商品がある。

- ー 金利スワップ、金利キャップ、金利フロアおよびスワップション、クレジット・デフォルト・スワップ、株式/為替(FX)/商品の先渡取引やオプションといった、プレーン・バニラ商品。

- － エキゾチックFXオプション、原資産が1つおよび複数の株式／ファンド・デリバティブ、シングル・イールド・カーブで評価されるエキゾチック金利デリバティブ、ならびに仕組金利をベースとするデリバティブといった仕組デリバティブ。

前述のデリバティブは、下記のいずれか1つに関する一連の証拠が文書化されている場合にレベル2へ分類される。

- － 公正価値が、主に、標準的な評価技法である補間法またはストリップング法(実際の取引を参照することで、その評価結果の裏付けを定期的に得られるような技法)を用いて得た、他のレベル1およびレベル2商品の価格または相場価格に由来するものであること。
- － 公正価値が、観察可能な価格へ調整される、レプリケーションまたは割引キャッシュ・フロー・モデルといった他の標準的な評価技法による測定値に由来するものであること、モデルに付帯するリスクが限定的であること、また該当商品をレベル1またはレベル2商品として取引することで、該当商品に付帯するリスクを効果的に相殺できること。
- － 公正価値が、高度なまたは独自の評価技法による測定値だが外部の市場ベースのデータを用いて定期的に行うバックテストにより直接的な裏付けが得られるような測定値に由来するものであること。

店頭取引(OTC)のデリバティブをレベル2へ分類できるかどうかは当社グループの判断事項となる。この判断の際には、用いる外部データの情報源、透明性および信頼性、ならびに各評価モデルの使用に伴い生じる金額の不確実性について検討する。このためレベル2への分類基準には、軸となる複数の分析に必要なインプットを、i)既定の商品カテゴリー・リストの内容や、ii)原資産およびマチュリティ・バンド(満期帯)に基づきその範囲が決まる「インプットを観察できるゾーン」の範囲内で得られるかどうかという基準が含まれる。各レベルへの分類が、評価調整方針に沿って行われるようにするため、前述の基準は、該当する評価調整とともに定期的に見直され、更新される。

レベル3

レベル3に分類されるトレーディング勘定の有価証券には、主にファンド持分や非上場株式がある。

ファンド持分は、原投資の評価頻度が低い不動産ファンドや、純資産価値の観察頻度が低いヘッジ・ファンドと関係のあるものである。

非上場のプライベート・エクイティ(非上場株式)は、注4.cに非上場有価証券として記載されており、日次で純資産価値が計算され、公正価値ヒエラルキー上でレベル1へ分類されているUCITSを除き、機械的にレベル3に分類されている。レベル3に分類されている株式およびその他の非上場変動利付証券は、再評価後正味帳簿価額に対する持分、比較可能類似企業の評価倍率(マルチプル法)、将来キャッシュ・フロー、これら複数の基準に基づくアプローチのいずれか1つを用いて評価している。

2017年12月31日現在では、レガシー・アセットなどと関係のあるABSであるCLOおよびCDOが、レベル3に分類されるトレーディング勘定の有価証券の大部分を占めている。公正価値は、入手可能な外部情報である気配値と割引予想キャッシュ・フローの両方を考慮する評価技法を用いて測定される。期日前償還率は、原貸付の償還に伴うキャッシュ・フローのプールをモデル化するために必要な観察不能インプットの中でも主要なインプットである。他の観察不能インプットは、ファンディングに用いる債券の現物債価格と合成先物債価格の価格差や割引マージンと関係のあるものである。

ABSであるCDOの担保プールは、商業不動産担保ローン、商業不動産担保証券(CMBS)、および住宅ローン担保証券(RMBS)で構成されている。CDOの公正価値は、担保のディストレス度に応じ「流動性アプローチ」や「割引期待キャッシュ・フロー」アプローチを用いて測定される。

RMBSの価格情報は、大半の場合、外部の情報源から入手しているが、商業不動産担保証券の価格情報については、外部のプロバイダが独自に評価した価格情報を用いている。

CDOについて用いる割引期待キャッシュ・フロー・アプローチでは、原貸付の償還に伴うキャッシュ・フローを予想するために必要となる、内外関係者が独自に策定した一連の仮説を考慮する。その後前述の期待キャッシュ・フローを、外部のプラットフォームにてモデル化されたCDOのウォーターフォールに沿って各トランシェへ割り当てていくと、検討対象であるCDOトランシェの期待キャッシュ・フローを測定できる。前述と同様に、公正価値測定においては、ファンディングに用いる債券の現物債価格と合成先物債価格の価格差や割引マージンに関する仮定も必要となる。

買戻／売戻契約(主に社債やABSと関係のある長期または仕組買戻契約)：これらの取引の価値は、カスタムメイドの取引であるという性質、取引が不活発である事実および長期レポ市場で価格情報が入手できる事実を前提とする独自の評価技法を用いて測定する必要がある。公正価値測定に用いるイールド・カーブは、関連ベンチマークである債券プールのインプライド・レポレートに基づき、長期レポ市場における最近の取引データおよび照会した価格データといった入手可能なデータを用いて裏付けられる。これらのエクスポージャー・ヘッジ手段については、選択したモデルや得られるデータの量に固有の不確実性の程度に応じた評価調整を行う。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した発行済債券は、個別に会計処理される組込デリバティブが分類されるのと同じレベルに分類される。発行スプレッドは、観察可能なインプットである。

デリバティブ

プレーン・バニラ・デリバティブは、当該エクスポージャー・ヘッジ手段が、イールド・カーブもしくはボラティリティ・サーフェスを観察できるゾーンの範囲外からしかインプットを得られない場合、または旧シリーズのクレジット・インデックスに連動するトランシェの取引市場に代表される流動性の低い市場もしくは新興市場の金利市場に関連する商品の場合にレベル3へ分類される。以下は主な商品に関する説明である。

- ー **金利デリバティブ**：この区分に属する主なエクスポージャー・ヘッジ手段には、流動性の低い通貨を原資産とするスワップ商品がある。一部のマチュリティ・バンド(満期帯)においては流動性が低いものの、コンセンサス情報提供サービス業者を通じてインプットを入手できる場合には、レベル3へ分類される。評価技法は標準的なものであり、外部の市場から得られる情報や補外法を用いている。
- ー **クレジット・デリバティブ(CDS)**：この区分に属する主なエクスポージャー・ヘッジ手段には、インプットを観察できるマチュリティ・バンド(満期帯)の範囲外からしかインプットを得られないCDS、非流動ネームまたはディストレス・ネームに係るCDS、およびローン・インデックスに係るCDSがある。流動性は低いものの、特にコンセンサス情報提供サービス業者を通じてインプットを入手できる場合には、レベル3へ分類される。レベル3へ分類されるこの区分のエクスポージャー・ヘッジ手段には、証券化資産を原資産とするCDSやトータル・リターン・スワップ(TRS)のポジションもある。これらの商品の公正価値は、原資産である債券について用いるのと同じモデル化技法を用い、ファンディングに用いる債券の価格差や固有のリスク・プレミアムを考慮して測定される。
- ー **株式デリバティブ**：この区分に属する主なエクスポージャー・ヘッジ手段には、長期の先渡取引もしくはボラティリティ・デリバティブ取引、または限られた市場でしか取引されていないオプションがある。補外法による測定の結果によっては、フォワード・カーブやボラティリティ・サーフェスが、インプットを観察できるマチュリティ・バンド(満期帯)の範囲外となるため、モデルに用いるインプットを観察できる市場が存在しない場合、ボラティリティ・デリバティブ取引または先渡取引の公正価値測定に必要なインプットは、通常、代替分析または過去の情報の分析の結果をもとに決定される。

これらのプレーン・バニラ・デリバティブについては、原資産の性質や流動性の制約によって特殊化された流動性の不確実性に関連する評価調整が行われる。

レベル3へ分類される**仕組デリバティブ**には、主に、複合金融商品(FX/金利複合商品、エクイティ・ハイブリッド)、信用リスク相関デリバティブ、償還行動の影響を受ける商品、いくつかの株式で構成されるバスケットを原資産とするオプション商品、およびいくつかの金利オプションから成る仕組デリバティブがある。主なエクスポージャーについては、関連評価技法や関連する不確実性の発生源に関する洞察とともに、以下に記載されている。

- ー **仕組金利オプション**は、当該オプションに、十分に観察可能でない通貨が含まれている場合、または、ペイオフが原資産の通貨とは別の通貨の固定先物為替レートを用いて測定されるクオントの特徴が含まれている場合にレベル3へ分類される。長期の仕組デリバティブもレベル3に分類される。
- ー **FX/金利複合商品**には、主に、パワー・リバース・デュアルカレンシー(PRDC)債と呼ばれる特殊な金融商品が含まれる。PRDCの公正価値は、FXと金利の両方の変動がモデル化されている高度なモデルを用いて測定する必要がある他、観察不能なFX/金利の相関関係の影響を大きく受ける。PRDCの公正価値測定結果は、直近の取引データやコンセンサス価格データを用いて裏付けられる。

- ー 証券化関連スワップには、主に、その想定元本が、原資産ポートフォリオの一部の償還行動に連動するような、固定金利のスワップ、クロスカレンシー・スワップまたはベシス・スワップが含まれる。証券化関連スワップの満期日構成の見積りは、外部の過去のデータを用いた統計的な見積りにより裏付けられる。
- ー フォワード・ボラティリティ・オプションは、一般的には、そのペイオフが、ボラティリティ・スワップに代表される金利インデックス債の将来におけるボラティリティに連動するような商品である。市場で取引されている金融商品からフォワード・ボラティリティ情報を推定することは難しいため、これらの商品には、重要なモデル・リスクが付帯する。評価調整の枠組みは、商品に固有の不確実性や、外部から入手する既存のコンセンサス価格情報に起因する不確実性の範囲に応じて調整される。
- ー レベル3に分類されるインフレーション・デリバティブには、主に、流動性インデックスに連動する債券市場、物価上昇関連の各インデックスに連動する(キャップやフロアといった)オプション商品、また物価上昇関連の各インデックスか物価上昇年率のいずれかを選択できるような物価上昇関連の各インデックスとは無関係な物価上昇関連の各インデックスに連動するスワップ商品が含まれる。インフレーション・デリバティブについて用いられる評価技法は、主に、標準的な市場参照モデルであるが、ごく少数の限られたエクスポージャー・ヘッジ手段については代替技法が用いられる。これらの商品は、コンセンサス価格情報を参照することで、毎月、公正価値の裏付けが取れる商品ではあるが、流動性が不足しており、調整の際に固有の不確実性も生じるため、レベル3へ分類される。
- ー カスタムメイドCDOの公正価値測定には、各デフォルト・イベントの相関関係情報が必要となる。この情報は、補外法や補間法を含む独自の予測技法を用いてインデックス・トランシェの活発な市場のデータから推定する。マルチ・ジオグラフィックCD0についても、相関関係に関する追加の仮定が必要となる。最後に、カスタムメイドCDOの評価モデルでは、回収率の変動と関係のある独自の仮定やパラメーターも必要となる。CDOの評価モデルは、インデックス・トランシェ市場で観察可能なデータを用いて調整され、標準化されたプールに関するコンセンサス価格データに照らして定期的にバックテストされる。不確実性は、予測や地域ミックスの手法に伴うモデル・リスク、関連パラメーターの不確実性、また回収率のモデル化が原因で生じる。
- ー エヌ・トゥ・デフォルト型バスケットCDSは、コピュラと呼ばれる標準的な手法を用いてモデル化される、信用リスク相関商品的一种である。必要となる主なインプットには、コンセンサス価格情報や取引情報を参照することで観察できる、バスケット構成要素間でのペアワイズ相関分析結果がある。リニアバスケットCDSは、観察可能なインプットとしてみなされる。

- ー 株式デリバティブや、エクイティ・ハイブリッドと呼ばれる相関デリバティブは、そのペイオフが、複数の株式／インデックスから成るバスケットの変動に左右されるため、公正価値測定結果は、バスケット構成要素間での相関関係の影響を受ける。これらの金融商品のバスケットは、複合金融商品の場合、株式と、株式以外の原資産(商品インデックスなど)で構成される。定期的取引されており観察できるのは、株式／インデックスの相関マトリックスのみで、他の大部分の資産の相関関係情報は、活発な市場から入手できない。このため、レベル3へ分類されるかどうかは、バスケットの構成、満期および商品の複合性により変化する。インプットの相関関係情報は、過去の情報をもとに見積りを行う手法と他の調整要素(直近の取引情報または外部データを参照することで裏付けられる)を組み合わせる独自のモデルを用いて取得する。相関マトリックスは、原則としてコンセンサス情報提供サービス業者から入手するが、2種類の原資産の相関関係情報が入手できない場合、補外法か代替技法を用いることで、当該情報を入手できる場合がある。

これらの仕組デリバティブについては、流動性、各パラメーターおよびモデル・リスクと関連する不確実性を反映するため、固有の評価調整を行う。

評価調整(CVA、DVAおよびFVA)

取引先の信用リスクを反映するための評価調整(CVA)、デリバティブに伴う自己の信用リスクを反映するための評価調整(DVA)および明示的なファンディング・コストを反映するための評価調整(FVA)に係る要素は、評価の枠組みの中でも観察不能な要素とみなされるため、レベル3に分類されている。この事実は、通常、評価調整に係る各取引の分類先となる公正価値ヒエラルキー内のレベルには影響を及ぼさないが、固有のプロセスにより、前述の評価調整にはほとんど寄与しない各取引や、関連する不確実性が重要な要素となる各取引を特定できるようになっている。担保が不十分で、満期までの期間も極めて長いプレーン・バニラ金利商品については特に留意している。

以下の表には、レベル3金融商品の評価に用いる主要な観察不能インプット値の変動範囲を記載している。記載してある範囲は、各種原資産に対応するものであるが、BNPパリバが導入している評価技法を用いる場合にのみ意味のある値である。関連する利用可能な場合に利用できる加重平均値は、公正価値、想定元本または感応度に基づく値である。

レベル3に分類される発行済債券の評価に用いる主な観察不能パラメーターは、その経済的ヘッジのためのデリバティブに係る当該パラメーターと同等である。下記の表に表示されている当該デリバティブに関する情報は、当該債券にも当てはまる。

リスクヘッジ 手段の区分	貸借対照表上での 評価額 (単位：百万ユーロ)		このリスクヘッジ 手段区分に属する レベル3金融商品に 含まれる主要な 金融商品の種類	対象商品の 公正価値測定に用いる 評価技法	対象商品の 公正価値測定に 用いる 主な観測不能 インプット	対象 レベル3 商品の 公正価値 測定に 用いる 観測不能 インプット の変動範囲	加重平均
	資産	負債					
買戻/売戻契約	469	1,015	長期買戻/売戻契約	特に、活発に取引されて おり、買戻/売戻契約の 原資産を表している、ベン チマークとなる債券プ ールのファンディングに 用いる債券の価格差情報 を用いる代替技法	私募債(ハイ・イー ルド債、ハイ・グレ ード債)およびABSに 係る長期買戻/売戻 契約のレボ・スプレ ッド	0bp~59bp	27bp ^(b)
			為替/金利複合金融商品	為替/金利複合金融商品 (オプション)の価格決定 モデル	為替相場と金利の相 関関係。主な通貨ペ アは、ユーロ/日本 円、米ドル/日本 円、豪ドル/日本円 である。	13%~56%	42% ^(b)
			物価上昇率/金利複合金 融商品	物価上昇率/金利複合金 融商品(オプション)の価 格決定モデル	金利と物価上昇率の 相関関係は、主に欧 州におけるものでは ある。	-10%~20%	13%
金利デリバティブ	1,646	1,411	物価上昇率または累積的 物価上昇(特に欧州および フランスでの物価上昇率) に係るフロアおよびキャ ップ(償還時元本保証な ど)	物価上昇関連商品の価格 決定モデル	累積的物価上昇のボ ラティリティ	0.7%~10.2%	(c)
			ボラティリティ・スワッ プに代表される、主にユ ーロ建てのフォワード・ ボラティリティ商品	金利オプションの価格決 定モデル	物価上昇年率のボラ ティリティ	0.3%~2.1%	(c)
			主に欧州担保プールに係 る、想定元本が案件の資 産/負債残高に従う固定 金利スワップ、ペーシ ス・スワップまたはクロ スカレンシー・スワップ	金利オプションの価格決 定モデル	金利のフォワード・ ボラティリティ	0.4%~0.7%	(c)
			償還行動のモデル化 割引キャッシュ・フロー 法		期日前償還率	0.1%~40%	8% ^(b)
			債務担保証券および不活 発なインデックス・シリ ーズに係るインデック ス・トランシェ	基本的な相関関係予測技 法や回収率のモデル化	カスタムメイド・ポ ートフォリオに係る 基本的な相関曲線	20%~86%	(c)
			エス・トゥ・デフォルト 型バスケットCDS	クレジット・デフォル ト・スワップの評価モデ ル	地域間でのデフォル トの相互相関	80%~90%	90% ^(a)
クレジット・ デリバティブ	204	600	シングル・ネーム・クレ ジット・デフォルト・ス ワップ(ABSおよびロー ン・インデックスに係る CDS以外のもの)	ストリップング法、補外 法および補間法	シングル・ネーム CDSの原資産に係る 回収率の変動	0~25%	(c)
			複数の株式で構成される バスケットを原資産とす る単純なおよび複雑なデ リバティブ	各種ボラティリティ・オ プションの公正価値測定 モデル	デフォルトの相関	50%~91%	56% ^(b)
					観測限度(10Y)を超 えているクレジット ・デフォルト・ス プレッド (主要な期間の全般 において)非流動な クレジット・デフォ ルト・スプレッド・ カーブ	55bp~ 218bp ⁽¹⁾	191bp ^(a)
					観測不能なエクイテ イ・ボラティリティ	1bp~550bp ⁽²⁾	96bp ^(a)
株式デリバティブ	1,075	6,535			観測不能なエクイテ イ・ボラティリティ	0%~88% ⁽³⁾	(c)
					観測不能な株式相関	9%~97%	60% ^(a)

- (1) 変動範囲の上部は、貸借対照表へ重要な影響を及ぼさない欧州企業の社債に係るポジションに関連する値であり、その他の部分は、主にソブリン発行体に関連している。
 - (2) 変動範囲の上部は、非流動信用リスクを原資産とするCDSに係るエネルギー業界の発行体のうち、貸借対照表へ重要な影響を及ぼさない発行体に関連する値である。
 - (3) 変動範囲の上部は、株式を原資産とするオプションに係る10個の資本性金融商品のうち、貸借対照表へ重要な影響を及ぼさない資本性金融商品に関連する値である。これらのインプットを含めた場合、変動範囲の上部はおよそ407%となる。
-
- (a) 加重平均は、リスクではなく、レベル3商品と関係のある代替技法(現在価値または想定元本を用いる技法)に基づく値である。
 - (b) 加重平均は、ポートフォリオ・レベルでの関連リスク軸に基づくものである。
 - (c) これらのインプットの変動に起因する明示的な公正価値の感応度が存在しないため、加重平均は存在しない。

レベル3の金融商品の変動表

レベル3の金融商品については、2016年1月1日から2017年12月31日までの間に以下のような変動が生じた。

(単位:百万ユーロ)	金融資産			合計
	トレーディング 目的で保有して おり純損益を 通じて公正価値 で測定する 金融商品	純損益を通じて 公正価値で測定 するものとして 指定した 金融商品	売却可能 金融資産	
2015年12月31日現在	11,071	3,743	9,320	24,134
購入	2,061	1,308	1,133	4,502
発行				-
売却	(1,429)	(1,210)	(2,098)	(4,737)
決済 ⁽¹⁾	(1,706)	(115)	(123)	(1,944)
レベル3への振替	427	7	654	1,088
レベル3から振替	(4,283)	(218)	(653)	(5,154)
当期中に満期を迎えるか終了した取引について 損益計算書に認識された利益(または損失)	(148)	376	(278)	(50)
当期末現在で満期を迎えていない金融商品につ いて損益計算書に認識された利益(または損失)	2,612	43	(15)	2,640
資本に直接認識される資産および負債の公正価 値の変動				
為替レートの変動に関連する項目	(163)			(163)
資本に認識される資産および負債の公正価値 の変動			340	340
2016年12月31日現在	8,442	3,934	8,280	20,656
購入	1,179	1,483	1,599	4,261
発行				-
売却	(928)	(874)	(2,167)	(3,969)
決済 ⁽¹⁾	(2,955)	(39)	(977)	(3,971)
レベル3への振替	442	252	205	899
レベル3から振替	(2,123)	(25)	(221)	(2,369)
当期中に満期を迎えるか終了した取引について 損益計算書に認識された利益(または損失)	24	140	(262)	(98)
当期末現在で満期を迎えていない金融商品につ いて損益計算書に認識された利益(または損失)	(57)	33	(5)	(29)
資本に直接認識される資産および負債の公正価 値の変動				
為替レートの変動に関連する項目	(136)	(8)	(145)	(289)
資本に認識される資産および負債の公正価値 の変動			256	256
2017年12月31日現在	3,888	4,896	6,563	15,347

⁽¹⁾ 資産には、元本償還額、利払額、ならびにデリバティブと関連のあるキャッシュ・インフローおよびアウトフローが含まれる。負債には、元本償還額、利払額、ならびにその公正価値が負のデリバティブと関係のあるキャッシュ・インフローおよびアウトフローが含まれる。

(単位:百万ユーロ)	金融負債		合計
	トレーディング 目的で保有して おり純損益を 通じて公正価値 で測定する 金融商品	純損益を 通じて 公正価値で 測定する ものとして 指定した 金融商品	
2015年12月31日現在	(11,607)	(11,281)	(22,888)
購入			-
発行	(2,266)	(5,720)	(7,986)
売却			-
決済 ⁽¹⁾	(1,486)	3,889	2,403
レベル3への振替	(430)	(1,393)	(1,823)
レベル3から振替	903	1,401	2,304
当期中に満期を迎えるか終了した取引について損益計算書に認識された利益(または損失)	3,071	6	3,077
当期末現在で満期を迎えていない金融商品について損益計算書に認識された利益(または損失)	148	(41)	107
資本に直接認識される資産および負債の公正価値の変動			
為替レートの変動に関連する項目	(238)	(67)	(305)
資本に認識される資産および負債の公正価値の変動			-
2016年12月31日現在	(11,905)	(13,206)	(25,111)
購入			-
発行		(8,313)	(8,313)
売却			-
決済 ⁽¹⁾	(2,173)	6,900	4,727
レベル3への振替	(409)	(209)	(618)
レベル3から振替	2,827	1,102	3,929
当期中に満期を迎えるか終了した取引について損益計算書に認識された利益(または損失)	55	56	111
当期末現在で満期を迎えていない金融商品について損益計算書に認識された利益(または損失)	1,149	(169)	980
資本に直接認識される資産および負債の公正価値の変動			
為替レートの変動に関連する項目	387	377	764
資本に認識される資産および負債の公正価値の変動			-
2017年12月31日現在	(10,069)	(13,462)	(23,531)

⁽¹⁾ 資産には、元本償還額、利払額、ならびにデリバティブと関連のあるキャッシュ・インフローおよびアウトフローが含まれる。負債には、元本償還額、利払額、ならびにその公正価値が負のデリバティブと関係のあるキャッシュ・インフローおよびアウトフローが含まれる。

公正価値で測定するデリバティブのレベル3からの振替には、主に、特定のイールド・カーブの観察可能期間、ならびに買戻／売戻契約および信用取引に関する市場パラメーターが更新されたものだけでなく、その残存期間が短くなったことにより、ただ単に、あるいは主として観察可能なインプットに対する感応度が高まったデリバティブも含まれている。

公正価値で測定する金融商品のレベル3への振替には、インプットを観察できるゾーンの定期的な更新が反映されている。

振替は、報告期間の期首に実施されたものと仮定して認識される。

レベル3の金融商品は、レベル1およびレベル2の他の金融商品によりヘッジされている場合があるが、これら商品に係る損益はこの表に表示されていない。このため、この表に表示されている損益は、これらすべての金融商品に伴う正味リスクの管理による損益を表しているわけではない。

合理的可能性のあるレベル3に関する仮定の変更に対する公正価値の感応度

以下の表には、レベル3に分類される金融資産および金融負債のうち、1つ以上の観察不能なインプットについて別の仮定を用いた場合にその公正価値が大きく変化するような資産および負債が要約されている。

開示額は、関連パラメーターを用いてレベル3商品公正価値を見積る際または評価技法を選択する際に行う判断に伴う可能性のある不確実性の範囲を示すためのものである。前述の開示額は、測定日の時点で存在する、価値測定に伴う不確実性を反映しており、たとえ当該不確実性が、測定日の時点で存在する、ポートフォリオの感応度に由来するものであったとしても、将来における公正価値変動の予想額もしくは当該変動を示唆する額となること、または市場がポートフォリオの評価額に及ぼす影響を示唆する額となることはない。

BNPパリバでは、感応度を見積る際に、合理的可能性のあるインプットを用いて金融商品を再測定するか、評価調整方針に基づく仮定を適用するかのいずれかを行っている。

分かりやすくするため、証券化商品とは関係のない現物商品の感応度は、価格が一様に1%動いた場合の感応度としたが、レベル3へ分類される証券化エクスポージャーについては、観察不能なインプットの範囲に応じて、より固有の価格変動に対する感応度へ調整される。

エクスポージャー・ヘッジ手段であるデリバティブの感応度測定は、レベル3商品と関係のある信用評価調整(CVA)や明示的な資金調達評価調整(FVA)、またパラメーターおよびモデルに伴う不確実性を反映するための調整の結果に基づき行われる。

信用評価調整(CVA)や明示的な資金調達評価調整(FVA)に係る不確実性は、欧州銀行監督機構公表のテクニカルスタンダードである「慎重な評価」に盛り込まれている慎重性に基づく評価に基づき調整されている。他の評価調整に関しては2つのシナリオが想定されており、それらは市場参加者が、評価調整のすべてまたは一部を考慮しないという好ましい状況と、市場参加者が、取引の締結条件としてBNPパリバが考える評価調整額の2倍の調整額を求めるという好ましくない状況である。

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在		2016年12月31日現在	
	損益への 潜在的な影響	資本への 潜在的な影響	損益への 潜在的な影響	資本への 潜在的な影響
資産担保証券 (ABS)	+/- 2		+/- 12	+/- 1
<i>CDO/CLO</i>	+/- 1		+/- 12	
その他の資産担保証券	+/- 1			+/- 1
その他の固定利付証券	+/- 2	+/- 7	+/- 2	+/- 9
株式およびその他の変動利付証券	+/- 48	+/- 58	+/- 42	+/- 73
買戻/売戻契約	+/- 10		+/- 7	
デリバティブ金融商品	+/- 552		+/- 844	
金利および為替デリバティブ	+/- 357		+/- 605	
クレジット・デリバティブ	+/- 35		+/- 59	
株式デリバティブ	+/- 155		+/- 169	
その他のデリバティブ	+/- 5		+/- 11	
レベル3金融商品の感応度	+/- 614	+/- 65	+/- 907	+/- 83

内部開発評価技法を用いて一部が活発な市場で観察できないインプットに基づき測定される金融商品に伴う繰延マージン

金融商品に伴う繰延マージン(以下「デイ・ワン・プロフィット」という。)と関係があるのは、レベル3適格金融商品の市場取引の範囲内で生じるマージンのみである。

デイ・ワン・プロフィットは、既述の不確実性を反映するための評価調整の結果を控除して計算され、インプットが観察できないと予想される期間にわたって損益計算書に計上される。その未償却額は、関連する取引の公正価値の減少として、「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品」に計上されている。

(単位：百万ユーロ)	2016年12月31日現在の繰延マージン	当期の取引に係る繰延マージン	当期の損益計算書に計上されたマージン	2017年12月31日現在の繰延マージン
金利および為替デリバティブ	331	108	(130)	309
クレジット・デリバティブ	104	53	(61)	96
株式デリバティブ	315	171	(210)	276
その他のデリバティブ	6	4	(5)	5
デリバティブ金融商品	756	336	(406)	686

注4.e トレーディング目的で保有しており純損益を通じて公正価値で測定するものまたは売却可能資産として当初認識された金融商品の再分類

2008年10月15日に欧州連合が採用したIAS第39号およびIFRS第7号の改訂は、当初トレーディング目的でまたは売却可能資産として保有するものとして、顧客向け貸出金ポートフォリオ内または売却可能有価証券として当初認識した金融商品の再分類を認めている。

(単位：百万ユーロ)	再分類日	2017年12月31日現在		2016年12月31日現在	
		帳簿価額	市場価額 またはモデル 算出評価額	帳簿価額	市場価額 またはモデル 算出評価額
売却可能金融資産					
ポートフォリオから再分類された固定利付証券					
内、ポルトガル国債	2011年6月30日	143	157	274	301
内、アイルランド国債	2011年6月30日	242	291	235	303
トレーディング・ポートフォリオから再分類された仕組取引およびその他の固定利付証券					
	2008年10月1日 /2009年6月30日	546	560	961	940

前述の再分類が行われなかった場合、2017年12月31日終了事業年度および2016年12月31日終了事業年度における当社グループの当期純利益には著しい相違はなかった。同様に、資本に直接認識された資産と負債の評価額の変動も、2017年度および2016年度に著しい相違はなかった。

注4.f 銀行間および短期金融市場関連項目

- 金融機関貸出金および債権

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
要求払預金	8,063	6,513
貸出金 ⁽¹⁾	36,017	37,664
売戻契約	1,699	3,422
金融機関貸出金および債権合計(減損控除前)	45,779	47,599
内、不良貸出金	155	274
金融機関貸出金および債権の減損(注2.g)	(109)	(188)
個別的減損	(93)	(167)
集合的引当金	(16)	(21)
金融機関貸出金および債権合計(減損控除後)	45,670	47,411

⁽¹⁾ 金融機関貸出金および債権には、中央銀行へ預けている定期預金(2017年12月31日現在の残高は1,570百万ユーロであり、2016年12月31日現在の残高は2,192百万ユーロ)が含まれている。

・ 金融機関預金

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
要求払預金	9,906	10,775
借入金	61,881	60,189
買戻契約	4,716	4,696
金融機関預金合計	76,503	75,660

注 4.g 顧客関連項目

・ 顧客貸出金および債権

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
要求払預金	44,423	45,672
顧客貸出金	676,966	663,329
売戻契約	669	1,723
ファイナンス・リース	30,303	28,554
顧客貸出金および債権合計(減損控除前)	752,361	739,278
内、不良貸出金	37,531	41,779
顧客貸出金および債権の減損(注 2.g)	(24,686)	(27,045)
個別的減損	(21,379)	(23,924)
集合的引当金	(3,307)	(3,121)
顧客貸出金および債権合計(減損控除後)	727,675	712,233

・ ファイナンス・リースの内訳

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
総投資額	34,117	31,755
1年以内に回収可能	10,472	9,479
1年超5年以内に回収可能	20,490	17,576
5年超に回収可能	3,155	4,700
未経過受取利息	(3,814)	(3,201)
正味投資額(減損控除前)	30,303	28,554
1年以内に回収可能	9,253	8,562
1年超5年以内に回収可能	18,260	15,731
5年超に回収可能	2,790	4,261
減損引当金	(935)	(990)
正味投資額(減損控除後)	29,368	27,564

・ 顧客預金

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
要求払預金	456,233	443,379
貯蓄預金	146,422	145,273
定期預金および短期債	162,769	174,943
買戻契約	1,466	2,358
顧客預金合計	766,890	765,953

注 4. h 延滞および不良貸出金等

以下の表は、延滞しているが減損していない金融資産、減損した資産および関連する担保またはその他の保証の帳簿価額を示している。表示された金額は、ポートフォリオ・ベースでの引当金控除前のものである。

担保およびその他の保証に表示された金額は、担保またはその他の保証の価額と担保付資産の価額のどちらか低い価額に相当する。

・ 延滞しているが減損していない貸出金

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在					供出された担保
	90日未満	90日以上180日未満	180日以上1年未満	1年以上	合計	
金融機関貸出金および債権	209	1	25	2	237	99
顧客貸出金および債権	12,627	420	209	436	13,692	6,001
延滞しているが減損していない貸出金合計	12,836	421	234	438	13,929	6,100

(単位：百万ユーロ)	2016年12月31日現在					供出された担保
	90日未満	90日以上180日未満	180日以上1年未満	1年以上	合計	
金融機関貸出金および債権	253	1		1	255	42
顧客貸出金および債権	11,271	296	166	333	12,066	5,809
延滞しているが減損していない貸出金合計	11,524	297	166	334	12,321	5,851

・ 不良貸出金等

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在			
	不良貸出金等			供出された担保
	総額	減損	純額	
売却可能金融資産(変動利付証券を除く) (注4.c)	264	(146)	118	
金融機関貸出金および債権(注4.f)	155	(93)	62	156
顧客貸出金および債権(注4.g)	37,531	(21,379)	16,152	11,213
不良資産	37,950	(21,618)	16,332	11,369
供与した融資コミットメント	888	(38)	850	652
供与した保証コミットメント	1,064	(255)	809	
オフバランスシート不良コミットメント	1,952	(293)	1,659	652
合計	39,902	(21,911)	17,991	12,021

(単位：百万ユーロ)	2016年12月31日現在			
	不良貸出金等			供出された担保
	総額	減損	純額	
売却可能金融資産(変動利付証券を除く) (注4.c)	99	(78)	21	
金融機関貸出金および債権(注4.f)	274	(167)	107	351
顧客貸出金および債権(注4.g)	41,779	(23,924)	17,855	11,981
不良資産	42,152	(24,169)	17,983	12,332
供与した融資コミットメント	1,055	(29)	1,026	1,058
供与した保証コミットメント	1,374	(349)	1,025	
オフバランスシート不良コミットメント	2,429	(378)	2,051	1,058
合計	44,581	(24,547)	20,034	13,390

注4.i 負債証券および劣後債

本注記は、償却原価で測定するならびに純損益を通じて公正価値で測定する発行済負債証券および劣後債のすべてを対象としている。

純損益を通じて公正価値で測定する負債証券(注4.a)

発行体/発行日	通貨	外貨建て 当初金額 (単位: 百万)	繰上 償還日 または 金利 引き 上げ日	利率	金利 引き 上げ 幅	利払 停止 条件 ⁽¹⁾	Tier 1 として 適格な 額 ⁽²⁾	Tier 2 として 適格な 額 ⁽²⁾	2017年 12月31日 現在	2016年 12月31日 現在		
(単位:百万ユーロ)												
負債証券									47,487	47,710		
劣後債									205	86	836	1,012
償還可能劣後債									-	86	167	424
永久劣後債									205	-	669	588
BNP Paribas Fortis 2007年12月	ユーロ	3,000	12月14日	3ヶ月物 Euribor +200bp		A	205		669	588		

(1) 利払停止条件:

A. 利払いは、発行体の資本が十分でない場合、債券の引受業者が破綻した場合、またはAgeas株について宣言された配当が所定の基準値を下回った場合、停止される。

(2) 適格基準および控除調整項目(自己の信用リスクおよび証券の償却額を含む)に基づく調整後の額。

(3) 償還可能劣後債では、銀行監督当局からの許可を得た後、発行体主導で、公開買い付けによる株式市場での買戻し(私募債の場合、店頭取引での買戻し)により満期日前に償還する権限を当社グループに与える繰上償還規定が設けられている場合がある。BNPパリバまたは当社グループの外国子会社が外国市場を通じて発行した債券では、発行目論見書に規定する日以後に発行体の裁量権を行使する場合(繰上償還オプション)、または発行時の税法が改正され、債券保有者に対して税法改正に伴う損害を補償する義務をBNPパリバ・グループ内の発行体が負う場合、元本の繰上償還および満期日までの利息の繰上支払いを行う場合がある。償還の場合、15日間から60日間の予告期間を設ける場合がある。償還では、いかなる場合でも銀行監督当局の承認が条件となる。

純損益を通じて公正価値で認識される永久劣後債は、2007年12月に、BNPパリバ・フォルティス(旧フォルティス・バンク)が発行した、株式連動型転換・劣後複合証券(以下「CASHES」という。)で構成されている。

CASHESには満期がないが、保有者の自由裁量により1株当たり239.40ユーロの価格でAgeas(旧フォルティスSA/NV)の株式と交換できる。ただし、2014年12月19日をもって、CASHESは、その価格が連続する20取引日にわたって359.10ユーロ以上となった場合、Ageasの株式と自動的に交換される。元本の償還が現金で行われることはない。CASHES保有の権利は、BNPパリバ・フォルティスが保有し、かつ担保として供したAgeasの株式に限定されている。

AgeasとBNPパリバ・フォルティスは、相対的パフォーマンス・ノート(以下「RPN」という。)契約を締結しており、その価額は、CASHESの価額変動とAgeasの株価変動の相対的な差異によりBNPパリバ・フォルティスが受ける影響が相殺されるように変動することが契約上規定されている。

2015年5月7日に、BNPパリバはAgeasと新たな契約を結んだ。この契約は、BNPパリバが、流通しているCASHESを購入してAgeas株に転換し、対応するRPNを償還することを可能にする契約で、その期間は2016年12月31日に満了し、更新されなかった。

2015年7月24日に、BNPパリバは、額面200百万ユーロを上限の範囲としてCASHESを購入するために必要な事前承認を欧州中央銀行から得た。2016年度中には、この承認に従い、164百万ユーロをAgeas株に転換した。

2016年7月8日に、BNPパリバは、額面200百万ユーロを上限の範囲内としてCASHESを購入するために必要となる新たな承認を欧州中央銀行から得た。この承認は、前述の承認に優先する。

2017年8月11日に、欧州中央銀行は、CASHES購入に関する当該承認を取り消したいというBNPパリバからの要請を受け入れた。

2017年12月31日現在の劣後債は、(移行期間を踏まえて)Tier 1 資本へ組入可能な205百万ユーロとなった。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した負債証券および償還可能劣後債の契約期日別満期予定表：

満期日またはコール・オプションの 行使可能日 (単位：百万ユーロ)	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023～ 2027年	2027年 以降	2017年 12月31日 現在合計
負債証券	11,209	6,440	7,167	5,104	4,695	8,648	4,224	47,487
償還可能劣後債	45	-	68	11	19	-	24	167
合計	11,254	6,440	7,235	5,115	4,714	8,648	4,248	47,654

満期日またはコール・オプションの 行使可能日 (単位：百万ユーロ)	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022～ 2026年	2026年 以降	2016年 12月31日 現在合計
負債証券	11,658	6,443	6,051	6,476	4,877	8,375	3,830	47,710
償還可能劣後債	262	43	-	67	10	20	22	424
合計	11,920	6,486	6,051	6,543	4,887	8,395	3,852	48,134

償却原価で測定する負債証券

発行体/発行日	通貨	外貨建て 当初金額 (単位： 百万)	繰上 償還日 または 金利 引き 上げ日	利率	金利 引き 上げ幅	利払 停止 条件 ⁽¹⁾	Tier 1 として 適格な 額 ⁽²⁾	Tier 2 として 適格な 額 ⁽²⁾	2017年 12月31日 現在	2016年 12月31日 現在		
(単位：百万ユーロ)												
負債証券									148,156	153,422		
当初の満期が1年未満の 発行済負債証券									72,337	78,726		
譲渡性負債証券									72,337	78,726		
当初の満期が1年超の 発行済負債証券									75,819	74,696		
譲渡性負債証券									65,772	70,379		
債券									10,047	4,317		
劣後債									-	13,147	15,951	18,374
-償還可能劣後債			⁽³⁾						-	12,348	14,116	16,511
-永久劣後債									-	577	1,593	1,627
BNPパリバ 1985年10月	ユーロ	305	-	TMO -0.25%	-	B		254	254	254		
BNPパリバ 1986年9月	米ドル	500	-	6ヶ月物 Libor +0.075%	-	C		228	228	260		
BNPパリバ・カードیف 2014年11月	ユーロ	1,000	11月25日	4.032%	3ヶ月物 Euribor +393bp	D			1,000	1,000		
その他								95	111	113		
-資本参加型債券									-	222	222	222
BNPパリバ 1984年7月 ⁽⁴⁾	ユーロ	337	-	⁽⁵⁾	-			215	215	215		
その他								7	7	7		
-債券と関連する費用 および手数料									-	-	20	14

(1) 利払停止条件：

- B. 利息は原則として必ず支払う必要があるが、利払日直前の12ヶ月の期間中に、取締役会が、株主総会にて配当原資が存在しない旨を正式発表した後に利払いの延期を決定した場合はこの限りではない。利息は累積的なものであり、配当再開後には、累積額を含む全額を支払う必要がある。
- C. 利息は原則として必ず支払う必要があるが、利払日直前の12ヶ月の期間中に、取締役会が、株主総会にて配当を行わないという決定の正当性を確認した後に利払いの延期を決定した場合はこの限りではない。利息は累積的なものであり、配当再開後には、累積額を含む全額を支払う必要がある。当行は、配当を行っていない場合であっても未払利息の支払いを再開する選択権を有する。
- D. 利息は原則として必ず支払う必要があるが、規制資本が不十分となったため、規制当局との合意を経て利払いを延期する場合はこの限りではない。利息は累積的なものであり、利払いを再開した場合、または該当債券を償還するか発行体が清算する前に、全額を支払う必要がある。

(2) 適格基準および控除調整項目(証券の償却額を含む)に基づく調整後の額。

(3) 「純損益を通じて公正価値で測定する負債証券」に関する参照情報を参照。

(4) BNPパリバが発行した資本参加型債券は、1983年1月3日施行の法の規定に基づき償還できる。市場で取引されている当該債券は1,434,092口となった。

(5) 当期純利益に応じ、TMOレートの85%(下限)から130%(上限)。

発行時の満期が1年超の、償却原価で測定するものとして指定した中期および長期負債証券ならびに償還可能劣後債の契約期日別満期予定表：

満期日またはコール・オプションの行使可能日 (単位：百万ユーロ)	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023～ 2027年	2027年 以降	2017年 12月31日 現在合計
中期および長期負債証券	12,690	9,331	9,085	9,503	8,590	21,917	4,703	75,819
償還可能劣後債	760	202	33	8	382	12,036	695	14,116
合計	13,450	9,533	9,118	9,511	8,972	33,953	5,398	89,935

満期日またはコール・オプションの行使可能日 (単位：百万ユーロ)	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022～ 2026年	2026年 以降	2016年 12月31日 現在合計
中期および長期負債証券	16,490	7,580	7,699	9,596	10,561	20,622	2,148	74,696
償還可能劣後債	4,170	548	216	27	8	9,170	2,372	16,511
合計	20,660	8,128	7,915	9,623	10,569	29,792	4,520	91,207

注4.j 満期保有目的金融資産

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
財務省短期証券および国債	4,617	5,937
その他の固定利付証券	175	163
満期保有目的金融資産合計	4,792	6,100

満期保有目的金融資産については、2017年12月31日現在または2016年12月31日現在のいずれにおいても減損していない。

満期保有目的金融資産の契約期日別満期予定表：

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在					合計
	1ヶ月以下	1ヶ月超 3ヶ月以下	3ヶ月超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	
満期保有目的金融資産	440	139	44	3,074	1,095	4,792

(単位：百万ユーロ)	2016年12月31日現在					合計
	1ヶ月以下	1ヶ月超 3ヶ月以下	3ヶ月超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	
満期保有目的金融資産	-	160	1,393	3,460	1,087	6,100

注4.k 当期および繰延税金

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
当期税金	1,538	1,869
繰延税金	5,030	6,097
当期および繰延税金資産	6,568	7,966
当期税金	648	920
繰延税金	1,818	2,167
当期および繰延税金負債	2,466	3,087

当期中の繰延税金の変動：

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日 終了事業年度	2016年12月31日 終了事業年度
繰延税金(純額)一期首現在	3,930	4,211
繰延税金に起因する純損失(注2.h)	(1,114)	(729)
売却可能金融資産(貸出金および債権として再分類されたものを含む)の再評価と、当該再評価の損益を通じた戻入に連動する繰延税金の変動	183	241
キャッシュ・フロー・ヘッジ手段のデリバティブの再評価と、当該再評価の純損益を通じた戻入に連動する繰延税金の変動	221	208
資本に直接認識され、純損益へ再分類されない項目と連動する繰延税金の変動	(27)	98
為替レート、範囲およびその他の変動による影響額	19	(99)
繰延税金(純額)一期末現在	3,212	3,930

繰延税金資産と負債の発生源別内訳：

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
売却可能金融資産(貸出金および債権として再分類されたものを含む)	(795)	(978)
未実現のファイナンス・リースの準備金	(414)	(613)
従業員給付債務引当金	990	1,105
信用リスクに対する引当金	2,188	2,840
その他の項目	(395)	(375)
繰越欠損金	1,638	1,951
繰延税金(純額)	3,212	3,930
繰延税金資産	5,030	6,097
繰延税金負債	(1,818)	(2,167)

繰延税金資産として認識する繰越欠損金の額を算定するため、当社グループでは、毎年、あらゆる繰越期限に関するルールを考慮した税制度や、各事業体が事業計画に従って予想した将来収益および費用の実現可能性に基づき各関連事業体に固有の事項を見直している。

繰越欠損金について認識されている繰延税金資産は、主にBNPパリバ・フォルティスに関する1,303百万ユーロで、予想回収期間は7年(無期限の繰越期間)である。

2017年12月31日現在で未認識の繰延税金資産の合計は1,167百万ユーロ(2016年12月31日現在は1,645百万ユーロ)となった。

注4.1 未収収益・未払費用およびその他の資産・負債

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
保証金および実行済銀行保証	57,265	66,722
証券取引に係る決済勘定	15,392	14,584
取立勘定	654	555
再保険者の責任準備金の持分	3,002	2,866
未収収益および前払費用	6,145	5,618
その他の借方勘定およびその他の資産	24,753	25,622
未収収益およびその他の資産合計	107,211	115,967
受取保証金	40,612	54,249
証券取引に係る決済勘定	8,395	11,049
取立勘定	717	695
未払費用および繰延収益	8,731	7,674
その他の貸方勘定およびその他の負債	27,680	25,740
未払費用およびその他の負債合計	86,135	99,407

「再保険者の責任準備金の持分」の推移の内訳は下記の表の通りである。

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日 終了事業年度	2016年12月31日 終了事業年度
再保険者の責任準備金の持分－期首現在	2,866	2,909
再保険者に起因する責任準備金の増加額	450	295
再保険者から保険給付金に関連して受領した額	(368)	(378)
為替レート変動および連結範囲の変更の影響	54	40
再保険者の責任準備金の持分－期末現在	3,002	2,866

注 4.m 持分法投資

関連会社および共同支配企業の累計財務情報は、以下の表に表示している。

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日終了事業年度			2017年 12月31日現在
	当期純利益に 対する持分	資本に直接認識 される資産 および負債の 変動に対する 持分	当期純利益 および資本に 直接認識 される資産 および負債の 変動に対する 持分	持分法投資
共同支配企業	48	(57)	(9)	1,020
関連会社 ⁽¹⁾	665	(292)	373	5,792
持分法適用会社合計	713	(349)	364	6,812

(単位：百万ユーロ)	2016年12月31日終了事業年度			2016年 12月31日現在
	当期純利益に 対する持分	資本に直接認識 される資産 および負債の 変動に対する持分	当期純利益 および資本に 直接認識 される資産 および負債の 変動に対する 持分	持分法投資
共同支配企業	36	11	47	1,023
関連会社 ⁽¹⁾	597	(108)	489	5,887
持分法適用会社合計	633	(97)	536	6,910

⁽¹⁾ 支配下にはあるが重要ではない、持分法により連結している事業体。

当社グループが共同支配企業に対し供与した融資および保証のコミットメントについては、注 7.h 「その他の関連当事者」に列挙されている。

当社グループの主な関連会社および共同支配企業に対する投資の帳簿価額は、以下の表に表示されている。

(単位：百万ユーロ)	設立 登記国	事業内容	2017年 12月31日現在		2016年 12月31日現在	
			所有持分 (%)	持分法投資	所有持分 (%)	持分法投資
共同支配企業						
Bpost banque	ベルギー	リテール・バンキング事業	50%	328	50%	366
Union de Creditos Inmobiliarios	スペイン	住宅ローン	50%	288	50%	267
関連会社						
AG Insurance	ベルギー	保険事業	25%	1,687	25%	1,613
Bank of Nanjing	中国	リテール・バンキング事業	18%	1,483	19%	1,448

注4.n 業務用の有形・無形固定資産および投資不動産

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在		
	総額	減価償却費、償却費 および減損の累計額	帳簿価額
投資不動産	7,878	(813)	7,065
土地および建物	7,443	(2,074)	5,369
備品、家具、設備	6,947	(4,857)	2,090
オペレーティング・リースで貸主として リースしている工場および設備	21,659	(5,870)	15,789
その他の有形固定資産	1,961	(1,061)	900
有形固定資産	38,010	(13,862)	24,148
購入したソフトウェア	3,366	(2,510)	856
内部開発したソフトウェア	4,139	(3,189)	950
その他の無形固定資産	1,990	(469)	1,521
無形固定資産	9,495	(6,168)	3,327

(単位：百万ユーロ)	2016年12月31日現在		
	総額	減価償却費、償却費 および減損の累計額	帳簿価額
投資不動産	2,203	(292)	1,911
土地および建物	7,800	(1,994)	5,806
備品、家具、設備	7,024	(4,896)	2,128
オペレーティング・リースで貸主として リースしている工場および設備	18,649	(5,063)	13,586
その他の有形固定資産	2,088	(1,085)	1,003
有形固定資産	35,561	(13,038)	22,523
購入したソフトウェア	3,332	(2,483)	849
内部開発したソフトウェア	4,309	(3,304)	1,005
その他の無形固定資産	1,815	(430)	1,385
無形固定資産	9,456	(6,217)	3,239

・投資不動産

当社グループがオペレーティング・リースにより貸主としてリースしている土地および建物、ならびに生命保険事業との関連で投資用に保有している土地および建物は、「投資不動産」に計上している。帳簿価額が2016年12月31日と比べて増加したのは、生命保険事業と関係のある投資先ファンドであって、これまでは売却可能金融資産として計上していたファンドを全部連結したためである。

償却原価で計上している投資不動産の見積公正価値は、2017年12月31日現在では8,129百万ユーロ(2016年12月31日現在では2,143百万ユーロ)であった。

・オペレーティング・リース

オペレーティング・リースおよび投資不動産取引には、一定の場合、以下の将来の最低支払額を定めている契約がある。

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
解約不能リースに基づく将来の最低受取リース料	6,224	5,676
1年以内に期日到来	2,680	2,503
1年超5年以内に期日到来	3,496	3,121
5年超期日到来	48	52

解約不能リースに基づく将来の最低受取リース料は、賃借人がリース期間中に支払うよう要求されているリース料から構成される。

・無形固定資産

その他の無形固定資産には、当社グループが取得した賃借権、のれんおよび商標権が含まれる。

・減価償却費、償却費および減損

2017年12月31日終了事業年度の減価償却費および償却費の純額は1,711百万ユーロ(2016年12月31日終了事業年度は1,713百万ユーロ)であった。

2017年12月31日終了事業年度において損益計上された有形・無形固定資産の減損損失は8百万ユーロの純増(2016年12月31日終了事業年度は16百万ユーロの純減)であった。

注4.0 のれん

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日 終了事業年度	2016年12月31日 終了事業年度
帳簿価額一期首現在	10,216	10,316
取得	292	55
売却	(15)	(67)
当期中に認識した減損損失	(208)	(182)
換算調整	(714)	91
その他の変動	-	3
帳簿価額一期末現在	9,571	10,216
総額	12,560	13,012
期末現在で認識されている減損累計額	(2,989)	(2,796)

資金生成単位別ののれんは次の通りである。

(単位：百万ユーロ)	帳簿価額		当期中に認識した減損損失		当期の取得	
	2017年 12月31日 現在	2016年 12月31日 現在	2017年 12月31日 終了事業年 度	2016年 12月31日 終了事業年 度	2017年 12月31日 終了事業年 度	2016年 12月31日 終了事業年 度
リテール・バンキング事業および サービス事業	8,472	9,070	(208)	(182)	292	55
国内市場部門	1,415	1,269	-	-	160	55
アルバル	503	509				(38)
リーシング・ソリューション	135	136				
ニュー・デジタル・ビジネス	159				159	
パーソナル・インベスターズ	612	618			1	93
その他	6	6				
国際金融サービス部門	7,057	7,801	(208)	(182)	132	-
アセット・マネジメント	167	177				
保険部門	352	296			57	
バンクウエスト	4,147	4,728				
Bank BGŻ BNP Paribas				(127)		
パーソナル・ファイナンス	1,329	1,342			36	
パーソナル・ファイナンス(個別に減損 テストされるパートナーシップ)	348	384	(36)	(54)		
不動産サービス部門	406	370		(1)	39	
Turk Ekonomi Bankasi		191	(172)			
ウェルス・マネジメント	272	276				
その他	36	37				
ホールセールバンキング事業	1,096	1,143	-	-	-	-
コーポレート・バンキング部門	274	280				
グローバル・マーケット部門	407	438				
証券管理部門	415	425				
その他の事業	3	3				
のれん合計	9,571	10,216	(208)	(182)	292	55
負ののれん			7			
損益計算書に認識されたのれんの 価額変動			(201)	(182)		

のれんが配賦される、同種の事業を営んでいる企業のグループ：

アルバル：長期車両リースを専門とするアルバルでは、各社従業員の移動の最適化と、車両管理に伴うリスクの外部移転に寄与するソリューションを(多国籍企業から小規模企業に至る)様々な法人に提供しており、最近では、個人顧客向けのサービスも開始した。

リーシング・ソリューション：BNPパリバ・リーシング・ソリューションズでは、マルチチャネル連携(紹介販売、提携、直販や支店網を通じた販売)手法を採用して、設備ファイナンス・リースから車両リースに至る豊富なリース/レンタル・ソリューションを大手法人や中小法人に提供している。

ニュー・デジタル・ビジネス：これには、特に、収入、預金残高または個人資産に関する条件や当座貸越機能または与信枠がなくても誰でも利用できる口座管理サービスである「コント・ニケル(Compte-Nickel)」が含まれている。最新技術を使ったリアル・タイム口座管理サービスであるこのサービスは、2,900を超えるたばこ販売店を通じて利用できる。

パーソナル・インベスターズ：BNPパリバ・パーソナル・インベスターズは、デジタル・チャネルを通じた銀行取引および投資関連サービスを専門とする企業である。ドイツ、オーストリア、スペインおよびインドを主な拠点として営業している同企業では、銀行取引、預金ならびに長期および短期投資に関する豊富なサービスを、インターネット、電話および対面といった形式で個人の顧客に提供している。個人顧客向けのサービスに加え、パーソナル・インベスターズでは、独立系金融コンサルタント、アセット・マネージャーおよびフィンテック企業に対してもサービスやITプラットフォームを提供している。

アセット・マネジメント：BNPパリバ・アセット・マネジメントは、アセット・マネジメント業務を専門としているBNPパリバ・グループの企業で、(BNPパリバ・グループ内の富裕層向け資産運用業務部門およびリテール・バンキング部門や外部の提携会社を通じて)個人投資家にサービスを提供している他、法人や機関投資家(保険会社、退職基金、公的機関、コンサルタント)にもサービスを提供している。この企業は、株式や債券の積極運用、プライベート・デッドや実物資産の運用業務、またマルチアセット運用に係る定量分析やソリューション部門を通じて、幅広い専門知識をもとに付加価値の高いサービスを提供することを目的としている。

保険部門：個人向け保険事業の分野で世界をリードしているBNPパリバ・カーディフでは、個人やそのプロジェクトおよび資産を保護するための様々な預金・保険商品およびサービスを設計、開発およびマーケティングしている。

BNPパリバ・カーディフでは、新形態の保険商品を開発するとともに、健康保険、生活費保障保険、所得や各決済手段による支払いの保障保険、予期せぬ事態に備えるための保険(失業保険、損害保険、死亡保険、盗難保険または破損保険)を提供したり、プライベート・デジタル・データを保護するサービスを提供したりする形で、顧客のニーズの変化に対応できるようにしている。

2017年に、BNPパリバ・カーディフとインドステイト銀行は、合弁会社であるSBIライフ(SBI Life)の新規株式公開を開始し、同社株式の4%をインドで売却することとなった。このIPO後には、BNPパリバ・カーディフはSBIライフ株の22%を保有している。

バンクウェスト：米国でのリテール・バンキング事業は、バンク・オブ・ザ・ウェストとファースト・ハワイアン・バンクを通じて行っている。バンク・オブ・ザ・ウェストでは、米国西部および中西部に位置する20の州にある支店や事業所を通じて、豊富なリテール商品やサービスを個人や中小規模の法人の顧客に販売している。またこの部門は、いくつかの分野(海洋、レクリエーション・ビークル、教会融資および農業関連産業等)に特化した融資業務においても大きなシェアを確保しており、特に、コーポレート・バンキング、ウェルス・マネジメントおよび中小企業向け事業の分野では、その事業基盤を強化している。ファースト・ハワイアン・バンクは米国ハワイ州最大の銀行で、現地の富裕層である個人や国内外の法人に豊富なバンキング・サービスを提供している。当社グループは、2016年に、ファースト・ハワイアン・インクの新規株式公開を実施し、2017年12月31日現在では同社株式の61.94%を保有している。

Bank BGZ BNP Paribas：Bank BGZは、全国規模の商業銀行で、ポーランドの銀行業界における主力行の1つである。Bank BGZ BNP Paribasは、2015年におけるBank BGZとBNP Paribas Bank Polska SAの合併により誕生した。両行の統合作業は2017年度中も継続し、ポーランド国内の拠点数も、2017年度末には486に達した。

パーソナル・ファイナンス：BNPパリバ・パーソナル・ファイナンスは、消費者金融を専門とする当社グループの企業である。Cetelem、Cofinoga、FindomesticまたはAlphaCreditといったブランド名で事業を展開しているパーソナル・ファイナンスは、販売店(小売店や自動車ディーラー等)にて、または顧客対応窓口やオンライン経由で、総合的な消費者金融サービスを提供している。消費者金融業は、過去に立ち上げた《PF Inside》を通じ、いくつかの国で当社グループが展開するリテール・バンキングの各支店においても実施している。パーソナル・ファイナンスでは、業務を展開するそれぞれの国におけるニーズや慣行に応じた保険商品も提供している。ドイツ、ブルガリア、フランス、ハンガリーおよびイタリアでパーソナル・ファイナンスが営んでいるローンおよび保険事業は、貯蓄商品事業により補完されている。

2017年には、BNPパリバ・パーソナル・ファイナンスと(グループPSA金融子会社の)バンクPSAファイナンス(Banque PSA Finance)が、米ゼネラル・モーターズの欧州における自動車金融事業(オペル・バンク、オペル・ファイナンシャル・サービスズおよびボクソール・ファイナンス)を取得した他、スカンジナビア諸国における事業拡大戦略の一環として、BNPパリバ・パーソナル・ファイナンスが、スウェーデンの消費者金融専門業者であるセブンデイ・ファイナンスAB(SevenDay Finans AB)の株式を100%取得した。

不動産サービス部門：BNPパリバ・リアル・エステートでは、保有不動産の(建設プロジェクトの開始から日々の管理に至る)ライフ・サイクルのいかなる段階における顧客(機関投資家、法人、公共団体または個人のいずれを問わない)のニーズにも対応できるサービスを提供している。

2017年に、BNPパリバ・リアル・エステートは、英国最大の独立系不動産事業者の1社であるストラット・アンド・パーカー(Strutt&Parker)を買収し、その事業基盤を強化した。

Turk Ekonomi Bankasi：トルコを主な拠点とするTurk Ekonomi Bankasiでは豊富な金融商品およびサービスを顧客(個人、法人および中小企業)に提供しており、そのラインナップには、リテール・バンキング事業や富裕層向け資産運用業務、国債市場および資本市場関連サービス、また融資関連サービスが含まれる。

ウェルス・マネジメント：ウェルス・マネジメントでは、BNPパリバの富裕層向け資産運用業務を引き受けており、資産運用や資金需要に関するあらゆるニーズがすべて満たされるようなワンストップ・ソリューションを希望している富裕層、株主および起業家に対しサービスを提供している。

コーポレート・バンキング部門：コーポレート・バンキング部門では、法人向け金融ソリューション、トランザクション・バンキングに関するあらゆる商品、合併買収時のコーポレート・ファイナンス・アドバイザー・サービスならびに株式に関するプライム・サービスを総合的に提供している。

グローバル・マーケット部門：グローバル・マーケット部門では、あらゆるアセットクラスを対象とする投資、ヘッジ、金融および調査に関するサービスを、富裕層およびリテール・バンキング向けのチャンネルに加え、法人顧客や機関投資家顧客に提供している。グローバル・マーケット部門では、革新的なソリューションやデジタル・プラットフォームを活用して、顧客のEMEA(欧州、中東およびアフリカ)諸国、アジア太平洋諸国ならびに南北アメリカ諸国の資本市場への参加をサポートするという、持続可能で長期的なビジネス・モデルを採用している。グローバル・マーケット部門では、フィクスト・インカム業務、為替およびコモディティ業務ならびに株式およびプライム・サービス業務を行っている。

証券管理部門：BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズは、大手グローバル証券管理事業者の1社で、投資サイクルの一端を担うあらゆるアクター(売手、買手および発行体を含む)に対し総合的なソリューションを提供している。

のれんの減損テストは、3種類の方法で実施されており、それらは比較可能な事業を営んでいる企業の関連取引を観測する方法、比較可能な事業を有する上場企業に係る株価データ法、および割引将来キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」という。)である。

2つの比較可能性に基づく方法の内1つが、減損認識の必要性を示唆している場合、DCF法を用いて当該結果を検証し、認識すべき減損損失額を算定する。

DCF法は、中期(5か年)事業計画の内容に沿って行う、将来の営業収益、費用、およびリスク費用(キャッシュ・フロー)に係る複数の仮定に基づく方法である。5年の見積期間におけるキャッシュ・フローは永久成長率を用いて見積っており、当該期間における状況が、通常の景気循環における状況と異なる場合には、前述の見積キャッシュ・フローを標準化している。

各種仮定の影響を受ける主要なパラメーターは、資本コスト、コスト/インカム比率、リスク費用および永久成長率となる。

資本コストは、無リスク金利に、観測した市場リスク・プレミアム(同種の事業を営んでいる企業のグループの各々に固有のリスク要因で加重された市場リスク)を付加した値をもとに算定している。これらのパラメーターの値は、外部の情報源から入手している。

同種の事業を営んでいる企業のグループの各々への配賦資本は、各企業が属する法人(グループ)が従うべき自己資本比率規制の「普通株式等Tier 1」である最低7%をもとに算定している。

成熟産業の永久成長率には2%を用いている。物価上昇率の高い国に所在するCGUについては、(外部の情報源が開示している物価上昇率に基づき算定した)固有の割合を上乗せしている。

下記表は、DCF法による計算に用いているパラメーター(資本コスト、ターミナル・バリュー・ベースでのコスト/インカム比率、ターミナル・バリュー・ベースでのリスク費用および永久成長率)の値の変動に対する、資金生成単位の評価額の感応度を示している。

加えてポーランドにおいて銀行税が導入され、BGZが従うべき自己資本比率規制が厳格化された事実を踏まえ、2016年には、配賦済みののれんの全額(127百万ユーロ)について減損を認識した。

2017年には、Turk Ekonomi Bankasiの成長見通しの下方修正により、TEBののれんの全額(172百万ユーロ)について減損を認識した。

・資本コストの10ベース・ポイントの変動、ターミナル・バリュエーション・ベースでのコスト／インカム率の1%ポイントの変動、ターミナル・バリュエーション・ベースでのリスク費用の5%ポイントの変動および永久成長率の50ベース・ポイントの変動に対する、主要なのれん評価額の感応度

(単位：百万ユーロ)	バンクウェスト	パーソナル・ファイナンス
資本コスト	8.5%	9.6%
不利な変動(+10ベース・ポイント)	(188)	(220)
有利な変動(-10ベース・ポイント)	194	226
コスト／インカム率	56.7%	45.5%
不利な変動(+1%)	(288)	(415)
有利な変動(-1%)	288	415
リスク費用	(250)	(1,764)
不利な変動(+5%)	(267)	(218)
有利な変動(-5%)	267	218
永久成長率	2.0%	2.0%
不利な変動(-50ベース・ポイント)	(388)	(550)
有利な変動(+50ベース・ポイント)	453	628

バンクウェストとパーソナル・ファイナンスの、同種の事業を営んでいる企業のグループについては、上記表に記載の4つのパラメーターを最も不利な値に設定して減損テストを実施した場合でも、のれん減損の根拠は生じない見込みである。

注4.p 保険会社の責任準備金

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
保険契約に関連する負債	150,650	141,368
責任準備金の総額		
ユニットリンク型契約	59,712	52,314
その他の保険契約	90,938	89,054
裁量権のある有配当性を有する金融契約に関連する負債	35,838	34,719
保険契約者剰余金一負債	16,948	17,539
保険会社の責任準備金の総額	203,436	193,626
ユニットリンク型金融契約に関連する負債 ⁽¹⁾	3,534	3,624
保険会社が締結した契約に関連する負債の総額	206,970	197,250

⁽¹⁾ ユニットリンク型金融契約に関連する負債は、「顧客債務」(注4.g)に含まれている。

保険契約者剰余金はシャドウ・アカウンティングの適用により発生する。保険契約者剰余金は、フランスおよびイタリアで営業する生命保険子会社の資産に伴う未実現利益／損失および減損損失に対する保険契約者の持分を表すものであり、保険契約の下で支払われる給付額は、当該資産の利回りと連動している。保険契約者剰余金は、契約者への利払額や新たな業者の参入に関する経済シナリオや仮定をもとに、保険契約者へ帰属する未実現利益／損失をモデル化して行う確率論に基づく計算を用いて算定している。この計算の結果、フランスでの2017年度の保険契約者の持分は2016年度と同じ90%となった。

保険契約に関連する負債の変動の内訳は次の通りである。

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日 終了事業年度	2016年12月31日 終了事業年度
保険契約に関連する負債－期首現在	197,250	187,302
生命保険に関連する金融契約で積み増した保険契約責任準備金および保証金の額	23,219	23,098
保険金および給付金支払額	(16,830)	(14,694)
ユニットリンク型事業適格投資の価値の変動の影響額	3,393	979
為替レートの変動の影響額	(566)	474
連結範囲の変更の影響額	504	91
保険契約に関連する負債－期末現在	206,970	197,250

再保険者の責任準備金の持分の詳細については注4.1を参照。

注 4. q 偶発債務等引当金

・種類別偶発債務等引当金

(単位：百万ユーロ)	2016年 12月31日 現在	引当金 繰入額 (純額)	引当金 戻入額	資本に直接 認識される 価額変動	為替レート 他の変動の 影響額	2017年 12月31日 現在
従業員給付引当金	7,189	845	(1,007)	16	(303)	6,740
内、退職後給付引当金(注 6. b)	4,590	187	(240)	23	(221)	4,339
内、退職後医療給付引当金 (注 6. b)	155	2	(2)	(7)	(5)	143
内、その他の長期給付に対する 引当金(注 6. c)	1,267	236	(278)		(55)	1,170
内、自主退職および早期退職制 度、ならびに人員調整計画に 対する引当金(注 6. d)	495	(7)	(89)		(10)	389
内、株式報酬に対する引当金 (注 6. e)	682	427	(398)		(12)	699
住宅財形貯蓄口座および制度に関 して認識した引当金	174	(18)	-		-	156
クレジットライン/コミットメン トラインに対する引当金(注 2. g)	998	-	(47)		(45)	906
訴訟に対する引当金	1,635	656	(381)		(53)	1,857
その他の偶発債務等引当金 ⁽¹⁾	1,805	470	(875)		2	1,402
偶発債務等引当金合計	11,801	1,953	(2,310)	16	(399)	11,061

⁽¹⁾ その他の偶発債務等引当金には、オペレーティング・リースに関連するメンテナンス・サービスが含まれており、2017年12月31日現在の額は655百万ユーロ(2016年12月31日現在の額は632百万ユーロ)で、その他の業務収益(純額)に認識されている(注 2. e)。

・住宅財形貯蓄口座および制度に関する引当金および割引

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
住宅財形貯蓄口座および制度で積立てられた預金	18,137	17,938
内、住宅財形貯蓄制度で積立てられた預金	15,934	15,663
期間10年超	3,914	3,230
期間4年以上10年以下	6,234	5,645
期間4年未満	5,786	6,788
住宅財形貯蓄口座および制度で付与された貸出金残高	76	112
内、住宅財形貯蓄制度で付与された貸出金残高	13	19
住宅財形貯蓄口座および制度に関して認識した引当金 および割引	157	176
住宅財形貯蓄制度に関して認識した引当金	154	172
住宅財形貯蓄口座に関して認識した引当金	2	2
住宅財形貯蓄口座および制度に関して認識した割引	1	2

注4.r 金融資産と金融負債の相殺

以下の表は、相殺前後における金融資産と金融負債の額を示している。IFRS第7号が求めているこの情報は、当該相殺に関するIAS第32号よりは厳格でない米国で一般に公正妥当と認められた会計原則(US GAAP)に基づく会計処理の結果と比較できるようにするための情報である。

「貸借対照表項目の相殺額」は、IAS第32号に沿って算定される。このため、当社グループが認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を有しており、かつ、純額で決済するか、資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合にのみ、金融資産および金融負債は相殺され、純額で貸借対照表に表示される。相殺額は、主に、清算機関経由で取引される買戻／売戻契約およびデリバティブをもとに算出する。

「マスター・ネットティング契約および類似の契約の影響額」は、法的強制力のある当該契約の範囲内で行われる取引の残高であって、IAS第32号に規定されている相殺基準を満たしていない額である。この額は、いずれかの契約当事者が債務不履行、債務超過または破産のいずれかの状態になった場合に限り相殺が可能になるような取引に関連する額である。

「担保として供出した／された金融商品」には、公正価値で認識される保証金や担保が含まれる。これらの担保権は、いずれかの契約当事者が債務不履行、債務超過または破産のいずれかの状態になった場合に限り行使できる。

金融商品のプラスのまたはマイナスの公正価値と引き換えに供出される／する保証金は、マスター・ネットティング契約につき、貸借対照表の未収収益または未払費用およびその他の資産または負債にて認識される。

2017年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	金融資産の 総額	貸借対照表 項目の 相殺総額	貸借対照表 に表示されて いる純額	マスター・ ネットイン グ契約(MNA) および類似 の契約の 影響額	担保として 供出された 金融商品	純額
資産						
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品						
トレーディング目的有価証券	119,452		119,452			119,452
貸出金	1,840		1,840			1,840
売戻契約	272,885	(131,167)	141,718	(29,448)	(107,743)	4,527
純損益を通じて公正価値で測定するものとして 指定した金融商品	96,946	(14)	96,932			96,932
デリバティブ金融商品(ヘッジ目的で使われるデ リバティブ金融商品を含む)	332,966	(88,980)	243,986	(176,988)	(27,154)	39,844
顧客および金融機関貸出金および債権	774,539	(1,194)	773,345	(492)	(1,801)	771,052
内、売戻契約	2,368		2,368	(492)	(1,801)	75
未収収益およびその他の資産	107,611	(400)	107,211		(31,872)	75,339
内、供出した保証金	57,265		57,265		(31,872)	25,393
相殺の対象とならないその他の資産	475,768		475,768			475,768
資産合計	2,182,007	(221,755)	1,960,252	(206,928)	(168,570)	1,584,754

2017年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	金融負債の 総額	貸借対照表 項目の 相殺総額	貸借対照表 に表示されて いる純額	マスター・ ネットイン グ契約(MNA) および類似 の契約の 影響額	担保として 供出した 金融商品	純額
負債						
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品						
トレーディング目的有価証券	69,313		69,313			69,313
借入金	4,499		4,499			4,499
買戻契約	298,815	(131,167)	167,648	(28,875)	(132,188)	6,585
純損益を通じて公正価値で測定するものとして 指定した金融商品	53,455	(14)	53,441			53,441
デリバティブ金融商品(ヘッジ目的で使われるデ リバティブ金融商品を含む)	332,681	(88,980)	243,701	(176,988)	(34,050)	32,663
顧客および金融機関預金	844,587	(1,194)	843,393	(1,065)	(4,872)	837,456
内、買戻契約	6,182		6,182	(1,065)	(4,872)	245
未払費用およびその他の負債	86,535	(400)	86,135		(24,278)	61,857
内、供出された保証金	40,612		40,612		(24,278)	16,334
相殺の対象とならないその他の負債	384,913		384,913			384,913
負債合計	2,074,798	(221,755)	1,853,043	(206,928)	(195,388)	1,450,727

2016年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	金融資産の 総額	貸借対照表 項目の 相殺総額	貸借対照表 に表示されて いる純額	マスター・ ネットイン グ契約(MNA) および類似 の契約の 影響額	担保として 供出された 金融商品	純額
資産						
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品						
トレーディング目的有価証券	123,679		123,679			123,679
貸出金	525		525			525
売戻契約	274,012	(122,295)	151,717	(26,537)	(121,424)	3,756
純損益を通じて公正価値で測定するものとして 指定した金融商品	87,734	(90)	87,644			87,644
デリバティブ金融商品(ヘッジ目的で使われるデ リバティブ金融商品を含む)	481,412	(135,117)	346,295	(267,679)	(35,163)	43,453
顧客および金融機関貸出金および債権	760,831	(1,187)	759,644	(900)	(4,118)	754,626
内、売戻契約	5,145		5,145	(900)	(4,118)	127
未収収益およびその他の資産	117,254	(1,287)	115,967		(33,090)	82,877
内、供出した保証金	66,722		66,722		(33,090)	33,632
相殺の対象とならないその他の資産	491,488		491,488			491,488
資産合計	2,336,935	(259,976)	2,076,959	(295,116)	(193,795)	1,588,048

2016年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	金融負債の 総額	貸借対照表 項目の 相殺総額	貸借対照表 に表示されて いる純額	マスター・ ネットイン グ契約(MNA) および類似 の契約の 影響額	担保として 供出した 金融商品	純額
負債						
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品						
トレーディング目的有価証券	70,326		70,326			70,326
借入金	4,190		4,190			4,190
買戻契約	301,311	(122,295)	179,016	(26,397)	(150,329)	2,290
純損益を通じて公正価値で測定するものとして 指定した金融商品	54,166	(90)	54,076			54,076
デリバティブ金融商品(ヘッジ目的で使われるデ リバティブ金融商品を含む)	473,483	(135,117)	338,366	(267,679)	(35,230)	35,457
顧客および金融機関預金	842,800	(1,187)	841,613	(1,040)	(5,924)	834,649
内、買戻契約	7,054		7,054	(1,040)	(5,924)	90
未払費用およびその他の負債	100,694	(1,287)	99,407		(30,918)	68,489
内、供出された保証金	54,249		54,249		(30,918)	23,331
相殺の対象とならないその他の負債	384,745		384,745			384,745
負債合計	2,231,715	(259,976)	1,971,739	(295,116)	(222,401)	1,454,222

注4.s 金融資産の譲渡

当社グループの金融資産には、譲渡されてはいるが認識中止されていない資産があり、それらは主に買戻契約(レポ)で一時的に売却された有価証券や有価証券貸付取引、および証券化資産で構成されている。買戻契約(レポ)で一時的に売却した有価証券に関連する負債は、「買戻契約」として認識される債務で構成されている。証券化資産に関連する負債は、第三者に購入された証券化負債証券で構成されている。

・有価証券貸付、買戻契約およびその他の取引：

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在		2016年12月31日現在	
	譲渡された 資産の簿価	関連する 負債の簿価	譲渡された 資産の簿価	関連する 負債の簿価
有価証券貸付業務				
純損益を通じて公正価値で測定する 証券	4,737		2,800	
売却可能金融資産	872		5,546	
買戻契約				
純損益を通じて公正価値で測定する 証券	24,271	23,545	39,642	38,121
貸出金および債権で分類された証券	9	9	356	314
売却可能金融資産	12,077	12,072	8,967	8,960
その他の取引				
純損益を通じて公正価値で測定する 証券	-	-	195	195
合計	41,966	35,626	57,506	47,590

- ・ リコース義務が譲渡資産に限定されている外部投資家が、一部リファイナンスしている証券化取引

2017年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	譲渡された 資産の簿価	関連する 負債の簿価	譲渡された 資産の 公正価値	関連する負債 の公正価値	ネット ポジション
証券化					
貸出金および債権	16,532	15,773	16,982	15,852	1,130
売却可能金融資産	273	176	273	172	101
合計	16,805	15,949	17,255	16,024	1,231

2016年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	譲渡された 資産の簿価	関連する 負債の簿価	譲渡された 資産の 公正価値	関連する負債 の公正価値	ネット ポジション
証券化					
貸出金および債権	15,002	13,596	15,477	13,617	1,860
売却可能金融資産	277	131	279	127	152
合計	15,279	13,727	15,756	13,744	2,012

当行が継続的に関与する金融資産には、一部あるいはすべての認識中止に繋がる重要な譲渡は見受けられなかった。

注5. 融資コミットメントおよび保証コミットメント

注5.a 供与したまたは供与された融資コミットメント

当社グループが供与した融資コミットメントおよび供与された融資コミットメントの契約上の価値：

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
供与した融資コミットメント		
－ 金融機関向け	3,296	3,833
－ 顧客向け	284,277	283,326
コンファームつき融資コミットメント	220,654	219,320
その他顧客に供与したコミットメント	63,623	64,006
供与した融資コミットメント合計	287,573	287,159
供与された融資コミットメント		
－ 金融機関より	71,185	106,964
－ 顧客より	1,785	2,145
供与された融資コミットメント合計	72,970	109,109

注5.b 供与した保証コミットメント

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
供与した保証コミットメント		
－ 金融機関向け	14,789	11,696
－ 顧客向け	126,971	117,281
財産保証	1,968	1,392
税務当局およびその他の当局に提供した保証 およびその他の保証	48,552	46,661
その他の保証	76,451	69,228
供与した保証コミットメント合計	141,760	128,977

注5.c その他の保証コミットメント

- 担保として供出した金融商品：

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
中央銀行へ供出した、ヘアカット後の リファイナンス取引の担保としていつでも使用できる 金融商品(譲渡性のある有価証券および個人顧客 に対する債権)	102,906	121,349
－ 中央銀行への供出担保として使用したもの	35,457	22,529
－ リファイナンス取引に利用可能なもの	67,449	98,820
買戻契約に基づき売却した有価証券	301,764	322,308
銀行、金融業務の顧客または当社グループ発行の カバード債の引受人との取引における担保として 供出したその他の金融資産 ⁽¹⁾	147,072	141,674

⁽¹⁾ 特に、「フランス経済融資機関」および「住宅用リファイナンス基金」に対する保証として供出したものを含む。

当社グループが担保として供出したまたは買戻契約に基づき引き渡した金融商品のうち、受益者が売却または担保として再利用する権限を有する金融商品の公正価値は、2017年12月31日現在で408,380百万ユーロ(2016年12月31日現在は428,421百万ユーロ)であった。

- 担保として供出された金融商品：

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
担保として供出された金融商品 (売戻契約対象物を除く)	128,830	114,550
内、当社グループが担保として売却または 再利用する権限を有する金融商品	102,543	90,959
売戻契約に基づき供出された有価証券	286,418	288,087

当社グループが有効に売却または担保として再利用できる、担保としてまたは売戻契約に基づき供出された金融商品の公正価値は、2017年12月31日現在で272,788百万ユーロ(2016年12月31日現在は245,149百万ユーロ)であった。

注6. 給与および従業員給付

注6.a 給与および従業員給付費用

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日 終了事業年度	2016年12月31日 終了事業年度
固定および変動報酬、インセンティブ・ボーナス、 ならびに利益配分	12,402	12,067
従業員給付費用	3,542	3,787
給与税	552	548
給与および従業員給付費用合計	16,496	16,402

注6.b 退職後給付

IAS第19号では、2種類の制度を区別しており、各制度は、事業体が被るリスクに応じて異なる取り扱いを受ける。事業体が、各制度参加者へ支給可能な資産の中から給付金の支給を取り扱う外部の機関などに対し定額(受益者の年収の一定割合)を拠出する責任を負っている場合、この制度は確定拠出制度に該当する。一方、事業体が、従業員から集める拠出金により積み立てられる金融資産を管理し、給付金の支給に伴う費用を自ら負担する義務か、将来において対象事象が発生した場合における確定給付額を保証する義務を負っている場合、この制度は確定給付制度に該当する。事業体が、拠出金の徴収および給付金の支給の管理を別の機関へ委託しているが、制度資産の管理および将来における給付額の変動に伴うリスクを負担している場合も同様である。

- ・ 当社グループの各事業体向けの確定拠出年金制度

BNPパリバ・グループでは、過去数年間、確定給付制度を確定拠出制度へ転換するための多くの組織的取り組みを実施している。

このためフランスでは、BNPパリバ・グループは様々な全国基礎年金制度や全国追加型年金制度に拠出している。BNPパリバおよび特定の子会社は、社内協定に基づき積立年金制度を設定した。この制度により、従業員は全国ベースの制度で支給される年金に加え、この制度からの退職年金も受給することになる。

加えて、フランス以外の多くの国では、新規従業員への確定給付制度の提供を中止し、確定拠出年金制度への加入を当該従業員に促している。

2017年12月31日終了事業年度における確定拠出型退職後給付制度への拠出額は616百万ユーロ(2016年12月31日終了事業年度は604百万ユーロ)であった。

主要な拠出者別の内訳は次の通りである。

拠出額 (単位：百万ユーロ)	2017年12月31日 終了事業年度	2016年12月31日 終了事業年度
フランス	315	306
イタリア	60	62
英国	48	51
米国	45	43
トルコ	38	43
その他	110	99
合計	616	604

イタリアでは、BNLが設けた制度に対し雇用主(給与の4%)と従業員(給与の2%)が拠出しており、従業員は、任意で追加拠出を行うこともできる。

英国では、雇用主が、大半の従業員の給与の12%を拠出しており、従業員は、任意で追加拠出を行うことができる。

米国では、当行の拠出に上乘せする形で、従業員が、既定の範囲内でマッチング拠出している。

- ・ 当社グループの各事業体向けの主要な確定給付年金制度の1つである、退職時補償金支給制度
ー 確定給付制度

ベルギーでは、BNPパリバ・フォルティスが、最終給与と勤続年数に基づく額が給付される、2002年1月1日の年金制度統合以前に同行へ入行した従業員および中間管理職向けの確定給付年金制度に拠出している。この制度における、保険数理上の給付債務に備えるための事前積立率は2017年12月31日現在では90%(2016年12月31日現在では94%)で、積立ては、BNPパリバ・グループが25%の株式持分を有するAG Insuranceを通じて行っている。

BNPパリバ・フォルティスのシニア・マネージャー向けには、勤続年数と最終給与に基づく一括給付を行う追加型年金制度を運営している。この制度における事前積立率は2017年12月31日現在では97%(2016年12月31日現在では83%)で、積立ては、AXA BelgiumおよびAG Insuranceを通じて行っている。2015年1月1日以降、シニア・マネージャーへの給付は、確定拠出制度から行っている。

他の従業員への給付も、同様に確定拠出制度から行っている。

雇用主には、確定給付年金制度に拠出された金融資産について最低限の運用利回りを保証する法定義務があるが、保険会社による補償のみでこの保証を行うことはできないため、これらの確定拠出制度については引当金も認識している。

フランス国内で、BNPパリバは、1993年12月31日時点で既に退職していた従業員および現役であった従業員が受給権を取得した追加型銀行業界年金の支給を行っている。2017年12月31日現在での、BNP出身の従業員に対する当社グループの残存給付債務については、その全額が貸借対照表に認識されている。

BNP、パリバまたはCompagnie Bancaireの元当社グループ役員が以前に取得した確定給付年金はすべて打ち切れ、新たな従業員については追加型の制度へ移行している。残存受給権者への給付額はこれらの制度が打ち切りとなった時点で確定した。ただし、退職時に当社グループに留まっていることが条件となっている。2017年12月31日現在では、これらの年金制度の118% (2016年12月31日現在では96%) に対し保険会社を通じて拠出が行われている。

英国では、確定給付年金制度を継続している(年金基金が存在する)が、新たな従業員に対する募集は打ち切っている。これらの制度では、通常、最終給与と勤続年数に基づく額が確定年金額となる。各年金制度の資産は、外部の運用会社(受託会社)が運用している。2017年12月31日現在では、既存の金融資産で、英国の全グループ企業に対する給付債務の107% (2016年12月31日現在と同じ)を賄える状態である。

スイスでの給付債務は、その本質が、最低限保証すべき給付額を既定の期間に渡り年金として給付すべき確定拠出制度である追加型年金制度と関係のあるもので、これらの制度の資産は基金が運用している。2017年度末現在では、既存の金融資産で給付債務の90% (2016年度末現在では85%)を賄える状態である。

米国の確定給付年金制度は、年収の一定割合となる元本額と既定利率の利息からなる一括金を毎年受給できる権利が受給者に与えられる制度であるが、新規募集は既に打ち切っているため、2012年以降は新たな受給権が付与されていない。2017年12月31日現在では、既存の金融資産で給付債務の71% (2016年12月31日現在では66%)を賄える状態である。

トルコの年金制度は国民年金制度の後継制度(給付債務は、最終的にトルコ共和国に移転する条件で測定されている)で、法定の最低給付額を超える給付を保証している制度である。2017年度末現在では、外部の基金が保有している金融資産(その残高は関連給付債務の額を超えている)でこの制度における給付債務の全額を賄える状態であるが、当社グループは、この超過額を資産として認識していない。

ー その他の退職後給付

当社グループの従業員は、当社グループが最低限満たすべき法的要件(労働法、労働協約等の要件)または固有の労使契約に従って定められる、退職時補償金のような様々なその他の契約による退職後給付も受け取る。

フランス国内でのこれらの給付に対する債務は、外部の保険会社と締結された契約を通して積み立てられる。2017年12月31日現在では、既存の金融資産でこの給付債務の98% (2016年12月31日現在では92%)を賄える状態である。

国外では、これらの制度に関連する当社グループの総債務は主にイタリアに集中している。イタリアでは、前述の債務は、年金改革によってイタリアの解雇補償制度が確定拠出制度に変更された2006年12月31日までに確定した権利に対応する債務を示している。

・ 確定給付年金制度およびその他の退職後給付制度に基づく給付債務

ー 貸借対照表で認識した資産・負債

2017年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	全額または 一部積立済の 制度に伴う 確定給付制度 債務	未積立の 制度に伴う 確定給付 制度債務	確定給付債務 の現在価値	制度資産の 公正価値	補償請求権の 公正価値 ⁽¹⁾	資産 計上額の 上限の影響
ベルギー	3,182	21	3,203	(70)	(2,930)	
英国	1,681	1	1,682	(1,802)		
フランス	1,225	117	1,342	(1,223)		
スイス	1,059	10	1,069	(951)		
米国	634	179	813	(575)		
イタリア		368	368			
トルコ	270	27	297	(422)		152
その他	603	194	797	(531)	(1)	
合計	8,654	917	9,571	(5,574)	(2,931)	152

2017年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	給付債務 (純額)	内、確定給付 制度に関し 貸借対照表で 認識した資産	内、確定給付制度 の純資産	内、補償請求権 の公正価値	内、確定給付 制度に関し 貸借対照表で 認識した債務
ベルギー	203	(2,930)		(2,930)	3,133
英国	(120)	(130)	(130)		10
フランス	119	(50)	(50)		169
スイス	118				118
米国	238	(6)	(6)		244
イタリア	368				368
トルコ	27				27
その他	265	(5)	(4)	(1)	270
合計	1,218	(3,121)	(190)	(2,931)	4,339

2016年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	全額または 一部積立済の 制度に伴う 確定給付制度 債務	未積立の 制度に伴う 確定給付 制度債務	確定給付債務 の現在価値	制度資産の 公正価値	補償請求権の 公正価値 ⁽¹⁾	資産計上額の 上限の影響
ベルギー	3,125	19	3,144	(52)	(2,877)	
英国	1,678	1	1,679	(1,797)		
フランス	1,327	125	1,452	(1,227)		
スイス	1,143	12	1,155	(972)		
米国	704	203	907	(589)		
イタリア		387	387			
トルコ	270	35	305	(460)		190
その他	604	198	802	(475)	(49)	
合計	8,851	980	9,831	(5,572)	(2,926)	190

2016年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	給付債務 (純額)	内、確定給付 制度に関し 貸借対照表で 認識した資産	内、確定給付制度 の純資産	内、補償請求権 の公正価値	内、確定給付 制度に関し 貸借対照表で 認識した債務
ベルギー	215	(2,877)		(2,877)	3,092
英国	(118)	(133)	(133)		15
フランス	225				225
スイス	183				183
米国	318	(4)	(4)		322
イタリア	387				387
トルコ	35				35
その他	278	(53)	(4)	(49)	331
合計	1,523	(3,067)	(141)	(2,926)	4,590

⁽¹⁾ 補償請求権は、特定層の従業員に対する退職後給付を賄うために保険子会社へ移転した当社グループの給付債務に伴うリスクを当社グループの他の事業体へヘッジする目的で、当社グループの保険子会社および関連会社(BNPパリバ・フォルティスの確定給付制度と関係のあるAG Insurance)の貸借対照表に計上している。

一 確定給付制度債務の現在価値の変動

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日 終了事業年度	2016年12月31日 終了事業年度
確定給付制度債務の現在価値－期首現在	9,831	9,521
当期勤務費用	257	270
利息費用	147	201
過去勤務費用	(1)	(36)
制度清算	(7)	(65)
人口統計学的推計の変動に係る年金数理計算上の(利益)／損失	(58)	7
財務上の仮定の変動に係る年金数理計算上の(利益)／損失	210	734
実績との乖離に係る年金数理計算上の(利益)／損失	51	(86)
従業員からの実際の拠出額	24	24
雇用主が直接支給した給付金	(106)	(112)
資産から／償還請求権の行使に伴い支給された給付金	(479)	(441)
給付債務に係る為替差(益)／損	(352)	(229)
連結範囲の変更に関連する、給付債務に係る(利益)／損失	54	43
確定給付制度債務の現在価値－期末現在	9,571	9,831

一 制度資産および補償請求権の公正価値の変動

(単位：百万ユーロ)	制度資産		補償請求権	
	2017年 12月31日 終了事業年度	2016年 12月31日 終了事業年度	2017年 12月31日 終了事業年度	2016年 12月31日 終了事業年度
制度資産の公正価値－期首現在	5,572	5,365	2,926	2,939
制度資産期待収益	109	137	28	55
制度清算	(1)	(57)		
制度資産に係る年金数理計算上の利益 ／(損失)	214	392	149	18
従業員からの実際の拠出額	14	14	10	10
雇用主による拠出額	139	206	89	94
制度資産から支給された給付金	(259)	(234)	(220)	(207)
制度資産に係る為替差益／(損)	(329)	(287)		
連結範囲の変更に関連する、制度資産に 係る利益／(損失)	115	37	(51)	17
その他		(1)		
制度資産の公正価値－期末現在	5,574	5,572	2,931	2,926

一 確定給付制度の費用の内訳

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日 終了事業年度	2016年12月31日 終了事業年度
勤務費用	250	226
当期勤務費用	257	270
過去勤務費用	(1)	(36)
制度清算	(6)	(8)
金融費用(純額)	26	27
給付債務に係る利息費用	147	201
資産上限に係る利息費用	16	18
制度資産に係る受取利息	(109)	(137)
補償請求権に係る受取利息	(28)	(55)
給与および従業員給付費用に認識された合計	276	253

一 資本に直接認識されるその他の項目

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日 終了事業年度	2016年12月31日 終了事業年度
資本に直接認識されるその他の項目	194	(291)
制度資産または補償請求権に係る年金数理計算上の(損失) ／利益	363	410
人口統計学的推計上の給付債務の現在価値に係る(損失) ／利益	58	(7)
財務上の仮定上の給付債務の現在価値に係る(損失)／利益	(210)	(734)
給付債務に係る実(損失)／利益	(51)	86
制度資産に係る制限の変更	34	(46)

一 給付債務の算定に用いた年金数理計算上の主要な仮定

当社グループでは、ユーロ圏諸国、英国および米国における給付債務を、優良社債(その期間が、給付債務の期間と一致している社債)の利回りで割り引いている。

使用されるレートの範囲は以下の通りである。

(単位：%)	2017年12月31日現在		2016年12月31日現在	
	割引率	昇給率 ⁽¹⁾	割引率	昇給率 ⁽¹⁾
ベルギー	0.60%-1.90%	2.90%-3.40%	0.60%-1.40%	2.60%-3.20%
英国	1.50%-2.70%	2.00%-4.70%	1.50%-2.80%	2.00%-4.70%
フランス	0.50%-1.30%	2.15%-3.40%	0.10%-1.30%	2.00%
スイス	0.00%-0.80%	1.40%-1.50%	0.00%-0.60%	1.40%
米国	2.25%-3.75%	4.00%	1.95%-4.15%	4.00%
イタリア	0.50%-1.80%	1.80%-2.70%	0.80%-1.80%	1.40%-1.70%
トルコ	11.80%	6.00%	10.00%-10.15%	6.00%

⁽¹⁾ 物価上昇(インフレ)の影響を含む。

観測した加重平均レートは以下の通りである。

- － ユーロ圏諸国：2017年12月31日現在でのレートは1.06% (2016年12月31日現在では1.04%)
- － 英国：2017年12月31日現在でのレートは2.41% (2016年12月31日現在では2.61%)
- － スイス：2017年12月31日現在でのレートは0.60% (2016年12月31日現在と同じ)

割引率の100ベース・ポイントの変動が退職後給付債務の現在価値に及ぼす影響については下記の通りである。

給付債務の現在価値の変動 (単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在		2016年12月31日現在	
	割引率が -100ベース・ ポイント	割引率が +100ベース・ ポイント	割引率が -100ベース・ ポイント	割引率が +100ベース・ ポイント
ベルギー	309	(286)	337	(288)
英国	389	(286)	409	(299)
フランス	144	(122)	167	(139)
スイス	105	(143)	114	(155)
米国	95	(82)	111	(95)
イタリア	27	(28)	35	(31)
トルコ	10	(8)	16	(13)

- － 当期における制度資産および補償請求権の実効収益率

(単位：%)	2017年12月31日終了事業年度		2016年12月31日終了事業年度	
	収益率の幅 (同一国に複数の 制度が並存している ため)	加重平均収益率	収益率の幅 (同一国に複数の 制度が並存している ため)	加重平均収益率
ベルギー	1.25%-5.90%	2.94%	0.50%-5.00%	2.60%
英国	2.30%-9.70%	6.55%	3.10%-28.40%	23.30%
フランス	3.65%	3.65%	3.20%	3.20%
スイス	6.95%-7.85%	6.96%	1.80%-2.40%	1.82%
米国	8.40%-14.20%	11.37%	1.70%-6.00%	3.57%
トルコ	10.55%	10.55%	10.00%	10.00%

一 制度資産の内訳

(単位：%)	2017年12月31日現在					
	株式	国債	国債以外	不動産	預金	その他
ベルギー	7%	52%	19%	1%	0%	21%
英国	26%	35%	9%	0%	1%	29%
フランス ⁽¹⁾	6%	68%	18%	8%	0%	0%
スイス	32%	29%	4%	18%	2%	15%
米国	33%	36%	18%	0%	8%	5%
トルコ	0%	0%	0%	5%	93%	2%
その他	13%	23%	9%	1%	12%	42%
グループ	16%	41%	14%	4%	6%	18%

(単位：%)	2016年12月31日現在					
	株式	国債	国債以外	不動産	預金	その他
ベルギー	6%	51%	22%	2%	0%	19%
英国	30%	39%	8%	0%	2%	21%
フランス ⁽¹⁾	6%	67%	19%	8%	0%	0%
スイス	31%	37%	0%	17%	2%	13%
米国	38%	40%	16%	2%	3%	1%
トルコ	0%	0%	0%	5%	94%	1%
その他	6%	12%	9%	1%	16%	56%
グループ	16%	43%	14%	4%	7%	16%

⁽¹⁾ フランスにおける制度資産の内訳には、当社グループの給付債務向けに積み立てている、保険会社の一般勘定の内訳が反映されている。

当社グループでは、資産運用期間中におけるリスクを管理および統制するため、確定給付年金制度債務に対応する資産について、その運用を統制できる仕組みを導入している。

当社グループでは、制度資産の運用方法について明確にするため、特に、金融資産の運用目標や金融リスク管理方法などを踏まえて制度資産の運用戦略を策定するという方法で、金融資産運用サービス契約を通じて運用方針を定めている。

資産負債管理の考え方に基づく現在の運用方針は、制度資産において、少なくとも毎年100百万ユーロ（3年ごとに20百万ユーロから100百万ユーロ）の積立超過が生じなければならないというものである。

一 退職後医療給付

当社グループでは、主に米国とベルギーにて退職従業員向けの医療給付制度を実施しているが、大半の制度では、新規募集は既に打ち切っている。

2016年度末現在では、米国におけるバンク・オブ・ザ・ウェストの医療給付制度が打ち切られており、関連する権利も凍結され、一部分の従業員については適用条件も変更されている。

2017年12月31日現在の退職後医療給付債務の現在価値は143百万ユーロとなり、2016年12月31日現在の155百万ユーロと比較すると、2017年度においては12百万ユーロ減少し、内7百万ユーロが株主資本に直接認識された。

注6.c その他の長期給付

BNPパリバでは、従業員に対し、各種長期給付制度を提供しており、主な制度には、永年勤続報奨金制度、休暇管理口座内に年次有給休暇を貯めておける制度、従業員が就労不能になった場合に当該従業員を保護することを保証する一定の制度がある。この給付に対する引当金(純額)は、2017年12月31日現在では462百万ユーロ(2016年12月31日現在は533百万ユーロ)であった。

変動報酬に関する当社グループの方針の一環として、業績の良い一定の従業員向け、または特別な規制の枠組みに準ずる年次繰延報酬制度が設けられている。この制度に基づく支給は、一定期間にわたって繰り延べられ、各業務部門、事業部門、および当社グループが達成した業績により変動する。

BNPパリバでは、2013年以降、現金支給を伴うグループ・ロイヤルティ制を導入している。この制度の受給権者は、3年の権利確定期間が満了した時点で、当社グループの本源的な業績によりその額が変動する現金を受給できる。このロイヤルティ制度は、当社グループの事業拡大や収益に関する目標の達成に貢献した管理職に、別枠でインセンティブを支給するための制度で、当該管理職には、多岐にわたる当社グループの経営を卓越した能力を活かしてサポートできる逸材といえる、シニア・マネージャー、重要ポストのマネージャー、現場のマネージャーや専門職、潜在能力の高いマネージャー、将来性豊かな若く優秀な執行役および当社グループの業績への主要な貢献者などが含まれる。

この制度への配賦額の80%は、過去3年間における当社グループの業績の変動に連動し、20%は、当社グループの社会的責任(CSR)に関する目標が達成されたかどうかに関連する。CSRに関する9つの目標は、当社グループのCSRに関する方針のもととなっている4つの柱に合致している。また最終的な支給は、権利付与日から支給日までの期間において受給権者が当社グループにて業務を継続しており、支給前年度における当社グループの営業利益と税引前当期純利益がいずれもプラスの場合に限り行われる。特別な規制の枠組みの適用対象となる従業員については、このロイヤルティ制度はEU自己資本規制(CRD4)に従い調整される。

2017年12月31日現在での、繰延報酬制度およびロイヤルティ制度関連の給付債務純額は619百万ユーロ(2016年12月31日現在は635百万ユーロ)である。

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
その他の長期給付に対する引当金(純額)	1,081	1,168
貸借対照表のその他の長期給付へ認識した資産	(89)	(99)
貸借対照表のその他の長期給付へ認識した負債	1,170	1,267

注 6.d 解雇給付

BNPパリバでは、一定の適格基準を満たす従業員向けにいくつかの自主退職制度や人員調整計画を実施している。この制度に基づき受給資格を有する現役従業員に対する債務の引当金は、制度が双務協定または双務協定草案の対象である場合に計上される。

2016年度においては、フランスにて、BNPパリバのCIB部門とBNP Paribas Arbitrageが、3年間(2016年10月から2018年12月まで)の自主退職制度をそれぞれ設けた。

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
自主退職および早期退職制度、ならびに人員調整計画に対する引当金	389	495

注 6.e 株式報酬

株式によるロイヤルティ、報酬、およびインセンティブ制度

2012年まで、BNPパリバでは、一部分の従業員を対象とする株式連動型報酬制度(業績に応じた株式報酬および新株引受/購入オプション制度)を設けていた。

2012年以降においては、特に当社グループのリスク・エクスポージャーに影響を及ぼす可能性のある業務を担当している従業員を対象とするいくつかの現金決済型長期繰延株式報酬制度のみが、依然として株価に連動している。

- ・ 株価連動型現金決済繰延報酬制度

変動報酬に関する当社グループの方針の一環として、一定の業績の良い従業員向け、または特別な規制の枠組みに準ずる年次繰延報酬制度を提供しており、当該従業員は、現金で支給されるが株価に連動する変動報酬を数年間にわたって受給できる権利を取得する。

- 特別な規制の枠組みに準ずる従業員向け変動報酬制度

フランス財務省がデクレを公表した2010年12月13日以降、変動報酬制度は、2014年2月20日付の命令ならびに2014年11月3日付のデクレおよび命令と2014年3月4日付の欧州委員会委任規則をもってフランス通貨金融法典に組み込まれた、2013年7月26日発効の欧州連合自己資本要求指令であるCRD4の条項に従い当社グループのリスク構造に重要な影響を及ぼす可能性のある業務を担当している当社グループの従業員に適用されている。

この制度に基づく支給は、一定期間にわたって繰り延べられ、各業務部門、コア事業、および当社グループが達成した業績により変動する。

報酬の大部分は現金で支給され、BNPパリバの株価の増減に連動することになっている。

- 当社グループのその他の従業員向けの繰延変動報酬制度

業績の良い従業員向けの年次繰延報酬制度に基づく支給額の一部分は現金で支給され、BNPパリバの株価の増減に連動する。

- ・ グローバル株式連動型報酬制度(2012年まで)

BNPパリバは、当社グループの一部の従業員に対するグローバル株式連動型報酬制度(ストック・オプションと業績に応じた株式報奨を含む)を設定した。

この制度に基づくオプションの行使価格は発行時に決定され、割り引かれない。付与されたオプションの行使期間は8年となっている。

2009年から2012年にかけて付与された業績に応じた株式報奨の権利確定期間は、従業員が当社グループの一員に留まっていることを条件として、状況により3年または4年後に確定される。業績に応じた株式に対する強制保有期間は、フランスの従業員については2年間である。

2010年度以降に付与された条件付きの部分は、BNPパリバ・グループの執行委員会のメンバーおよびシニア・マネージャーについては総報酬額の100%、またその他の受益者については20%であった。

2003年度から2011年度までの期間中に設けられたストック・オプション制度のもとでは、30事例の内7事例で実績条件が完全に満たされず、上記調整が実施された。また2009年から2012年にかけて設けられた業績に応じた株式報奨制度のもとでは、10事例中3事例で業績条件が満たされず、関連する条件付きの部分が失効した。

期限未到来のすべての制度においては、BNPパリバ株式の引受けにより決済される可能性がある。

一 株式報酬費用

費用／(収益) (単位：百万ユーロ)	2017年12月31日 終了事業年度	2016年12月31日 終了事業年度
過年度の繰延変動報酬制度	82	139
当年度の繰延変動報酬制度	345	327
グローバル株式連動型報酬制度	-	1
合計	427	467

- ・ スtock・オプション制度および業績株式報奨制度の価値

IFRS第2号で要求されている通り、BNPパリバはストック・オプションおよび業績に応じた株式報奨の帰属計算を行い、オプションおよび関連株式の公正価値に基づき付与日現在で計算した額を費用として認識している。当初の公正価値について、その後のBNPパリバ株式の市場価格の変動に応じた調整は行わない。確定期間中の公正価値およびその結果としての費用が修正される可能性があるのは、受益者数(権利の喪失)や内部の業績条件に関連する仮定の修正が行われる場合のみである。当社グループの株式報酬制度は、外部の専門企業が評価を行っている。

- ・ グローバル株式連動型報酬制度に基づく付与の履歴

下記の表は2017年12月31日現在で期限未到来の制度すべての特徴および条件の詳細を示している。

一 新株引受オプション制度

発行会社	付与日	制度の特徴					当期末現在の未行使オプション	
		付与された人数	付与したオプション数 ⁽¹⁾	行使期間の開始日	オプションの行使期限	行使価格(調整済)(ユーロ) ⁽¹⁾	オプション数 ⁽¹⁾	オプションの期限までの残存期間(年)
BNPパリバ ⁽²⁾	2009.4.6	1,397	2,437,234	2013.4.8	2017.4.5	35.11	-	-
BNPパリバ ⁽²⁾	2010.3.5	1,820	2,423,700	2014.3.5	2018.3.2	51.20	814,312	0.2
BNPパリバ ⁽²⁾	2011.3.4	1,915	2,296,820	2015.3.4	2019.3.4	56.45	1,463,131	1.2
当期末現在の未行使オプション合計							2,277,443	

- ⁽¹⁾ オプション数および行使価格は、必要に応じ、2009年9月30日に割り当てられた優先的新株予約権を加味し、現行の規制に従って調整されている。
- ⁽²⁾ これらの制度では、従業員に付与されるオプションの一定割合は、適用される保有期間中のDow Jones EURO STOXX Banks指数に対するBNPパリバ株価の実績に連動して確定するという条件がある。
この相対的実績条件に基づき、これらのオプション(期末日現在で未行使の、2011年3月4日制度に基づく208,311オプション)に関する行使価格(調整済)が、56.45ユーロに代わる67.74ユーロに設定された。

一 業績株式報奨制度

2017年12月31日現在では、業績株式報奨制度のもとで2009年から2012年にかけて付与された1,347株のBNPパリバ株式がまだ受益者に引き渡されていない。

- ・ 新株予約オプション制度の変動

	2017年12月31日終了事業年度		2016年12月31日終了事業年度	
	オプション数	加重平均行使価格(ユーロ)	オプション数	加重平均行使価格(ユーロ)
1月1日現在の未行使オプション	4,176,666	51.98	8,201,959	56.09
当期中に行使されたオプション	(1,856,733)	47.64	(682,500)	41.75
当期中に失効したオプション	(42,490)		(3,342,793)	
12月31日現在の未行使オプション	2,277,443	55.61	4,176,666	51.98
12月31日現在の行使可能オプション	2,277,443	55.61	4,176,666	51.98

2017年度の株価平均は、62.82ユーロ(2016年度は54.07ユーロ)であった。

注7. 追加情報

注7.a 株式資本および1株当たり当期純利益における変動

2017年12月31日現在、BNPパリバの株式資本は2,497,718,772ユーロであり、株式数は1,248,859,386株である。1株の額面価額は2ユーロである。2016年12月31日現在、株式資本は2,494,005,306ユーロであり、株式数は1,247,002,653株である。

・BNPパリバにより発行され、当社グループが保有する株式

	自己取引		トレーディング勘定取引 ⁽¹⁾		合計	
	株式数	帳簿価額 (単位： 百万ユーロ)	株式数	帳簿価額 (単位： 百万ユーロ)	株式数	帳簿価額 (単位： 百万ユーロ)
2015年12月31日現在 保有株式	1,623,873	81	(161,929)	(9)	1,461,944	72
取得	1,365,397	61			1,365,397	61
処分	(1,407,897)	(63)			(1,407,897)	(63)
従業員に引き渡された 株式	(731,055)	(35)			(731,055)	(35)
減資	(65,000)	(3)			(65,000)	(3)
その他の変動			276,647	16	276,647	16
2016年12月31日現在 保有株式	785,318	41	114,718	7	900,036	48
取得	320,794	20			320,794	20
処分	(297,794)	(18)			(297,794)	(18)
従業員に引き渡された 株式	(576)				(576)	
その他の変動			(272,895)	(17)	(272,895)	(17)
2017年12月31日現在 保有株式	807,742	43	(158,177)	(10)	649,565	33

⁽¹⁾ 株価指数に係るトレーディングや裁定取引の枠組み内での取引。

2017年12月31日現在、BNPパリバ・グループは、649,565株のBNPパリバ株式(33百万ユーロ相当額で、この額は資本の減少として認識されている)を保有している。

イタリア市場におけるBNPパリバ株式に関するExane BNP Paribasとのマーケット・メイキング契約と、フランス金融市場機関の倫理綱領に従い、当行は、2017年度中に320,794株を平均株価61.78ユーロで買戻し、さらに297,794株を平均株価62.08ユーロで売却した。2017年12月31日現在、BNPパリバは、この契約に基づき80,500株(5.2百万ユーロ相当)を保有している。

2017年1月1日から2017年12月31日までの間に576株の株式が、確定した業績に応じた株式報酬として受益者に付与された。

・Tier 1 規制資本として適格な優先株式および永久最劣後債

ー 当社グループの海外子会社が発行した優先株式

2004年度においては、BNPパリバ・パーソナル・ファイナンスが、英国の法律が適用される、単独支配のストラクチャード・エンティティを通じて、議決権のない無期限優先株式を2回発行した。これらの優先株式は、第1回繰上償還日以降、各四半期末の配当期日に発行体の裁量で、額面で償還できるものであった。

発行体	発行日	通貨	金額 (単位： 百万ユーロ)	第1回繰上 償還日前の 利率および期間	第1回繰上償還日後の 利率
Cofinoga Funding II LP	2004年1月 および5月	ユーロ	80	TEC 10 ⁽¹⁾ +1.35% 10年	TEC 10 ⁽¹⁾ +1.35%
2017年12月31日現在合計			73⁽²⁾		

⁽¹⁾ TEC 10とは、仮想的な10年物中期国債の最終利回りに対応した日次の長期国債指数である。

⁽²⁾ LaSer Group支配権取得日現在の評価額。

これらの発行および関連する配当金は貸借対照表の「少数株主持分」に計上されている。

ー BNPパリバが発行した永久最劣後債

BNPパリバでは永久最劣後債を発行している。この債券については、固定、調整可能な固定または変動利息が支払われ、固定期間経過後およびその後は各利息支払日または5年ごとに償還可能である。当該債券の一部については、固定期間経過後にそれらが償還されなかった場合は、Euribor、Liborまたはスワップ・レートに連動した利息が支払われる。

2016年3月30日に、BNPパリバは、永久最劣後債(額面が1,500百万米ドルで、7.625%の固定利付債)を発行した。この債券は、5年の期間が満了した時点で償還できるが、2021年に償還しなかった場合には、5年物米ドル・スワップ・レートに基づく利払いを半年ごとに行うことになっている。この債券は、その他Tier 1 資本として適格な債券である。

BNPパリバは、2006年4月発行分(総額549百万ユーロおよび450百万英ポンド)を、その第1回繰上償還日である2016年4月12日と19日に償還した。この債券は、4.73%および5.945%の固定利付債であった。

BNPパリバは、2006年7月発行分(総額163百万英ポンド)を、その第1回繰上償還日である2016年7月13日に償還した。この債券は、5.954%の固定利付債であった。

2016年12月14日に、BNPパリバは、永久最劣後債(額面が750百万米ドルで、6.75%の固定利付債)を発行した。この債券は、5年3ヶ月の期間が満了した時点で償還できるが、2022年に償還しなかった場合には、5年物米ドル・スワップ・レートに基づく利払いを半年ごとに行うことになっている。この債券は、その他Tier 1 資本として適格な債券である。

BNPパリバは、2007年4月発行分(総額638百万ユーロ)を、その第1回繰上償還日である2017年4月13日に償還した。この債券は、5.019%の固定利付債であった。

BNPパリバは、2007年10月発行分(総額200百万英ポンド)を、その第1回繰上償還日である2017年10月23日に償還した。この債券は、7.436%の固定利付債であった。

2017年11月15日に、BNPパリバは、永久最劣後債(額面が750百万米ドルで、5.125%の固定利付債)を発行した。この債券は、5年の期間が満了した時点で償還できるが、2022年に償還しなかった場合には、5年物米ドル・スワップ・レートに基づく利払いを半年ごとに行うことになっている。この債券は、その他Tier 1資本として適格な債券である。

以下の表は、発行されたこれらの債券の内容の概要を示している。

発行日	通貨	金額 (単位： 百万発行 通貨)	利息 支払日	第1回繰上償還日前の 利率および期間		第1回繰上償還日後の利率
2005年10月	ユーロ	1,000	年1回	4.875%	6年	4.875%
2005年10月	米ドル	400	年1回	6.250%	6年	6.250%
2006年7月	ユーロ	150	年1回	5.450%	20年	3ヶ月物Euribor+1.920%
2007年6月	米ドル	600	年4回	6.500%	5年	6.500%
2007年6月	米ドル	1,100	年2回	7.195%	30年	3ヶ月物米ドルLibor+1.290%
2008年6月	ユーロ	500	年1回	7.781%	10年	3ヶ月物Euribor+3.750%
2008年9月	ユーロ	100	年1回	7.570%	10年	3ヶ月物Euribor+3.925%
2009年12月	ユーロ	2	年4回	3ヶ月物Euribor +3.750%	10年	3ヶ月物Euribor+4.750%
2009年12月	ユーロ	17	年1回	7.028%	10年	3ヶ月物Euribor+4.750%
2009年12月	米ドル	70	年4回	3ヶ月物米ドル Libor+3.750%	10年	3ヶ月物米ドルLibor+4.750%
2009年12月	米ドル	0.5	年1回	7.384%	10年	3ヶ月物米ドルLibor+4.750%
2015年6月	ユーロ	750	年2回	6.125%	7年	5年物ユーロ・スワップ・レート +5.230%
2015年8月	米ドル	1,500	年2回	7.375%	10年	5年物米ドル・スワップ・レート +5.150%
2016年3月	米ドル	1,500	年2回	7.625%	5年	5年物米ドル・スワップ・レート +6.314%
2016年12月	米ドル	750	年2回	6.750%	5.25年	5年物米ドル・スワップ・レート +4.916%
2017年11月	米ドル	750	年2回	5.125%	5年	5年物米ドル・スワップ・レート +2.838%
2017年12月31日現在の ユーロ相当の取得原価 合計額		8,172⁽¹⁾				

⁽¹⁾ 当社グループの各事業体が保有している自己株式控除後。

BNPパリバはこれらの永久最劣後債について利息を支払わないことを選択できる。未払利息は繰越されない。

2015年以前に発行した債券については、前年度において、BNPパリバの普通株式または永久最劣後債と同等の証券について配当金を支払わなかったことを条件として、利息を支払わないことを選択できる。このためBNPパリバ普通株主への配当支払いを再開した場合には、当該利息を支払わなければならない。

これらの永久最劣後債に関連する契約には、損失吸収条項が含まれている。当該条項の条件に従って、規制資本が不十分となった場合は、資本の欠損額が補填され当該債券の額面価額が当初の金額まで回復するまで、関連する利息の新しい算定基準として当該債券の額面価額が減額される可能性がある。

これらの発行による収入は、資本の「資本金および利益剰余金」に計上されている。IAS第21号に従って、外貨建ての発行は、発行日のユーロ換算額に基づく取得原価で認識される。当該商品に係る利息は、配当金と同様に会計処理される。

2017年12月31日現在、BNPパリバ・グループは永久最劣後債15百万ユーロを保有しており、株主資本から控除されている。

・ 1株当たり当期純利益

基本的1株当たり当期純利益は、普通株主帰属当期純利益を、当期中の加重平均発行済株式数で除して算出する。普通株主帰属当期純利益は、優先株主帰属当期純利益を差し引いて算出する。

希薄化後1株当たり当期純利益は、普通株式保有者に帰属する当期純利益を、希薄化効果のある資本性金融商品から普通株式への転換により生じる最大の影響額を基に調整された加重平均発行済株式数で除したものである。インザマネーの新株引受オプションは、グローバル株式連動型報酬制度に基づき付与された業績に応じた株式報酬と同様、希薄化後1株当たり当期純利益の計算で考慮される。これらの商品の転換は、この計算に使用される当期純利益の金額に影響を及ぼさない。

	2017年12月31日 終了事業年度	2016年12月31日 終了事業年度
基本的小および希薄化後普通株式1株当たり当期純利益の算定に使用した当期純利益(単位：百万ユーロ) ⁽¹⁾	7,537	7,470
期中加重平均発行済普通株式数	1,246,386,807	1,244,469,997
潜在的に希薄化効果のある普通株式の影響	296,592	147,762
－新株引受オプション制度 ⁽²⁾	295,245	146,009
－業績株式報酬制度 ⁽²⁾	1,347	1,753
希薄化後1株当たり当期純利益の算定に使用した加重平均普通株式数	1,246,683,399	1,244,617,759
基本的1株当たり当期純利益(単位：ユーロ)	6.05	6.00
希薄化後1株当たり当期純利益(単位：ユーロ)	6.05	6.00

⁽¹⁾ 基本的小および希薄化後1株当たり当期純利益の算定に使用した当期純利益とは、BNPパリバが発行した永久最劣後債(優先株式同等物として扱われる)の利息分(会計処理上は配当金)と、資本に直接認識される、関連する外国為替の影響を調整した後の親会社株主帰属当期純利益をいう。

⁽²⁾ 株式報酬制度および業績株式報酬制度の説明については、注6.e「株式報酬」を参照。

2017年度には2016年度の当期純利益から1株当たり2.70ユーロ(2016年度には2015年度の当期純利益から1株当たり2.31ユーロ)の配当が支払われた。

注7.b 偶発債務：法的手続および仲裁

当行と特定の子会社は、バーナード・L・マドフ証券投資有限責任会社(以下「BLMIS」という。)の清算のために任命された破産管財人が提起した、米国ニューヨーク州南部地区破産裁判所にて係争中のいくつかの訴訟の被告となっている。「資金回収請求」訴訟として知られているこれらの訴訟は、BLMISの破産管財人が複数の金融機関に対し提起している訴訟と同様の訴訟で、BNPパリバの関連会社が、BLMISから直接またはBNPパリバの関連会社が受益者であるBLMIS関連の「フィーダー・ファンド」を通じて間接的に引き出したと主張されている資金の回収を目的とする訴訟である。BLMISの破産管財人は、BNPパリバの関連会社が引き出したこれらの資金は引き出す必要のなかった資金であり、米国連邦破産法とニューヨーク州法に基づき管財人が回収できる資金であると主張している。管財人がこれらの訴訟を通じて回収したい総額はおよそ13億米ドルである。BNPパリバは、これらの訴訟において十分な根拠に基づく説得力のある抗弁を行えるだけの情報を持っているため、必要な抗弁を積極的に行っている。2016年11月22日には、破産裁判所が、BLMISの破産管財人が本件訴訟の在外被告から資金を回収できるかどうかについて判決を下した。この判決により、BLMISの破産管財人がBNPパリバの関連会社に対し提起していた申立ての大部分(本件訴訟における回収請求総額の大部分)が退けられた。この棄却については上訴が提起されている。

フォルティス・グループ(現Ageas)の再編については、もはやBNPパリバ・フォルティスが当事者となることはないような様々な訴訟や調査が進行中で、BNPパリバ・フォルティスがBNPパリバ・グループの一員となる前に生じた事象についても様々な訴訟や調査が進行している。これらの訴訟の中には、ABNアムロ銀行の買収に必要な資金を調達する一環として2007年10月に実施されたフォルティス(現Ageas)の増資においてBNPパリバ・フォルティスがグローバル・コーディネーターを務めたことに関連して、オランダおよびベルギーの株主が、Ageasおよび(特に)BNPパリバ・フォルティスに対して提起した訴訟がある。この訴訟で株主が申し立てたのは、主に、BNPパリバ・フォルティスが伝えた財務情報には、特に、サブプライム関連のエクスポージャーの開示において欠陥があったという点であった。2016年3月14日に、Ageasは、旧フォルティス・グループと関係のある、2007年および2008年に生じた事象に関する民事訴訟に係る和解案について、特定の株主の代表者との合意に達したと発表した。この和解案は、2007年2月28日から2008年10月14日までの期間中にフォルティスの株式を保有していた全株主(和解案に関する交渉において代表を務めていた株主であるかどうかを問わない)に適用されることになっている。全当事者は、オランダ王国の集団訴訟における集団和解に関する法律(以下、「Wet Collectieve Afwikkeling Massaschade」または「WCAM」という。)に従い、「本和解案は、参加資格を有するフォルティスの全株主を拘束する案である」という宣言を行うよう、アムステルダムの控訴裁判所に対し求めた。裁判所が、最初の和解案について、「全当事者を拘束する案である」という宣言を為さなかったため、全当事者は、2017年12月12日に、WCAMに基づく修正和解案を裁判所に提出した。本和解案の内容で和解が成立し、その内容が全当事者を拘束するものとなった場合、BNPパリバ・フォルティスは、その内容を主張できる見込みである。BNPパリバ・フォルティスが果たした前述のような役割に関する、ベルギーおよびオランダにて係争中のあらゆる民事訴訟は目下中断されている。

ベルギーにおいても、2009年におけるBNPパリバへのBNPパリバ・フォルティス株の譲渡が無効であったことを根拠として、フォルティスの少数株主が、(特に)BNPパリバに対し当該譲渡に伴う損害の賠償を求める訴訟を、ベルギー王国国有資産運用会社(Société fédérale de Participations et d'Investissement)、AgeasおよびBNPパリバに対し提起している。2016年4月29日には、ブリュッセルの商事裁判所は、ベルギーにて係争中のフォルティスを当事者とする刑事訴訟が結審するまで、この法的手続を中断する決定を下した。BNPパリバは、この中断の期間を評価できる具体的な情報等を保有していない。

外国為替市場取引における不正行為(特に、複数の金融機関が、共謀して、外国為替相場の基準となる指標価格を不正操作していた可能性)について、複数の法域の規制当局および司法機関が、該当する複数の金融機関に対する調査および取り調べに乗り出した。本件については、当行にも、これまでに英国、米国およびアジア太平洋諸国の規制当局、および司法機関ならびに欧州委員会競争総局から情報請求が寄せられている。当行は、前述の調査や取り調べに協力し、情報請求にも応じており、2014年11月には英国の金融行為監督機構から、2014年12月には香港金融管理局から、2015年10月には日本国金融庁から、2016年11月17日には米国商品先物取引委員会から、また2017年3月22日には米国司法省不正対策局から、BNPパリバに関する調査を終了する旨の連絡を受けた。米国に関しては、2017年5月24日に、米国ニューヨーク州金融サービス局(以下、「DFS」という。)が、当行のグローバルな外国為替業務で生じたニューヨーク州銀行法違反に係る同意命令の一環として、当行に350百万米ドルの罰金を科したと公表した。同意命令の一環として、当行は、外国為替業務に関する内部ポリシーや内部統制の改善にも同意した。当行は、本件の解決に際してDFSに協力してきており、DFSが当行の外国為替業務に関する調査の開始前および開始後のいずれにおいても、当該業務から生じた問題に対処するための是正策を講じた。2017年7月17日には、米国連邦準備制度理事会(以下、「FED」という。)が、外国為替市場における危険で不健全な実務に係る同意命令の一環として、当行と当行のいくつかの在米子会社に246百万米ドルの罰金を科したと公表した。同意命令の一環として、当行は、外国為替業務を含む特定の指定市場活動に関する内部ポリシーや内部統制の改善にも同意した。米国の他の関連当局に対する場合と同様に、当行は、本件の解決に際してFEDに協力しており、FEDが当行の外国為替業務に関する調査の開始前および開始後のいずれにおいても、当該業務から生じた問題に対処するための是正策を講じた。当行は、残りの調査や取り調べについても協力(特に、米国司法省反トラスト局に対する協力)を続けている。最後に、2018年1月25日には、BNP Paribas USA Inc. が、マンハッタンにあるニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所にて、米国シャーマン反トラスト法第1条違反を認めた。この罪状を認める答弁の一環として、BNP Paribas USA Inc. は、90百万米ドルの刑事罰金を納めること、(関連事業体と協力して)法令遵守体制や内部統制を、FEDやDFSが求めているようなものに強化すること、また米国司法省(以下、「DOJ」という。)の反トラスト局が現在実施している外国為替市場に関する刑事捜査に協力し、関連情報をDOJに報告することに同意した。また、DOJとBNP Paribas USA Inc. の双方は、特に、外国為替取引業務で生じた問題に対処し再発を防止するために、法令遵守および是正措置プログラムを通じて実施された当行の充実した取組みに鑑み、経過観察を勧告しないことで合意した。この罪状を認める答弁は、当行の外国為替取引業務に関して米国の当局が実施している捜査の最終段階となるものであり、この答弁をもって当行への捜査は終結する。

米国の司法および監督当局は、現在、国際的な金融新聞各紙に掲載された、米国金融商品市場またはISDAFIX指数の不正操作に関する特定の活動について捜査を進めており、当該活動に関する情報の提供を多くの金融機関に対して求めている。この情報提供は当行に対しても求められているため、当行は、前述の捜査に協力し、情報請求にも応じている。これらの捜査や情報請求がもたらす結果や潜在的な影響を、その終結や今後の米国当局との話合いの前に予測することは難しいが、今回の捜査または情報請求には多くの金融機関が絡んでおり、そのような調査は、各金融機関に固有の状況に応じて、しばしば罰金または相当額の制裁金の支払いを含む形で解決されているという点は注目すべきである。

注 7.c 企業結合

2017年度に実現した取引

- ・ フィナンシエール・デ・ペーモン・エレクトロニクス(Financière des Paiements Electroniques)

2017年7月13日に、BNPパリバは、決済口座サービスである「コント・ニケル」を提供しているフィナンシエール・デ・ペーモン・エレクトロニクス社の株式を89.2%取得した。この取得により、BNPパリバ・グループは同社を全部連結した。

この取得により、当社グループの貸借対照表残高が取得日に4億ユーロ増加した。

フィナンシエール・デ・ペーモン・エレクトロニクス社の取得に伴い生じたのれんは159百万ユーロである。

- ・ オペル・バンクSA(Opel Bank SA)

2017年11月1日に、BNPパリバ・パーソナル・ファイナンスと(PSAグループの)バンクPSAファイナンス(Banque PSA Finance)は、米GMファイナンシャル(GM Financial)が現在オペル・バンク(Opel Bank)、オペル・ファイナンシャル・サービスズ(Opel Financial Services)およびボクソール・ファイナンス(Vauxhall Finance)の各ブランドで展開している全ての欧州事業を共同で取得した。

BNPパリバは、取得したオペル・ボクソール・ファイナンス・グループの親会社であるオペル・バンクSAの株式を50%保有しているため、この会社は、BNPパリバの独占的支配を受ける会社として全部連結されている。

2017年12月31日現在では、重要なのれんは認識されなかった。

この取得により、当社グループの貸借対照表残高が取得日に102億ユーロ増加し、そのうち83億ユーロは顧客貸出金および債権の増加であった。

- ・ カルジラス・アッシクラツィオーニ(Cargeas Assicurazioni)

2017年12月28日に、BNPパリバ・カーディフは、Ageasが保有していた株式の購入に伴い、イタリアの損害保険会社であるカルジラス・アッシクラツィオーニ社の支配権を獲得した。BNPパリバ・グループは、すでにカルジラス・アッシクラツィオーニ社に対し重要な影響力を行使していたが、この取得により同社は全部連結された。

この取得により、当社グループの貸借対照表残高が取得日に8億ユーロ増加した。

カルジラス・アッシクラツィオーニ社の支配に伴い生じたのれんは57百万ユーロである。

2016年度に実現した取引

- Sharekhanグループ

BNPパリバは、2016年11月23日に、Sharekhanグループの株式の100%を取得した。この取得により、BNPパリバ・グループはSharekhan社を全部連結した。

Sharekhanはインドのリテールブローカーで、100万を超える富裕層顧客に対し仲介ソリューションを提供している。

この取得により、当社グループの取得日現在の貸借対照表残高が4億ユーロ増加した。

またこのSharekhan買収取引に伴い生じたのれんは、93百万ユーロであった。

注7.d 少数株主持分

- 主な少数株主

少数株主持分の重要度は、関連子会社が当社グループの貸借対照表残高(グループ会社間取引やその残高の相殺消去前の残高)や当社グループの損益計算書残高に及ぼす影響を踏まえて評価している。

(単位：百万ユーロ)	2017年 12月31日現在		2017年12月31日終了事業年度					
	グループ会社 間取引相殺 消去前の 資産合計	営業 収益	当期 純利益	当期純利益 および資本に 直接認識 される資産 および 負債の変動	少数株主 持分(%)	少数株主 帰属当期 純利益	当期純利益および 資本に直接認識 される資産および 負債の変動 - 少数株主帰属分	少数 株主への 配当金 支払額
BGL BNPパリバ・グループに 属する事業体の貢献額	76,278	1,495	561	455	34%	187	155	90
その他の少数株主持分						261	77	84
合計						448	232	174

(単位：百万ユーロ)	2016年 12月31日現在		2016年12月31日終了事業年度					
	グループ会社 間取引相殺 消去前の 資産合計	営業収益	当期 純利益	当期純利益 および資本に 直接認識 される資産 および 負債の変動	少数株主 持分(%)	少数株主 帰属当期 純利益	当期純利益および 資本に直接認識 される資産および 負債の変動 - 少数株主帰属分	少数 株主への 配当金 支払額
BGL BNPパリバ・グループに 属する事業体の貢献額	69,985	1,504	554	532	34%	183	178	69
その他の少数株主持分						230	207	45
合計						413	385	114

少数株主持分が存在することに関するBGL BNPパリバ・グループの資産に係る契約上の制約はない。

- 子会社の資本において少数株主持分を変動させた内部再編

2017年12月31日終了事業年度中にも2016年12月31日終了事業年度中にも重要な内部再編は行われなかった。

- ・ 子会社の資本において少数株主持分を変動させた追加持分の取得および持分の一部売却

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在		2016年12月31日現在	
	親会社株主帰属	少数株主持分	親会社株主帰属	少数株主持分
Cardif IARD				
増資に伴う希薄化により、当社グループの持分割合が83.26%に減少	27	5		
Financière des Paiements Electroniques				
追加取得により、当社グループの持分割合が95%に上昇	(10)	3		
Commerz Finanz GmbH				
銀行業務の50.1%をコメルツ銀行に売却すると同時に、与信業務の49.9%を取得	(18)	(488)		
First Hawaiian Inc.				
同資本の20.6%について、1株当たり32ドルの価格で2017年2月6日に実施された、First Hawaiian Inc.の2次募集	250	588		
同資本の17.39%について、1株当たり23ドルの価格で2016年8月4日に実施された、First Hawaiian Inc.の新規株式公開			87	460
UkrSibbankの公開株式				
全株主による増資引受けに伴うUkrSibbank株の40%の売却			(102)	34
その他	4	7	(17)	
合計	253	115	(32)	494

- ・ 少数株主持分の買戻に対する債務額

当社グループは、一部事業体の取得に関連して、少数株主に対して、少数株主の保有持分にプット・オプションを付与した。

株主資本の減少として計上される、これらのコミットメントの総額は、2017年12月31日現在で522百万ユーロ(2016年12月31日現在は615百万ユーロ)である。

注7.e 子会社、ジョイント・ベンチャーおよび関連会社に係る重要な制約

当社グループへ資金を移動させる事業体の能力に関する重要な制約

事業体が配当金を支払う能力、または貸出金を返済する能力は、当該事業体の財政状態および経営成績に加え、特に、自己資本や法定準備金に関する現地の規制上の要求事項によって決まる。2016年度および2017年度において、規制上の要求事項に関するものを除き、BNPパリバ・グループが受けた重要な制約はなかった。

連結ストラクチャード・エンティティが保有する資産を当社グループが使用する能力に関する重要な制約

第三者投資家が投資を行っている連結ストラクチャード・エンティティの資産の利用については、当該エンティティの資産が持分保有者または証券保有者のために留保されているため制約を受けている。これらの資産は2017年12月31日現在、240億ユーロ(2016年12月31日現在は200億ユーロ)であった。

担保として供されているまたは買戻契約に利用している資産を当社グループが使用する能力に関する重要な制約

BNPパリバ・グループが担保として供している、または買戻契約に利用している金融商品については、注4.sおよび5.cに記載されている。

流動性準備金に関する重要な制約

流動性準備金に関する重要な制約は、登録書類第5章の「流動性リスク」に記載されている中央銀行への強制的な預け金と一致している。

ユニットリンク型保険契約の資産

純損益を通じて公正価値で測定するものに指定されているユニットリンク型保険契約の資産(2017年12月31日現在で600億ユーロ、2016年12月31日現在では540億ユーロ)は、これらの契約保有者の便益のために保有されている。

注7.f ストラクチャード・エンティティ

BNPパリバ・グループは、主として、オリジネーターまたはスポンサーとしての金融資産の証券化、ファンド運用および専門的なアセット・ファイナンスなどを通じて、スポンサー先であるストラクチャード・エンティティとの取引を行っている。

また、BNPパリバ・グループは、特に、ファンドまたは証券化ビークルへの投資を通じて、スポンサー先ではないストラクチャード・エンティティとの取引も行っている。

ストラクチャード・エンティティに対する支配を評価する方法の詳細については、注1.b.2「連結の方法」に記載されている。

連結ストラクチャード・エンティティ

連結ストラクチャード・エンティティの主なカテゴリーは以下の通りである。

- **ABCP(資産担保コマーシャル・ペーパー)コンデュイット**：ABCP証券化コンデュイットであるスターバード、マッチポイントおよびスカルディスは、顧客に代わってBNPパリバ・グループが運用する証券化取引の資金を調達している。これらのコンデュイットによる資金調達方法と当社グループのリスク・エクスポージャーに関する詳細は、登録書類第5章「顧客に代わってスポンサーとして行った証券化取引/短期のリファイナンス」に記載されている。
- **自己勘定の証券化**：BNPパリバ・グループが組成し保有する自己勘定の証券化ポジションの詳細は、登録書類第5章「自己勘定の証券化業務(オリジネーター)」に記載されている。
- **当社グループが運用するファンド**：BNPパリバ・グループは、ファンドマネージャー、投資家、カスタodianまたは保証人となる可能性がある様々な種類のファンドを組成している。これらのファンドは、当社グループがマネージャーかつ重要な投資家であり、それゆえに変動リターンにさらされている場合に連結されている。

非連結ストラクチャード・エンティティ

BNPパリバ・グループは、顧客の需要に応えるために、通常の業務を通じて非連結ストラクチャード・エンティとの取引を締結している。

スポンサー先である非連結ストラクチャード・エンティティに対する持分に関する情報

スポンサー先である非連結ストラクチャード・エンティティの主なカテゴリーは以下の通りである。

- － **証券化**：BNPパリバ・グループは、直接あるいは連結ABCPコンデュイットのいずれかにより、顧客がその資産を通じた資金調達を行えるよう、証券化ビークルを組成している。各ビークルは、主として顧客資産を裏付けとし、その償還が当該資産のパフォーマンスと連動した債券を発行することにより、顧客資産(債権、債券等)取得のための資金を調達している。
- － **ファンド**：当社グループは、顧客に投資機会を提供することを目的として、ファンドを組成し運用している。専用ファンドまたは上場ファンドは、機関投資家および個人投資家向けに売り出されており、BNPパリバ・グループが販売し、商業的な面からモニタリングしている。これらのファンドの運用を行っているBNPパリバ・グループの事業体は、運用管理報酬と成功報酬を受領する場合がある。BNPパリバ・グループはそのファンドの中でユニットを保有しているほか、BNPパリバ・グループが運用を行っていない保険部門が扱うファンドでもユニットを保有する場合がある。
- － **アセット・ファイナンス**：BNPパリバ・グループは、リースを目的として資産(航空機、船舶など)を取得するストラクチャード・エンティティに資金を融資しており、当該ストラクチャード・エンティティが受領したリース料はそのストラクチャード・エンティティが保有する資産を担保とする借入金の返済に充てられている。
- － **その他**：顧客の代わりに、当社グループは資産への投資やデットリストラクチャリングに関与するエンティティの組成も行う場合がある。

非連結のストラクチャード・エンティティに対する持分は、契約上または非契約上の関係を通じて、BNPパリバ・グループを当該エンティティのパフォーマンスから生じる変動リターンにさらすことになる。

スポンサー先であるストラクチャード・エンティティに対する保有持分に関連した、当社グループの資産および負債は以下の通りである。

2017年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	証券化	ファンド	アセット・ ファイナンス	その他	合計
当社グループの貸借対照表に係る持分					
資産					
トレーディング勘定	206	885	102	1,143	2,336
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融商品 ⁽¹⁾		27,625	19	79	27,723
売却可能金融資産	4	806	173	545	1,528
貸出金および債権	10,143	358	10,917	47	21,465
その他の資産	13	375	1	21	410
資産合計	10,366	30,049	11,212	1,835	53,462
負債					
トレーディング勘定	34	560	33	2,286	2,913
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融商品				17	17
償却原価で計上されている金融負債	1,058	16,050	650	1,375	19,133
その他の負債	2	323	97	35	457
負債合計	1,094	16,933	780	3,713	22,520
最大損失エクスポージャー	14,779	30,580	13,189	2,399	60,947
ストラクチャード・エンティティの規模⁽²⁾	99,956	251,589	39,111	1,160	391,816

2016年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	証券化	ファンド	アセット・ ファイナンス	その他	合計
当社グループの貸借対照表に係る持分					
資産					
トレーディング勘定	320	536	151	1,959	2,966
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融商品 ⁽¹⁾		24,118	10	73	24,201
売却可能金融資産	11	3,540	188	549	4,288
貸出金および債権	11,702	305	14,403	97	26,507
その他の資産	12	182	3	1	198
資産合計	12,045	28,681	14,755	2,679	58,160
負債					
トレーディング勘定	117	447	37	2,359	2,960
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融商品		16		31	47
償却原価で計上されている金融負債	1,035	20,445	1,130	1,889	24,499
その他の負債		284	92	11	387
負債合計	1,152	21,192	1,259	4,290	27,893
最大損失エクスポージャー	15,346	29,478	17,451	3,202	65,477
ストラクチャード・エンティティの規模⁽²⁾	66,826	292,783	45,764	6,140	411,513

⁽¹⁾ このうち、2017年12月31日現在での18,431百万ユーロ(2016年12月31日現在では14,185百万ユーロ)は、BNPパリバ・グループが運用しているファンドへの投資を行ったユニットリンク型保険契約に関連している。

⁽²⁾ スポンサー先であるストラクチャード・エンティティの規模は、証券化ビークルであるストラクチャード・エンティティの資産総額、ファンド(第三者に運用を一任しているファンドは除く)の純資産価値、アセット・ファイナンスとその他のストラクチャーに対する、ストラクチャード・エンティティの資産総額またはBNPパリバ・グループのコミットメント金額の合計に等しい。

スポンサー先であるストラクチャード・エンティティに係るBNPパリバ・グループの最大損失エクスポージャーは、売却可能資産のうち直接資本に計上される価値変動額を除いた資産の帳簿価額に、融資コミットメントおよび保証金額の契約金額、ならびに引き受けたクレジット・デフォルト・スワップ(CDS)の想定元本金額を加えた金額である。

スポンサー先ではないストラクチャード・エンティティに対する持分に関する情報

スポンサー先ではないストラクチャード・エンティティに対する投資家として、BNPパリバ・グループが保有する主な持分の詳細は以下の通りである。

- － 保険事業部門が保有し、当社グループが運用を行っていないファンドのユニット：ユニットリンク保険または損害保険ファンドの保険料に関連した投資に対応する資産配分戦略の一環として、保険事業部門ではストラクチャード・エンティティのユニットを保有している。これらの短期投資または中期投資はパフォーマンスの観点から保有され、事業に特有のリスク分散基準を充足したものとなっている。これらの額は、2017年12月31日現在、310億ユーロ（2016年12月31日現在は320億ユーロ）にのぼっている。これらの投資に関連した価値の変動とリスクの大半は、ユニットリンク契約に係る資産の場合には保険契約者に帰属し、損害保険ファンドに係る資産の場合には、保険者に帰属している。
- － 当社グループが運用していないファンドへのその他の投資：トレーディング業務の一環として、BNPパリバ・グループはストラクチャード・エンティティの運用にも組成にも関与せず（ミューチュアルファンド、証券ファンド、オルタナティブファンドへの投資）、主として顧客へ売却するストラクチャード商品の経済的ヘッジを目的として、かかるエンティティへの投資を行っている。当社グループは、ベンチャー・キャピタル事業の一環として、企業を支援するために少数持株にも投資を行っている。これらの投資の額は、2017年12月31日現在、80億ユーロ（2016年12月31日現在は110億ユーロ）にのぼっている。
- － 証券化ビークルへの投資：保有されている証券に関する、当社グループのエクスポージャーおよびその内容は、登録書類第5章「投資家としての証券化」に記載されている。

注7.g 当社グループの役員に対する報酬および給付

当社グループの役員に対する報酬および給付についての方針、ならびに各役員に対する報酬等に関する詳細情報は、登録書類第2章「企業統治」に記載されている。

・ 当社グループの役員に対する報酬および給付

	2017年12月31日 終了事業年度	2016年12月31日 終了事業年度
報酬総額(同期間における取締役報酬および現物給付を含む)		
－当年度の給付債務	6,236,607ユーロ	6,350,378ユーロ
－当年度の給付額	8,152,686ユーロ	6,227,427ユーロ
退職後給付		
退職ボーナス：給付債務の現在価値(給与税を除く)	255,440ユーロ	243,574ユーロ
確定拠出年金制度：当事業年度における会社拠出額	1,295ユーロ	1,274ユーロ
福利厚生給付：当事業年度における会社の保険料支払額	12,461ユーロ	8,914ユーロ
株式報酬		
新株引受オプション		
－当年度中に付与されたストック・オプションの価値	Nil	Nil
－12月31日現在のオプション数	66,840	107,854
業績に応じた株式		
－当年度中に付与された株式の価値	Nil	Nil
－12月31日現在の株式数	Nil	Nil
長期的な報酬		
－付与日現在の公正価値(*)	785,765ユーロ	1,272,417ユーロ

(*) 注1.iに記載の手法に基づき算定された評価額。

2017年12月31日現在、付随的追加型団体年金制度の対象となる役員はいなかった。

・ 取締役会のメンバーへ支給された取締役報酬

2017年度に支給された取締役報酬は1,300,000ユーロ(2016年度に支給された額と同額)であった。2017年度において役員を除く取締役会のメンバーに支給された金額は、1,175,312ユーロ(2016年度は1,183,190ユーロ)であった。

- ・ 従業員取締役に対する報酬および給付

(単位：ユーロ)	2017年12月31日 終了事業年度	2016年12月31日 終了事業年度
当年度中に給付された報酬の総額	85,685	77,471
取締役報酬(労働組合への支給額)	182,371	176,588
労災保険制度給付および医療費補償関連の制度に対しBNPパリバが 当年度中に支払った保険料	1,478	1,512
BNPパリバが当年度中に確定拠出制度に拠出した額	729	670

- ・ 当社グループの役員に付与された貸出金、前渡金および保証

2017年12月31日時点での、間接的、直接的に当社グループの役員、配偶者に供与された貸出金残高の総合計は、6,881,664ユーロ(2016年12月31日時点では1,197,628ユーロ)である。通常取引に相当するこの貸出は、第三者間取引の基準に基づき行われている。

注7.h その他の関連当事者

BNPパリバ・グループの関連当事者とは、連結会社(持分法により連結する事業体を含む)および当社グループ従業員に提供する退職後給付制度を運営する事業体(複数雇用主および複数産業スキームを除く)である。

BNPパリバ・グループと関連当事者間の取引は、第三者間取引の基準に基づき行われている。

連結会社間の関係

BNPパリバ・グループの連結会社の明細表は注7.j「連結の範囲」に示されている。全部連結事業体間の取引および期末残高については連結財務諸表から消去している。下記の表には、持分法で計上している事業体との取引を示している。

- ・ 関連当事者取引の貸借対照表項目：

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日現在		2016年12月31日現在	
	共同支配企業	関連会社 ⁽¹⁾	共同支配企業	関連会社 ⁽¹⁾
資産				
貸出金、前渡金および有価証券				
要求払預金	7	186	1	51
貸出金	3,675	1,980	4,302	3,098
有価証券	820		991	
ポートフォリオ内のトレーディング目的 以外で保有する有価証券	8	-	14	-
その他の資産	2	130	3	235
合計	4,512	2,296	5,311	3,384
負債				
預金				
要求払預金	74	625	94	774
その他の借入金	45	2,303	195	2,431
その他の負債	16	41	23	81
合計	135	2,969	312	3,286
融資コミットメントおよび保証コミットメント				
供与した融資コミットメント	162	822	207	821
供与した保証コミットメント	3,001	111	3,401	371
合計	3,163	933	3,608	1,192

⁽¹⁾ 支配下にはあるが重要ではない、持分法により連結している事業体。

当社グループは、関連当事者との間で、デリバティブ(スワップ、オプションおよび先渡取引など)ならびに関連当事者が購入するか引き受け、かつ発行する金融商品(株式、債券など)を伴う取引も行っている。

- ・ 関連当事者の損益計算書項目：

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日終了事業年度		2016年12月31日終了事業年度	
	共同支配企業	関連会社 ⁽¹⁾	共同支配企業	関連会社 ⁽¹⁾
受取利息	14	33	28	43
支払利息	(1)	(16)	(2)	(16)
受取手数料	3	393	4	459
支払手数料	(1)	(13)	(8)	(44)
提供したサービス	1	17	1	9
受けたサービス		(5)		(6)
リース収益		1		12
合計	16	410	23	457

⁽¹⁾ 支配下にはあるが重要ではない、持分法により連結している事業体。

当社グループ従業員に提供する退職後給付制度を運営する事業体

ベルギーでは、BNPパリバ・グループが25%の株式持分を有するAG Insuranceが管理するいくつかの年金制度に対し、BNPパリバ・フォルティスが資金を拠出している。

他国では、退職後給付制度は通常、外部の運用会社や外部の保険会社が運用し、特にBNPパリバ・アセット・マネジメント、BNPパリバ・カードィフ、バンクウェストおよびFirst Hawaiian Bankを中心とする当社グループの会社が運用を行う。スイスでは、専門基金がBNP Paribas Suisseの従業員に対する年金制度を管理する。

2017年12月31日現在、当社グループの会社または当社グループが重要な影響力を行使している会社が管理する制度資産の価値は3,916百万ユーロ(2016年12月31日現在は3,883百万ユーロ)であった。2017年度に当社グループの会社が提供したサービスに関連して受領した金額は合計4.5百万ユーロ(2016年度は4.3百万ユーロ)であり、主に運用・保管手数料であった。

注7.i 償却原価で計上されている金融商品の公正価値

この注記に記載されている情報の利用および解釈にあたっては、以下の理由により慎重を期さなければならぬ。

- これらの公正価値は2017年12月31日現在の関連商品の価値の見積りである。当該公正価値は、金利や契約相手先の信用度といった様々なパラメーターの変更により、日々変動する。特に、当該商品の満期到来時における実際の受領額または支払額と大幅に異なる場合がある。多くの場合、公正価値は直ちに実現することを意図されているのではなく、また実際に直ちに実現しない可能性がある。従って、継続企業としてのBNPパリバにとって、公正価値は当該商品の実際の価値を反映するものではない。
- これらの公正価値のほとんどは重要な意味を持たないため、これらの商品を利用する商業銀行業務の管理において考慮されていない。

- 取得原価で計上されている金融商品の公正価値の見積りには、多くの場合、銀行により異なるモデリング技法、仮説および仮定が必要となる。これはすなわち、様々な銀行により開示されている取得原価で計上されている金融商品の公正価値を比較しても意味がない場合があることを意味している。
- 以下に記載されている公正価値は、ファイナンス・リース取引および非金融商品(有形固定資産、のれん、ならびに要求払預金ポートフォリオや顧客関係に帰属する価値などのその他の無形固定資産)の公正価値は含んでいない。従って、これらの公正価値を、当該商品のBNPパリバ・グループ全体の評価に対する実際の寄与額とみなすべきではない。

2017年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	見積公正価値				帳簿価額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
金融資産					
金融機関貸出金および債権(注4.f)		45,729	30	45,759	45,670
顧客貸出金および債権(注4.g) ⁽¹⁾	448	44,639	665,318	710,405	698,307
満期保有目的金融資産(注4.j)	5,476	29		5,505	4,792
金融負債					
金融機関預金(注4.f)		76,356		76,356	76,503
顧客預金(注4.g)		767,431		767,431	766,890
負債証券(注4.i)	49,530	100,495		150,025	148,156
劣後債(注4.i)	8,891	7,767		16,658	15,951

⁽¹⁾ ファイナンス・リースは除く。

2016年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	見積公正価値				帳簿価額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
金融資産					
金融機関貸出金および債権(注4.f)		47,401	7	47,408	47,411
顧客貸出金および債権(注4.g) ⁽¹⁾	605	45,873	653,971	700,449	684,669
満期保有目的金融資産(注4.j)	7,029	39		7,068	6,100
金融負債					
金融機関預金(注4.f)		75,541		75,541	75,660
顧客預金(注4.g)		766,904		766,904	765,953
負債証券(注4.i)	52,420	102,317		154,737	153,422
劣後債(注4.i)	9,098	9,227		18,325	18,374

⁽¹⁾ ファイナンス・リースは除く。

BNPパリバが使用する評価技法および仮定は、償却原価で計上されている金融資産および負債の公正価値を当社グループ全体で一貫して測定できることを確実にするものである。公正価値は、利用可能な場合には活発な市場で取引される価格に基づいている。そうでない場合には、貸出金、負債および満期保有目的金融資産の見積将来キャッシュ・フローの割引といった評価技法、あるいは注1「BNPパリバ・グループが適用している重要な会計方針の要約」に記載されているその他の金融商品に関する特定の評価モデルを用いて、公正価値を決定する。公正価値ヒエラルキーレベルに関する説明は、会計原則(注1.c.10)にも記載してある。当初の満期が1年未満(要求払預金を含む)の貸出金、負債および満期保有目的金融資産の場合、またはほとんどの規制貯蓄商品の場合、公正価値は帳簿価額と一致する。これらの金融商品は、レベル3に分類される顧客への貸出金を除きレベル2に分類される。

注 7. j 連結の範囲

会社名	国名	2017/12/31				2016/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
BNP Paribas SA	フランス								
BNPP SA (アルゼンチン支店)	アルゼンチン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (オーストラリア支店)	オーストラリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (オーストリア支店)	オーストリア	連結	100%	100%	E2				
BNPP SA (バーレーン支店)	バーレーン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (ベルギー支店)	ベルギー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (ブルガリア支店)	ブルガリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (カナダ支店)	カナダ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (ケイマン諸島支店)	ケイマン諸島	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (チェコ共和国支店)	チェコ共和国	連結	100%	100%	E2				
BNPP SA (デンマーク支店)	デンマーク	連結	100%	100%	E2				
BNPP SA (フィンランド支店)	フィンランド	連結	100%	100%	E2				
BNPP SA (ドイツ支店)	ドイツ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (香港支店)	香港	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (ハンガリー支店)	ハンガリー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (インド支店)	インド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (アイルランド支店)	アイルランド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (イタリア支店)	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (日本支店)	日本	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (ジャージー支店)	ジャージー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (クウェート支店)	クウェート	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (ルクセンブルク支店)	ルクセンブルク	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (マレーシア支店)	マレーシア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (モナコ支店)	モナコ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (オランダ支店)	オランダ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (ノルウェー支店)	ノルウェー	連結	100%	100%	E2				
BNPP SA (パナマ支店)	パナマ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (フィリピン支店)	フィリピン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (ポーランド支店)	ポーランド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (ポルトガル支店)	ポルトガル	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (カタール支店)	カタール	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (大韓民国支店)	大韓民国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (ルーマニア支店)	ルーマニア	連結	100%	100%	E2				
BNPP SA (サウジアラビア支店)	サウジアラビア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (シンガポール支店)	シンガポール	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (南アフリカ支店)	南アフリカ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体 (E)	
E1 基準を上回った	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、関連会社として持分法により連結している事業体
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体 (S)	
S1 廃業(解散、清算等)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回った	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
議決権持分または所有持分の変動 (V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合 (%) の増加	
連結のブルデンシヤル・スコープ	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシヤル・スコープに属する持分法に基づいて連結された保険会社	
(3) ブルデンシヤル・スコープに属する比例連結された共同支配事業体	
(4) ブルデンシヤル・スコープから除かれている集団投資会社	

会社名	国名	2017/12/31				2016/12/31				
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	
BNPP SA (スペイン支店)	スペイン	連結	100%	100%		連結	100%	100%		
BNPP SA (スウェーデン支店)	スウェーデン	連結	100%	100%	E2					
BNPP SA (台湾支店)	台湾	連結	100%	100%		連結	100%	100%		
BNPP SA (タイ支店)	タイ	連結	100%	100%		連結	100%	100%		
BNPP SA (英国支店)	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%		
BNPP SA (アラブ首長国連邦支店)	アラブ首長国連邦	連結	100%	100%		連結	100%	100%		
BNPP SA (米国支店)	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%		
BNPP SA (ベトナム支店)	ベトナム	連結	100%	100%		連結	100%	100%		
リテール・バンキング事業およびサービス事業										
国内市場部門										
フランス国内リテール・バンキング										
B*Capital	フランス	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	100%
Banque de Wallis et Futuna	フランス	連結	(1)	51.0%	51.0%		連結	(1)	51.0%	51.0%
BNPP Antilles Guyane	フランス	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	100%
BNPP Développement	フランス	連結		100%	100%		連結		100%	100%
BNPP Factor	フランス	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	100%
BNPP Factor (スペイン支店)	スペイン	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	100%
BNPP Factor Sociedade Financeira de Credito SA	ポルトガル	連結		100%	100%		連結		100%	100%
BNPP Guadeloupe	フランス									S4
BNPP Guyane	フランス									S4
BNPP Nouvelle Calédonie	フランス	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	100%
BNPP Réunion	フランス	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	100%
Compagnie pour le Financement des Loisirs Copartis	フランス	持分法		46.0%	45.8%	E1				
Portzamparc Société de Bourse	フランス	持分法		50.0%	50.0%	E1				
Société Alsacienne de Développement et d'Expansion	フランス	連結	(1)	75.5%	75.5%	V1	連結	(1)	51.0%	51.0%
ベルギー国内リテール・バンキング										
Alpha Card SCRL	ベルギー					S2	持分法		50.0%	50.0%
Banking Funding Company SA	ベルギー	持分法		33.5%	33.5%	E1				
Belgian Mobile Wallet	ベルギー									S3
BNPP Commercial Finance Ltd	英国	連結		100%	99.9%		連結		100%	99.9%
BNPP Factor AS	デンマーク	連結		100%	99.9%	D1	持分法*		100%	99.9%
BNPP Factor Deutschland BV	オランダ	連結		100%	99.9%		連結		100%	99.9%
BNPP Factor GmbH	ドイツ	連結		100%	99.9%		連結		100%	99.9%

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 基準を上回った	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、関連会社として持分法により連結している事業体
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算等)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回った	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合(%)の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル・スコープに属する持分法に基づいて連結された保険会社	
(3) ブルデンシャル・スコープに属する比例連結された共同支配事業体	
(4) ブルデンシャル・スコープから除かれている集団投資会社	

会社名	国名	2017/12/31				2016/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
ベルギー国内リテール・バンキング(続き)									
BNPP Factor NV	オランダ	連結	100%	99.9%	E1				
BNPP Factoring Coverage Europe Holding NV	オランダ	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
BNPP Fortis	ベルギー	連結	99.9%	99.9%		連結	99.9%	99.9%	
BNPP Fortis (オーストリア支店)	オーストリア				S1	連結	100%	99.9%	
BNPP Fortis (チェコ共和国支店)	チェコ共和国	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
BNPP Fortis (デンマーク支店)	デンマーク	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
BNPP Fortis (フィンランド支店)	フィンランド				S1	連結	100%	99.9%	
BNPP Fortis (ドイツ支店)	ドイツ								S1
BNPP Fortis (オランダ支店)	オランダ				S1	連結	100%	99.9%	
BNPP Fortis (ノルウェー支店)	ノルウェー				S1	連結	100%	99.9%	
BNPP Fortis (ルーマニア支店)	ルーマニア	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
BNPP Fortis (スペイン支店)	スペイン	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
BNPP Fortis (スウェーデン支店)	スウェーデン				S1	連結	100%	99.9%	
BNPP Fortis (米国支店)	米国	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
BNPP Fortis Factor NV	ベルギー	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
BNPP Fortis Funding SA	ルクセンブルク	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
BNPP Fortis Private Equity Belgium	ベルギー	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
BNPP Fortis Private Equity Expansion	ベルギー	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
BNPP Fortis Private Equity Management	ベルギー	連結	100%	99.9%	D1	持分法*	100%	99.9%	
Bpost Banque	ベルギー	持分法 (3)	50.0%	50.0%		持分法 (3)	50.0%	50.0%	
Credissimo	ベルギー	連結	100%	99.9%	E1				
Credissimo Hainaut SA	ベルギー	連結	99.7%	99.7%	E1				
Credit pour Habitations Sociales	ベルギー	連結	81.7%	81.6%	E1				
Demetris NV	ベルギー	持分法*	100%	99.9%		持分法*	100%	99.9%	
Favor Finance	ベルギー	連結	51.0%	51.0%	E1				
Immobilière Sauveniere SA	ベルギー	持分法*	100%	99.9%		持分法*	100%	99.9%	
Novy Invest	ベルギー	持分法	33.7%	33.7%	E1				
Penne International	ベルギー	持分法*	74.9%	74.9%	E1				
Studio 100	ベルギー	持分法	32.5%	32.5%	E1				
ストラクチャー・エンティティ									
BASS Master Issuer NV	ベルギー	連結	-	-		連結	-	-	
Esmee Master Issuer	ベルギー	連結	-	-		連結	-	-	
ルクセンブルク国内リテール・バンキング									
BGL BNPP	ルクセンブルク	連結	66.0%	65.9%		連結	66.0%	65.9%	
BGL BNPP (ドイツ支店)	ドイツ	連結	100%	65.9%		連結	100%	65.9%	
BGL BNPP Factor SA	ルクセンブルク								S4

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 基準を上回った	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、関連会社として持分法により連結している事業体
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算等)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回った	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合(%)の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル・スコープに属する持分法に基づいて連結された保険会社	
(3) ブルデンシャル・スコープに属する比例連結された共同支配事業体	
(4) ブルデンシャル・スコープから除かれている集団投資会社	

会社名	国名	2017/12/31				2016/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
ルクセンブルク国内リテール・バンキング(続き)									
BNPP Lease Group Luxembourg SA	ルクセンブルク	連結	100%	65.9%		連結	100%	65.9%	
Cofhylux SA	ルクセンブルク	連結	100%	65.9%		連結	100%	65.9%	
ストラクチャード・エンティティ									
Société Immobilière de Monterey SA	ルクセンブルク								S2
イタリア国内リテール・バンキング (BNLパンカ・コメルシアール)									
Artigiancassa SPA	イタリア	連結	73.9%	73.9%		連結	73.9%	73.9%	
Banca Nazionale Del Lavoro SPA	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNL Finance SPA	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNL Positivity SRL	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	V1
Business Partner Italia SCPA	イタリア	連結	99.9%	99.8%		連結	99.9%	99.8%	V3
International Factors Italia SPA	イタリア	連結	99.7%	99.7%		連結	99.7%	99.7%	
Servizio Italia SPA	イタリア	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	E1
Sviluppo HQ Tiburtina SRL	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
ストラクチャード・エンティティ									
EMF IT 2008 1 SRL	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	
Tierre Securitisation SRL	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	E2
Vela ABS SRL	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	
Vela Consumer 2 SRL	イタリア	連結	-	-	E2	連結	-	-	
Vela Consumer SRL	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	
Vela Home SRL	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	
Vela Mortgages SRL	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	
Vela OBG SRL	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	
Vela Public Sector SRL	イタリア								S3
Vela RMBS SRL	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	
アルバル									
Artel	フランス	持分法*	100%	99.9%		持分法*	100%	99.9%	V3
Arval AB	スウェーデン	持分法*	100%	99.9%		持分法*	100%	99.9%	V3
Arval AS	デンマーク	連結	100%	99.9%	D1	持分法*	100%	99.9%	V3
Arval Austria GmbH	オーストリア	連結	100%	99.9%	D1	持分法*	100%	99.9%	V3
Arval Belgium NV SA	ベルギー	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V3
Arval Benelux BV	オランダ	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V3
Arval Brasil Ltda	ブラジル	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V3
Arval BV	オランダ	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V3
Arval CZ SRO	チェコ共和国	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V3

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 基準を上回った	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、関連会社として持分法により連結している事業体
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算等)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回った	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合(%)の増加	
連結のブルデンシヤル・スコープ	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシヤル・スコープに属する持分法に基づいて連結された保険会社	
(3) ブルデンシヤル・スコープに属する比例連結された共同支配事業体	
(4) ブルデンシヤル・スコープから除かれている集団投資会社	

会社名	国名	2017/12/31				2016/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
アルバル(続き)									
Arval Deutschland GmbH	ドイツ	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V3
Arval Fleet Services	フランス	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V3
Arval Fleet Services BV	オランダ				S4	連結	100%	99.9%	V3
Arval Hellas Car Rental SA	ギリシャ	持分法*	100%	99.9%		持分法*	100%	99.9%	V3
Arval India Private Ltd	インド	持分法*	100%	99.9%		持分法*	100%	99.9%	V3
Arval Italy Fleet Services SRL	イタリア				S4	連結	100%	99.9%	V3
Arval Jiutong Co Ltd	中国	持分法	40.0%	40.0%		持分法	40.0%	40.0%	V3
Arval LLC (旧Arval 000)	ロシア	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V3
Arval Luxembourg SA	ルクセンブルク	連結	100%	99.9%	D1	持分法*	100%	99.9%	V3
Arval Magyarorszag KFT	ハンガリー	持分法*	100%	99.9%		持分法*	100%	99.9%	V3
Arval Maroc SA	モロッコ	持分法*	100%	89.0%		持分法*	100%	89.0%	V3
Arval OY	フィンランド	連結	100%	99.9%	D1	持分法*	100%	99.9%	V3
Arval Schweiz AG	スイス	連結	100%	99.9%	D1	持分法*	100%	99.9%	V3
Arval Service Lease	フランス	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V3
Arval Service Lease Aluger Operational Automoveis SA	ポルトガル	持分法*	100%	99.9%		持分法*	100%	99.9%	V3
Arval Service Lease Italia SPA	イタリア	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V3
Arval Service Lease Polska SP ZOO	ポーランド	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V3
Arval Service Lease Romania SRL	ルーマニア	持分法*	100%	99.9%		持分法*	100%	99.9%	V3
Arval Service Lease SA	スペイン	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V3
Arval Slovakia SRO	スロバキア	連結	100%	99.9%	D1	持分法*	100%	99.9%	V3
Arval Trading	フランス	連結	100%	99.9%	D1	持分法*	100%	99.9%	V3
Arval UK Group Ltd	英国	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V3
Arval UK Leasing Services Ltd	英国	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V3
Arval UK Ltd	英国	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V3
BNPP Fleet Holdings Ltd	英国	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V3
Cofiparc	フランス	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V3
GE Auto Service Leasing GmbH	ドイツ								S4
GE Auto Service Leasing GmbH	オーストリア								S4
GE Capital Largo Plazo SL	スペイン								S4
Greenval Insurance DAC (旧Greenval Insurance Co Ltd)	アイルランド	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Itelcar Automoveis de Aluguer Unipessoal Lda	ポルトガル								S4
Locadif	ベルギー	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	V3
Public Location Longue Durée	フランス	連結	100%	99.9%	D1	持分法*	100%	99.9%	V3
TEB Arval Arac Filo Kiralama AS	トルコ	連結	100%	75.0%		連結	100%	75.0%	V3

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 基準を上回った	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、関連会社として持分法により連結している事業体
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算等)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回った	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合(%)の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル・スコープに属する持分法に基づいて連結された保険会社	
(3) ブルデンシャル・スコープに属する比例連結された共同支配事業体	
(4) ブルデンシャル・スコープから除かれている集団投資会社	

会社名	国名	2017/12/31				2016/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
リーシング・ソリューション									
Ace Equipment Leasing	ベルギー								S3
Albury Asset Rentals Ltd	英国	連結	100%	83.0%		連結	100%	83.0%	
All In One Vermietung GmbH	オーストリア								S3
All In One Vermietungsgesellschaft für Telekommunikationsanlagen mbH	ドイツ				S3	持分法*	100%	83.0%	
Aprolis Finance	フランス	連結	51.0%	42.3%		連結	51.0%	42.3%	
Arius	フランス	連結	100%	83.0%		連結	100%	83.0%	
Artegy	フランス	連結	100%	83.0%		連結	100%	83.0%	
BNPP Finansal Kiralama AS	トルコ	連結	100%	82.5%		連結	100%	82.5%	
BNPP Lease Group	フランス	連結 (1)	100%	83.0%		連結 (1)	100%	83.0%	
BNPP Lease Group (ドイツ支店)	ドイツ	連結 (1)	100%	83.0%		連結 (1)	100%	83.0%	
BNPP Lease Group (イタリア支店)	イタリア	連結 (1)	100%	83.0%		連結 (1)	100%	83.0%	
BNPP Lease Group (ポルトガル支店)	ポルトガル	連結 (1)	100%	83.0%		連結 (1)	100%	83.0%	
BNPP Lease Group (スペイン支店)	スペイン	連結 (1)	100%	83.0%		連結 (1)	100%	83.0%	
BNPP Lease Group Belgium	ベルギー	連結	100%	83.0%		連結	100%	83.0%	
BNPP Lease Group KFT	ハンガリー				S3	持分法*	100%	83.0%	
BNPP Lease Group Leasing Solutions SPA	イタリア	連結	100%	95.5%		連結	100%	95.5%	
BNPP Lease Group Lizing RT	ハンガリー				S3	持分法*	100%	83.0%	
BNPP Lease Group PLC	英国	連結	100%	83.0%		連結	100%	83.0%	
BNPP Lease Group Rentals Ltd	英国	連結	100%	83.0%		連結	100%	83.0%	
BNPP Lease Group SP ZOO	ポーランド	連結	100%	83.0%	D1	持分法*	100%	83.0%	
BNPP Leasing Services	ポーランド	連結	100%	88.3%	E1				
BNPP Leasing Solutions	ルクセンブルク	連結	100%	83.0%		連結	100%	83.0%	
BNPP Leasing Solutions IFN SA (旧BNPP Lease Group IFN SA)	ルーマニア	連結	100%	83.0%	D1	持分法*	100%	83.0%	
BNPP Leasing Solutions Ltd	英国	連結	100%	83.0%		連結	100%	83.0%	
BNPP Leasing Solutions NV	オランダ	連結	100%	83.0%		連結	100%	83.0%	
BNPP Leasing Solutions Suisse SA	スイス	持分法*	100%	83.0%		持分法*	100%	83.0%	
BNPP Rental Solutions Ltd	英国	連結	100%	83.0%	D1	持分法*	100%	83.0%	
BNPP Rental Solutions SPA (旧Locatrice Italiana SPA)	イタリア	持分法*	100%	83.0%		持分法*	100%	83.0%	
Claas Financial Services	フランス	連結 (1)	51.0%	42.3%	V2	連結 (1)	60.1%	49.9%	
Claas Financial Services (ドイツ支店)	ドイツ	連結 (1)	100%	42.3%	V3	連結 (1)	100%	49.9%	
Claas Financial Services (イタリア支店)	イタリア	連結 (1)	100%	42.3%	V3	連結 (1)	100%	49.9%	
Claas Financial Services (ポーランド支店)	ポーランド	連結 (1)	100%	42.3%	V3	連結 (1)	100%	49.9%	
Claas Financial Services (スペイン支店)	スペイン	連結 (1)	100%	42.3%	V3	連結 (1)	100%	49.9%	
Claas Financial Services Inc	米国								S2
Claas Financial Services Ltd	英国	連結	51.0%	42.3%		連結	51.0%	42.3%	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 基準を上回った	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、関連会社として持分法により連結している事業体
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算等)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回った	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合(%)の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル・スコープに属する持分法に基づいて連結された保険会社	
(3) ブルデンシャル・スコープに属する比例連結された共同支配事業体	
(4) ブルデンシャル・スコープから除かれている集団投資会社	

会社名	国名	2017/12/31				2016/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
リーシング・ソリューション(続き)									
CNH Industrial Capital Europe	フランス	連結 (1)	50.1%	41.6%		連結 (1)	50.1%	41.6%	
CNH Industrial Capital Europe (ベルギー支店)	ベルギー	連結 (1)	100%	41.6%		連結 (1)	100%	41.6%	
CNH Industrial Capital Europe (ドイツ支店)	ドイツ	連結 (1)	100%	41.6%		連結 (1)	100%	41.6%	
CNH Industrial Capital Europe (イタリア支店)	イタリア	連結 (1)	100%	41.6%		連結 (1)	100%	41.6%	
CNH Industrial Capital Europe (ポーランド支店)	ポーランド	連結 (1)	100%	41.6%		連結 (1)	100%	41.6%	
CNH Industrial Capital Europe (スペイン支店)	スペイン	連結 (1)	100%	41.6%		連結 (1)	100%	41.6%	
CNH Industrial Capital Europe BV	オランダ	連結	100%	41.6%		連結	100%	41.6%	
CNH Industrial Capital Europe GmbH	オーストリア	連結	100%	41.6%		連結	100%	41.6%	
CNH Industrial Capital Europe Ltd	英国	連結	100%	41.6%		連結	100%	41.6%	
Commercial Vehicle Finance Ltd	英国	連結	100%	83.0%		連結	100%	83.0%	
ES Finance	ベルギー	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
Fortis Lease	フランス	連結 (1)	100%	83.0%		連結 (1)	100%	83.0%	
Fortis Lease Belgium	ベルギー	連結	100%	83.0%		連結	100%	83.0%	
Fortis Lease Deutschland GmbH	ドイツ	連結	100%	83.0%	D1	持分法*	100%	83.0%	
Fortis Lease Iberia SA	スペイン	連結	100%	86.6%	D1	持分法*	100%	86.6%	
Fortis Lease Operativ Lizing ZRT	ハンガリー								S1
Fortis Lease Portugal	ポルトガル	連結	100%	83.0%	D1	持分法*	100%	83.0%	
Fortis Lease UK Ltd	英国	持分法*	100%	83.0%		持分法*	100%	83.0%	
Fortis Lease UK Retail Ltd	英国								S3
Fortis Vastgoedlease BV	オランダ	持分法*	100%	83.0%		持分法*	100%	83.0%	
HFGL Ltd	英国								S1
Humberclyde Commercial Investments Ltd	英国	連結	100%	83.0%		連結	100%	83.0%	
Humberclyde Commercial Investments N°1 Ltd	英国								S1
JCB Finance	フランス	連結 (1)	100%	41.6%		連結 (1)	100%	41.6%	
JCB Finance (ドイツ支店)	ドイツ	連結 (1)	100%	41.6%		連結 (1)	100%	41.6%	
JCB Finance (イタリア支店)	イタリア	連結 (1)	100%	41.6%		連結 (1)	100%	41.6%	
JCB Finance Holdings Ltd	英国	連結	50.1%	41.6%		連結	50.1%	41.6%	
Manitou Finance Ltd	英国	連結	51.0%	42.3%		連結	51.0%	42.3%	
MFJ	フランス	連結 (1)	51.0%	42.3%		連結 (1)	51.0%	42.3%	
Natio Energie 2	フランス								S3
Natiocredibail	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
RD Portofoliu SRL	ルーマニア				S3	持分法*	100%	83.0%	
Same Deutz Fahr Finance	フランス	連結 (1)	100%	83.0%		連結 (1)	100%	83.0%	
Same Deutz Fahr Finance Ltd	英国	連結	100%	83.0%		連結	100%	83.0%	
SNC Natiocredimurs	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
SREI Equipement Finance Ltd	インド								S2

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 基準を上回った	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、関連会社として持分法により連結している事業体
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算等)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回った	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合(%)の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル・スコープに属する持分法に基づいて連結された保険会社	
(3) ブルデンシャル・スコープに属する比例連結された共同支配事業体	
(4) ブルデンシャル・スコープから除かれている集団投資会社	

会社名	国名	2017/12/31				2016/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
ストラクチャード・エンティティ									
BNPP B Institutional II Short Term	ベルギー	連結 持分法*	-	-	S3	連結	-	-	
BNPP B Institutional II Treasury 17	ベルギー		E1						
FL Zeebrugge	ベルギー		E1						
Folea Grundstücksverwaltungs und Vermietungs GmbH & Co	ドイツ	持分法*	-	-	E1				
ニュー・デジタル・ビジネス									
Financière des Paiements Electroniques	フランス	連結	95.0%	95.0%	E3				
Lyf SA	フランス	持分法 (3)	43.5%	43.5%	E3				
Lyf SAS	フランス	持分法 (3)	43.3%	43.3%	E3				
パーソナル・インベスターズ									
Geojit BNPP Financial Services Ltd	インド	持分法	35.0%	35.0%	S4	持分法	35.0%	35.0%	S2
Geojit Technologies Private Ltd	インド								
Hellobank BNPP Austria AG	オーストリア					連結	100%	100%	
Human Value Developers Private Ltd	インド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	E3
Sharekhan Financial Services Private Ltd	インド	連結	100%	100%	D1	持分法*	100%	100%	E3
Sharekhan Ltd	インド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	E3

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 基準を上回った	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、関連会社として持分法により連結している事業体
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算等)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回った	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合(%)の増加	
連結のブルデンシヤル・スコープ	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシヤル・スコープに属する持分法に基づいて連結された保険会社	
(3) ブルデンシヤル・スコープに属する比例連結された共同支配事業体	
(4) ブルデンシヤル・スコープから除かれている集団投資会社	

会社名	国名	2017/12/31				2016/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
国際金融サービス部門									
BNPパリバ・パーソナル・ファイナンス									
Alpha Crédit SA	ベルギー	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
Axa Banque Financement	フランス	持分法	35.0%	35.0%		持分法	35.0%	35.0%	
Banco BNPP Personal Finance SA	ポルトガル	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Banco Cetelem Argentina SA	アルゼンチン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Banco Cetelem SA	ブラジル	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Banco Cetelem SAU	スペイン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Banco de Servicios Financieros SA	アルゼンチン	持分法	40.0%	40.0%		持分法	40.0%	40.0%	
Banque Solfea	フランス	持分法 (3)	45.0%	45.0%		持分法 (3)	45.0%	45.0%	V4
BGN Mercantil E Servicos Ltda	ブラジル	連結	100%	100%	D1	持分法*	100%	100%	
BNPP Personal Finance	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Personal Finance (オーストリア支店)	オーストリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	E2
BNPP Personal Finance (チェコ共和国支店)	チェコ共和国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Personal Finance (スロバキア支店)	スロバキア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	E2
BNPP Personal Finance BV	オランダ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Personal Finance EAD	ブルガリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Personal Finance SA de CV	メキシコ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Personal Finance South Africa Ltd (旧 RCS Investment Holdings Ltd)	南アフリカ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Cafineo	フランス	連結 (1)	51.0%	50.8%		連結 (1)	51.0%	50.8%	
Carrefour Banque	フランス	持分法	40.0%	40.0%		持分法	40.0%	40.0%	
Cetelem America Ltda	ブラジル	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Cetelem Bank LLC	ロシア	持分法	20.8%	20.8%		持分法	20.8%	20.8%	
Cetelem IFN	ルーマニア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Cetelem Servicos Ltda	ブラジル	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	D1
Cetelem Slovensko AS	スロバキア								S4
CMV Mediforce	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
Cofica Bail	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
Cofiplan	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
Commerz Finanz	ドイツ				S4	連結	50.1%	50.1%	
Creation Consumer Finance Ltd	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Creation Financial Services Ltd	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Crédit Moderne Antilles Guyane	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
Crédit Moderne Océan Indien	フランス	連結 (1)	97.8%	97.8%		連結 (1)	97.8%	97.8%	
Direct Services EAD	ブルガリア				S4	連結	100%	100%	
Domofinance	フランス	連結 (1)	55.0%	55.0%		連結 (1)	55.0%	55.0%	
Effico	フランス	持分法	24.5%	24.5%	V2	連結	100%	100%	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 基準を上回った	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、関連会社として持分法により連結している事業体
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算等)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回った	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合(%)の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル・スコープに属する持分法に基づいて連結された保険会社	
(3) ブルデンシャル・スコープに属する比例連結された共同支配事業体	
(4) ブルデンシャル・スコープから除かれている集団投資会社	

会社名	国名	2017/12/31				2016/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
BNPパリバ・パーソナル・ファイナンス(続き)									
Ekspres Bank AS	デンマーク	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Ekspres Bank AS (ノルウェー支店)	ノルウェー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Eos Aremas Belgium SA NV	ベルギー	持分法	50.0%	49.9%		持分法	50.0%	49.9%	
Fidecom	フランス				S4	連結	82.4%	82.4%	
Fimestic Expansion SA	スペイン								S4
Findomestic Banca SPA	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Findomestic Banka AD	セルビア				S2	持分法*	100%	100%	D1
GCC Consumo Establecimiento Financiero de Credito SA	スペイン	連結	51.0%	51.0%	D1	持分法*	51.0%	51.0%	E1
Genius Auto Finance Co Ltd	中国	持分法 (3)	20.0%	20.0%	E1				
Gesellschaft für Capital & Vermögensverwaltung GmbH	ドイツ	持分法*	100%	99.9%		持分法*	100%	99.9%	
Inkasso Kodat GmbH & Co KG	ドイツ	持分法*	100%	99.9%		持分法*	100%	99.9%	
International Development Resources AS Services SA (旧Effico Iberia)	スペイン	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Laser ABS 2017 Holding Ltd	英国	連結	100%	100%	E1				
Laval 20	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Loisirs Finance	フランス	連結 (1)	51.0%	51.0%		連結 (1)	51.0%	51.0%	
Magyar Cetelem Bank ZRT	ハンガリー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Norrskan Finance	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	V1
Olympia SAS	フランス	連結	50.0%	50.0%	E2				
Oney Magyarorszag ZRT	ハンガリー	持分法	40.0%	40.0%		持分法	40.0%	40.0%	
Opel Bank	フランス	連結	50.0%	50.0%	E3				
Opel Bank GmbH	ドイツ	連結	100%	50.0%	E3				
Opel Bank GmbH (ギリシャ支店)	ギリシャ	連結	100%	50.0%	E3				
Opel Bank GmbH (アイルランド支店)	アイルランド	連結	100%	50.0%	E3				
Opel Finance	ベルギー	持分法*	100%	50.0%	E3				
Opel Finance AB	スウェーデン	持分法*	100%	50.0%	E3				
Opel Finance Germany Holdings GmbH	ドイツ	連結	100%	50.0%	E3				
Opel Finance International BV	オランダ	連結	100%	50.0%	E3				
Opel Finance NV	オランダ	持分法*	100%	50.0%	E3				
Opel Finance NV (ベルギー支店)	ベルギー	持分法*	100%	50.0%	E3				
Opel Finance SA	スイス	持分法*	100%	50.0%	E3				
Opel Finance SPA	イタリア	連結	100%	50.0%	E3				
Opel Leasing GmbH	ドイツ	連結	100%	50.0%	E3				
Opel Leasing GmbH (オーストリア支店)	オーストリア	連結	100%	50.0%	E3				
OPVF Europe Holdco Ltd	英国	連結	100%	50.0%	E3				

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 基準を上回った	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、関連会社として持分法により連結している事業体
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算等)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回った	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合(%)の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル・スコープに属する持分法に基づいて連結された保険会社	
(3) ブルデンシャル・スコープに属する比例連結された共同支配事業体	
(4) ブルデンシャル・スコープから除かれている集団投資会社	

会社名	国名	2017/12/31				2016/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
BNPパリバ・パーソナル・ファイナンス(続き)									
OPVF Holdings UK Ltd	英国	連結	100%	50.0%	E3				
Prêts et Services SAS	フランス				S4	連結 (1)	100%	100%	
Projeo	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
RCS Cards Pty Ltd	南アフリカ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Retail Mobile Wallet	フランス				S4	連結	100%	100%	
Servicios Financieros Carrefour EFC SA	スペイン	持分法	37.3%	40.0%		持分法	37.3%	40.0%	
Sevenday Finans AB	スウェーデン	連結	100%	100%	E3				
Sundaram BNPP Home Finance Ltd	インド	持分法 (3)	49.9%	49.9%		持分法	49.9%	49.9%	
Suning Consumer Finance Co Ltd	中国	持分法	15.0%	15.0%		持分法	15.0%	15.0%	E1
Sygma Funding Two Ltd	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Symag	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
TEB Finansman AS	トルコ	連結	100%	92.8%		連結	100%	92.8%	
UCB Inगतlanhitel ZRT	ハンガリー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Union de Creditos Inmobiliarios SA	スペイン	持分法 (3)	50.0%	50.0%		持分法 (3)	50.0%	50.0%	
Vauxhall Finance PLC	英国	連結	100%	50.0%	E3				
Von Essen Bank GmbH	ドイツ	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
ストラクチャード・エンティティ									
B Carat	ベルギー	持分法*	-	-	E3				
Cartolarizzazione Auto Receivable's SRL	イタリア	連結	-	-	E3				
Cofinoga Funding Two LP	英国	連結	-	-		連結	-	-	
Ecarat 4 PLC	英国	連結	-	-	E3				
Ecarat 5 PLC	英国	連結	-	-	E3				
Ecarat 6 PLC	英国	連結	-	-	E3				
Ecarat 7 PLC	英国	連結	-	-	E3				
Ecarat 8 PLC	英国	連結	-	-	E3				
Ecarat SA	ルクセンブルク	連結	-	-	E3				
FCC Retail ABS Finance Noria 2009	フランス				S1	連結	-	-	
FCT F Carat	フランス	連結	-	-	E3				
Florence 1 SRL	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	
Florence SPV SRL	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	
I Carat SRL	イタリア	連結	-	-	E3				
Laser ABS 2017 PLC	英国	連結	-	-	E1				
Noria 2015	フランス				S1	連結	-	-	
Phedina Hypotheken 2010 BV	オランダ	連結	-	-		連結	-	-	
Phedina Hypotheken 2011 I BV	オランダ					連結	-	-	S1
Phedina Hypotheken 2013 I BV	オランダ	連結	-	-		連結	-	-	
Securely Transferred Auto Receivables II SA	ルクセンブルク	連結	-	-	E3				

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 基準を上回った	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、関連会社として持分法により連結している事業体
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算等)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回った	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合(%)の増加	
連結のブルデンシヤル・スコープ	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシヤル・スコープに属する持分法に基づいて連結された保険会社	
(3) ブルデンシヤル・スコープに属する比例連結された共同支配事業体	
(4) ブルデンシヤル・スコープから除かれている集団投資会社	

会社名	国名	2017/12/31				2016/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
ストラクチャード・エンティティ(続き)									
Securitisation funds Autonorica (a)	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
Securitisation funds Domos (b)	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
Securitisation funds UCI and Prado (c)	スペイン	持分法 (3)	-	-		持分法 (3)	-	-	
Vault Funding Ltd	英国	連結	-	-	E3				
Warf 2012 Ltd	英国	連結	-	-	E3				
海外リテール・バンキング部門 - バンクウエスト									
1897 Services Corp	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BancWest Corp	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	E2
BancWest Holding Inc	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	E2
BancWest Investment Services Inc	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Bank of the West	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Bank of the West (ケイマン諸島支店)	ケイマン諸島								S1
Bishop Street Capital Management Corp	米国	連結	100%	61.9%	V3	連結	100%	82.6%	V3
Center Club Inc	米国	連結	100%	61.9%	V3	連結	100%	82.6%	V3
CFB Community Development Corp	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Claas Financial Services LLC	米国	連結	51.0%	51.0%		連結	51.0%	51.0%	V2
Commercial Federal Affordable Housing Inc	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Commercial Federal Community Development Corp	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Commercial Federal Insurance Corp	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Commercial Federal Investment Service Inc	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
FHB Guam Trust Co	米国				S1	連結	100%	82.6%	V3
FHL SPC One Inc	米国	連結	100%	61.9%	V3	連結	100%	82.6%	V3
First Bancorp	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
First Hawaiian Bank	米国	連結	100%	61.9%	V3	連結	100%	82.6%	V3
First Hawaiian Inc	米国	連結	61.9%	61.9%	V2	連結	82.6%	82.6%	V2
First Hawaiian Leasing Inc	米国	連結	100%	61.9%	V3	連結	100%	82.6%	V3
First National Bancorporation	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
First Santa Clara Corp	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	

(a) Securitisation funds Autonoricaは、2017年12月31日および2016年12月31日時点では1つのサイロ (Autonorica 2014) を含んでいる。

(b) Securitisation funds Domosは、2017年12月31日時点ではDomos 2008、Domos 2011 (Domos 2011-AおよびDomos 2011-Bという2つのサイロ) およびDomos 2017という3つのファンドを含んでおり、2016年12月31日時点ではDomos 2008とDomos 2011 (Domos 2011-AおよびDomos 2011-Bという2つのサイロ) という2つのファンドを含んでいる。

(c) Securitisation funds UCIは、2017年12月31日時点では14のファンド (FCC UCI 9~12、14~18およびRMBS Prado I~V) を含んでおり、2016年12月31日時点では14のファンド (FCC UCI 7~12、14~18およびRMBS Prado I~III) を含んでいる。

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 基準を上回った	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、関連会社として持分法により連結している事業体
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算等)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回った	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合(%)の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル・スコープに属する持分法に基づいて連結された保険会社	
(3) ブルデンシャル・スコープに属する比例連結された共同支配事業体	
(4) ブルデンシャル・スコープから除かれている集団投資会社	

会社名	国名	2017/12/31				2016/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
海外リテール・バンキング部門 - バンクウェスト (続き)									
Liberty Leasing Co	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Mountain Falls Acquisition Corp	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Real Estate Delivery 2 Inc	米国	連結	100%	61.9%	V3	連結	100%	82.6%	V3
The Bankers Club Inc	米国	連結	100%	61.9%	V3	連結	100%	82.6%	V3
Ursus Real Estate Inc	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
ストラクチャード・エンティティ									
Bank of the West Auto Trust 2014-1	米国	連結	-	-		連結	-	-	
Bank of the West Auto Trust 2015-1	米国	連結	-	-		連結	-	-	
Bank of the West Auto Trust 2016-2	米国	連結	-	-		連結	-	-	E2
Bank of the West Auto Trust 2017-1 (旧Bank of the West Auto Trust 2016-1)	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BOW Auto Receivables LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
Equipment Lot FH	米国								S2
Equipment Lot Siemens 1998A-FH	米国								S3
Glendale Corporate Center Acquisition LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
LACMTA Rail Statutory Trust FHI	米国	連結	-	-		連結	-	-	
Lexington Blue LLC	米国								S2
Riverwalk Village Three Holdings LLC	米国				S1	連結	-	-	
Santa Rita Townhomes Acquisition LLC	米国				S1	連結	-	-	
ST 2001 FH-1 Statutory Trust	米国	連結	-	-		連結	-	-	
SWB 99-1	米国								S2
VTA 1998-FH	米国	連結	-	-		連結	-	-	
海外リテール・バンキング部門 - 欧州・地中海沿岸諸国									
Bank BGZ BNPP SA	ポーランド	連結	88.3%	88.3%		連結	88.3%	88.3%	
Bank of Nanjing	中国	持分法	18.2%	18.2%	V2	持分法	18.9%	18.9%	V1
Banque Internationale pour le Commerce et l'Industrie de la Côte d'Ivoire	コートジボワール	連結	59.8%	59.8%		連結	59.8%	59.8%	
Banque Internationale pour le Commerce et l'Industrie de la Guinée	ギニア	連結	55.6%	55.6%		連結	55.6%	55.6%	D1
Banque Internationale pour le Commerce et l'Industrie du Burkina Faso	ブルキナファソ	連結	51.0%	51.0%		連結	51.0%	51.0%	
Banque Internationale pour le Commerce et l'Industrie du Gabon	ガボン	持分法	47.0%	47.0%		持分法	47.0%	47.0%	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 基準を上回った	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、関連会社として持分法により連結している事業体
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算等)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回った	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合(%)の増加	
連結のブルデンシヤル・スコープ	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシヤル・スコープに属する持分法に基づいて連結された保険会社	
(3) ブルデンシヤル・スコープに属する比例連結された共同支配事業体	
(4) ブルデンシヤル・スコープから除かれている集団投資会社	

会社名	国名	2017/12/31				2016/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
海外リテール・バンキング部門 - 欧州・地中海沿岸諸国(続き)									
Banque Internationale pour le Commerce et l'Industrie du Mali	マリ	連結	85.0%	85.0%		連結	85.0%	85.0%	
Banque Internationale pour le Commerce et l'Industrie du Sénégal	セネガル	連結	54.1%	54.1%		連結	54.1%	54.1%	
Banque Marocaine pour le Commerce et l'Industrie	モロッコ	連結	67.0%	67.0%		連結	67.0%	67.0%	V4
Banque Marocaine pour le Commerce et l'Industrie Banque Offshore	モロッコ	連結	100%	67.0%		連結	100%	67.0%	V4
BGZ BNPP Faktoring Spolka ZOO	ポーランド	連結	100%	100%	E1				
BICI Bourse	コートジボワール	持分法*	90.0%	53.5%		持分法*	90.0%	53.5%	
BMCI Asset Management	モロッコ				S3	持分法*	100%	67.0%	V4
BMCI Assurance SARL	モロッコ				S3	持分法*	100%	67.0%	V4
BMCI Leasing	モロッコ	連結	86.9%	58.2%		連結	86.9%	58.2%	V4
BNPP El Djazair	アルジェリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Fortis Yatirimlar Holding AS	トルコ	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
BNPP IRB Participations	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Yatirimlar Holding AS	トルコ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
IC Axa Insurance JSC	ウクライナ	持分法	49.8%	29.9%		持分法	49.8%	29.9%	V2
Syigma Bank Polska SA	ポーランド								S4
TEB Faktoring AS	トルコ	連結	100%	72.5%		連結	100%	72.5%	V4
TEB Holding AS	トルコ	連結	50.0%	50.0%		連結	50.0%	50.0%	
TEB Portfoy Yonetimi AS	トルコ	連結	100%	72.5%		連結	100%	72.5%	
TEB SH A	セルビア	連結	100%	50.0%		連結	100%	50.0%	
TEB Yatirim Menkul Degerler AS	トルコ	連結	100%	72.5%		連結	100%	72.5%	V4
Turk Ekonomi Bankasi AS	トルコ	連結	100%	72.5%		連結	100%	72.5%	V4
UkrSibbank Public JSC	ウクライナ	連結	60.0%	60.0%		連結	60.0%	60.0%	V2
Union Bancaire pour le Commerce et l'Industrie	チュニジア	連結	50.1%	50.1%		連結	50.1%	50.1%	
ストラクチャー・エンティティ									
BGZ Poland ABS1 DAC	アイルランド	連結	-	-	E1				

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 基準を上回った	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、関連会社として持分法により連結している事業体
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算等)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回った	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合(%)の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル・スコープに属する持分法に基づいて連結された保険会社	
(3) ブルデンシャル・スコープに属する比例連結された共同支配事業体	
(4) ブルデンシャル・スコープから除かれている集団投資会社	

会社名	国名	2017/12/31				2016/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
保険部門									
AG Insurance	ベルギー	持分法	25.0%	25.0%		持分法	25.0%	25.0%	
BNPP Cardif	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
BNPP Cardif BV	オランダ	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
BNPP Cardif Compania de Seguros y Reaseguros SA (旧Cardif del Peru Compania de Seguros SA)	ペルー	持分法*	100%	100%	E1				
BNPP Cardif Emeklilik AS	トルコ	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	D1
BNPP Cardif General Insurance Co Ltd	大韓民国	持分法*	90.0%	90.0%	V1	持分法*	79.6%	79.6%	V4
BNPP Cardif Hayat Sigorta AS	トルコ	持分法*	100%	100%	E1				
BNPP Cardif Levensverzekeringen NV	オランダ	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
BNPP Cardif Pojistovna AS	チェコ共和国	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
BNPP Cardif PSC Ltd	英国								S3
BNPP Cardif Schadeverzekeringen NV	オランダ	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
BNPP Cardif Seguros de Vida SA	チリ	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
BNPP Cardif Seguros Generales SA	チリ	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
BNPP Cardif Servicios y Asistencia Ltda	チリ	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
BNPP Cardif TCB Life Insurance Co Ltd	台湾	持分法	49.0%	49.0%		持分法	49.0%	49.0%	
BNPP Cardif Vita Compagnia di Assicurazione E Riassicurazione SPA	イタリア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
BOB Cardif Life Insurance Co Ltd	中国	持分法	50.0%	50.0%		持分法	50.0%	50.0%	
Capital France Hotel	フランス	連結 (2)	98.6%	98.6%	E1				
Cardif Assurance Vie	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (オーストリア支店)	オーストリア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (ベルギー支店)	ベルギー	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (ブルガリア支店)	ブルガリア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (ドイツ支店)	ドイツ	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (イタリア支店)	イタリア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (日本支店)	日本	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (ポルトガル支店)	ポルトガル	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (ルーマニア支店)	ルーマニア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (スペイン支店)	スペイン	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (スイス支店)	スイス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (台湾支店)	台湾	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (オーストリア支店)	オーストリア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 基準を上回った	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、関連会社として持分法により連結している事業体
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算等)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回った	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合(%)の増加	
連結のプルデンシャル・スコープ	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) プルデンシャル・スコープに属する持分法に基づいて連結された保険会社	
(3) プルデンシャル・スコープに属する比例連結された共同支配事業体	
(4) プルデンシャル・スコープから除かれている集団投資会社	

会社名	国名	2017/12/31				2016/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
保険部門(続き)									
Cardif Assurances Risques Divers (ベルギー支店)	ベルギー	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (ブルガリア支店)	ブルガリア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (ドイツ支店)	ドイツ	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (イタリア支店)	イタリア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (日本支店)	日本	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (ルクセンブルク支店)	ルクセンブルク	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (ポーランド支店)	ポーランド	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (ポルトガル支店)	ポルトガル	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (ルーマニア支店)	ルーマニア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (スペイン支店)	スペイン	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (スイス支店)	スイス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (台湾支店)	台湾	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Biztosito Magyarorszag ZRT	ハンガリー								S3
Cardif Colombia Seguros Generales SA	コロンビア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif do Brasil Seguros e Garantias SA	ブラジル	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif do Brasil Vida e Previdencia SA	ブラジル	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif El Djazair	アルジェリア	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Cardif Forsakring AB	スウェーデン	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Cardif Forsakring AB (デンマーク支店)	デンマーク	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Cardif Forsakring AB (ノルウェー支店)	ノルウェー	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Cardif I Services	フランス				S3	持分法*	100%	100%	
Cardif IARD	フランス	持分法*	83.3%	83.3%	E1				
Cardif Insurance Co LLC		連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Life Insurance Co Ltd	大韓民国	連結 (2)	85.0%	85.0%		連結 (2)	85.0%	85.0%	
Cardif Livforsakring AB	スウェーデン	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Cardif Livforsakring AB (デンマーク支店)	デンマーク	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Cardif Livforsakring AB (ノルウェー支店)	ノルウェー	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 基準を上回った	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、関連会社として持分法により連結している事業体
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算等)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回った	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合(%)の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル・スコープに属する持分法に基づいて連結された保険会社	
(3) ブルデンシャル・スコープに属する比例連結された共同支配事業体	
(4) ブルデンシャル・スコープから除かれている集団投資会社	

会社名	国名	2017/12/31				2016/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
保険部門(続き)									
Cardif Lux Vie	ルクセンブルク	連結 (2)	66.7%	55.3%		連結 (2)	66.7%	55.3%	
Cardif Mexico Seguros de Vida SA de CV	メキシコ	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Cardif Mexico Seguros Generales SA de CV	メキシコ	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Cardif Nordic AB	スウェーデン	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Osiguranje Dionicko Drustvo ZA	クロアチア				S2	持分法*	100%	100%	
Cardif Pinnacle Insurance Holdings PLC	英国	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Pinnacle Insurance Management Services PLC	英国	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Polska Towarzystwo Ubezpieczen Na Zycie SA	ポーランド	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	D1
Cardif Seguros SA	アルゼンチン	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Services SAS	フランス								S3
Cardif Servicios SA	アルゼンチン	持分法*	100%	100%	E1				
Cardinmo	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	-	-	
Cargeas Assicurazioni SPA	イタリア	連結 (2)	100%	100%	V1	持分法	50.0%	50.0%	
Carma Grand Horizon SARL	フランス	連結 (2)	100%	100%	E1				
CB UK Ltd	英国	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
CFH Algonquin Management Partners France Italia	イタリア	連結 (2)	100%	98.6%	E1				
CFH Bercy	フランス	連結 (2)	100%	98.6%	E1				
CFH Bercy Hotel	フランス	連結 (2)	100%	98.6%	E1				
CFH Bercy Intermédiaire	フランス	連結 (2)	100%	98.6%	E1				
CFH Boulogne	フランス	連結 (2)	100%	98.6%	E1				
CFH Cap d'Ail	フランス	連結 (2)	100%	98.6%	E1				
CFH Milan Holdco SRL	イタリア	連結 (2)	100%	98.6%	E1				
CFH Montmartre	フランス	連結 (2)	100%	98.6%	E1				
CFH Montparnasse	フランス	連結 (2)	100%	98.6%	E1				
Corosa	フランス	連結 (2)	100%	100%	E1				
Darnell DAC (旧Darnell Ltd)	アイルランド	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
GIE BNPP Cardif	フランス	連結 (2)	100%	99.0%		連結 (2)	100%	99.0%	
Hibernia France	フランス	連結 (2)	100%	98.6%	E1				
Icare	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Icare Assurance	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Luizaseg	ブラジル	持分法	50.0%	50.0%		持分法	50.0%	50.0%	
Natio Assurance	フランス	持分法	50.0%	50.0%		持分法	50.0%	50.0%	
NCVP Participacoes Societarias SA	ブラジル	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 基準を上回った	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、関連会社として持分法により連結している事業体
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算等)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回った	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合(%)の増加	
連結のプルデンシャル・スコープ	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) プルデンシャル・スコープに属する持分法に基づいて連結された保険会社	
(3) プルデンシャル・スコープに属する比例連結された共同支配事業体	
(4) プルデンシャル・スコープから除かれている集団投資会社	

会社名	国名	2017/12/31				2016/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
保険部門(続き)									
Pinnacle Insurance PLC	英国	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Pocztylion Arka Powszechnie Towarzystwo	ポーランド								S3
Emerytalne SA									
Poistovna Cardiff Slovakia AS	スロバキア	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Reumal Investissements	フランス	連結 (2)	100%	100%	E1				
Rueil Ariane	フランス	連結 (2)	100%	100%	E1				
SAS HVP	フランス	連結 (2)	100%	98.6%	E1				
SCI 68 70 Rue de Lagny Montreuil	フランス	連結 (2)	100%	100%	E1				
SCI BNPP Pierre I	フランス	連結 (2)	100%	100%	E1				
SCI BNPP Pierre II	フランス	連結 (2)	100%	100%	E1				
SCI Bobigny Jean Rostand	フランス	連結 (2)	100%	100%	E1				
SCI Cardiff Logement	フランス	連結 (2)	100%	100%	E1				
SCI Citylight Boulogne	フランス	連結 (2)	100%	100%	E1				
SCI Défense Etoile	フランス	連結 (2)	100%	100%	E1				
SCI Défense Vendome	フランス	連結 (2)	100%	100%	E1				
SCI Etoile du Nord	フランス	連結 (2)	100%	100%	E1				
SCI Fontenay Plaisance	フランス	連結 (2)	100%	100%	E1				
SCI Le Mans Gare	フランス	連結 (2)	100%	100%	E1				
SCI Nanterre Guillaieraies	フランス	連結 (2)	100%	100%	E1				
SCI Nantes Carnot	フランス	連結 (2)	100%	100%	E1				
SCI Odyssee	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	-	-	
SCI Pantin Les Moulins	フランス	連結 (2)	100%	100%	E1				
SCI Paris Batignolles	フランス	連結 (2)	100%	100%	E1				
SCI Paris Cours de Vincennes	フランス	連結 (2)	100%	100%	E1				
SCI Porte d'Asnières	フランス	連結 (2)	100%	100%	E1				
SCI Portes de Claye	フランス	持分法	45.0%	45.0%		持分法	45.0%	45.0%	
SCI Rue Moussorgski	フランス	連結 (2)	100%	100%	E1				
SCI Rueil Caudron	フランス	連結 (2)	100%	100%	E1				
SCI Saint Denis Landy	フランス	連結 (2)	100%	100%	E1				
SCI Saint Denis Mitterrand	フランス	連結 (2)	100%	100%	E1				
SCI Scoo	フランス	持分法	46.4%	46.4%		持分法	46.4%	46.4%	
SCI Villeurbanne Stalingrad	フランス	連結 (2)	100%	100%	E1				
Société Francaise d'Assurances sur la Vie	フランス	持分法	50.0%	50.0%	E1				
Société Immobilière du Royal Building SA	ルクセンブルク	連結 (2)	100%	55.3%		連結 (2)	-	-	
State Bank of India Life Insurance Co Ltd	インド	持分法	22.0%	22.0%	V2	持分法	26.0%	26.0%	
Valeur Pierre Epargne	フランス	連結 (2)	100%	100%	E1				

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 基準を上回った	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、関連会社として持分法により連結している事業体
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算等)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回った	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合(%)の増加	
連結のプルデンシャル・スコープ	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) プルデンシャル・スコープに属する持分法に基づいて連結された保険会社	
(3) プルデンシャル・スコープに属する比例連結された共同支配事業体	
(4) プルデンシャル・スコープから除かれている集団投資会社	

会社名	国名	2017/12/31				2016/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
ストラクチャード・エンティティ									
BNPP Actions Euroland	フランス	連結 (4)	-	-		連結 (2)	-	-	
BNPP Aqua	フランス	連結 (4)	-	-		連結 (2)	-	-	
BNPP Convictions	フランス	連結 (4)	-	-		連結 (2)	-	-	
BNPP CP Cardif Alternative	フランス	連結 (4)	-	-	E1				
BNPP CP Cardif Private Debt	フランス	連結 (4)	-	-	E1				
BNPP Développement Humain	フランス	連結 (4)	-	-		連結 (2)	-	-	
BNPP Diversipierre	フランス	連結 (2)	-	-	E1				
BNPP France Crédit	フランス	連結 (4)	-	-	E1				
BNPP Global Senior Corporate Loans	フランス	連結 (4)	-	-		連結 (2)	-	-	
BNPP Indice Euro	フランス	連結 (4)	-	-	E1				
Camgestion Obliflexible	フランス	連結 (4)	-	-	E1				
Cardif Alternatives Part I	フランス	連結 (4)	-	-	E1				
Cardif BNPP IP Convertibles World	フランス	連結 (4)	-	-	E1				
Cardif BNPP IP Equity Frontier Markets	フランス	連結 (4)	-	-	E1				
Cardif BNPP IP Signatures	フランス	連結 (4)	-	-	E1				
Cardif BNPP IP Smid Cap Euro	フランス	連結 (4)	-	-	E1				
Cardif BNPP IP Smid Cap Europe	フランス	連結 (4)	-	-	E1				
Cardif CPR Base Crédit	フランス	連結 (4)	-	-	E1				
Cardif Edrim Signatures	フランス	連結 (4)	-	-	E1				
Cardif Vita Convex Fund Eur	フランス	連結 (4)	-	-	E1				
Cedrus Carbon Initiative Trends	フランス	連結 (4)	-	-	E1				
EP L	フランス	連結 (2)	-	-	E1				
FP Cardif Convex Fund USD	フランス	連結 (4)	-	-	E1				
Fundamenta	イタリア	連結 (2)	-	-	E1				
G C Thematic Opportunities II	アイルランド	連結 (4)	-	-	E1				
Natio Fonds Ampère 1	フランス	連結 (4)	-	-		連結 (2)	-	-	
Natio Fonds Athenes Investissement N 1	フランス	連結 (4)	-	-	E1				
Natio Fonds Athenes Investissement N 5	フランス	連結 (4)	-	-	E1				
Natio Fonds Colline International	フランス	連結 (4)	-	-	E1				
Natio Fonds Collines Investissement N 3	フランス	連結 (4)	-	-	E1				
New Alpha Cardif Incubator Fund	フランス	連結 (4)	-	-	E1				
Opéra Rendement	フランス	連結 (2)	-	-	E1				
Permal Cardif Co Investment Fund	フランス	連結 (4)	-	-	E1				
Theam Quant Equity Europe Guru	フランス								S2
Tikehau Cardif Loan Europe	フランス	連結 (4)	-	-	E1				
Valtitres FCP	フランス	連結 (4)	-	-	E1				

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 基準を上回った	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、関連会社として持分法により連結している事業体
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算等)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回った	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合(%)の増加	
連結のプルデンシャル・スコープ	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) プルデンシャル・スコープに属する持分法に基づいて連結された保険会社	
(3) プルデンシャル・スコープに属する比例連結された共同支配事業体	
(4) プルデンシャル・スコープから除かれている集団投資会社	

会社名	国名	2017/12/31				2016/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参 照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
ウェルス・マネジメント									
Bank Insinger de Beaufort NV	オランダ								S2
Bank Insinger de Beaufort NV (英国支店)	英国								S2
BNPP Espana SA	スペイン	連結	99.7%	99.7%		連結	99.7%	99.7%	
BNPP Wealth Management	フランス								S4
BNPP Wealth Management (香港支店)	香港								S4
BNPP Wealth Management (シンガポール支店)	シンガポール								S4
BNPP Wealth Management Monaco	モナコ	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
SNC Conseil Investissement	フランス				S3	持分法*	100%	100%	
アセット・マネジメント (旧インベストメント・パートナーズ)									
Alfred Berg Asset Management AB	スウェーデン	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	
Alfred Berg Asset Management AB (デンマーク支店)	デンマーク								S1
Alfred Berg Asset Management AB (フィンランド支店)	フィンランド				S1	連結	100%	98.3%	
Alfred Berg Asset Management AB (ノルウェー支店)	ノルウェー				S1	連結	100%	98.3%	
Alfred Berg Fonder AB	スウェーデン				S3	連結	100%	98.3%	
Alfred Berg Kapitalforvaltning AB	スウェーデン	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	
Alfred Berg Kapitalforvaltning AS	ノルウェー	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	
Alfred Berg Kapitalforvaltning Finland AB	フィンランド				S2	連結	100%	98.3%	
Alfred Berg Rahastoyhtio OY	フィンランド				S2	連結	100%	98.3%	
Bancoestado Administradora General de Fondos SA	チリ	持分法	50.0%	49.1%		持分法	50.0%	49.1%	
BNPP Asset Management Asia Ltd	香港	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	
BNPP Asset Management Australia Ltd	オーストラリア				S3	持分法*	100%	98.3%	
BNPP Asset Management Be Holding	ベルギー	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	
BNPP Asset Management Belgium	ベルギー	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	
BNPP Asset Management Belgium (ドイツ支店)	ドイツ	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	
BNPP Asset Management Brasil Ltda	ブラジル	連結	100%	99.6%		連結	100%	99.6%	
BNPP Asset Management France	フランス	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	
BNPP Asset Management France (オーストリア支店)	オーストリア	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	
BNPP Asset Management Holding	フランス	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	
BNPP Asset Management India Private Ltd	インド	持分法*	100%	98.3%		持分法*	100%	98.3%	
BNPP Asset Management Japan Ltd	日本	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 基準を上回った	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、関連会社として持分法により連結している事業体
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算等)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回った	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合(%)の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル・スコープに属する持分法に基づいて連結された保険会社	
(3) ブルデンシャル・スコープに属する比例連結された共同支配事業体	
(4) ブルデンシャル・スコープから除かれている集団投資会社	

会社名	国名	2017/12/31				2016/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
アセット・マネジメント (旧インベストメント・パートナーズ) (続き)									
BNPP Asset Management Luxembourg	ルクセンブルク	連結	99.7%	98.0%		連結	99.7%	98.0%	
BNPP Asset Management Nederland NV	オランダ	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	
BNPP Asset Management Netherlands NV	オランダ	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	
BNPP Asset Management NL Holding NV	オランダ	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	
BNPP Asset Management Singapore Ltd	シンガポール				S3	持分法*	100%	98.3%	
BNPP Asset Management UK Ltd	英国	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	
BNPP Asset Management USA Holdings Inc	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Asset Management USA Inc (旧Fischer Francis Trees & Watts Inc)	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Capital Partners	フランス	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
BNPP Dealing Services	フランス	連結 (1)	100%	98.3%	V3	連結 (1)	100%	100%	
BNPP Dealing Services (英国支店)	英国	連結 (1)	100%	98.3%	V3	連結 (1)	100%	100%	
BNPP Dealing Services Asia Ltd	香港				S3	連結	100%	100%	
BNPP Investment Partners Argentina SA	アルゼンチン				S3	持分法*	100%	99.6%	
BNPP Investment Partners Australia Holdings Pty Ltd	オーストラリア				S3	連結	100%	98.3%	
BNPP Investment Partners Latam SA de CV	メキシコ				S3	持分法*	99.1%	97.4%	
BNPP Investment Partners PT	インドネシア	連結	100%	98.3%		連結	100%	98.3%	
BNPP Investment Partners SGR SPA	イタリア	連結	100%	98.3%	V3	連結	100%	100%	
Camgestion	フランス				S4	連結	100%	98.3%	
Elite Asset Management PLC	フィンランド	持分法	19.0%	18.7%	E3				
Fischer Francis Trees & Watts UK Ltd	英国								S3
Fund Channel	ルクセンブルク	持分法	50.0%	49.1%		持分法	50.0%	49.1%	
Fundquest Advisor	フランス	持分法*	100%	98.3%		持分法*	100%	98.3%	
FundQuest Advisor (英国支店)	英国	持分法*	100%	98.3%		持分法*	100%	98.3%	
Haitong Fortis Private Equity Fund Management Co Ltd	中国	持分法	33.0%	32.4%		持分法	33.0%	32.4%	
HFT Investment Management Co Ltd	中国	持分法	49.0%	48.2%		持分法	49.0%	48.2%	
Impax Asset Management Group PLC	英国	持分法	25.0%	24.6%	E1				
Shinhan BNPP Asset Management Co Ltd Theam	大韓民国 フランス	持分法	35.0%	34.4%	S4	持分法 連結	35.0% 100%	34.4% 98.3%	
不動産サービス									
99 West Tower GmbH & Co KG	ドイツ	連結	100%	100%	E3				
99 West Tower GP GmbH	ドイツ	連結	100%	100%	E3				
Auguste Thouard Expertise	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 基準を上回った	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、関連会社として持分法により連結している事業体
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算等)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回った	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合(%)の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル・スコープに属する持分法に基づいて連結された保険会社	
(3) ブルデンシャル・スコープに属する比例連結された共同支配事業体	
(4) ブルデンシャル・スコープから除かれている集団投資会社	

会社名	国名	2017/12/31				2016/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
不動産サービス(続き)									
BNPP Immobilier Promotion Immobilier d'Entreprise	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Immobilier Promotion Résidentiel	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Immobilier Résidences Services	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Immobilier Résidentiel	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Immobilier Résidentiel Service Clients	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Immobilier Résidentiel Transaction & Conseil	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate (アラブ首長国連邦支店)	アラブ首長国連邦	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Advisory & Property Management Luxembourg SA	ルクセンブルク	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Advisory & Property Management UK Ltd	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Advisory and Property Management Ireland Ltd	アイルランド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Advisory Belgium SA	ベルギー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Advisory Italy SPA	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Advisory Netherlands BV	オランダ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Advisory SA	ルーマニア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Advisory Spain SA	スペイン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate APM CR SRO (旧BNPP Real Estate Advisory & Property Management Czech Republic SRO)	チェコ共和国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Consult France	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Consult GmbH	ドイツ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Facilities Management Ltd	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Financial Partner	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate GmbH	ドイツ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Holding Benelux SA	ベルギー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Holding GmbH	ドイツ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Holding Netherlands BV (旧 Atisreal Netherlands BV)	オランダ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Hotels France	フランス				S4	連結	100%	96.3%	V4
BNPP Real Estate Investment Management Belgium	ベルギー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 基準を上回った	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、関連会社として持分法により連結している事業体
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算等)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回った	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合(%)の増加	
連結のブルデンシヤル・スコープ	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシヤル・スコープに属する持分法に基づいて連結された保険会社	
(3) ブルデンシヤル・スコープに属する比例連結された共同支配事業体	
(4) ブルデンシヤル・スコープから除かれている集団投資会社	

会社名	国名	2017/12/31				2016/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
不動産サービス(続き)									
BNPP Real Estate Investment Management France	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	V1
BNPP Real Estate Investment Management Germany GmbH	ドイツ	連結	94.9%	94.9%		連結	94.9%	94.9%	
BNPP Real Estate Investment Management Germany GmbH (イタリア支店)	イタリア	連結	94.9%	94.9%		連結	100%	94.9%	
BNPP Real Estate Investment Management Germany GmbH (スペイン支店)	スペイン	連結	94.9%	94.9%		連結	100%	94.9%	
BNPP Real Estate Investment Management Italy SPA	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Investment Management Ltd	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Investment Management Luxembourg SA	ルクセンブルク	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Investment Management Spain SA	スペイン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Investment Management UK Ltd	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Investment Services	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Italy SRL	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Jersey Ltd	ジャージー				S2	連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Magyarorszag Tanacsado Es Ingatlankezeselo ZRT (旧BNPP Real Estate Advisory & Property Management Hungary Ltd)	ハンガリー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Poland SP ZOO	ポーランド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Property Development UK Ltd	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Property Developpement Italy SPA	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Property Management Belgium	ベルギー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Property Management France SAS	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Property Management GmbH	ドイツ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Property Management Italy SRL	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Property Management Spain SA	スペイン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 基準を上回った	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、関連会社として持分法により連結している事業体
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算等)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回った	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合(%)の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル・スコープに属する持分法に基づいて連結された保険会社	
(3) ブルデンシャル・スコープに属する比例連結された共同支配事業体	
(4) ブルデンシャル・スコープから除かれている集団投資会社	

会社名	国名	2017/12/31				2016/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
不動産サービス(続き)									
BNPP Real Estate Transaction France	フランス	連結	96.1%	96.1%	V2	連結	96.3%	96.3%	V1
BNPP Real Estate Valuation France	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Construction-Sale Companies (Real Estate programs) (d)	フランス	連結/ 持分法	-	-		連結/ 持分法	-	-	
FG Ingénierie et Promotion Immobilière	フランス				S4	連結	100%	100%	
GIE Siège Issy	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Horti Milano SRL	イタリア	連結	100%	100%	E1				
Immobilière des Bergues	フランス				S4	連結	100%	100%	
Locchi SRL	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Meunier Hispania	スペイン								S1
Parker Tower Ltd	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Partner's & Services	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Pyrotex GB 1 SA	ルクセンブルク	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Pyrotex SARL	ルクセンブルク	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
REPD Parker Ltd	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
San Basilio 45 SRL	イタリア								S2
Sviluppo Residenziale Italia SRL	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	

(d) Construction-Sale Companies (Real Estate programs)社は2017年12月31日時点では96社(81社が全部連結会社で15社が持分法適用連結会社)で、2016年12月31日時点では81社(70社が全部連結会社で11社が持分法適用連結会社)であった。

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 基準を上回った	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、関連会社として持分法により連結している事業体
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算等)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回った	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合(%)の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル・スコープに属する持分法に基づいて連結された保険会社	
(3) ブルデンシャル・スコープに属する比例連結された共同支配事業体	
(4) ブルデンシャル・スコープから除かれている集団投資会社	

会社名	国名	2017/12/31				2016/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
ホールセール・バンキング事業									
証券管理部門									
BNPP Fund Administration Services Ireland Ltd	アイルランド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Fund Services Australasia Pty Ltd	オーストラリア	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
BNPP Fund Services Australasia Pty Ltd (ニュージーランド支店)	ニュージーランド	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
BNPP Fund Services France	フランス								S4
BNPP Global Securities Operations Private Ltd	インド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Securities Services	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (オーストラリア支店)	オーストラリア	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (ベルギー支店)	ベルギー	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (ドイツ支店)	ドイツ	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (ギリシャ支店)	ギリシャ	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (ガーンジー支店)	ガーンジー	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (香港支店)	香港	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (ハンガリー支店)	ハンガリー	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (アイルランド支店)	アイルランド	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (イタリア支店)	イタリア	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (ジャージー支店)	ジャージー	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (ルクセンブルク支店)	ルクセンブルク	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (オランダ支店)	オランダ	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (ポーランド支店)	ポーランド	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (ポルトガル支店)	ポルトガル	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (シンガポール支店)	シンガポール	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (スペイン支店)	スペイン	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (スイス支店)	スイス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (英国支店)	英国	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
CIB EMEA (欧州諸国、中東諸国、アフリカ諸国)									
フランス									
BNPP Arbitrage	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
BNPP Arbitrage (英国支店)	英国	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
Esomet	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Laffitte Participation 22	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 基準を上回った	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、関連会社として持分法により連結している事業体
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算等)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回った	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合(%)の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル・スコープに属する持分法に基づいて連結された保険会社	
(3) ブルデンシャル・スコープに属する比例連結された共同支配事業体	
(4) ブルデンシャル・スコープから除かれている集団投資会社	

会社名	国名	2017/12/31				2016/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
フランス(続き)									
Opéra Trading Capital	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Opéra Trading Capital (香港支店)	香港	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Opéra Trading Capital (英国支店)	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Parilease	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
SNC Taitbout Participation 3	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Verner Investissements	フランス	持分法	40.0%	50.0%		持分法	40.0%	50.0%	
ストラクチャード・エンティティ									
Antin Participation 8	フランス								S4
Atargatis	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
Austin Finance	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
Compagnie d'Investissement Italiens	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
Compagnie d'Investissement Opéra	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
Financière des Italiens	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
Financière Paris Haussmann	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
Financière Taitbout	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
Mediterranea	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
Optichamps	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
Participations Opéra	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
他の欧州諸国									
Alpha Murcia Holding BV	オランダ	持分法*	100%	99.9%		持分法*	100%	99.9%	
BNP PUK Holding Ltd	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Bank JSC	ロシア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Commodity Futures Ltd	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Emissions Und Handels GmbH	ドイツ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Invest Holdings BV	オランダ	連結	100%	100%	E1				
BNPP Ireland Unlimited Co	アイルランド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Islamic Issuance BV	オランダ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Issuance BV	オランダ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Net Ltd	英国	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
BNPP Prime Brokerage International Ltd	アイルランド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP UK Holdings Ltd	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP UK Ltd	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Vartry Reinsurance DAC	アイルランド	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Financière Hime SA	ルクセンブルク	持分法	22.5%	22.5%	E1				
FScholen	ベルギー	持分法	50.0%	50.0%		持分法	50.0%	50.0%	
Greenstars BNPP	ルクセンブルク	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 基準を上回った	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、関連会社として持分法により連結している事業体
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算等)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回った	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合(%)の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル・スコープに属する持分法に基づいて連結された保険会社	
(3) ブルデンシャル・スコープに属する比例連結された共同支配事業体	
(4) ブルデンシャル・スコープから除かれている集団投資会社	

会社名	国名	2017/12/31				2016/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
他の欧州諸国(続き)									
Harewood Holdings Ltd	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Hime Holding 1 SA	ルクセンブルク	持分法	26.4%	26.4%	E1				
Hime Holding 2 SA	ルクセンブルク	持分法	21.0%	21.0%	E1				
Hime Holding 3 SA	ルクセンブルク	持分法	20.6%	20.6%	E1				
Landspire Ltd	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
SC Nueva Condo Murcia SL	スペイン				S2	持分法*	100%	99.9%	
Utexam Logistics Ltd	アイルランド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Utexam Solutions Ltd	アイルランド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
ストラクチャー・エンティティ									
Alectra Finance PLC	アイルランド	連結	-	-		連結	-	-	
Alleray SARL	ルクセンブルク								S1
Aquarius + Investments PLC	アイルランド	連結	-	-		連結	-	-	
Aries Capital DAC	アイルランド	連結	-	-	E1				
BNPP International Finance Dublin	アイルランド	連結	-	-		連結	-	-	
BNPP Investments N 1 Ltd	英国	連結	-	-		連結	-	-	
BNPP Investments N 2 Ltd	英国	連結	-	-		連結	-	-	
Boug BV	オランダ	連結	-	-		連結	-	-	
Boug BV (英国支店)	英国	連結	-	-		連結	-	-	
Crossen SARL	ルクセンブルク								S3
Harewood Financing Ltd	英国								S3
Madison Arbor Ltd	アイルランド	連結	-	-		連結	-	-	
Matchpoint Finance PLC	アイルランド	連結	-	-		連結	-	-	
Omega Capital Funding Ltd	アイルランド				S1	連結	-	-	
Omega Capital Investments PLC	アイルランド				S1	連結	-	-	
Royale Neuve I SARL	ルクセンブルク								S1
Scaldis Capital Ireland Ltd	アイルランド								S3
Scaldis Capital Ltd	ジャージー	連結	-	-		連結	-	-	
中東									
BNPP Investment Co KSA	サウジアラビア	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
アフリカ									
BNPP Securities South Africa Holdings PTY Ltd	南アフリカ				S3	持分法*	60.0%	60.0%	
BNPP Securities South Africa PTY Ltd	南アフリカ				S3	持分法*	100%	60.0%	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 基準を上回った	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、関連会社として持分法により連結している事業体
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算等)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回った	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合(%)の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル・スコープに属する持分法に基づいて連結された保険会社	
(3) ブルデンシャル・スコープに属する比例連結された共同支配事業体	
(4) ブルデンシャル・スコープから除かれている集団投資会社	

会社名	国名	2017/12/31				2016/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
CIB(アメリカ諸国)									
Banco BNPP Brasil SA	ブラジル	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Banexi Holding Corp	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Canada Corp	カナダ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Canada Valeurs Mobilières Inc	カナダ				S3	持分法*	100%	100%	
BNPP Capital Services Inc	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP CC Inc	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Colombia Corporacion Financiera SA	コロンビア	連結	100%	100%	D1	持分法*	100%	100%	
BNPP Energy Trading Canada Corp	カナダ								S3
BNPP Energy Trading GP	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Energy Trading Holdings Inc	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Energy Trading LLC	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP FS LLC	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP IT Solutions Canada Inc	カナダ	連結	100%	100%	D1	持分法*	100%	100%	
BNPP Leasing Corp	米国				S1	持分法*	100%	100%	D1
BNPP Mortgage Corp	米国								S4
BNPP Prime Brokerage Inc	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP RCC Inc	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Securities Corp	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP US Wholesale Holdings Corp (IBBNPP North America)	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP USA Inc	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
FB Transportation Capital LLC	米国								S1
Fortis Funding LLC	米国								S3
French American Banking Corp	米国				S1	連結	100%	100%	
FSI Holdings Inc	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Via North America Inc	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
ストラクチャー・エンティティ									
BNPP EQD Brazil Fund Fundo de Investimento Multimercado	ブラジル	連結	-	-		連結	-	-	
BNPP Finance Inc	米国								S3
BNPP Proprietario Fundo de Investimento Multimercado	ブラジル	連結	-	-		連結	-	-	
BNPP VPG Adonis LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNPP VPG Brookfin LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNPP VPG Brookline Cre LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNPP VPG CT Holdings LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNPP VPG EDMC Holdings LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 基準を上回った	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、関連会社として持分法により連結している事業体
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算等)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回った	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合(%)の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル・スコープに属する持分法に基づいて連結された保険会社	
(3) ブルデンシャル・スコープに属する比例連結された共同支配事業体	
(4) ブルデンシャル・スコープから除かれている集団投資会社	

会社名	国名	2017/12/31				2016/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
ストラクチャード・エンティティ(続き)									
BNPP VPG Express LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNPP VPG Freedom Communications LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNPP VPG Legacy Cabinets LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNPP VPG Mark IV LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNPP VPG Master LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNPP VPG Medianews Group LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNPP VPG Northstar LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNPP VPG Pacex LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNPP VPG PCMC LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNPP VPG SBX Holdings LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNPP VPG SDI Media Holdings LLC	米国				S1	連結	-	-	
Matchpoint Master Trust	米国								S1
Ozcar Multi Strategies LLC	米国				S3	持分法*	-	-	E1
Starbird Funding Corp	米国	連結	-	-		連結	-	-	
VPG SDI Media LLC	米国				S1	持分法*	-	-	
CIB(アジア太平洋諸国)									
Bank BNPP Indonesia PT	インドネシア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Pacific Australia Ltd	オーストラリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Amber Holdings Pty Ltd	オーストラリア	連結	100%	100%	E1				
BNPP Arbitrage Hong Kong Ltd	香港	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP China Ltd	中国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Commodities Trading Shanghai Co Ltd	中国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Finance Hong Kong Ltd	香港	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP India Holding Private Ltd	インド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP India Solutions Private Ltd	インド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Malaysia Berhad	マレーシア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Securities Asia Ltd	香港	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Securities India Private Ltd	インド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Securities Japan Ltd	日本	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Securities Korea Co Ltd	大韓民国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Securities Singapore Pte Ltd	シンガポール	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Securities Taiwan Co Ltd	台湾	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Sekuritas Indonesia PT (旧BNPP Securities Indonesia PT)	インドネシア	連結	99.0%	99.0%		連結	99.0%	99.0%	
BNPP SJ Ltd	香港				S3	持分法*	100%	100%	
BNPP SJ Ltd (日本支店)	日本				S3	持分法*	100%	100%	
BPP Holdings Pte Ltd	シンガポール	連結	100%	100%		連結	100%	100%	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 基準を上回った	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、関連会社として持分法により連結している事業体
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算等)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回った	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合(%)の増加	
連結のブルデンシヤル・スコープ	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシヤル・スコープに属する持分法に基づいて連結された保険会社	
(3) ブルデンシヤル・スコープに属する比例連結された共同支配事業体	
(4) ブルデンシヤル・スコープから除かれている集団投資会社	

会社名	国名	2017/12/31				2016/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
その他の業務部門									
BNPP Suisse SA	スイス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Suisse SA (ガーンジー支店)	ガーンジー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Suisse SA (ジャージー支店)	ジャージー								S1
プライベート・エクイティ (BNPパリバ・キャピタル)									
Cobema	ベルギー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Compagnie Financière Ottomane SA	ルクセンブルク	連結	97.3%	97.2%	V1	連結	97.2%	97.2%	V1
不動産会社(業務に使用される不動産)									
Antin Participation 5	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Société Immobilière du Marché Saint Honoré	フランス	連結	100%	100%	V1	連結	99.9%	99.9%	
投資会社およびその子会社									
BNPP Home Loan SFH	フランス	連結	(1) 100%	100%		連結	(1) 100%	100%	
BNPP Partners for Innovation	フランス	持分法	50.0%	50.0%		持分法	50.0%	50.0%	
BNPP Public Sector SCF	フランス	連結	(1) 100%	100%		連結	(1) 100%	100%	
BNPP SB Re	ルクセンブルク	連結	(2) 100%	100%		連結	(2) 100%	100%	
Financière du Marché Saint Honoré	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
GIE Groupement Auxiliaire de Moyens	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Le Sphinx Assurances Luxembourg SA	ルクセンブルク	連結	(2) 100%	100%		連結	(2) 100%	100%	D1
Lion International Investments SA	ルクセンブルク	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Plagefin SA	ルクセンブルク	連結	100%	65.9%		連結	100%	65.9%	
Sagip	ベルギー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Société Auxiliaire de Construction Immobilière	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Société Orbaisienne de Participations	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
UCB Bail 2	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
ストラクチャード・エンティティ									
BNPP B Institutional II Court Terme	ベルギー	連結	-	-		連結	-	-	
BNPP SME 1	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
BNPP US Medium Term Notes Program LLC	米国								S3
FCT Laffitte 2016	フランス	連結	-	-		連結	-	-	E2
FCT Opéra 2014	フランス	連結	-	-		連結	-	-	

ANC規則2016で求められている通り、当社グループによって単独ないし共同で支配されている、または重要な影響力を行使されているが、当該事業体の連結財務諸表に与える影響が当社グループにとって僅少であるため連結の範囲から除外されている事業体の一覧、および持分投資先の一覧は、ウェブサイト<https://invest.bnpparibas.com>の“Regulated Information”のページで入手可能である。

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 基準を上回った	持分法* 支配下にはあるが重要ではない、関連会社として持分法により連結している事業体
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	その他
S1 廃業(解散、清算等)	D1
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	
S3 基準を下回った	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合(%)の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) ブルデンシャル・スコープに属する持分法に基づいて連結された保険会社	
(3) ブルデンシャル・スコープに属する比例連結された共同支配事業体	
(4) ブルデンシャル・スコープから除かれている集団投資会社	

注7.k 法定監査人に支払われた報酬

2017年12月31日終了事業年度 税抜の額(単位：千ユーロ)	デロイト		プライスウォーター ハウスクーパーズ		マザー		合計	
	合計	%	合計	%	合計	%	合計	%
次を含む法定監査および契約監査	16,683	68%	16,667	64%	11,261	92%	44,611	71%
発行体	3,840		4,730		2,448		11,018	
連結子会社	12,843		11,937		8,813		33,593	
次を含む法定監査契約に必要なサービス以外 のサービス	7,906	32%	9,513	36%	935	8%	18,354	29%
発行体	3,534		2,622		535		6,691	
連結子会社	4,372		6,891		400		11,663	
合計	24,589	100%	26,180	100%	12,196	100%	62,965	100%
内、法定監査および契約監査の報酬として フランスの法定監査人に支払った額	5,883		4,623		4,730		15,236	
内、法定監査契約に必要なサービス以外 のサービスの報酬としてフランスの法定監査 人に支払った額	987		1,388		549		2,924	

2016年12月31日終了事業年度 税抜の額(単位：千ユーロ)	デロイト		プライスウォーター ハウスクーパーズ		マザー		合計	
	合計	%	合計	%	合計	%	合計	%
次を含む法定監査および契約監査	13,051	62%	14,537	64%	9,595	88%	37,183	68%
発行体	3,133		4,145		1,829		9,107	
連結子会社	9,918		10,392		7,766		28,076	
次を含む法定監査契約に必要なサービス以外 のサービス	7,967	38%	8,134	36%	1,349	12%	17,450	32%
発行体	3,240		2,369		157		5,766	
連結子会社	4,727		5,765		1,192		11,684	
合計	21,018	100%	22,671	100%	10,944	100%	54,633	100%

BNPパリバの連結財務諸表および個別財務諸表を証明する上記の表に記載の監査法人のメンバーファームではない監査人に支払われた監査報酬は、2017年12月31日終了事業年度は909千ユーロ(2016年12月31日終了事業年度は687千ユーロ)である。

当年の法定監査以外の主なサービスには、特に証券管理事業およびアセット・マネジメントを展開している会社において顧客に対するサービスの一環として行われる、該当会社による規制遵守状況のレビューや国際基準(ISAE第3402号など)との比較による内部統制の品質のレビュー、ならびに銀行改革プロジェクトの専門サービスが含まれる。

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

ビー・エヌ・ピー・パリバは、フランス通貨金融法典第5款第1章（Code Monétaire et Financier, Livre V, Titre 1er）により金融業務を行うことを許可されているフランスの株式会社である。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループの業務の概要は以下の通りである。

リテール・バンキング事業およびサービス事業

リテール・バンキング事業およびサービス事業は、フランス国内外におけるリテール・バンキング・ネットワークおよび専門的な金融サービスを含んでいる。リテール・バンキング事業およびサービス事業は、国内市場部門および国際金融サービス部門に分類される。

国内市場部門

国内市場部門は、フランス（フランス国内リテール・バンキング）、イタリア（BNL バンカ・コメルシアレ）、ベルギー（ビー・エヌ・ピー・パリバ・フォルティスのブランドで運営しているベルギー国内リテール・バンキング）およびルクセンブルク（BGL ビー・エヌ・ピー・パリバのブランドで運営しているルクセンブルク国内リテール・バンキング）からなるビー・エヌ・ピー・パリバのリテール・バンキング・ネットワークならびに3つの専門事業部門（アルバル（業務用車両のリースおよびサービス）、ビー・エヌ・ピー・パリバ・リーシング・ソリューション（リーシング・ソリューションおよび資金調達ソリューション）およびビー・エヌ・ピー・パリバ・パーソナル・インベスターズ（オンライン貯蓄および仲介業））を含んでいる。

キャッシュ・マネジメントおよびファクタリング部門は、ホールセールバンキング部門のコーポレート・バンキングと協働して、「欧州内外の企業にとって唯一の銀行」というコンセプトの下で法人顧客に提供されるサービスの最終段階を担っている。また、ウェルス・マネジメントは、国内市場におけるプライベート・バンキングのビジネス・モデルを展開している。

リテール・ディベロップメント・イノベーション（RD&I）（ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ全体に及ぶリテール・バンキング業務のためのチーム）は、とりわけデジタル化を通じて、リテール・バンキング業務が顧客にとってより魅力ある事業となることを目指している。

ハロー・バンク！は、フランス、イタリア、ベルギー、ドイツおよびオーストリアにおけるビー・エヌ・ピー・パリバ・グループのネット銀行であり、スマートフォンおよびタブレットで利用できるよう設計されている。

国際金融サービス事業

国際金融サービス事業は、以下の事業により構成され、個人、民間投資家、小規模企業および機関投資家といった幅広い顧客にサービスを提供している。

- ・海外リテール・バンキング事業：ユーロ圏外のリテール・バンキング業務を取り扱い、当該国において、個人、中小企業、小規模企業および法人にサービスを提供するため、ビー・エヌ・ピー・パリバの総合的なリテール・バンキングのビジネス・モデルを展開している。
- ・パーソナル・ファイナンス：セテレム、コフィノガまたはフィンドメスティック等の有名ブランドを通じ、個人を対象とした融資のソリューションを提供している。
- ・ビー・エヌ・ピー・パリバ・カーディフ：人、プロジェクトおよび資産に保険をかけるための貯蓄および保障のソリューションを提供している。
- ・ウェルス&アセット・マネジメントにおける以下の3つの主要な専門事業
 - ・ビー・エヌ・ピー・パリバ・ウェルス・マネジメント
 - ・ビー・エヌ・ピー・パリバ・インベストメント・パートナーズ
 - ・ビー・エヌ・ピー・パリバ・リアル・エステート

国際金融サービス事業は、ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループにとって重要な発展地域であるアジア太平洋地域および南北アメリカにおいて確固たる地位を築いており、当該地域においてビー・エヌ・ピー・パリバの商品およびサービスを顧客に提供している。

ホールセールバンキング事業

ビー・エヌ・ピー・パリバのホールセールバンキング事業は、資本市場業務、証券管理業務、資金調達業務、資金管理業務および財務アドバイザー業務において、法人および機関投資家からなる2種類の顧客フランチャイズに対し、オーダーメイドのソリューションを提供している。ビー・エヌ・ピー・パリバのホールセールバンキング事業は、法人顧客および機関投資家の間の架け橋として、法人顧客の資金調達ニーズを、投資機会を求め、機関投資家へとつなぐことを目指している。

ホールセールバンキング事業の合理化されかつ効率的な体制は、ビー・エヌ・ピー・パリバの法人顧客および機関投資家のニーズに応えるために設計されたものである。そのため、ホールセールバンキング事業は、以下の3つの主要事業を中心に構成されている。

- ・コーポレート・バンキング（各地域毎に独自の組織を有する。）
- ・グローバル・マーケット（すべての資本市場業務を統括する。）
- ・証券管理事業

ホールセールバンキング事業は、以下の3つの主要地域に区分されている。

- ・欧州・中東・アフリカ
- ・南北アメリカ
- ・アジア太平洋

2. 主要な経営指標等の推移

(1) ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2015年	2014年(注1)	2013年	2012年
営業収益	43,411	42,938	39,168	38,409	39,072

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2015年	2014年(注1)	2013年	2012年
営業総利益	14,033	13,684	12,644	12,441	12,529

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2015年	2014年(注1)	2013年	2012年
純利益(ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ)	7,702	6,694	157	4,818	6,564

(単位：%)

	2016年	2015年	2014年(注1)	2013年	2012年
株主資本利益率(注2)	9.3	8.3	7.7(注3)	6.1	8.9

(単位：十億ユーロ)

	2016年	2015年	2014年	2013年	2012年
時価総額 (12月31日現在)	75.5	65.1	61.4	70.5	53.4

出典：ブルームバーグ

(注1) IFRIC解釈指針第21号の適用により修正再表示された数値。

(注2) 株主資本利益率は、純利益(ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ)(ビー・エヌ・ピー・パリバにより発行された優先株式と同順位であり、会計上、配当として扱われる永久最劣後債の利息に関する調整が行われる。)を、関連期間の1月1日および12月31日の平均株主資本(配当後の数値であり、かつビー・エヌ・ピー・パリバにより発行された優先株式と同順位である永久最劣後債を除く。)で除して算出される。

(注3) 米国の関係機関との包括的和解に関連する費用を除く。この調整をしない場合の1株当たり当期純利益は-0.07ユーロ、株主資本利益率は-0.1%であった。

(単位：ユーロ)

	2016年	2015年	2014年	2013年	2012年
1株当たり純利益 (注1)	6.00	5.14	(0.07)(注7)	3.68(注6)	5.16
1株当たり純資産 (注2)	73.90	70.95	66.61	65.00(注6)	63.06(注5)
1株当たり配当金純額	2.70	2.31	1.50	1.50	1.50
配当率(%) (注3)	45.0	45.0	n. s.	40.9(注6)	29.7
株価					
最高値(注4)	62.00	61.00	61.82	56.72	44.83
最低値(注4)	35.27	43.14	43.28	37.47	24.54
年度末	60.55	52.23	49.26	56.65	42.61
CAC 40インデックス (12月31日現在)	4,862.31	4,637.06	4,272.75	4,295.95	3,641.07

(注1) 事業年度中発行済平均株式数に基づく。

(注2) 配当前。年度末における発行済株式数に基づく再評価を行った純資産。

(注3) 株主帰属当期純利益に対する割合で表示され、定時株主総会において提案された配当金の分配。

(注4) 取引中に記録された数値を示している。

(注5) 改訂されたIAS第19号の適用により修正再表示されたデータ。

(注6) IFRS第10号およびIFRS第11号の適用により修正再表示されたデータ。

(注7) 米国の関係機関との包括的和解に関連する費用につき調整した純利益に基づく場合、4.70ユーロ。

最近中間連結会計期間の業績等

(単位：百万ユーロ)

活動	2017年 6月30日
資産合計	2,142,961
顧客預金	793,384
顧客貸出金および債権	715,466
株主資本合計(注1)	99,318
ティア1およびティア2資本比率段階的 導入ベース値	14.7%
ティア1資本比率段階的導入ベース値	13.1%

(注1) 利益処分前。

(単位：百万ユーロ)

利益	2017年度 上半期
営業収益	22,235
営業総利益	7,045
営業利益	5,791
税引前当期純利益	6,215
純利益(ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ)	4,290

(2) ビー・エヌ・ピー・パリバ

	2016年	2015年	2014年	2013年	2012年
<u>年度末資本金</u>					
a) 資本金 (ユーロ)	2,494,005,306	2,492,770,306	2,491,915,350	2,490,325,618	2,484,523,922
b) 発行済株式数	1,247,002,653	1,246,385,153	1,245,957,675	1,245,162,809	1,242,261,961
c) 発行済転換社債の数	なし	なし	なし	なし	なし
<u>年度業績 (百万ユーロ)</u>					
a) 収益合計 (付加価値税を除く。)	32,458	28,160	24,598	26,704	30,015
b) 税金、減価償却費および減損控除前利益	10,153	7,323	1,766	6,183	6,349
c) 法人税費用	(278)	(74)	(218)	(466)	(1,273)
d) 税金、減価償却費および減損控除後利益	9,266	6,232	(3,089)	4,996	5,812
e) 総配当支払額	3,367	2,879	1,869	1,868	1,863
<u>1株当たり利益 (ユーロ)</u>					
a) 税引後利益 (減価償却費および減損控除前)	7.92	5.82	1.24	4.59	4.09
b) 税金、減価償却費および減損控除後利益	7.43	5.00	(2.48)	4.01	4.68
c) 1株当たり配当金	2.70	2.31	1.50	1.50	1.50
<u>人件費</u>					
a) 年度末被雇用者数	51,498	49,751	49,132	47,562	48,896
b) 給与合計 (百万ユーロ)	4,263	4,288	3,713	3,772	3,915
c) 社会保障および従業員給付金合計 (百万ユーロ)	1,599	1,404	1,328	1,359	1,488

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

● グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号

ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（[ムーディーズ日本語ホームページ](#)の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。

ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

● グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

[S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ](#)の「ライブラリ・規制関連」の「[無登録格付け情報](#)」に掲載されております。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因

により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

● 格付会社グループの呼称等について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

[フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ](#)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成 29 年 4 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

金融商品取引業者 株式会社 SBI 証券 関東財務局長（金商）第 44 号

加入協会/日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

店頭デリバティブに類する複雑な仕組債への 投資に際しての確認書

本債券は、通常の債券に比べ非常に複雑な商品性を有しております。

本債券への投資に際しましては、『契約締結前交付書面』、『目論見書』及び『最悪シナリオを想定した想定損失額』等の内容を十分にご確認頂き、以下の事項についてご理解いただいておりますことをご確認ください。

1. 本取引に関して対象となる金融指標等を含む基本的な仕組みについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。
(『契約締結前交付書面』『目論見書』『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁ご参照)
2. 本商品に影響を与える主要な金融指標等の水準の推移等から想定される損失額について、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
3. 想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があることについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
4. 本商品を中途売却する場合の売却額(試算額)の内容について、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
5. 実際に本商品を中途売却する場合には、試算した売却額を下回る可能性があることについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
6. 本取引により想定される損失額(中途売却した場合の売却額(試算額)を含む。)を踏まえ、お客様が許容できる損失額であること、並びに、お客様の資産の状況への影響に照らして、お客様が取引できる契約内容であることを、ご確認いただいていること。
7. 本債券は、通常の債券に比べ複雑な商品性を有しているため、**本債券の商品性を理解する投資経験をお持ちでないお客様には必ずしも適合するものではないこと**を、ご確認の上、ご理解いただいていること。
8. 本債券は、元本リスクのある商品であり、**元本の安全性を重視するお客様には必ずしも適合するものではないこと**を、ご確認の上、ご理解いただいていること。
9. 本取引に関しては、お客様の投資目的・意向をお客様自らにおいて確認し、本債券の商品内容及びリスクを勘案のうえ、自らの投資目的・意向に適合するか否かについて十分検討したうえで、本債券の購入判断をさせていただいていること。